

令和2年
11月 宮崎県定例県議会会議録

令和2年11月20日開会
令和2年12月9日閉会

令和2年11月宮崎県定例県議会会議録 目次

11月20日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	3
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	3
1. 議長挨拶 -----	4
1. 開 会 -----	4
1. 会議録署名議員指名 -----	4
1. 議会運営委員長審査結果報告 -----	4
山下博三議会運営委員長 -----	4
1. 会期決定 -----	4
1. 立皇嗣の礼に伴う賀詞奉呈の件 -----	5
1. 議員の辞職許可（高橋 透議員） -----	5
1. 議案第1号から第33号まで上程 -----	5
1. 知事提案理由説明 -----	5
自11月21日（土曜日） 休 会	
至11月25日（水曜日）	
11月26日（木曜日）	
1. 出席議員 -----	15
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	15
1. 議席の一部変更 -----	16
1. 一般質問 -----	16
田口雄二議員質問 -----	16
・知事の政治姿勢について	
・医療福祉行政について	
・食品衛生法の改正について	
・商工労働行政について	
・観光行政について	
・農政水産行政について	
・警察行政について	
・教育行政について	
坂口博美議員質問 -----	30
・知事の政治姿勢について	
・財政問題について	
・日米共同訓練の問題について	

・新しい「ゆたかさ」について	
野崎幸士議員質問 -----	44
・知事の政治姿勢について	
・農政問題について	
・新型コロナウイルス対策について	
・雇用問題について	
・交通行政について	
河野哲也議員質問 -----	59
・デジタル化推進について	
・医療介護のデジタル化について	
・学校教育のデジタル化について	
・児童虐待について	
・HPVワクチンについて	
・脳脊髄液減少症について	
・パーク処理について	
・みやざきリサイクル製品について	
・家畜防疫について	
・長浜・方財海岸浸食問題について	
・いじめ対応ガイドラインについて	
11月27日（金曜日）	
1. 出席議員 -----	73
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	73
1. 一般質問 -----	74
山下 寿議員質問 -----	74
・新型コロナウイルス感染症について	
・日米共同訓練について	
・県立宮崎病院停電問題について	
・ヤンバルトサカヤスデ対策について	
・鳥獣対策について	
・鳥インフルエンザ対策について	
・口蹄疫の検証等について	
・来年度予算に向けた取組等について	
満行潤一議員質問 -----	86
・本県の魅力発信について	
・感染症対策について	

- ・ 県立宮崎病院の整備について
- ・ 高校生の就職内定率について
- ・ 災害等対策について
- ・ 医師確保について
- ・ ドクターヘリ運用について
- ・ 高次救急医療体制の強化について
- ・ 子育て支援について
- ・ 婚活事業について
- ・ 少人数学級制推進について
- ・ 監査の強化について
- ・ 再生可能エネルギー等について

武田浩一議員質問 ----- 100

- ・ 九州アイランド構想「九州は一つ」を理念とする取組について
- ・ 危機管理について
- ・ 土木行政について
- ・ 教育行政について
- ・ 主権者教育について
- ・ コロナ禍について
- ・ カンショ基腐病について
- ・ 県庁5号館の利活用について

安田厚生議員質問 ----- 115

- ・ 防災対策について
- ・ 緊急搬送について
- ・ 教育行政等について
- ・ 観光業への支援策について
- ・ 中・小規模事業者振興対策について
- ・ 国道446号の整備促進について

自11月28日（土曜日）
 至11月29日（日曜日）
 11月30日（月曜日）

休 会

1. 出席議員 ----- 131

1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 131

1. 一般質問 ----- 132

重松幸次郎議員質問 ----- 132

- ・ 令和3年度当初予算について

- ・新型コロナウイルス感染症対策について
- ・祝！テゲバジャーロ宮崎
- ・スポーツランドみやざきについて
- ・県プール整備事業とPFIについて
- ・産業人財の確保について
- ・水産業の振興について
- ・国文祭・芸文祭について
- ・不妊治療及び妊孕性温存について
- ・デジタル化の推進について
- ・脱炭素社会への取組について

脇谷のりこ議員質問 ----- 146

- ・宮崎駅周辺の活性化について
- ・医療・福祉従事者の人材確保・育成について
- ・教育行政について
- ・平和台公園の整備について
- ・選択的夫婦別姓について

井上紀代子議員質問 ----- 159

- ・令和3年度重点施策について
- ・宮崎県デジタル戦略について
- ・記紀編さん1300年について
- ・新田原日米共同訓練について
- ・農政問題について
- ・福祉問題について

12月1日（火曜日）

- 1. 出席議員 ----- 179
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 179
- 1. 知事発言 ----- 180
- 1. 一般質問 ----- 180

渡辺 創議員質問 ----- 180

- ・将来的な鉄道網維持の方策について
- ・日米共同訓練から考える国と地方の関係について
- ・ヤングケアラーの実態について
- ・教育に関わる諸課題について
- ・県職員の人材確保について

内田理佐議員質問	194
・新型コロナウイルス感染症について	
・県北地区における重度障がい者への支援について	
・A E Dの設置状況について	
・県立学校跡地を活用した移住促進について	
・アフターコロナ時代を見据えた新たな観光戦略について	
・文化芸術の振興について	
前屋敷恵美議員質問	208
・知事の政治姿勢について	
・日米共同訓練について	
・新型コロナウイルス感染症対策関連について	
・農業関連について	
・教育関連について	
12月2日（水曜日）	
1. 出席議員	223
1. 地方自治法第121条による出席者	223
1. 一般質問	224
西村 賢議員質問	224
・知事の政治姿勢について	
・コロナ禍、コロナ後における諸対策について	
・少子化対策について	
・細島港の整備について	
・ハマグリ基石の振興について	
横田照夫議員質問	237
・菅首相の政策について	
・事業承継について	
・奨学金返還支援事業について	
・農業収入保険について	
・国スポに向けた競技力向上について	
・国宝認定について	
有岡浩一議員質問	249
・知事の政治姿勢について	
・職員のメンタルダウン防止について	
・児童心理治療施設について	
・里親制度について	

・宮崎方式 I C Mについて	
・種苗法改正について	
・景観形成の促進について	
・デジタル化推進について	
・県立産業技術専門校について	
・消防指令業務の共同運用について	
・文化財レスキューについて	
・県立病院の危機管理について	
1. 議案第30号から第33号まで採決 -----	259
1. 議案第1号から第29号まで及び請願委員会付託 -----	259
自12月3日(木曜日)	
至12月4日(金曜日)	常任委員会
自12月5日(土曜日)	
至12月6日(日曜日)	休 会
12月7日(月曜日)	特別委員会
12月8日(火曜日)	休 会
12月9日(水曜日)	
1. 出席議員 -----	263
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	263
1. 常任委員長審査結果報告 -----	264
野崎幸士総務政策常任委員長 -----	264
凶師博規厚生常任委員長 -----	265
武田浩一商工建設常任委員長 -----	267
日高陽一環境農林水産常任委員長 -----	268
岩切達哉文教警察企業常任委員長 -----	269
1. 討 論 -----	270
来住一人議員 -----	271
前屋敷恵美議員 -----	271
1. 議案第5号採決 -----	273
1. 議案第1号から第4号まで及び第6号から第29号まで採決 -----	273
1. 請願第2号採決 -----	273
1. 請願第4号及び第5号採決 -----	273
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----	274
1. 議員発議案送付の通知 -----	274
1. 議員発議案第1号から第3号まで追加上程、採決 -----	274

1. 選挙管理委員及び同補充員の選挙 -----	275
1. 閉 会 -----	275
<hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/>	
1. 資 料 -----	277
令和2年11月定例県議会日程 -----	279
議案送付文書 -----	280
一般質問時間割 -----	281
議案・請願委員会審査結果表 -----	283
閉会中の継続審査・調査申出一覧 -----	284
1. 議案議決件名一覧表 -----	285
1. 議員発議案等 -----	289
小規模事業者に対する支援及び商工会の拡充・強化に関する意見書 -----	291
日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書 -----	292
不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書 -----	293
立皇嗣の礼に伴う賀詞 -----	294
1. 請願一覧表 -----	297
1. 議事経過 -----	311

11月20日（金）

令和 2 年 11 月 20 日 (金 曜 日)

午前10時0分開会

出 席 議 員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
4 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 宮 崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 議長挨拶

○丸山裕次郎議長 開会前に一言申し上げます。

本日は、執行部、関係団体の御協力をいただき、古代衣装を着用し、本会議を開催いたします。

この取組は、平成24年度から記紀編さん1300年記念事業の一環として実施しております。

県議会としましても、「神話のふるさと みやざき」のブランドイメージの一層の浸透が図られることを期待するものであります。

◎ 開 会

○丸山裕次郎議長 これより令和2年11月定例県議会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○丸山裕次郎議長 会議録署名議員に、山下博三議員、坂本康郎議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 まず、会期の決定について議題といたします。

今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、山下博三委員長。

○山下博三議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る11月13日及び本日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和2年11月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は合

計33件、その内訳は、補正予算3件、条例4件、予算・条例以外の26件であります。このほか1件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から12月9日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

今期定例会は、11月26日から5日間の日程で一般質問を行います。一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願について、所管常任委員会への付託を行います。

12月3日から2日間の日程で各常任委員会を開催し、9日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○丸山裕次郎議長 会期についてお諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月9日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そ

のように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 立皇嗣の礼に伴う賀詞奉呈の件

○丸山裕次郎議長 次に、立皇嗣の礼に伴う賀詞奉呈の件を議題といたします。

天皇陛下におかせられましては、去る令和2年11月8日に皇嗣文仁親王殿下の立皇嗣の礼をあげさせられましたことは、誠に慶賀に堪えないところであり、謹んでお祝い申し上げるものでございます。

ここで、お諮りいたします。

立皇嗣の礼に当たり、お手元に配付のとおり、天皇陛下及び皇嗣殿下に、本県議会の名をもって賀詞を奉呈することに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、賀詞を奉呈することに決定いたしました。

◎ 議員の辞職許可

○丸山裕次郎議長 次に、高橋透議員から辞職願が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

辞職願

今般、一身上の都合により議員を辞職したいので、御許可くださるようお願いいたします。

令和2年11月20日

宮崎県議会議員 高橋 透

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました高橋透議員の辞職の件を議題といたします。

この場合、高橋透議員は、地方自治法第117条の規定により除斥されますので、退席願います。

〔高橋透議員退席・退場〕

○丸山裕次郎議長 お諮りいたします。

高橋透議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、高橋透議員の辞職は許可されました。

暫時休憩いたします。

午前10時5分休憩

午前10時9分開議

◎ 議案第1号から第33号まで上程

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第33号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。

〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○丸山裕次郎議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和2年11月定例県議会の開会に当たり、初めに一言お礼を申し上げます。

本日は、県議会の御発案により、記紀編さん1300年を記念した取組として、古代衣装を身にまとっての本会議となりました。来年、本県で開催いたします国文祭・芸文祭の成功に向け、そして「神話の源流 みやざき」を内外へ

発信していく上で、このような貴重な機会を設けていただいたことに対しまして、丸山議長をはじめ県議会の皆様に厚くお礼を申し上げます。

それでは、ただいま提案いたしました議案に関する御説明に先立ち、まず、本県の新型コロナウイルス感染症対策の取組状況について御報告申し上げます。

まず、感染者の状況ですが、県内において、昨日までに確認された感染者は388名であります。現在療養されております方々が一日も早く回復されますようお祈り申し上げます。

本県は、7月中旬から9月上旬までの間、事実上の第2波を経験しましたが、その感染拡大の経緯や一連の対応をしっかりと検証し、これからの対策に生かすことが大変重要であると考えております。

事実上の第2波における感染経路につきましては、多くが県外からウイルスが持ち込まれ、それが家庭や職場内、会食等を通して広がり、その後、接待を伴う飲食店や高齢者施設でクラスターが発生しました。

また、一時、人口10万人当たりの直近1週間の感染者数が全国で6番目となり、ピーク時は1日最大101名の方が入院、54名の方々が施設で療養されるなど、深刻な状況に至りました。

一方で、感染者の方々の症状については、無症状・軽症者が多数であり、重症者等は比較的少ない状況でありました。これは、積極的な疫学調査、徹底したPCR検査の実施といった感染症対策や、医療の最前線で献身的に業務に従事いただいている皆様の御尽力のたまものと、心より感謝を申し上げます。

また、感染拡大緊急警報の発令に伴う外出自粛や休業等の要請に対する、県民や事業者の皆様

様の御理解と御協力により、県内における爆発的な感染拡大や、新たなクラスターの発生を防ぐことができたものと考えております。重ねて感謝申し上げます。

直近の全国の状況を見ますと、今月に入り、北海道や都市圏を中心に、新規感染者数が急増しており、まさに第3波ともいえるべき急速な感染拡大に至っている状況であり、強い危機感を持っております。

本県においては、これまで全国的な感染拡大とタイミングを同じくして、感染が発生・拡大していることに加え、今後、感染リスクが高いとされている冬場を迎えることから、県内でも、「第3波の入り口にある」という危機感の下、引き続き全国の感染状況を十分注視し、さらに警戒を強めていく必要があります。

事実、県内では、事実上の第2波が鎮静化した9月中旬以降、県外からのウイルスの持込みと考えられる感染が散発的に確認されておりましたが、今月17日、宮崎市内でクラスターが発生し、串間市でも初めての感染者が確認されました。これに伴い、全県的な警報レベルを、レベル2「特別警報」に引き上げ、県民の皆様には厳重に警戒していただくよう呼びかけているところであります。

現在、飲食業関連の方々による「県内一斉ガイドライン点検の日」の巡回点検をはじめ、それぞれの立場で様々な取組が行われております。

事業者の皆様におかれましては、身体的距離を確保する、従業員の感染防止対策を徹底するなど、改めてガイドラインの遵守をお願いいたします。

また、県民の皆様におかれましても、マスクを着用する、3密を避ける、手指の消毒や換気

を徹底する、体調不良の状況で行動しないなど、新しい生活様式を徹底していただきますよう、重ねてお願いいたします。

本県における検査体制につきましては、これまでPCR検査を中心に充実を図ってまいりましたが、季節性インフルエンザの流行期に備え、かかりつけ医等の地域の身近な診療・検査医療機関の指定等を進め、ピーク時の検査需要と想定されます1日最大4,500件に対応できるよう検査体制を強化いたします。

また、医療提供体制につきましては、関係する皆様の御理解と御協力により、現時点で入院病床を246床、軽症者等の宿泊療養施設を250室確保しております。今後、重症者や重症化リスクのある方に対して医療資源の重点をシフトしていく観点から、適切な入院勧告・措置の調整を進めてまいります。

さらに、10月20日に、福祉保健部感染症対策室内に新型コロナ対策の企画調整を行う4名の専任の職員から成る「新型コロナウイルス対策担当」を新設し、これまで「新型コロナウイルス対策特命チーム」が担ってきた市町村との連携も含め、県庁内の体制を強化したところであります。

これから冬を迎えるに当たり、県民の命と健康、暮らしを守り抜くため、今後とも感染拡大防止策を徹底するとともに、本県経済の再生・復興に全力で取り組んでまいります。

次に、県政に関しまして、3点、御報告を申し上げます。

1点目は、10月26日から今月5日まで、航空自衛隊新田原基地において実施されました日米共同訓練についてであります。

第1に、今回の訓練については、県議会の皆様のお力添えをいただきながら、新田原基地の

周辺市町と連携し、再三にわたり米軍人の新田原基地内での宿泊を強く要請いたしましたが、基地の外のホテルで宿泊が行われたことは、極めて遺憾であります。

第2に、訓練において、米軍機のオイルキャップの紛失事案が発生し、地元には大きな不安を与えたことは大変遺憾であります。

第3に、訓練に関する安全対策等の具体的な措置や迅速な情報提供の在り方について、国と周辺市町・県との間で明確かつ詳細な合意や仕組みがなかったことは大きな課題であると認識しております。

このため、今月13日、今後の訓練に向けて、基地内宿泊を含めた安全対策や情報提供の在り方等について周辺市町と協議を行ったところであり、年度内には国と書面での確認を行うよう進めてまいります。

今後とも県民の安全・安心の確保に全力で取り組んでまいりますので、県議会の皆様には一層の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2点目は、都城志布志道路金御岳工区の開通についてであります。

国及び鹿児島県とともに整備中の都城志布志道路において、本県が金御岳工区として整備を進めております金御岳一県境区間2.9キロメートルが、鹿児島県側の県境一末吉間2.9キロメートルとともに、来年3月28日に開通する運びとなりました。

これまで開通に向け御支援いただきました県議会の皆様をはじめ、関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

この区間の開通により、今年度末までに、都城志布志道路全長約44キロメートルのうち、横市インターチェンジから志布志インターチェン

ジまでの約32キロメートルがつながることになります。

この道路の整備が進むことで、防災、経済、医療など各方面において大きな効果が期待されますので、引き続き、国及び鹿児島県と緊密に連携し、一日も早い全線開通に向けて全力で取り組んでまいります。

3点目は、全国知事会「地方税財政常任委員会」委員長への就任についてであります。

私は、今月4日、全国知事会に設けられております6つの常任委員会のうち、地方税財政常任委員会の委員長に就任いたしました。

この委員会は、全国知事会の中でも地方税財政に関する事項を所管する中核的な役割を担う委員会であり、地方税財政に関する提言を取りまとめ、国に対して要請活動を行うほか、国と地方の協議の場を通じて地方6団体の意見を国に伝えるなど、国の地方財政対策や税制改正等に重要な役割を果たしております。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、防災・減災、国土強靱化対策や人口減少問題、デジタル化など、地方自治体が直面する課題に的確に対応していくためには、地方一般財源総額の確保など、地方税財政対策の充実・強化が不可欠であります。本県のように財政基盤の脆弱な自治体をはじめ地方団体の代表として、地方の声をしっかり国に訴えますとともに、委員長としての活動を通じて、国や他県とのパイプをさらに強化し、本県の発展につなげてまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計99億2,192万3,000円、特別会計3億5,800万円、公営企業会計1億3,961

万1,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は7,029億4,155万2,000円となります。

今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金87億844万7,000円、財産収入2億100万円、寄附金3,337万6,000円、県債9億7,910万円であります。

以下、一般会計補正予算案に計上いたしました事業の概要について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年度の各補正予算でお認めいただきました各種事業の着実な執行に努めるとともに、現下の状況を踏まえ、今回、緊急包括支援交付金などを活用し、必要な事業を構築したところであり、合計76億円規模の対策を講じてまいります。

その主な事業について御説明申し上げます。

まず、「新型コロナウイルス緊急対策事業」につきましては、この冬に想定される新型コロナウイルス感染症の流行に備え、PCR検査等のための機器導入支援や、保険適用検査の自己負担分の公費負担、患者を受け入れるための病床を確保した医療機関の支援に要する経費を増額するものであります。

次に、「保険薬局従事者慰労金交付事業」につきましては、保険薬局において患者に接しながら服薬指導や投薬補助等の業務に従事した方へ慰労金を交付するものであります。

次に、「「みやざき学び旅」促進事業」につきましては、県内での教育旅行を促進するため、旅行会社の商品企画開発や小中学校等のバス借上げを支援するための経費を増額するものであります。今日も多くの子供たちが県庁の見学に訪れていただいているところであります。

このほか、休業や失業により収入が減少され

た方等に対する生活福祉資金に要する経費を増額し、セーフティネットを充実させるとともに、県産水産物について、県外の学校給食への提供により応援消費や販売拡大を図るなど、引き続き地域経済の活性化等に取り組んでまいります。

以上、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業について御説明いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策以外の主な事業の概要について御説明いたします。

まず、「周産期医療ネットワーク運営支援事業」につきましては、周産期医療体制整備のため、ICTを活用した妊産婦モニタリングシステムの運営を支援するものであります。

次に、「次世代の畜産を守る家畜防疫対策事業」につきましては、家畜伝染病に対する農場の防疫を充実・強化するため、国の消費・安全交付金を活用して防鳥ネットの設置を支援するものであります。

次に、「宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業」は、宮崎海洋高校が所有する漁業航海実習船「進洋丸」の代船建造を行うものであります。

このほか、補助公共・交付金事業のうち、「災害関連緊急砂防事業」として、令和2年台風10号によって椎葉村で発生した土砂災害について、早期に砂防堰堤等を整備し、今後の災害発生の防止を図ることとしております。

最後に、債務負担行為の設定について御説明いたします。

「県有スポーツ施設整備事業」につきましては、国民スポーツ大会の体育館整備に係る建設工事費等について、債務負担行為を設定するものであります。

このほか、港湾整備事業特別会計における

「ふ頭整備事業」につきましては、宮崎カーフェリーの新船建造に伴い、宮崎港においてサイドスロープを整備するものであります。

それでは、次に、予算以外の議案について御説明いたします。

議案第4号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第5号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」は、県民税均等割における超過課税措置の適用期間を延長するため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第6号「宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例」は、宮崎県住宅供給公社が本年9月30日付で清算終了したことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。

議案第7号「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例」は、漁業法の改正に伴う宮崎県漁業調整規則の改正等を行ったため、関係規定の改正を行うものであります。

議案第8号及び議案第9号は、30年発生道路災害関連事業国道448号藤工区（仮称）藤トンネル工事（1工区）及び（2工区）の請負契約の変更について、それぞれ議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第10号は、県立高等学校等における壁かけプロジェクターその他関連機器の取得について、財産に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第11号は、西都商業高等学校跡地の土地及び建物を西都市の産業振興のための用地に供

するものとして処分することについて、財産に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第12号は、県立宮崎病院における医療上の事故に係る損害賠償額を定めることについて、宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第13号から第28号までは、宮崎県男女共同参画センターなど21の施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第29号は、令和3年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証券法の規定により、議会の議決に付するものであります。

議案第30号及び議案第31号につきましては、収用委員会委員2名が令和2年12月27日をもって任期満了となりますので、このうち、議案第30号は、高島俊一氏の後任委員として岡田英治氏を、議案第31号は、持原道雄氏の後任委員として坂本義広氏をそれぞれ任命いたしたく、土地収用法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第32号は、収用委員会予備委員岡田英治氏が令和2年12月27日をもって任期満了となりますので、その後任予備委員として堀野誠氏を、議案第33号は、収用委員会予備委員坂本義広氏の後任予備委員として小八重英氏をそれぞれ任命いたしたく、土地収用法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

本年9月、台風10号に伴う土砂災害により、椎葉村では、ベトナムからの技能実習生1名の

方の貴い命が失われました。改めまして、犠牲になられた方に哀悼の誠をささげるとともに、御親族や関係者の皆様にお悔やみを申し上げます。

今もなお、3名の方の行方が不明となっており、椎葉村では、今月15日にも大規模な捜索活動が行われたところであります。

私は、このたびの痛ましい災害を胸に刻みつつ、前を向いて歩みを進めておられる椎葉村や関係者の方々に心を寄せるとともに、これからも県民の命と暮らしを守る取組を進めていかなければならないとの決意を新たにしております。

椎葉村では、本年7月、村内外の人々が交流する拠点施設「K a t e r i e (かてりえ)」が開館しました。この施設は、図書館やキッズスペース等の設備を備え、子供からお年寄りまで多くの方々が多様な過ごし方や交流を行うことができる新たな地方創生の拠点であります。また、館内には、通信環境が整ったコワーキングスペースが併設されており、ゆとりある新しい働き方とされる「ワーケーション」の取組が始められています。

「K a t e r i e (かてりえ)」という名前は、地域の伝統的な助け合いのありようを意味する「かてーり」という椎葉の言葉に由来しております。「かてーり」は、そば刈りや田植など、皆で協力し合って地域の暮らしを守る人々の心のよりどころとなってきた精神であります。

新型コロナウイルス感染症とそれに伴う社会的影響が長きに及ぶ中、私は、「かてーり」の精神に学びつつ、県民の皆様、市町村、関係機関などオール宮崎による「連帯」をもって、この社会的危機を乗り越えてまいりたいと考えて

令和2年11月20日(金)

おります。

県議会の皆様におかれましては、格別の御理解と御支援を賜りますようお願いいたします。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日21日から25日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、26日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時31分散会

11月26日（木）

令和 2 年 11 月 26 日 (木 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (37名)

1 番	有 岡 浩 一	(郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿	(同)
7 番	窪 菌 辰 也	(同)
8 番	脇 谷 の り こ	(同)
9 番	佐 藤 雅 洋	(同)
10 番	安 田 厚 生	(同)
11 番	内 田 理 佐	(同)
12 番	日 高 利 夫	(同)
13 番	丸 山 裕 次 郎	(同)
14 番	岡 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創	(県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉	(同)
19 番	中 野 一 則	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫	(同)
21 番	外 山 衛	(同)
22 番	西 村 賢	(同)
24 番	右 松 隆 央	(同)
25 番	野 崎 幸 士	(同)
26 番	日 高 陽 一	(同)
27 番	井 上 紀 代 子	(県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二	(県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一	(同)
31 番	太 田 清 海	(同)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之	(同)
34 番	濱 砂 守	(同)
35 番	二 見 康 之	(同)
36 番	星 原 透	(同)
37 番	蓬 原 正 三	(同)
38 番	井 本 英 雄	(同)
39 番	徳 重 忠 夫	(同)

欠席議員 (1名)

23 番	山 下 博 三	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
------	---------	-------------------------

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 議席の一部変更

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定いたします。

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。県民連合宮崎の田口雄二です。一般質問では初日に抽せんが当たるだけでも私にとっては珍しいのですが、県議会議員になって14年目、初めて1番を引きました。私にとりましては記念すべき日です。県政の課題にしっかりと取り組んでまいります。

私の質問の日の朝、同僚の高橋議員が「田口さん、今日は何の日ですよ」と、いろいろ言ってくれていましたが、それを質問の枕に使ったりしておりました。その高橋議員も、この11月議会初日に辞職し、議員そして会派の仲間ではなくなりました。ユーモアとウィットに富んだ、そしてちょっと毒のある会話をいつもしてくれました。いなくなったことは寂しい限りですが、新たなステージでの活躍を心から祈念いたします。

ちなみに11月26日、本日は、昭和10年に日本

ペンクラブが制定されたそうで「ペンの日」、そして語呂合わせで「いい風呂の日」です。今夜、いい気分風呂に入れるような質問になればという思いで質問いたします。

さて、ジャイアンツファンの皆さん、昨夜は大変残念でした。同じ宮崎市でキャンプするソフトバンクホークスとの戦いは、2年続けての完敗となりました。NHKの朝ドラ、古関裕而さんが作曲した巨人軍の応援歌「闘魂こめて」もむなしく聞こえてくるかもしれません。しかし、千倍返しの思いで精進すれば、新たな道が見えてくるかもしれません。全集中での雪辱を期待いたします。

また、先週、男子プロゴルフのダンロップフェニックストーナメント、プロに転向して僅か3戦目で優勝した金谷拓実選手は、知事と同郷の広島県呉市の出身です。これまでとんでもない実績を残しており、将来が楽しみな選手です。

今週は、女子プロゴルフのメジャー大会のリコーカップが、宮崎市で今日から始まりました。宮崎市出身で、本年の日本女子プロ選手権優勝の永峰咲希選手——私の高校の後輩、そしてお父さんは県職員——が参加しており、活躍を期待しております。

大相撲の琴恵光、残念でしたが来場所の捲土重来を楽しみにしております。

前置きが長くなりましたが、早速質問に入ります。

まず、知事の政治姿勢について伺います。

アメリカの大統領選挙が今月行われました。結果が出たのかまだなのか、よく分かりませんが、どうやら次の大統領は、民主党のバイデン氏になることは確実な状況です。

4年間のトランプ政権は、世界最強のアメリカ

カの「偉大なアメリカよ、再び」という政策が、これまでの大統領とあまりにもタイプや手法が違い過ぎて、露骨な無理難題を各国に押しつけてきましたが、その評価は今後判断されるのではないかと思います。

今回のアメリカ大統領選挙の結果についてどのように考えているのか、あわせてバイデン氏にどのような期待を持っているのか、知事に伺います。

これで壇上からの質問は終わります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

アメリカ大統領選挙、長期にわたり国を2分して行われたものでありますが、まずは、我が国が日米同盟を基軸とした外交安全保障政策を展開するとともに、経済面でも強い結びつきがある国であるということ、さらには、単なる一国のリーダー選びにとどまらず、民主主義や国際秩序の行方にも大きく影響するものと、私も高い関心を持って見ておりました。

これまで、米国第一主義が掲げられる中で、TPPやイラン核合意、気候変動対策のパリ協定からの離脱などにより、経済や外交面での国際協調の取り組みが弱まったこと、また、国内では分断が加速しているというようなことが言われておりまして、懸念も抱いておったところでもあります。

国際社会は今、中国やロシアの台頭、核軍縮条約の失効など、新冷戦とも呼ばれる大国間の争い、緊迫化する中東情勢、ポピュリズムや保護主義の台頭など様々な面で社会の分断も進み、国際情勢は不透明さ、不確実性が増していると考えております。

一方で、地球的規模の課題、平和、気候変

動、防災、人権、さらにはコロナなど保健衛生の課題、これらの国際社会が一致して対応する必要がある重要な課題が山積しているところであります。

次期大統領には、国内問題はもとより、このような国際情勢への改善に向けた強いリーダーシップが求められているところでありまして、国際社会の平和や繁栄に向けて、我が国とのより一層の緊密な結びつきを期待しているところであります。以上であります。[降壇]

○田口雄二議員 ありがとうございます。

アメリカは、日本にとって民主主義のお手本だったのですが、今回の選挙の混迷等は日本では考えられません。選挙は、圧倒的な権力を持ったほうが不正をする途上国が多いのに、世界一の権力を持ったアメリカ大統領の選挙結果が不利になるとは思えません。バイデン氏が日本にとっても宮崎にとってもプラスになることを期待して、次の質問に移ります。

Go To トラベルの影響なのか、それとも冬を迎え、気温が下がり乾燥するとウイルスが死滅するのに時間を要する時期を迎えたからか、アメリカやヨーロッパでは、第1波をしのぐコロナの感染拡大となっていて、2度目のロックダウンを実施している国もあります。

日本国内でも連日、コロナ感染の最多記録を更新する状況で、落ち着いていた本県でも、またしてもクラスターが発生し、今後の拡大が心配されています。

新型コロナの第3波に備えて、知事はどのように考え、どのような対策を取っていくのか伺います。

○知事(河野俊嗣君) 新型コロナ感染症につきましては、先日、県対策本部会議を開催いたしまして、感染状況を分析するとともに、今後

の対策について確認したところでありますが、本県でも11月に入り80名を超える感染者が生じるなど、今まさに第3波に直面しているものと、強い危機感を持っているところであります。

対策の柱の1つとしましては、適切な検査・医療の提供、クラスターへの対応であります。身近な医療機関等におきまして、新型コロナウイルスの診療・検査が行える体制の整備や、医療提供体制における重症者・重症化リスクのある方への重点化、高齢者施設等でのクラスター対策などに取り組んでまいります。

2つ目は、市町村や飲食関係団体との連携であります。ガイドライン遵守に係る共同宣言に基づく取組を強化し、会食時の工夫に係る普及啓発なども強化してまいります。

3つ目は、感染に関して地域や状況に応じたきめ細かい対応を図っていくこととあります。イベントや会食の取扱い、飲食店等の時間短縮・休業、県外との往来、外出などにつきまして、今後、感染の状況に応じて、必要な際には県民の皆様にご要請を行ってまいりたいと考えております。

「県民の命と健康、暮らしを守り抜く」という強い思いの下で、時々刻々と変化する状況に適時適切に対応してまいります。

○田口雄二議員 間もなく師走を迎え、例年ですと、これから人や物の動きが一番活発になる時を迎えます。経済の動きを抑えることなく感染拡大を抑えるという、非常に難しいさじ加減が必要となります。知事が言われました「県民の命と健康、暮らしを守り抜く」、どうぞよろしく願いいたします。

次に、大型商業施設が宮崎市に相次いで今月オープンしました。13日に、橘通りに「MEG

Aドン・キホーテ」、20日に、宮崎駅前に「アミュプラザみやざき」です。イオンモール宮崎以来の大型店のオープンですが、イオン進出の際は、地元商店街の反対運動があり、イオン開業後は、商店街の心配どおり、中心市街地では閉店が相次ぎ、シャッターが下りた店が増えました。

ただ、今回は中心市街地への出店となり、イオンのときと状況が違いますが、強力な集客力を持つ両店となりますので、中心市街地が活力を取り戻すかは未知数です。

アミュプラザみやざきとMEGAドン・キホーテのオープンへの期待と不安について、知事の所感を伺います。

○知事(河野俊嗣君) アミュプラザの開業に向けましては、駅前に整備されるこの新たなにぎわいの拠点、中心市街地とも密接に結びつくことによりまして、地域全体の活性化につながる施設となるよう、計画の段階から地元経済界や商店街との意見交換が重ねられてきたところとあります。県や宮崎市におきましても、宮崎駅西口駅前広場の整備やグリーンスローモビリティの運行など、駅周辺と中心部との回遊性を高める取組を行ったところとあります。

また、時を同じくして、大型商業施設「MEGAドン・キホーテ」が開業いたしましたほか、宮崎駅から中心部につながる周辺商店街においては、アミュプラザの開業に合わせた出店が増えるなど、相乗効果も生まれているところとあります。

私としましては、今回の取組が、県外に向けた観光・物産振興の起爆剤となり、その効果が宮崎市にとどまらず県内全域に広がっていくことが重要であると考えております。引き続き、宮崎市や運営事業者、商店街とも連携し、エリ

ア全体の、また県全体の活性化につながるよう取り組んでまいります。

○田口雄二議員 コロナ感染が拡大する中でのオープンとなりましたので、どんな影響が出るかはすぐには分かりませんが、既に駅前商店街の「あみーろーど」はオープンを見越してにぎわいを見せています。失礼な言い方かもしれませんが、以前の古ぼけたイメージからは大きく変化し、しゃれた若者の街になっています。中心市街地の活性化につながることを期待いたします。

次の質問ですが、本県が幸福度ランキングにおいて2年連続で1位になりました。定住意欲や地域への愛着度がちょっと低下したとはいえ、全国1位です。調査に回答した県民の4人のうちの3人が幸せと意識しているようです。

新型コロナウイルスの感染拡大によって、地方への移住希望者が増加しています。幸福度ランキング2年連続1位となっていることを移住に生かさなければならぬと思いますが、知事のお考えを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 都道府県「幸福度」ランキングは、民間のシンクタンクでありますブランド総合研究所が、全国の方々を対象に行っているアンケート調査の結果であります。本県が2年連続で1位になったということは、大変うれしく、また誇らしいことであると考えております。

このニュースは全国的にも発信されたわけでありまして、アンケートの中で回答されました本県在住の方のうち74%の方が、「宮崎で暮らしていて幸せである」と実感をしているという事実は、「暮らしやすい宮崎」というものを対外的にアピールできる絶好の材料であると考えております。私も様々な場面でこれをアピール

し、県外に向けても活用しているところであります。

コロナ禍で、地方移住への関心が高まり、各県が移住者の獲得に力を入れている状況にあります。このようなランキング結果を、セミナーや移住のホームページにおいても積極的に活用しながら、本県のゆったりとした生活環境や自然と共存する暮らしの魅力をPRするとともに、産業の振興や医療、子育て環境のさらなる充実等を図り、引き続き、移住促進にもつなげてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 いい子が育つランキングも、いつも1位とか2位ぐらいに入っていますので、それも1つのポイントになると思います。

先日、持続可能な地域づくり対策特別委員会の県内調査で、各地の移住受入れの状況を調査してきました。高千穂町の移住希望者のサポートをするNPO法人「一滴の会」の役員の方のお話を聞かせていただきました。空き家はたくさんあるのに、移住希望者が多いにもかかわらず、提供できる家が圧倒的に不足していると歯ざしりをしている状況をお聞きしました。

本県の幸福度ランキング2年連続1位を受け、移住促進に向けた魅力発信や空き家の活用に係る具体的な取組について、総合政策部長に伺います。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 県ではこれまで、移住相談窓口の設置やセミナーの開催、移住ホームページの運営のほか、市町村が行う空き家バンクの運営や空き家改修に対する支援等を行うことによりまして、移住促進を図ってきたところであります。

また、今年度からは、移住情報誌を発行しております企業と連携しまして、移住希望者向けの体験ツアーやセミナーの開催、情報誌掲載に

よる本県の魅力発信に取り組みますとともに、空き家活用をさらに促進するため、空き家所有者等へのアンケート調査や、空き家マッチングサイトの構築を進めているところであります。

今後とも、このような取り組みを推進し、コロナ禍を契機とした、都市部から地方への新たな人の流れをしっかりと取り込んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 人材派遣大手のパソナグループは、今回のコロナ対応として、主な本社機能を東京から兵庫県の淡路島に移転し、社員の3分の2、約1,200名が移住することが話題になっています。口の悪い人は「島流し」などと言っている人もいますようですけども、今回のコロナの感染拡大は、地方にとってチャンス到来です。アンテナを高くして、企業や移住希望者の要望にしっかりと応えられるように、市町村と連携して進めていただきますよう、よろしくお願いたします。

次に、医療福祉行政について伺います。

県立3病院において、今回のコロナ感染症対策では、感染症指定医療機関として患者を受け入れ、また、県内では最初に患者を受け入れたノウハウを、ほかの医療機関等に対して積極的に情報提供していただきました。

病院現場では、未知のウイルスにどう対応すべきか手探りの状況の中で、高い緊張感を持って治療や看護に当たっていただき、コロナの爆発的な感染拡大を抑えてくれた医療スタッフに、心から感謝を申し上げます。

そんな医療スタッフが頑張っていた県立宮崎病院で、11月2日、停電が発生し、機能回復に時間を要し、長時間にわたり機能停止の状態になりました。県民の命を預かる中心となる県立宮崎病院の長時間停電はあってはなりません

が、まず、今回の停電事故の原因について、病院局長に伺います。

○病院局長(桑山秀彦君) 今回の県立宮崎病院での停電事故につきましては、入院・外来の患者・家族の皆様にも、大きな御負担、御迷惑をおかけしたこと、また、救命救急センターなど病院機能を一時停止せざるを得なくなりましたことを、心よりおわび申し上げます。

今回の停電の原因につきましては、現在のところ、九州電力の電線から病院構内への引込線の接続部分に被覆の破れが確認されたため、この部分から雨水が入り込み、漏電が発生した可能性が高いと考えておまして、今後詳しく調査をしていくこととしております。

また、今回併せて、非常用電源設備からの電力供給の不具合が発生しましたが、非常用電源は、手動で確実に切り替わることを確認していたにもかかわらず、九州電力からの電源回復による全館復旧を優先したために、手動操作に遅れが生じたこと、また、非常用電源に自動で切り替わる装置について、日頃から十分な点検が行われていなかったことが原因と考えております。

○田口雄二議員 大きな人的被害がなかったのは不幸中の幸いでしたが、九州電力からの引込線の被覆が破れており、雨水が入り漏電したことは、定期点検がされていなかったことと、電気系統が1ルートしかなかった点に問題があります。また、非常電源への自動切替えが不具合で切り替わらず、手動でも対応が遅れたというのは、もうあきれられるばかりです。

緊急事態のマニュアルは当然あると思いますが、なぜ実施されなかったのか、もう一度しっかりとチェックし、また、日頃からの点検や訓練を定期的に行うことが必要です。県民が、南

海トラフ地震等の災害時には本当に大丈夫なのかと不安を抱いたことは、間違いありません。

今回の事態を受け、県立延岡・日南病院ではどのような対策が取られているのか、病院局長に伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 他の県立2病院につきましても、設備を維持・管理するための年次点検等が実施されて、今回のような全館停電を想定した訓練も、少なくとも3年に1回は行っております。

こうした点検や訓練の中で、停電時に非常用電源に自動で切り替わる装置に関しましても、点検を実施して正常に作動することを確認しており、また、非常時の職員の役割分担についても周知徹底が図られているところでございます。

○田口雄二議員 現在、新しい県立宮崎病院が建設中です。新病院で同様の停電が起こった場合、どのような対策が取られるのか、病院局長に再度伺います。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院、新病院の電気設備につきましても、九州電力から2つの別の系統から電気を受けることができるように整備することとしておりまして、今回の停電のように、1つの系統で電源供給が途絶えても、自動的に別の系統に切り替わりまして、電源供給が行われる仕組みを採用しております。

また、全ての外部電源が失われた際には、非常用電源設備に自動的に切り替わることとなりますが、今回の事故を教訓としまして、あらゆる事態を想定したマニュアルの策定や訓練なども実施することにより、万全を期してまいります。

○田口雄二議員 緊急事態のマニュアルをもう

一度しっかりとチェックし、また、日頃からの点検や訓練を定期的に行うことが必要です。二度とこのようなことが起こらないよう、万全な対策をよろしく願いいたします。

次に、本県の医師不足を解消するために、宮崎大学医学部に2006年から県内出身者を対象に地域枠を設けてきました。地域枠は、卒業後に県内の医療機関で働くことが前提でしたが、県外に転出する卒業生が相次いでおり、その対策が課題になっていました。

宮崎大学医学部の地域枠の見直しが行われるようですが、見直しの内容と本県の医師確保に与える効果、あわせて、医師の偏在対策として宮崎県キャリア形成プログラムの概要と取組状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、宮崎大学医学部では、県内高校の新卒及び県内出身の既卒1年目までを対象とする計25名の地域枠等が設置されておりますが、令和4年度より、既卒2年目まで対象を広げるとともに、新たに全国公募枠を設けまして、定員も40名まで増員されます。

これらにより、県内高校生の受験機会の拡大、全国からの優秀な人材の確保が図られ、また、入学者には、県内で9年間、うち4年間を医師少数区域等で勤務するキャリア形成プログラムが適用されますことから、若手医師の確保に直結するものと考えております。

県では、現在、プログラムへの理解促進を図るため、説明会や個別面談等に取り組んでいるところでありまして、順次、適用に関する同意を得るとともに、今後、内容のさらなる充実にも努めてまいります。

○田口雄二議員 医師の6割が宮崎市近辺に集中しており、県内の医師の偏りは顕著です。医

師の偏在対策である宮崎県キャリア形成プログラムは、スキルアップのためプログラムを一時中断して県外研修や最大5年間の海外留学もできるようにしており、また、出産育児などの対応もなされており、柔軟性もかなりあり、私は大きな期待を寄せています。しっかりと実績が残せるような取組、よろしくお願ひいたします。

今日の地元新聞にも出ておりましたが、自殺が増えているようですので、このことについてお聞きいたします。

新型コロナの影響で行き詰まった人の自殺が、7月以降急増していると報道されています。警察庁のまとめで、10月の自殺者数は、全国の速報値で2,153人になったと報告されました。前年同月比で39.9%、614人の増加となっています。

自殺者数は、以前は3万人を超えていましたが、2010年より様々な対策が功を奏し減少に転じ、昨年まで10年連続で減少し、約2万人まで来ていました。

コロナ後は女性の自殺が急増しており、10月は前年比で82.6%増の851名になっています。1月から6月までは、前年同月比でマイナスで推移していましたが、7月以降は4か月連続で増加しており、1月から10月までの自殺者数は、現在、1万7,219人となり、前年より160人多くなっています。

コロナの死者が、昨日時点で全国で2,049人です。自殺はその8倍以上もいるということになります。これは海外メディアでも、日本のコロナ対策はうまくいっているのに、何でこんなに日本は自殺が多いんだというのが話題にもなっているようでございます。

本県は、のんびりとした県民性にもかかわら

ず、自殺が多いところでしたが、関係者の御尽力で減少し、年間で200人を切るところにまでなってきましたが、現状が心配です。

コロナで生活が困窮して、生活保護の申請や自殺者が本県でも増えているのではないかと思います。どのような状況か、また、現状を受けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県におきまして、直近の把握できる数字として、今年3月から8月までの生活保護申請件数は965件、対前年比で1.2%減少しており、これは給付金等の支給や各種生活支援資金制度が周知された結果と考えております。

また、自殺者につきましては、警察庁自殺統計の暫定値では、今年3月から10月は159人、対前年比で12.8%増となっております。

県では、自殺予防に関し、普及啓発や人材養成などの総合的な対策に加えまして、コロナの影響を見据え、自殺予防夜間電話相談の体制を拡充したほか、新たに11月11日からの「県民一斉“声かけ”プロジェクト」、県内約110の相談機関による「悩みごと一斉相談」などに取り組んでいるところであります。

今後とも、より一層、各部局や関係機関と連携し、自殺対策や困窮者の支援に努めてまいります。

○田口雄二議員 先ほど申しましたように、10月の自殺者だけで、コロナ感染症全体を上回っているという、とんでもない状況となっております。

自殺は本県でも急増しているようですが、生活保護が減少しているのは意外でした。給付金等の支給が要因ではということですが、仮にそうであっても、長続きはしません。今後の動きに注目です。

自殺予防電話相談、本日の地元紙にも相談員が足りないと報道されています。人員確保をよろしく願いいたします。

次に、食品衛生法の改正について伺います。

私たちの食の安全を守る法律、食品衛生法が15年ぶりに改正され、2018年6月公布、2020年6月1日にその一部が施行されました。

HACCPとは、国際的に認められた衛生管理の手法で、製品の安全性を確保する方法です。食の国際化に伴い、日本でも導入が求められ、法改正の柱となりました。

本年6月1日から、原則全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められるもので、1年間の経過措置があり、2021年5月末までの対応が求められています。

そこでまず、HACCPの定義について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） HACCPとは、原材料の受入れから製品の出荷までの各工程におきまして、食中毒菌による汚染や異物の混入などの危害を分析した上で、その防止につながる特に重要な工程を、継続的に監視・記録する工程管理の手法であります。

今回の法改正では、大規模事業者を対象とした「HACCPに基づく衛生管理」と、それを簡略化した、小規模事業者を対象とする「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」に分けられております。

○田口雄二議員 HACCPとは、原則全ての食品事業者が対象となっていますが、食品業者にも様々な事業形態があり、実際にはどのような事業者が対象になるのか、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） HACCPの義務化につきましては、令和3年6月1日から

原則全ての食品関係事業者が対象となります。ただし、食品等の輸入、貯蔵または運搬のみを行う者など「公衆衛生に与える影響が少ない営業」や、農業者自らが生産した野菜などを未加工で販売したり、また、魚などの水産物を生きたまま出荷、または販売する場合など、農業及び水産業において、食材の採取業とみなされる範囲については、対象外となります。

○田口雄二議員 全ての食品事業者といっても、対象外があることは分かりました。ただ、学校や幼稚園や保育園の給食提供や、社員食堂や福祉施設の食事提供等も対象となるようです。

それでは、HACCP導入にはどのような条件が必要であるのか、また、本県ではどこが確認することになるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 大規模事業者につきましては既に導入されている一方、小規模事業者につきましては、簡略型である「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」が認められておりまして、HACCPになじみのない事業者でも導入を容易にするため、各食品団体自らが作成し、厚生労働省が確認した手引書の内容を実践することで、導入されたとみなされます。

このHACCPの導入・運用条件につきましては、保健所の食品衛生監視員が確認することになります。

○田口雄二議員 今回のこの質問は、地元の飲食業組合の代表が、新型コロナの対応で保健所が逼迫しており、食品衛生法による認定や活動のPRが遅れており、来年の5月いっぱいまでに、全ての対象となる業者が認定を受けられるかと心配していたからです。

そこで、対象となる事業所への周知状況及び期限内までに未導入の場合はどのような対応になるのか、再度、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 食品衛生法改正を見据えまして、平成28年度から、保健所の各種講習会や巡回指導及び関係団体と連携して、周知・啓発を計画的に実施してまいりました。

本年度は、新型コロナの影響もあり、巡回指導や講習会等の周知啓発の機会が減少している状況であります。導入の進んでいない小規模事業者に対して、リーフレット等の配布や業種別の講習会を開催するなど、導入促進を図っているところであります。

本格施行される令和3年6月1日以降につきましても、当面の間は、保健所の食品衛生監視員の巡回等により、HACCPの導入に至っていないと判断された事業者に対しては、助言や指導を行い、早期に導入できるよう支援してまいります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

来年の期限である5月いっぱいを超えても若干の猶予があると理解できましたが、期限内に漏れなく導入できるよう、御尽力をよろしくお願いいたします。

次に、商工労働行政について質問いたします。

今年の高校生の採用活動は、コロナの関連で例年より1か月遅れの10月にスタートし、現在、内定が出されているところとは思いますが。

コロナの影響で、高校生たちに就職先として県内が見直されているとも聞きますが、例年と比較すると求人も減っているのではないかと想像されます。

来年3月に卒業予定の高校生の求人確保に向

けた取組と現在の求人の状況について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、労働局や教育機関等と一体となって、経済団体に対し、高校や大学などの新規卒業者の雇用機会の確保に向けた協力を要請いたしますとともに、7月に予算化いたしました「新卒採用企業応援事業」の活用を広く促すことで、求人数の確保と早期内定の実現に努めているところであります。

このような取組により、県内高校生に対して寄せられた求人数は、本年6月末時点では、前年同月比で約3割の減でありましたが、直近の9月末の時点では、就職希望者数2,455人に対し、前年同月比で約2割減の3,532件となったところであります。

県といたしましては、関係機関と連携し、県内企業への就職が促進されますよう、引き続き取り組んでまいります。

○田口雄二議員 昨年よりは2割減の3,532件ではありますが、県内就職希望の高校生は約1,500名だそうですので、選択肢が若干減りますけれども、就職には問題ないようです。高校生の県内志向が強くなっているようですので、昨年の県内就職率57.9%、全国44位が少しでも向上してほしいものです。

同じくコロナによる労働環境の変化でかなり厳しい状態になり、パートや派遣社員等に相当なしわ寄せが来ているのではないかと思います。本県における新型コロナウイルス感染症の影響による解雇や雇い止めの状況と県の対策について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、解雇や雇い止めに遭った本県の労

働者数は、直近の11月20日現在、見込みを含めて597人となっており、製造業を中心に、宿泊業や飲食業など様々な産業に広がっております。

全国的に感染が拡大する中、今後、解雇や雇い止めがさらに増加することも懸念されますことから、県といたしましては、今月から受付を開始しました「離職者採用企業支援事業」を広く周知するとともに、離職者を対象とした職業訓練等の実施を通じて、解雇や雇い止めに遭った方々の早期就労が図られるよう、労働局など関係機関と連携をして取り組んでまいります。

○田口雄二議員 日南市の縫製業の大手が倒産したこともあり、コロナ以外の要因の解雇もあります。

離職者採用企業支援事業は、離職者を雇用したら、事業主に1人当たり10万円が支給されるものです。予算ベースでいきますと500名までは対応できるようで、1人でも多くの採用となることをお祈りいたします。

次に、みやざき外国人サポートセンターについて伺います。

昨年の12月末時点で、本県の在留外国人は約7,850人です。県は、グローバル化の進展で外国人の受入れ拡大が見込まれる中、生活者として外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、外国人住民が抱える様々な疑問や悩みに対して、国や市町村、関係機関と連携しながら、行政・生活全般の情報提供や相談対応を一元的に行う相談窓口「みやざき外国人サポートセンター」を開設しました。

センターは昨年の10月26日に開設しておりますので、既に1年が経過しましたが、利用実績や相談内容について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） みやざき

外国人サポートセンターでは、開設からの約1年間で、窓口や電話、メールを通じて430件の相談がなされております。

相談者は、外国人が約4割、残りの約6割の日本人は、外国人を雇用している企業や友人・知人などとなっております。

内容は、雇用や医療などの相談のほか、在留資格や運転免許、ごみの分別など、生活上の様々な疑問や悩みも寄せられております。特に本年2月以降は、新型コロナウイルス感染症に関連して、健康面や収入面についての相談も寄せられております。

今後は、オンラインでの相談対応や、本県に在住している外国人の方々のネットワークとの連携など、一層の利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 外国人の日本人雇用主や支援者等々が相談してくるパターンが意外に多いようです。やはり優しい県民性なのか、外国人には心強いことだと思います。コロナが落ち着いたら、さらに外国人居住者は増加するものと思います。安心して頼れるセンターになってほしいものです。

次に、観光について伺います。

先月、県北の9名の県議会議員は、延岡市、日向市、高千穂町の3つの観光協会の役員の方々と、神話を生かした観光開発について意見交換を行いました。記紀編さん1300年に関連して、本県の神話が多く場所で取り上げられ、県民の関心度も上がってきたのではないかと考えております。

その中で、ひむか神話街道について、観光協会の役員から不満の声が上がっていました。ひむか神話街道とは、本県の広域観光ルートで、高千穂町の天岩戸神社を起点に本県各地を通過

し、西諸県郡の高原町の皇子原公園が終点となります。総延長が約300キロメートルで、沿線には天孫降臨や日本書紀、古事記にまつわる神話や平家落人伝説の舞台となる場所があり、神楽などの伝統芸能が残されています。

しかし、神武天皇お船出の地である日向市や、出会いの聖地「愛宕山」、ニニギノミコト陵墓参考地がある延岡市などは、全くルートから外れており、かすりもしません。

以前、常任委員会でその山間部のルートを通ったことがあります。農道や林道も活用しており、狭隘で車の離合にも大変なところがありました。現在は以前より道路は少しずつ改良されたものとは思いますが、当時はこれを観光ルートにするのは厳しいなと思いながら通ったものでした。

そこで、ひむか神話街道の目的や、いつ、どのような経緯で設定されたのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） ひむか神話街道は、沿線の周遊促進による交流人口の増加などを目的としまして、平成13年からの10年間を推進期間として、県が策定をいたしました「ひむか歴史ロマン街道形成構想」における8つの広域歴史ルートの1つでございます。

具体的には、神話・伝説をテーマに、高千穂町から高原町までの県内9市町村の国県道・林道等をつないだもので、平成14年には、同構想におけるモデルとして名称を公募いたしまして、「ひむか神話街道」と定めたものであります。

○田口雄二議員 今回の質問で、ひむか神話街道の推進期間は、平成13年から10年間だけだったと初めて知りました。既に9年前に終了していました。しかし、記紀編さん1300年記念事業

が今年までなのに、なぜ9年も前に終わらせたのか、腑に落ちません。ネットではこの街道のことが幾らでも見られますし、道路には、いまだにひむか神話街道の案内板が残っており、当然継続して推進されているものと勝手に思い込んでいました。

しかし、今後のためにも、ひむか神話街道設定後の効果が気になります。街道の一部は、地区外や県外からの観光客には走行するのが大変困難な道路もありました。

そこで、ひむか神話街道の指定後、どのような効果があったのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） ひむか神話街道につきましては、案内板を設置するなどして、「神話のふるさとみやざき」のイメージアップや情報発信に活用したところであります。

これらをはじめといたしまして、県内各地域の神話等を活用したそれぞれの取組がございますので、そういったものと併せて、「神話のふるさとみやざき」の県外への浸透にも大きく寄与したものと考えております。

現在、その次のステップとして、記紀編さん1300年記念事業の中で、神話にちなんだ観光ルートを設定いたしまして、市町村や関係機関と連携しながら、観光誘客にも取り組んでいるところであります。

○田口雄二議員 県北の6つの観光協会と関連団体は連携して、「神たび」実行委員会を結成して、新たな企画で県北の観光浮揚を模索しています。

県北地区では、歴史の掘り起こしを行い、新たな観光振興策に取り組もうとしており、県からもアドバイスやPR等の支援協力をお願いし

たいのですが、商工観光労働部長のお考えを伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 議員御指摘のように、県北地域には、神話にまつわる舞台、あるいは伝承が数多く残されております。

これらを観光誘客に生かしていく、こういう視点は非常に重要であると思っておりますし、あわせて、地域の取組が非常に重要であるということでもありますので、地元関係者の皆様のお考えを伺いながら、県といたしましても、必要な支援協力について積極的に検討してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 東九州道の福岡までの全線開通、九州中央道の建設も進んでおり、今まで観光とは縁の薄かった地域が、地域活性化のために必死に汗をかいています。全面的なバックアップをよろしく願います。

次に、農政水産行政について伺います。

本年8月27日をもって、本県にこれまでにない激震が走った口蹄疫が終息してから、10年が経過いたしました。その後、幸い口蹄疫は発生しておりませんが、全国的には至るところで家畜のウイルスによる被害が発生しています。

本年でも、香川県では鳥インフルエンザが拡大しており、8例が確認され、既に140万羽が殺処分され、昨日は福岡県宗像市や兵庫県淡路市でも検出されたと報道されておりました。

全国有数の畜産県である本県では、コロナで県内経済が疲弊しており、二度と口蹄疫の発生等は許されません。

口蹄疫から10年が経過しましたが、県内における現在の防疫体制について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 口蹄疫終息以降、本県では二度と発生させないという強い

決意のもと、水際・地域・農場防疫、そして万一の発生に備えた迅速な防疫措置を4つの柱に掲げまして、畜産経営の標準装備として防疫対策の強化に取り組んでまいりました。

具体的には、毎月20日を消毒の日といたしまして、防災メールによる農場の衛生レベルの向上を広く啓発いたしますとともに、全ての農場を対象に、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう、家畜防疫員による立入検査を強化しております。

さらに、国による宮崎空港への検疫探知犬の配備体制が整ったことに加えまして、ホテル等における消毒マットの設置や、市町村による巡回消毒などの取組を推進しながら、あわせて、定期的な防疫演習の実施など、常に不測の事態に備えまして、本県の畜産を守る強い防疫体制を整備しているところでございます。

○田口雄二議員 特に、鳥インフルエンザが近県で広がりつつあります。畜産農家への啓発も含めて防疫体制、よろしく願います。

今年はコロナ感染症で、本県を代表する農畜水産物の出荷が停滞し、生産農家などの意欲がそがれる状況がありました。

そんな中、県庁の内部で、そのような状況を何とかしなければという思いから、消費拡大の支援が何度もありました。一部は県議会議員にもあっせんがあり、私も宮崎牛や「みやざき地頭鶏（じどっこ）」、延岡の「ひむか本サバ」やアユ、そして花などを購入しました。

県庁全体で取り組んだので、生産者の方々にも喜んでいただいたと思いますが、県庁における農畜水産物の応援消費の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 応援消費につきましても、ジモ・ミヤ・ラブの精神の下、

県議会の皆様の御協力もいただきながら、本庁及び出先機関を挙げて、自発的に取り組んでいるところでございます。

具体的には、3月以降、販売に苦戦しております宮崎牛やマンゴー、カンパチ、コチョウランなどを中心に実施いたしまして、その総額は、確認できました分だけで2,500万円を超えております。

また、この取組によりまして、県職員・家族はもとより、県内外の送付先の皆様に、リピーターとして県産農畜水産物の良さを再認識していただくとともに、生産者をはじめ関係団体等からも、多くの感謝の言葉をいただいております。

県職員も消費者であり、地産地消の一翼を担う県民の一人といたしまして、今後とも、本県農畜水産物の応援消費に積極的に取り組んでまいります。

○田口雄二議員 コロナ感染症は、ワクチンが接種できるまではすぐに収束することはなかなか難しいかもしれません。生産者もまだまだ安心できる状況ではありません。県議会も、今後とも応援消費に取り組んでまいりますので、安心安全の農畜水産物を御案内いただきたいと思います。

次に、警察行政について伺います。

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が、9月議会で制定されました。

自転車の違反行為が増加している中、交通事故防止及び被害者保護を図るため、ヘルメット着用の努力義務や損害賠償保険への加入を義務づけることなどが盛り込まれています。

来年4月より施行されますが、いずれも罰則規定はありません。県民の自転車の安全運行に対する意識が高まることを期待します。

そこで、本県の自転車事故の現状について、また、ここ数年の推移を警察本部長にお伺いします。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県の自転車に関与する人身事故は、5年前の平成27年には1,060件発生しており、このうち死亡事故は5件で、5の方が亡くなられております。

発生件数は年々減少傾向にあり、昨年は人身事故が732件発生し、このうち死亡事故は3件で、3の方が亡くなられております。

○田口雄二議員 自転車事故そのものは年々減少していますが、高齢者の事故が減少していない状況のようです。

そのような中、海外よりウーバーイーツ等の食事のデリバリーサービスが国内の都市部に導入され、コロナ禍ということもあり激増しているというニュースが、連日報道されておりました。自転車等で料理を出前する人を、ウーバーイーツでは配達パートナーという言い方をしているようですが、最近、質の低下が心配されているようで、事故や違反行為が増加していると報道されています。

そのウーバーイーツが、8月6日に本県でも営業をスタートしたようで、現在3社がサービス提供しているようです。

本県における料理等のデリバリーサービスが関係する交通事故の発生状況と安全対策の指導方法について、警察本部長に伺います。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県でも今年から、宮崎市内の一部エリアで、自転車利用の飲食物のデリバリーサービスが開始されていると承知しておりますが、これまで交通事故の発生は認知しておりません。

こうしたサービスを提供する運営会社や関係団体に対しては、警察庁等の中央省庁が連携し

て、配達員の事故防止や安全利用についての協力依頼を行っており、運営会社等において、適宜、配達員への交通事故防止の指導が行われていると承知しております。

県警では、自転車の安全利用のための広報啓発を推進するとともに、必要な指導取締りを行ってまいります。

○田口雄二議員 本県においても宮崎市の中心部で、サービスが数社でスタートしたことが分かりました。

おいしい料理等が自宅に居ながら食べられるのは、このコロナ禍にはありがたいことですが、競争が過熱してくると、安全対策がおろそかになりがちです。県民が被害者になることのないよう、安全対策の指導をよろしくお願いいたします。

次に、教育行政について質問します。

先日、商工建設常任委員会の県内調査で、日南市の飢肥城の駐車場にいますと、大型バスが到着しました。延岡市の岡富小学校の修学旅行の皆さんでした。

同じ委員会の前屋敷議員が、「私の母校なのよ」と、子供たちに声をかけていました。本来であれば、県北の小学校は熊本方面に行くことが多いのですが、コロナの影響で、県内修学旅行に切り替えたようです。

今年度の市町村立小中学校の県内修学旅行の状況と、実施後に学校から寄せられた感想について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県内修学旅行の状況についてであります。直近の調査によりますと、いまだ検討中の学校もありますが、現時点で、小学校では予定しております214校のうち205校が、中学校では予定しております102校のうち32校が、県内での実施を決定しております。

す。

一方で、感染の状況や保護者等の意向を踏まえた上で、来年度への延期、あるいは中止と判断した学校もあります。

県内修学旅行に参加した児童からは、「実施できるか心配していたので、行けてよかった」とか、教員からは、「県内でも修学旅行の目的を十分達成できた」「宮崎のよさを再認識するよい機会となった」といった、肯定的な感想が寄せられているところであります。

○田口雄二議員 宮崎再発見の旅になり、本県のよさを再認識することができたことはうれしいことです。

ただ、ちょっと大きな学校になると、受け入れるホテルや旅館がなく、宿泊は宮崎市が多かったようです。

最後の質問になりました。県立高校のインターンシップについてです。

今までお世話になっていた企業や施設等が、コロナ関連で受け入れにくくなっています。病院やお年寄りの施設は、見舞いにも行けないところがほとんどです。

インターンシップに大きな支障が出ているのではないかと、県立高校のインターンシップについて、本県の状況はどのようになっているのか、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高校のインターンシップにつきましては、昨年度は全ての全日制高校で実施いたしました。本年度は、現時点で36校中23校が実施、または今後実施の予定となっております。

新型コロナウイルスの影響により、例えば福祉や医療など、業種によってはインターンシップの受入れ自体、難しいところがあります。

また、既に実施した学校におきましても、参

加人数や日数など、例年どおりには実施ができない状況であります。

○田口雄二議員 実施校、参加者も大きく減っているようです。貴重な就業体験が実施できないことは残念ですが、リスクを冒してまでは実行できません。生徒には大変申し訳なく思います。

以上で、全て用意した質問は終了いたしますが、ちょっと時間が残っているようですので…

先日、宮崎大学に、議会や選挙とはどういうものなのかと身近に感じてもらうために行ってまいりました。県議会と宮崎大学とのコラボと申しますか、私と重松幸次郎議員、そして内田理佐議員と共に、3人で行ってまいりました。

1年生89名の皆さんといろいろ話をしたところなんですが、始める前に先生方から、「子供たちは大変緊張しています」と。「もちろん議員の皆さんと会うのも初めてです」という方ばかりだったんですが、実は、それ以外の要因もあったんですね。4月に入学してから、一度も対面の授業がないと。「実は、初めての対面の授業が皆さんなんです」と言われまして、隣で座っている生徒とも初めて会うというような関係でしたので、非常に緊張しているというのも分かりました。

その話をしてくれた先生も、4月に東京から来たらしいんですが、「私も今日、生徒の前で話すのは初めてです」というようなことを言っておりまして、そう意味では、大学が授業に関して非常にナーバスになっているんだなというのを実感したところです。

「質問はありますか」と言いましたけれども、政治に関することでしたし、あまり親近感もなかったのか、手が挙がることはありません

でしたので、事前に想定したことを話をさせていただきました。

ただ、今回の私たち3人の内容がよかったかどうかは、次に大学から「もう一遍やってみませんか」という話があるかどうかだと思いますので、私たち3人の責任は非常に重いとっております。

以上で質問を終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 初めに、テゲバジャーロ宮崎が、本県初のJリーグチームとして誕生されたことをお祝い申し上げながら、一般質問を行います。

日本の歴史上、最大のドラマをつくり上げたとされる人物の人間模様などを収録した「歴史のなかの邂逅」の中で、「明治維新によって日本人は初めて近代的な国家を持った。今から言えば、実に滑稽なことは、米と絹のほかに主要産業のない百姓国家の連中が、ヨーロッパ先進国に並ぶ陸海軍を持とうとしたことである。

財政の成り立とうはずはないのでありますが、「何はともあれ近代国家を作り上げる」というのが維新成立の大目的であったし、維新後の国民たちの少年のごとく希望であった。」というふうに司馬遼太郎は書いております。

幕藩体制をひっくり返し、法制、身分制、地方行政、産業、教育、外交のほか、多岐にわたり大改革を行うという気の遠くなるような大仕事に踏み出したその背景には、「欧米列強に負けない近代国家を建設するんだ」という国家目標が強く存在していたのは当然であります。その決意を国民の一人一人が共有するとともに、自分たちが築く将来に希望を見ていたことが、同時にあったのだと思います。

維新後の日本は、日露戦争に続く2つの大戦、高度経済成長そしてバブル崩壊、あるいは大災害などを経験しながら、世界第3位の経済大国になりました。まさしく先人の努力のたまものであると、感謝の念を胸に刻むと同時に、私たちは未来の人たちにどのような国を残していくべきなのかと考えさせられるのでもあります。

平成のバブル期には、「ジャパン・アズ・ナンバーワン」ともてはやされ、「学ぶに値する国はもはや他になし」という風潮さえ広がりました。

しかし、それもまたつかの間、日本経済は泡と消え、我が国は目指すべき道を見失うに至ったのであります。

その一方で、少子高齢化が進み、人口減少時代へ突入する中であって、何にも増して経済効果が尊ばれた結果、都市と地方、持つ者と持たない者との間の格差は、今なお拡大を続けております。

そのような中での今回のコロナ禍であります。

これからは、都市部であっても、安定した仕事や暮らしが保証される時代ではないとの認識が、国民の間に広がりつつあります。

私は、今時のこのような現象の裏には、今の資本主義に潜在する矛盾の顕在化への始動があるのではなかろうかとの憂慮すら持つのであります。

しかし、では、君は今の資本主義以外にいかなる経済社会があるのかと私に問われたとき、私もまた披露すべき明確な答えを持っているわけではありません。

ですが、この経済優先主義が、仮にも、今日の社会に制度疲労なるものを生じさせている一

因となっているのであれば、これをつくり直すことを避けてはなりません。

るる述べましたが、恐らく知事も同じような思いを抱いておられるのではないかと思います。もしそうであるなら、知事は県民に対し、向かうべき方向としての「真の幸せ」という到達点を示さねばなりません。

つまり、「幸せとは何か」「豊かさとは何か」「県民が求めている社会とはいかなるものか」、これを改めて問い直すことが必要であります。

そしてその答えを、そこへと向かう第一歩と位置づけ、県の総合計画長期ビジョンに書くべきであり、基本目標としている「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」という標語の中で使っている「ゆたかさ」の意味するところを示さねばなりません。

少なくとも現計画では、「目指す将来像」にその姿を明確に見いだすことはできず、しかもそのイメージは、見る者により取り方が異なり得るものであります。

そしてまた、誤解すら生みかねないと思うのは、2030年の推計人口であります。これが本県の人口減少の終着点であろうはずはなく、あくまでもその年の通過点であり、ましてや本県の新しい姿が、そこで完成のときを迎えるわけでもありません。大いなる工夫を求めておきます。

知事の言われる「新しいゆたかさ」の具現化、つまり経済優先の価値観を転換させ、県民が幸せになれる社会を築くというのであれば、目指すべき姿の明確化は欠かせないと思います。

今回のコロナ禍は、私たちにとって何が大切かを改めて問いかけているように思え、新しい

未来を考えるべく、今がまさにそのときであると信じます。

これらを考えますときに私は、私どもが目指す将来像への行程、つまり総合計画「未来みやぎ創造プラン」の見直しが必要であると思えます。

確かにこれについては、昨年改定を見たばかりであり、知事が、本県が抱える課題の一丁目一番地に位置づけられる少子化問題や人口減少問題についても、そのときに見直されたばかりではありますが、そこには政策効果も、将来への期待も見いだせないと判断しての提言であります。

これらに係る早急なる計画見直しの必要性について伺い、見直しをされるのであれば「コロナと共に」「コロナの後は」、この双方を織り込んだ上での今回の本県の将来像をどう描かれるのか、知事に伺います。

以上、壇上からの質問は終わり、以下、質問者席より伺います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

県におきましては、経済的な豊かさとお金には代えられない価値が調和をした「新しいゆたかさ」の実現に向けて、様々な取組を行っているところであります。

議員御指摘のとおり、人口減少が予想以上に進行していることに加え、今回の新型コロナの拡大に伴う社会や経済の大きな変化によりまして、地域の抱える課題はさらに厳しくなるものと懸念しているところであります。

このような状況にあっても、「新しいゆたかさ」を実現するためには、「コロナと共に」生きる社会において、県民の安全・安心を確保しながら、地域や経済の維持・活性化をいかに

図っていくかということ、また、「コロナの後」を見据えた状況では、デジタル化などによる暮らしや産業の変化が、雇用をはじめとする人々の暮らしにどのような影響を与えるのかなどといった問題意識を持つことが重要であると考えております。

この大きな変革期にありまして、多くの県民の皆様が、将来に対する混沌とした不安を抱えていることを肌身に感じておりますので、私としましては、ポストコロナ、「コロナの後」の社会を見据えた的確な対応を行うため、長期ビジョンにおける将来像を前倒ししてお示しすることができるよう、見直し作業にも早急に着手し、医療・福祉の充実や防災・減災対策、地域産業の振興など、県民の安心を確保するとともに、地域や人の豊かな絆の中で、誰もが夢や希望を持って生き生きと活動できる社会の実現を目指して、県民の皆様と共に全力で取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○坂口博美議員 内閣府発表の速報値ではありますが、今年4月から6月期のGDP成長率は、実質でマイナス8.2%、そして7月から9月期はプラス5.0%となっております。

これからすれば、国全体としては、新型コロナによる影響からの回復の動きもあるように思えますが、戦後最悪のマイナス成長であった4-6月期の裏返しにすぎず、経済規模は半分程度しか回復しておりません。

一方、県内経済であります。直近の公表となる平成29年度県内GDPは、実質で3兆6,305億円でありました。無論、単純に比較できるものではありませんが、仮に国全体の回復状況が今後も続くとなりますと、今年度の県内GDPは数千億円の減少、つまり、これだけの付加価値、言うならば県内経済活動の利益が消えるこ

とになります。国全体では回復の兆しが見られるとしても、産業構造が大きく異なる本県では、さらなる見極めが必要と思いますが、本県経済の現状と見通しを、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の新型コロナによります経済への影響は、世界中でも様々な分野に及んでいるところでありまして、特に本県においては、感染の急拡大によりまして、観光や飲食、交通事業などを中心として大きく落ち込み、人々の雇用や暮らしに深刻な影響が生じているものと考えております。

先日の国のGDP速報値からは、国全体の経済活動については、先行き不透明ながら輸出主導で回復することも想定されているところでありますが、本県では、第1次産業や観光関連産業、サービス業などの割合が大きく、その回復に向けた動きが、国に比べて鈍くなることを懸念しているところであります。

現在、コロナ感染症の第3波に直面しておりまして、今後の経済を見通すことは難しい問題でもありますが、本県の産業構造の特色を踏まえた的確な対策を講じながら、県内総生産の回復を図るとともに、今回の危機を克服し、本県の成長につながる新たな取組をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひとも期待しております。

リーマンショック前の平成19年度県内GDPが、実質で3兆4,713億円であったのに対しまして、リーマンショック後の平成21年度県内GDPは、実質3兆3,494億円と、実に1,219億円の減となりました。そして、その間に口蹄疫はありましたものの、これがリーマンショック前の水準に戻ったのは平成25年度であり、県民には大変な苦労が長年続きました。今回も同様に、経済回復までには長年を要すると思いますが、申し

上げましたように、特に本県では回復速度の鈍さというのが懸念されます。

これまでに、県はコロナ対策として、数次にわたり600億円の補正予算を投じてきましたが、その大半は感染拡大防止策であり、経済対策については、事業継続や雇用維持のための対策に限られたものでありました。今後、リーマンショックをはるかに超すのではと思えるほどの落ち込みが懸念される本県経済への本格的な対策は、待たなしであります。

そのような中で、国は第3次の補正予算の検討を始めておりますが、国の対策と併せ、本県の実態に即した対策は不可欠であります。知事の御所見を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 本県におきましては、御指摘のように、これまで、国の補正予算を最大限活用しながら、数次にわたって補正予算を編成してまいりました。

現在、国において検討が行われております第3次補正予算におきましては、コロナの影響による景気の落ち込みや雇用情勢の悪化に対応するため、令和3年度当初予算と一体的な「15か月予算」として、感染拡大防止策や防災・減災、国土強靱化の推進といった対策を、切れ目なく講じていく方向であると伺っております。

今後、本県の実情をしっかりと把握しながら、国の第3次補正予算の内容を精査し、年度内の補正予算及び令和3年度当初予算におきまして、必要な経済対策、コロナ対策にしっかりと取り組んでまいります。

○坂口博美議員 次に、地方税財政についてであります。

経済対策については、数年先を見通しつつ、中期的に行うことも肝要ではありますが、そのためには、何よりも所要財源の確保が大前提とな

ります。税制を含む安定した財源の確保や、地方財政措置の拡充・強化が必要だと思われま

す。聞くところでは、知事は11月から全国知事会の地方税財政常任委員会の委員長に選出されたとのことでありますが、地方の実情とつらさを十分に理解し実感しておられる河野委員長の誕生を大きく喜び、大きな期待を寄せております。

そこで、まず願うのは、コロナからの経済回復であります。令和3年度はコロナに伴う景気低迷等で、国・地方を通じた税収減が見込まれるとともに、地方財源総額の不足分を補うため、臨財債の発行増も予想されるなど、令和3年度の地方財政対策及び税制改革は例年以上に厳しくなると考えられます。委員長として、来年度に向けた地方財政及び地方税制に係る課題をどのように認識され、どう対応されるおつもりか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 地方団体が抱える様々な政策課題に的確に対応していくためには、その基盤となる地方税財政の安定が必要不可欠でありまして、今回、地方税財政常任委員会委員長としての役割、極めて重責を担うものと考えておるところであります。

国の「新経済・財政再生計画」におきましては、令和元年度から3年度の予算編成に関しまして、「平成30年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされているところではありますが、令和4年度以降については、その確保が約束されているところではありません。

このため、引き続き、地方交付税総額の確保・充実を含め、地方一般財源総額の確実な確保・充実を図ることが極めて重要であると、認識

しております。

また、地方税制に関して申しますと、経済社会構造が大きく変化をする中で、地方税の確保・充実を図るとともに、地方法人課税の見直しをはじめとした、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進めていくことが重要であると、認識しております。

これらの課題につきましては、様々な見解があるところではありますが、全国の知事や関係者としてしっかりと対話をし、連携を図りながら地方の声を取りまとめ、国に対して強く訴えてまいります。

○坂口博美議員 平成30年度の財政水準というのは、もうデッドラインだと思います。死守していただきたいと思います。

ところで、全国知事会というのは、47都道府県がまとまって地方の声を国に届ける、地方公共団体の重要な代表機関であります。人口分布や産業構造など様々な面において、それぞれが置かれている立場は大きく違います。特に、税源の偏在是正など地方税制をめぐる課題は、東京都などの都市部と、本県などの地方部とでは鋭い利害対立も予想されましよう。

さて、前任の石井隆一氏は、総務省において財政担当審議官や税務局長等を歴任されるなど、地方税財政に係る大変高い見識をお持ちの知事であり、政府与党内にも強力な理解者を持たれておりました。

例えば、一時期は内閣総理大臣といえども一目を置くと言われておりました、自民党税調の会長職であります。その会長を務められ、現在は同会の最高顧問に就かれております野田毅氏などがそれであり。石井氏は、このような強力な力を背に知事会をリードしてこられたと聞きます。

その任を継がれての委員長であります。極めて大変な立場で、極めて重い責任を求められることとなりますが、47都道府県をどのようにまとめ上げていかれるのか、また、本県の実情を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の決意と意気込みを伺います。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、全国知事会を構成します47都道府県の置かれている状況や直面している課題、また財政状況は大きく異なっているところであります。

また、地方税財政常任委員会を構成する団体も、東京都や愛知県などの都市部と、本県のような地方部から構成されているところであります。これまで、法人課税の偏在是正などをめぐる議論の中では、全国知事会の平場の場面でも、大変厳しいやりとりがなされた、そんな状況もございました。

そのような中で、各都道府県の利害を調整し、国に対して提言を行っていくことは、並大抵のものではないと、強い覚悟で臨んでいるところであります。しっかりと地方の声をまとめていくという強い覚悟で委員長に就任し、仕事をしてまいりたいと考えております。

この重責を果たすため、専任職員の配置など体制を強化したところであります。また、私自身が、全国の知事や国の関係者と直接対話をし、また、今御指摘がありましたような国のキーパーソンとのパイプを太くしながら、地方自治のさらなる発展と地方創生の実現に向けて、委員会を主導してまいります。

コロナ対策や防災・減災対策の課題は、全ての地方団体で取り組むべき課題でありまして、本県のように自主財源に乏しく財政基盤の脆弱な地方団体においても十分な取組をすることができますよう、地方団体の代表として、国へ積

極的に提言を行ってまいります。

○坂口博美議員 かなりの覚悟が要すると思います。それで、覚悟とかその意気込みだけでは、これはどうしようもない固い壁だと思うんです。

それで、本県のような財政状況等の地方団体の立場からの提言、あるいは要望といったものを、まず知事会でまとめるとなりますと、宮崎の政治、あるいは経済など、暮らし全般にわたり熟知して、かつ戦略性にたけた人材をスタッフとして活用できるかどうか。これが、本当に成否の分水嶺になると思います。そのような面からも、ブレーンについてはよくよく研究し尽くされることを強く申し上げておきます。

では次に、先日行われました移転訓練について伺います。

去る11月4日の記者会見で、訓練についての課題や反省点を問われ、県としてもっと迅速に動くべきだったとの指摘があると答えておられました。それは、誰からの指摘であったのか、また、その指摘は的を射ているとの受け止めか、それとも射ていないとお考えか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) 今回の新田原基地におきます在日米軍再編に伴う日米共同訓練につきましては、県議会をはじめ、県民の方々、報道機関などから、県としてもっと迅速に動くべきだったのではないかと指摘をいただいているところであります。

今回の訓練では、米軍人が新田原基地の外に宿泊することについて、県民の間でも不安が広がったことや、迅速な情報提供を含め、国と地元との間で明確な合意や仕組みがなかったことなど、反省すべき点多々ありましたことから、御指摘につきましては、的を射たものと真

摯に受け止め、今後、さらに気を引き締めて対応してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 今回の訓練というのは、国を守るという大義の下、独り沖縄県の方たちが負わされ続けてきた痛み、これを国民みんなで分かち合わねばとの考えで、その幾百分の1にも満たぬやもしれないが、少しでも貢献できるならとの思いで受け入れたものであります。

以後、その数を重ねてきた訓練であります。今回は今までと違い、地元の切なる願いにすら全く耳を貸さぬという国側の姿勢を見て、沖縄の皆様の本当の悔しさ、つらさというものは、私どもの察するところをはるかに超えるものであったらうと、新たなる認識を持たされました。

そして、この不条理さを生じさせている壁こそが、かの日米地位協定だったのだと実感いたしました。これについては、全国知事会でも、その見直しを求めているやにも聞きますが、その理由や内容及び結果などにつき、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 日米地位協定は、日米安全保障体制にとりまして重要な協定であると考えておりますが、協定の締結以来、一度も改定をされておらず、依然として米軍人等による事件・事故や飛行訓練の騒音被害などが発生しておりますことから、住民生活の安全を確保する上で、様々な課題があると認識しております。

このため全国知事会では、米軍機の飛行につきまして、航空法令や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記することを、各国の同様の協定などを分析する中で、国に対して提言をしてい

るところであります。

昨年7月に、国内での米軍機事故現場への日本側の立入りについてガイドラインの改正が行われるなど、運用面で一部改善されたところがありますが、提言内容が実現したとは言い難い状況にありますことから、私としましても、引き続き、知事会と共に国に対して、地方の声をしっかり伝えてまいります。

○坂口博美議員 私は、この地位協定の大きな問題は、日米が対等な関係ではないと多くの国民が感じている点にあると思います。主権、あるいは対等を意識しての見直しを国には求めるべきだと思っております。よろしくお願ひします。

では、次に移ります。

独立国として主権を守り国民を守る。そのために、あらゆる方策を講じて国家の平和維持に万全を期し、さらにそれを高めていくのは、当然ながら国の責務であります。

そして、それを担保すべく手段の一つには、対国内的主権のための治安機能が、もう一つには、対国外的主権から生じる防衛機能があります。

そのうちの後者については、ごく一般的な手段として、外交と軍備との相乗効果による抑止力の向上があらうかと思ひます。

その抑止力の向上のために、痛みを分かち合おうとの精神で合意したのが、移転訓練の受入れであります。そのような意味からも、万に一つの大事の際はとの思いで、昼夜技を磨いている自衛官や米軍人に対しては、感謝の念こそあれ、批判の気持ちなど寸分たりとも持てはおりません。

今、私が持っているのは、あまりにも誠意のない防衛省の姿勢に対する憤りであります。そ

して、そこに求めているのは、「約束は守れ」、ただ1点であります。この対応を間違えば、国家防衛という重大事に一穴開きかねないほどの深刻な問題であるということを、国は知るべきであります。

米軍用宿舎整備に際しての、国、周辺自治体、そして県による3者協議での平成23年の合意事項には何が記されているのか。平成19年の新田原基地使用期間に係る合意内容と併せ、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 宿舎に関しましては、タイプⅡと言われる比較的大規模な在日米軍再編に伴う日米共同訓練を実施するため、約200人の米軍人が滞在できるよう整備する旨が記載された資料が存在しますとともに、新田原基地周辺協議会によります要望活動の際、九州防衛局長が、「今後は、基地内に宿泊施設ができることによって、外に宿泊することがなくなると思っている」と発言した記録が残っております。

また、米軍の新田原飛行場の使用期間につきましては、平成19年4月に九州防衛局と地元市町で締結している協定書におきまして、「共同訓練の期間は、訓練1回当たり約1日～15日、年間合計56日以内とし、使用に応じた展開と撤収に要する期間を別に考慮する」と明記されております。

展開と撤収の具体的な期間について、現時点においては、書面では確認できておりませんが、新富町からは、当時、九州防衛局から、訓練期間の前後1週間であるとの説明を受けたことや、これまでの訓練の実績から、訓練の1週間前に先遣隊が来県するとの認識であったと伺っております。

○坂口博美議員 今回の訓練実施の動きについ

ては、ホテルからの相談連絡が契機となって知ることになったということでありました。

一般的に考えますと、宿泊に関する相談であれば、商工担当部局への問合せが自然の流れであると考えますが、その連絡はどこにあり、それを危機管理局扱いとした理由は何であったのか、また、米軍による訓練が行われることを、知事は何により、いつ知るところとなったのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 米軍から宿泊予約の問合せのありました県内の宿泊施設から、9月17日に商工観光労働部に相談がありまして、その内容が、日米共同訓練に関連するものでありましたことから、日米共同訓練への対応を所管する危機管理局において対応したものであります。

危機管理局では、宿泊施設から相談を受けた9月17日に、九州防衛局に状況確認を行い、新田原基地において日米共同訓練を実施する方向で調整中であるということや、米軍人の宿泊先は基地の外で調整しているという情報を、その日のうちに入手したところであります。

私は、9月23日に危機管理局から、こうした九州防衛局からの情報や宿泊施設の対応状況について報告を受け、新田原基地における日米共同訓練に関する動きを知ったところであります。

○坂口博美議員 結論的には、この問題は危機管理事象に当たる問題だということは判断されたということでありますよね。問題はその後だったんですね。

その後、知事は米軍の基地内宿泊を要望されることとなるわけではありますが、要望に動くべしと判断されたのはいつのことで、また、その動機は何であったのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 県では、九州防衛局から、米軍が宿泊施設を実際に予約したという情報提供を9月30日に受けたところであります。事務レベルによります新田原基地周辺協議会幹事会での協議や、九州防衛局への基地内宿泊の要請なども予定されておりましたので、その時点で、私が直接行動するというまでの判断には至らなかったところであります。

その後、10月9日に、九州防衛局職員が県庁を訪れ、訓練期間や規模などの訓練概要について内々に情報提供がありまして、その時点に至るまで、繰り返し基地内での宿泊を求めているにもかかわらず、基地の外に宿泊するという方針が変更されていなかったことから、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも危機感を抱き、これまで、正式な情報提供を得ない段階での防衛本省への要望というのは極めて異例のことではありましたが、私自身が早急に防衛本省に要望する必要があると判断をしたところであります。

○坂口博美議員 そういうこととなりますと、このホテル確保の事実というのは、県議会の会期中に把握をされた。しかし、議会にも県民にも報告をされなかったということになります。

何か事あるごとに「県民に寄り添う」と、繰り返し知事は口にされますが、そのあなたの心の中をのぞきたくもなるのであります。

知事の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君） 県では、9月30日に九州防衛局から、米軍が宿泊施設を予約したという情報を得たところでありますが、この時点では、訓練に関する情報というものを、まだ断片的にしか得ることができておらず、日米間で調整中の段階と伺っておりましたので、正確性を期す観点から、全体の概要が判明した後、県議

会議員や県民の皆様には情報提供すべきだと判断したところであります。その点については、現時点で振り返りますと、様々な反省を持っておるところであります。

○坂口博美議員 把握できた情報が断片的だということは、一つには、情報収集の在り方にも問題があったのではないかなと思います。これは、今後に生かしてほしいと思います。

知事職責に係る危機関連情報については、まずその都度、関係者に報告すべきであり、そのような感覚では、県民からの批判というのは避けられるわけがありません。

知事の説明を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 重要な御指摘でありまして、今回の訓練に係る対応を振り返りますと、情報入手後の行動や、県議会や県民の皆様への情報提供のタイミングなど、改善すべき点があったと反省をしているところであります。

県民の生命と財産を守ることが、私の最大の責務でありますので、様々な危機事象に迅速かつ的確に対応できるよう、さらに危機管理意識を高めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 まず、訓練中の出来事について伺います。

10月29日の米軍機オイルキャップ逸失の議員への報告は、その日の18時5分にファクスによりなされました。内容につきましては、その日14時35分に防衛局が県に提供した情報そのものでありましたが、実はその日の15時30分、つまり県が当該情報を入手してから55分後に、総務政策常任委員は調査先から県議会に帰着をしております。

県に危機意識なるものが少しなりともあるなら、その時点での対面による説明を欠かすことなどあり得なかったはずだと、いまだに理解に

苦しんでおります。11月6日の掃海訓練に関する情報についても同じような対応でありました。

これほどのタイムラグを要された理由につき、正真なる説明を危機管理統括監に求めます。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 米軍機のオイルキャップの逸失につきましては、九州防衛局と公表に係る調整を行ってございましたけれども、結果的に、国からは公表しない旨の連絡を受けたことから、改めて、国による公表や安全対策の徹底を求める要請文書を送付いたしまして、そのことを含め、県議会議員の皆様へ情報提供をさせていただいたところでございます。

また、日向灘掃海訓練に関する情報につきましては、艦艇が入港する日南市、日向市と共に、九州防衛局から説明を受け、両市の米軍人の上陸に係る意向を確認した上で、九州防衛局への要請文書の内容など、県としての対応を二役と協議いたしまして、その後、県議会議員の皆様へ情報提供をさせていただいたところでございます。

今回は、国・地元との調整や二役との協議を行った上で、県の対応を含めて県議会議員の皆様へ情報提供させていただくのが、あるべき姿と考えておりましたけれども、結果としまして、情報提供に時間を要しましたことから、まず第1報として事実関係の情報を提供し、その後、県の対応などについて追加で情報提供をすべきであったというふうに、反省をしているところでございます。

○坂口博美議員 二役との調整を済ませてから議会へ報告するのが、あるべき姿だということでありました。

その調整とは何なのか、それに要する時間は

いかほど必要なのか、知事にお尋ねいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県としましては、国からの説明内容と県の対応方針を併せて、県議会議員の皆様へ情報提供を行う考えでありましたことから、まず日南市、日向市の意向を確認し、それらを踏まえ、県の対応方針を決定した上で情報提供をさせていただいたところであります。

今回は、九州防衛局から説明を受けた後、日南市、日向市とも持ち帰って対応を検討したいということでありましたため、その意向確認に一定の時間を要したところであります。

○坂口博美議員 これらの情報については、議会などの関係機関へ連絡する作業と、その情報に基づいて事後対応を検討する作業、これは別次元の話であります。

危機管理に係る事案については、その存在、そして内容をいかに正確に、いかに早く相手方に知らせるかに尽きようかと思いますが、報告を遅延させたことで、遅延に勝る何かを得られたのか、警察や教育委員会などへの報告の実際と併せ、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘、真摯に受け止めております。

今回、県議会議員の皆様への情報提供に時間を要したことにつきましては、先ほど危機管理統括監も申し上げましたとおり、まずは第1報で事実のみを情報提供し、その後、県の対応方針など詳細な情報の提供を行うべきであったと考えております。

また、今回の事案では、警察や教育委員会への情報提供も行っていなかったことから、今後、関係機関への適切な情報提供の在り方につきましても検討してまいります。

○坂口博美議員 情報不足、やっぱり警察は相
当な情報を地元で持っていますから、ぜひ、そ
れは前向きに取り組んでいただきたいと思いま
す。

二役協議を行うことで、県から議会へ報告す
る防衛局からの情報提供が変わることなどあり
得るのかなと、くどくなりますけど、知事に確
認をいたします。

○知事(河野俊嗣君) 二役協議は、あくまで
も県の対応方針などを協議するものでありまし
て、九州防衛局からの提供情報が変わるという
ものではございません。

○坂口博美議員 ところで、知事が防衛局への
不信感をあらわにされた対象の一つに、先遣隊
基地入り情報の提供の遅さというのがありまし
た。しかし、これについては、訓練期間の前後
1週間を準備及び撤収期間として認めることに
ついて、平成19年4月に九州防衛局から説明を
受けていたことを、先ほど認められました。そ
うなりますと、10月26日の訓練開始であります
ので、10月19日に先遣隊が基地入りすること
は、当然予測をしておくべきであります。

でありますから、この件で批判されるのは、
防衛省にはあらず、日頃の危機管理意識の低さ
を露呈された知事自身であるべきと思いますが、
考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 今回、九州防衛局から
先遣隊に関する事前の説明が全くなかったとい
うこともありまして、県には、訓練の1週間前
に先遣隊が基地入りするという認識がなかった
ことは、御指摘のとおり事実であります。

今回につきましては、これまでと異なり、国
に対して再三にわたり米軍の基地内宿泊を要請
している状況にある中で、先遣隊が来県して基
地の外に宿泊するという情報が直前になって寄

せられたことから、九州防衛局長に抗議を行っ
たところでもあります。

県としても、あらかじめそういう認識は必要
ではないかという御指摘について、真摯に受け
止めております。

○坂口博美議員 その話を聞かれた日、知事
は、この新田原基地内の米軍宿泊施設を視察さ
れていると伺っておりますが、そのときの感想
をお聞かせいただきたいと思えます。

○知事(河野俊嗣君) 新田原基地内の宿泊施
設につきましては、これまでの日米共同訓練に
おいて米軍人が宿泊をしてきております。新型
コロナウイルス感染症の状況下で実施された今
回の訓練でも、少なくとも一定数の宿泊は十分
に可能であったと考えております。

しかしながら、分散して宿泊することについ
ては、米軍から、効率的な運用を図る上で難し
いとの説明がなされておりますことから、コロ
ナ禍においても訓練参加者が全員宿泊できるよ
うな施設改修を要請していく検討も必要があろ
うかと考えております。

○坂口博美議員 アメリカという国は、プライ
バシーを非常に重要視する国である。幼少の者
でさえ個室を持って、たとえ親であろうと、勝
手に子供部屋に立ち入ることはしないやに聞き
及びます。

事あらば命をかけて国を守る決意を持ったエ
リート集団の若者に対し、日本なり米国なり
が、そのような宿舍しか準備しないなどとは信
じられません。

本当は、やがて基地以外での宿泊が予定され
ていて、今回の訓練には、その日のために、ホ
テル予約という商談行為や、それに伴う県民反
応分析などの目的があったのではないのかな
と。もしそれが功をなせば、今の約束の上限規

模200名には縛られず、シェラトンともなれば、1,000を超すベッド数があるなどの算用からのホテル泊だったのではなかろうかとすら考えます。

仮にそうであれば、ややもすると、訓練の規模や期間を制限できる歯止めを失い、拡大化や常態化につながるのではとの懸念すら生じるのですが、知事の御所見を賜ります。

○知事(河野俊嗣君) 今回の訓練では、九州防衛局からは、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、ソーシャルディスタンスの確保や、基地内の宿舎を隔離施設として使用する考えから、基地の外での宿泊となったという説明を受けているところであります。

これが前例となり、御指摘のように、なし崩し的に基地の外での宿泊が継続され、将来的に訓練の規模拡大や常態化につながることは、あってはならないことであります。

また、これまでの反省として、様々な口頭でのやりとりはなされているにしても、書面でしっかりと確認しておくことがなかったということがありまして、こうした宿泊の問題も含めて、具体的な措置につきまして担保できますよう、周辺5市町と連携しながら、九州防衛局と書面で確認をしてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 やはり、書面というのは必要だと思ふんですね。そして、そのときの解釈が広くならないように。これは、このことだという限定された解釈に帰するような協定を結んでいただきたい、文書化していただきたいと思ひます。

ここでまた、「新しいゆたかさ」に関して伺います。

壇上で申し上げましたように、様々な面での

経済格差が広がり行く中、AIやICTの発達は、これまで人間が行っていた作業の自動化が急激に進むなど、人手不足などへの大きな救世主となるであろうとの期待があります。

一方、その向かう先は、果たして歓迎すべきばかりの世界なのか、否、その変化に追いつけず取り残される人たちも少なくないであろうとの懸念も、むしろ増幅してまいります。

また、それらの機械の学習能力は極めて高く、それに伴って、さらに作業の効率化・省力化が進めば、現在は人間に頼っている労働力の量は確実に減少することになります。

そのような中での新型コロナであります。

コロナによる雇用への影響につきましては、例えば都道府県労働局の集計によれば、11月20日現在での、今後解雇が見込まれる労働者数は、全国で7万3,000人を超え、その半分ほどが非正規の労働者とされております。

今回の雇用切りは、過去の不況時におけるリストラ、つまり経営立て直しのための一時的調整と違い、社会やビジネスの変化に対応できない人たちから先に解雇をされるというものであります。

そのようなことから、解雇される労働者のうち、効率化・省力化と引換えに退職を余儀なくされた人たちには、コロナ収束の後に戻れる職場が果たしてどれほどあるのか、大変心配であります。

ところで、このことに関する専門的な論文等はいろいろありますが、例えば野村総研によれば、日本の労働人口の約49%はAIやロボットの代替が可能であるとしております。そしてまた、世界の多数の研究機関の予測においても、AIの得意分野とされる仕事は、AIに取って代わられると共通して見通してあります。

加えてソーシャルディスタンスであります。感染防止のためとはいえ、時代が求めているのは、人を孤立化へと追い込みかねない生き方の選択、つまり肌で感じ合えない社会の選択であります。

もしもそのような社会の実現となれば、もはや限界と思うまでに追い込まれしとき、その先を生きていく道を見いだせなくなるのは、いつの世も社会的に弱い立場の人たちであり、そこで選ぶ最悪の道は、誠に残念ながら、先ほど田口議員が詳しく尋ねられました、自らの命を絶つという、無念極まりない、この上なく悲しい選択であります。

今回のコロナでは、どのような方たちが、どのような苦難へと追い込まれ、県はそこへいかなる手を差し伸べているのか、その結果、その方たちは今いかにあるのか、過去のケースとの違いや本県の特徴なども含め、関係部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナ禍におきましては、離職等により収入が減少し困窮する方や、悩みを抱える方が増えております。特に本県の自殺者数は、警察庁統計の暫定値によれば、20～40歳代の女性について、今年1月から10月が26人となっておりまして、昨年1年間の11人を大きく上回るなど、若い女性への深刻な影響が懸念されます。

県では、生活福祉資金特例貸付の周知及び利用促進、自殺予防夜間電話相談の受付団体の増や相談時間の延長、自殺予防「県民一斉“声かけ”プロジェクト」など、そうした方々への支援に取り組んでおります。

実績として、この特例貸付は、11月13日時点で約9,100件、32億円余りの利用、夜間電話相談は、4月から10月の間に、昨年比で約1.5倍の

約3,000件の相談がありました。

引き続き、自殺予防をはじめとして、県民のつらい気持ちに寄り添い、悩みを抱えた方にしっかり必要な支援が届くよう努めてまいります。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 総務省の統計によりますと、全国の正規雇用者数はおおむね横ばいで推移している一方で、非正規雇用者数は減少傾向にあり、本年9月現在、前年同月比で123万人減少しております。

これを男女別に見ますと、特に女性が前年比で73万人減少しております。議員御指摘のとおり、社会的に弱い立場にある方々への影響を危惧しているところであります。

このため県では、労働局など関係機関と連携して、離職者を対象とした職業訓練を実施しておりまして、託児サービスの提供や雇用保険の対象とならない方に対する訓練手当の支給等も行っておりますが、こうした弱い立場の方々への利用につながっていないのではないかと懸念を持っておりますので、活用に向けて、関係機関と十分に連携を図りながら、周知等に努めてまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 自殺に関しては、特に本県の場合、今後がさらに心配な感じもあります。

また、現在講じておられます生活や就労支援につきましても、そのネットの目にかからない人たちも少なくありません。

そのセーフティネットの隙間をなくし、誰もが社会の担い手として輝ける場を創出できることが大切だと思います。そこにも光を当てて初めて、「新しいゆたかさづくり」と言うべきものであらうと存じます。

ところでその「ゆたかさ」でありますけど、県の将来像を見ても、知事が目指すとされてい

る「新しいゆたかさ」とはどのような姿なのか想像に難いのでありますが、少なくとも何人に対しても、「もう生きていけない」などと思わせることのないような県を目指されるのだろうという程度までは、この私にですら分かりません。

そしてそれは、1年365日毎日でなくてもいいけれども、県民誰もが、私の居場所はここだと実感できる日が過ぎせ、明日はきっとよくなるかもとの希望を、進み行く先に掲げることができる、そういう宮崎をつくりたいと願っておられるのであらうと拝察いたします。

たまたま今の時代に、たまたまこの宮崎に生きているがために、精尽き、根果ててもなお、報いられない人たちがいるとなれば、それは県政の罪だと知るべきであります。

この先いかなる時代が来ようとも、誰もが自信を持って働ける場を、そして誰もが一隅を照らして生きていける宮崎をつくるのが、知事の使命であると信じます。

これを実現するがための道筋についても、「長期ビジョン」に示されることを求めます。知事の御見解を伺います。

○知事(河野俊嗣君) 100年に一度と言われております現在のこのコロナ禍、収束がなかなか見通せない中、全国的な失業者の増加や社会的孤立感の深まりなど、先行きに対する不安が社会全体に広がるのではないかと危惧しているところでもあります。

このような状況の中、私に課せられた大切な役割は、県民の皆様の暮らしや経済をきめ細かく下支えしていくとともに、本県の目指すべき将来像を県民の皆様にお示しし、先頭に立って新しい時代を切り開いていくことにあると考えております。

「新しいゆたかさ」の実現に当たりましては、御指摘のとおり、女性や高齢者、障がい者を含めあらゆる人々が、地域社会の重要な担い手として安心して働き、輝ける仕組みを整えることは、大変重要な視点であると考えております。

また、大きく不安が広がる中で、将来への希望の光をともしていくこと、これも大変重要な課題であると認識しております。

このため、新型コロナが本県の将来に及ぼす影響を見極めた上で、的確な施策を講じるとともに、総合計画長期ビジョンの見直しにつきましても、御指摘の視点も大切にしながら、引き続き、市町村や産業界、県議会の皆様の御意見も伺いながら、しっかりと検討してまいります。

○坂口博美議員 ぜひ、このところを次はしっかりとりたい込んでほしいと思います。

先ほど、私は壇上におきまして、明治維新時代の話をいたしました。それは、これからの時代、特に経済面などでは大変厳しい時代に突入していくことにならうかと思われまます。

そのような中であっても、県民がこぞって新しい価値観での豊かさを実現するためには、何としても「新しいゆたかさ」を宮崎でつくるんだとの目標を県民みんなが共有し、そして、そこにこそ私たちの心を満たしてくれる宮崎があるんだという希望を持って、歯を食いしばって、みんなで頑張っていく、それを可能とするリーダーとなれる知事であってほしいと願ってのことでありました。地方税財政常任委員長になられてからの知事には、今後はなおさら、総務省ではなくて、県民への視線を一層強くしてほしいと願っています。

これは私だけかもしれないけど、まだまだ東

京のほうに顔を向けられる、やっぱり成績のいい知事であってほしいと国から評価されるというのも大切かもしれないですけども、税財政委員長というのは、総務省とも相当激しくやり合っていないかんことも出てくる。特に東京の小池さん、あるいは吉村さんだ平井さんだという名うての論客、あるいは世論を背中にした知事がたくさんいます。豊かな県が多いです、平井さんは別として。そこと、まずは内部で議論をし合って、やっぱりこの宮崎の視線に立った、そういう提言なりをまとめていかないといかんわけですけども、相当なエネルギーを要するのではないかなと思っております。

そのことで、自分をしっかり支えてくれるスタッフというものは、すごく大事になると思うんですが、先ほども申し上げました、この宮崎のことを誰よりも知っている、それは、政治も経済も暮らしも全て、誰よりも知っている。戦略にかけても企画立案にかけても、他に勝るとも引けは取らないと、そういうスタッフで固めていく必要があると思うんです。

そして同時に、そういう人たちは、委員長の補佐、補助に専念をするべきだと思います。また、その開いた穴をどう埋めていくのかということで、今度の人事というのは相当な覚悟を持って、そして宮崎のためにということを確保しながら、オールジャパンに通用する、そういった常任委員会のリードというものを実現できる布陣というものをしっかりと考えていただきたい。周りにも了解をいただきながら取り組んで、一糸乱れない団結で進んでほしいということをお願いしまして、宮崎県が本当に次の計画でしっかりとしたよりよい県になることを心から願いながら、質問を終わります。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わり

ます。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、野崎幸士議員。

○野崎幸士議員〔登壇〕(拍手) 11月定例議会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。

昨年11月に中国武漢市で新型コロナの発生が確認されて1年が過ぎ、ただいま世界では第2波、第3波の状況の中にあり、ヨーロッパ、アメリカを中心に世界中で累計感染者が6,000万人を超え、死者は約141万人と、冬が本格化するにしたがって増加するペースが加速している深刻な状況です。

我が国でも第3波の襲来かと言われる状況にあり、東京などの大都市部だけでなく、北海道などの気温が下がってきた地域などでも感染拡大のペースが速くなっていて、昨日までの全国の感染者数は約13万7,000人となっております。

本県においても、今月に入って感染者が81人確認されるなど増加傾向にあり、先日開催された新型コロナ感染症対策本部会議で、「本県は第3波に直面している」との認識を示しています。

このように、本県においては、昨年度終わりの新型コロナの発生から今日において、その収束は見えず、行政運営にも多大な影響を与えています。

本年度も、はや3分の2が過ぎました。

本年度は、持続可能な宮崎県の土台づくりと

して、「地域や産業を支える人財の育成・確保」「魅力的で持続可能な地域づくり」「社会の変化に対応し、成長する産業づくり」の3つの重点的な柱を掲げ、様々な事業を進めてこられたと思いますが、新型コロナにより、本年度の重点施策、事業の進め方にも大きな影響が生じていると思います。

このような中、これからの本県の持続可能な土台づくりをどのように進めていかれるのか、知事にお伺いし、以下の質問は質問者席から進めてまいります。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

本格的な人口減少社会を迎え、時代が大きく転換していく中で、将来にわたり地域の力を維持していくためには、持続可能な本県の土台をしっかりとつくり上げていくことが重要でありまして、今年度は、御指摘がありました3つの柱に基づき、必要な取組を進めているところであります。

現在、新型コロナの感染拡大によりまして、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭が延期されるとともに、観光や物流、地域交流など、施策展開に影響が生じている分野も出てきております。

一方で、県民の安全・安心の確保につながる防災庁舎の完成でありますとか、国土強靱化に向けた道路・河川等のインフラ整備、また、医療・福祉体制の充実、さらには、にぎわいの創出につながる宮崎駅西口の再整備など、将来に向けた必要な取組は、着実に具体化をしているところであります。

このような取組をさらに加速化させていくためにも、新型コロナによって顕在化した地方回帰やデジタル化などの新たな動きを捉え、

それらに的確に対応しながら、本県の将来を見据えた持続的な成長につながる取組を推進してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○野崎幸士議員 本来であれば本年度は、東京オリンピック・パラリンピックの開催、本県においても、先ほどありましたが、国文祭・芸文祭が開催される予定で、その開催効果を将来の地域づくりに大きくつなげるはずでしたが、新型コロナによって、事業の延期、また様々な分野・業界で多大な影響が生じ、新たな問題への対策も増える中で、持続的な成長への取組を進めていく上で重要なのは、何より本県の財政を安定かつ健全に運営することだと思っております。

しかしながら、本県の喫緊の課題であります人口減少問題、それに輪をかけるような新型コロナの感染拡大によって、税収の伸び悩み、税収減が予想される中で、急速な高齢化による社会保障費等の増大を鑑みますと、さらに財政的な課題が深刻化していくことが懸念されますが、これからどのように健全で安定的な財政運営を進めていかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 御指摘のとおり、新型コロナの影響により、地方税等の減収が見込まれていることに加えまして、社会保障関係費の増加や防災・減災対策、7年後に迫りました国民スポーツ大会の開催経費、公共施設等の老朽化対策などに多額の財政負担が、これからも見込まれるところであります。

そのため、本県におきましては、財政見通しの策定などを行い、将来を見据えた計画的な予算計上や、手厚い地方財政措置のある起債を可能な限り活用するなどして、財政関係2基金の残高の確保や県債残高の平準化など、健全な財

政運営に努めているところであります。

また、こうした課題に的確に取り組んでいくためには、地方の安定的な財政運営に必要となります。地方交付税をはじめとする一般財源総額の継続的な確保・充実を図ることが、何より重要であると考えております。

先日、全国知事会の地方税財政常任委員長に就任したところでありますので、本県の実情も十分に踏まえて、来年度の国の税制改正や地方財政対策に向けて、引き続き地方の声を国に強く訴えてまいります。

○野崎幸士議員 本県の26市町村が、9月までの本年度の補正予算に新型コロナ対策として計1,444億円を計上し、そのうち17市町村が財政調整基金から計52億円を取り崩し、多くの自治体で本年度の財調残高が目減りする予想との報道がなされました。

ただいま、県をはじめ県内各自治体では、来年度当初予算の編成作業が進められています。

先ほどからの深刻な財政課題、また、迫りくる新型コロナ第3波からの先の見えない対策等々、本当に厳しい財政運営を強いられることは間違いないと思います。

このたび、知事が全国知事会の地方税財政常任委員長に就任されたということですので、しっかりと地方の厳しい財政状況を国へ訴え、地方へ的確な措置を講じていただくよう要望します。

さて、4年前に三菱総合研究所から、これからの行政・住民・地域の在り方を示す重要な指摘がなされていたので、紹介したいと思います。

「高度成長期以降、住民の行政依存は高まり、行政の守備範囲が大きく拡大した。それまでは家庭や地域で解決していた問題も、全

て行政に委ねるようになった。

住民が望むものは「あれもこれも」対応した。税収も行政職員も増え続けていた時代はそれでも対応できた。

しかし今後は、住民の要望全てに対応することはできない。(中略)行政が対応する範囲を狭めざるを得ない。「あれもこれも行政に委ねる時代」から、「あれかこれかの判断を住民が行う時代」に移行することになる。そのためには、住民も行政も、考え方を180度転換しないとイケない。」

といった指摘であります。

財政的な課題を背負いながら、一方では複雑化・多様化する行政需要も増加する中、特にこれからは、「あれもこれも」から「あれかこれか」という県民・住民の御理解と御協力が必要になると思いますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今般の新型コロナにおきましても、新しい生活様式への対応や県民生活を支える取組、本県経済を維持するための対策など、新たな行政需要が発生しておりまして、行政に求められる役割は複雑化・多様化しているところであります。

財政状況が厳しい中、地方団体としての役割を果たしていくためには、行政ニーズを的確に捉え、議員御指摘のとおり、公共性に照らして、施策や事業の選択と集中を図ることが大変重要だと考えております。

そのため、令和3年度に向けた予算編成におきましても、全ての事業について、必要性、緊急性、費用対効果、役割分担等の検証を行っているところであり、施策の構築に当たりましては、県民の理解を得ることができるよう、県民の皆様の声をしっかり聴き、より効果的・

効率的な事業となるよう取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 10年超経過した平成の大合併から続けてきた、地域自治力の再生と向上に加え、これからは特に、行政の役割と範囲を明確に示し、施策や税金使途の「見える化」を進めていくことが、県民への理解につながると思いますので、しっかり取り組んでいただくよう要望します。

先日、令和3年度当初予算の編成方針と重点施策の説明をいただいたところです。

予算編成においては、新型コロナの影響により、令和3年度以降の県税収入が厳しい状況になることを見込んでの財政運営を進めていくこととし、「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」をはじめ、4つの柱を掲げ、重点的に進めていくとのことですが、人口減少・高齢化といったような社会的な人口構造の変化と、新型コロナのような突発的に社会全体に長期間影響を及ぼすであろう事態でやるべき手法は、「スクラップ・アンド・ビルド」壊してからつくるのではなく、「ビルド・アンド・スクラップ」新たな施策（やるべきこと）を決めて、既存の施策を見直し、縮減あるいは廃止を進め、財源を捻出していくことが大変重要なことだと思いますが、総務部長にその所見をお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 本県財政は厳しい状況にありますが、県民生活を支える上で必要となる取組や、喫緊の課題への対応につきましては、しっかりと予算措置することが重要であります。

令和3年度当初予算編成におきましては、来年度も引き続きコロナ対策が必要であること、近年、激甚化・頻発化する自然災害の状況を踏

まえ、引き続き防災・減災対策が必要であることなどから、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業及び「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」後に係る公共事業につきましては、通常予算要求枠の別枠として措置することとしております。

一方で、多額の財政負担が見込まれる中、引き続き健全な財政運営に取り組む必要がありますので、令和3年度の予算編成に向けて、全ての事業について、その必要性などの検証を行っているところであります。

○野崎幸士議員 中長期的な将来に向けた政策と予算の確保も重要なことだと思いますが、今起きている大きな問題を鑑みたときに、施策の優先順位と見直し、事業の縮小や廃止の検討を進めていくことも大変重要だと思いますし、やらなければならないことだと思います。

既に進めている、抱えている国文祭・芸文祭、県立宮崎病院再整備、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会等、また、先ほどの防災・減災対策、公共施設の老朽化対策、少子高齢化・人口減少に伴う社会保障費、また新たに新型コロナ対策等々、多額の財政負担が見込まれる中で求められるのは、県民の御理解と御協力、的確な事業の執行と確実な成果でありますので、しっかり取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、農政問題について質問します。

新型コロナの感染拡大によって、本県の農畜水産業は、価格低下や出荷量の減少等の影響を受けており、その中で、花卉・野菜・果樹等では約12.3億円の影響があったと試算されています。

このような中、農水省では、新型コロナの影響を受けた花卉・野菜・果樹等の高収益作物に

ついて、経営を断念せずに次期作に前向きに取り組めるよう、「高収益作物次期作支援交付金」の支援措置を講じました。

本交付金は、2月から4月に出荷実績のある農家等を対象に、次期作の資材購入等に対し、10アール当たり5万円を基本に、施設栽培の花弁や大葉などは10アール当たり80万円を定額交付するものであります。

報道では、国が公募を開始し、7月末での申請総額は460億円と、予算額242億円を大きく超えたとのことでした。

このため国は、10月12日に交付要件を突然見直し、減収した品目の作付面積に限定するとともに、交付額も減収額を上限とするなど要件を厳格化しました。

この要件見直しにより、交付金額が減少したり、交付対象外となる農家が出ております。中には、補助金の満額支給を見込んで機械や資材を購入した農家もあり、農家の間では不安と怒りが広がりました。

このような状況を受け、国は10月30日に、機械や資材を10月30日以前に購入や発注した者を支援対象とする要件緩和の追加措置を公表しております。

現場では、追加措置を歓迎する声がある一方で、度重なる制度変更に対し、混乱と行政等に対する不信感が高まっております。

そこで、各地域で要件変更に関する説明会が実施されているとのことですが、農家の方々からどのような不安の声や質問が出ているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、市町村・JA等と連携し、5月から、本交付金の活用に向けまして積極的に推進しており、国における今回の突然の運用見直しにつきまして

は、非常に驚いたところでございます。

まず、10月12日の運用見直し直後の、地域単位で実施された農家説明会では、「申請済みの交付金は満額もらえるのか」「既に購入した機械や資材の交付金も減額されるのではないのか」「今後、さらなる見直しがあるのではないのか」といった質問や不安の声が出たところがございます。

また、10月30日の追加措置公表後に開催された説明会におきましては、「追加となる証拠書類等をそろえるのが大変ではないのか」「交付金の支給を早くしてほしい」などの質問や要望があったところがございます。

○野崎幸士議員 私も農家さんから、再三の要件見直しで「何が対象となるのか」「どこまで対象となるのか分かりにくい」などの声をいただいているところですが、このような農家の不安の声や質問に対して、県はどのように対応しているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今回の2度にわたります大幅な運用見直しは、農家をはじめ、申請事務を行っているJAや市町村に大きな混乱や負担を招いており、県としましては、交付金の速やかな執行に向けまして、正確な情報の周知ときめ細やかな対応が必要であると考えております。

このため、国に対しまして、全国知事会をはじめとするあらゆる機会を通じ、事態の收拾に向けた提案や要望活動を行ったところであり、国からは、追加措置や公募期間の延長につきまして見直しがなされたところがございます。

現在、県では、国による地域単位での農家説明会や申請受付におきまして、個別相談や申請事務のサポートを行っているところござい

す。

今後とも農家に寄り添い、国の動き等も把握しながら、しっかり支援してまいります。

○野崎幸士議員 全国知事会を通じて要請をされたとのことですが、農家が次期作に希望を持って取り組めるよう、引き続き国へ伝えていただきたいと、強く要望いたします。また、農家への丁寧なサポートもよろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルスという未曾有の危機事象の経験を踏まえ、これからは、新たな生活様式や需要の変化等にしっかりと対応できるスマート農業技術等を取り入れた、魅力ある農業を目指すことが必要と考えております。

そこで、耕種農家が次期作に希望を持ち頑張れるような農業の実現に向け、どのような施策を進めていくのか、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県農業は、新型コロナウイルス感染症への対応に加えまして、激甚化する自然災害や担い手の減少など様々な課題を抱えるとともに、大きな転換期を迎えております。

このため、現在策定中の第八次宮崎県農業・農村振興長期計画におきましては、コロナ禍における国産回帰の動き等をチャンスと捉え、あらゆる危機事象に負けない、そして意欲ある農家が夢と希望を持って営農できる産地づくりを進めていくこととしております。

具体的には、スマート農業技術をフル活用した、生産性が高く安定供給できる産地づくりを進めるとともに、契約取引や生産工程の分業化による耕種版インテグレーションの取組と、冷凍野菜や漬物等の加工事業者との連携をさらに加速させるなど、産地加工機能を強化してまいります。

本県の農業は、外貨を稼げる産業であるとともに、食品加工や観光など幅広い産業と深く結びついております。稼げる魅力ある農業の実現に向けて、オール宮崎の総力戦で取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 高齢化や後継者不足による農業従事者の減少等において、次世代を担う意欲ある担い手の育成・確保が不可欠となっている中、本県においては、3年連続で400人以上の新規就農者が就農しており、増加傾向にありますので、先ほどのスマート農業技術の促進とともに、農地の集積・集約化、所得向上対策をさらに進め、本県農業の魅力向上に取り組んでいただくことを要望します。

次に、防疫について質問します。

渡り鳥の飛来時期に入り、韓国の野鳥ふん便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出され、国内へのウイルス侵入を警戒していた矢先に、北海道でもウイルスが検出されました。

その後、11月に入ってから、香川県の養鶏場での発生に続き、鹿児島県において鶴のねぐらと野鳥のふんからもウイルスが検出され、昨日は、福岡県と兵庫県の養鶏場でも発生が確認されたことから、県内養鶏場での発生リスクは一段と高まってきていると思われませんが、高病原性鳥インフルエンザに対する本県の防疫対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 議員御指摘のとおり、香川県、福岡県、兵庫県の3県で、10例の高病原性鳥インフルエンザが続発しておりまして、鹿児島県でもウイルスが検出され、さらに本県でも、河川やため池等で野鳥の飛来が確認されておりますことから、非常に強い危機感を持っております。

防疫対策としましては、今年度、鶏舎内への

ウイルス侵入防止を徹底するため、925農場全てに立ち入り、きめ細かく指導してまいりました。

加えまして、水辺周辺などリスクの高い103農場に対しましては、再度立ち入りを行いまして、改めて指導を徹底したところでございます。

さらに、現在の危機的状況を踏まえ、養鶏関係者を対象とした緊急防疫会議や、万一の発生に備えた防疫演習を開催するとともに、防疫対策の強化を目的といたしまして、家畜伝染病予防法に基づき、知事の命令による石灰での緊急一斉消毒を実施することとしており、引き続き、生産者はもとより、関係者一丸となりまして、最大限の警戒態勢の下、発生防止に努めてまいります。

○野崎幸士議員 県内では、直近で、平成28年12月からその翌月にかけて、続けて児湯郡の川南町と木城町で鳥インフルエンザが発生し、合わせて約28万羽が処分されており、また過去にも何度も発生が確認され、大きな影響が出ています。

本県の農業算出額の約64%を占めている畜産のうち37.5%が「鶏」で、ブロイラーは、飼養戸数・飼養羽数全国1位、採卵鶏は、飼養戸数・飼養羽数全国20位と、全国でも重要な産地です。

また、今議会でも防鳥ネットの設置を支援する内容の家畜防疫対策事業が提案されていますので、徹底した防疫対策の体制を取っていただきますよう強く要望します。

また、CSF（豚熱）ですが、昨年まで、中部地域から関東にまでその感染が拡大し、本年11月には、奈良県において野生イノシシの豚熱陽性が初めて確認されるなど、国内でもいまだ終息には至らない状況です。

また、ASF（アフリカ豚熱）においても、全世界の豚の生産量の約45%を占める中国において2年前の8月に発生し、その後、アジア諸国で広がりを見せ、昨年9月にはお隣韓国でも発生が確認されており、今なおその感染が確認されています。

我が国では、空港で旅客が手荷物として持ち込んだ畜産物からASFウイルス遺伝子が多数検出された事例もあり、いつ日本に入ってきてもおかしくない状況です。

CSF及びASFに対する本県の防疫対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 豚熱やアフリカ豚熱を発生させないためには、水際や農場等の各段階におきます防疫対策の徹底が重要であります。

まず、水際防疫では、不正な畜産物の持込み防止を啓発いたしますとともに、国に要望しておりました検疫探知犬が、宮崎空港に8月から常時配備の体制が整うなどの強化が図られています。

また、農場防疫では、国の飼養衛生管理基準が改正・強化されたことから、野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネットの整備を支援いたしますとともに、農場に出入りする人や車両の、より細やかな消毒の徹底や、農場内での作業動線に沿いました衣服・長靴の交換などを重点的に指導しております。

引き続き、高いレベルの防疫対策を確実に実施するよう、全農場での立ち入り指導を行いながら、緊張感を持って対応してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 本県は、豚も飼養頭数・飼養戸数全国2位と重要な産地ですので、CSFやASFを発生させないためにも、ウイルスを県

内に侵入させない、さらには農場に侵入させない、徹底した防疫対策を引き続き講じていただきますよう要望いたします。

今年の8月27日、平成22年に本県で発生した口蹄疫の終息から10年を迎えました。29万7,808頭もの貴い家畜の命が犠牲となり、畜産業をはじめ、本県全体に多大な影響を及ぼしました。

この口蹄疫からの復興の経験を糧に、本県畜産のさらなる発展を目指し、これからも徹底した防疫体制を構築していただくよう要望します。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について質問します。

この冬、新型コロナとインフルエンザの同時流行が大変懸念される中、本県の検査体制については、新型コロナとインフルエンザの検査需要を、インフルエンザ流行ピーク時で、両者合わせて1日当たり約4,500件必要と試算され、行政検査、抗体検査キット等で対応することとし、発熱患者等の診療・検査が可能な医療機関を「診療・検査医療機関」に指定し、現在、県内医療圏域ごとに、全体で348医療機関を指定しています。

また、軽症者が療養する宿泊施設として、県全体で250室、中等症・重症の入院病床数は、県全体で246床となっていて、全体的に予想される以上に体制は整っているとのことでしたが、今の全国的に感染者が急増している状況を見ますと、少し不安な気持ちになります。現在の本県における全般的な新型コロナ感染対策の所見を、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、感染拡大防止対策と医療提供体制の確保という大きな2本柱の取組を進めてきたところでありまして、第3波に対して、これらの取組を着実・迅速

に実施することが重要であると考えております。

特に医療提供の面においては、事実上の第2波の総括を踏まえまして、季節性インフルエンザ流行期に備え、身近なかかりつけ医等を診療・検査医療機関に指定し、発熱患者の診療や検査を行う体制を拡充するとともに、県の策定した病床・宿泊療養施設の確保計画に基づき、入院・療養の必要な患者が適切に治療・療養が受けられるよう、必要な入院病床、宿泊療養施設を確保しているところであります。

○野崎幸士議員 本県の今の感染状況は、多くても10人前後と、じわりじわりと増えている状況なので、このペースでの対応には問題ないようですが、今後、感染が急増することも予想されますので、しっかりとした体制拡充を進めていただきますよう要望します。

新型コロナ感染拡大に対する対応も重要ですが、これから、並行して落ち込んだ経済の立て直しを進めていくことが強く求められる中で、本県は、あらゆる分野で経済対策が進められています。

特に商工関係では、これまで新型コロナの影響を受けた事業者への救済・支援策として、小規模事業者事業継続給付金や応援消費プレミアム付商品券発行业等々、様々な事業を進められていますが、本県の落ち込んだ経済からの復興という意味で、これまでの経済対策事業の成果をどのように評価されているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県ではこれまで、まずは、感染症の拡大により深刻な影響を受けた事業者に対する緊急的な支援、次に、事業活動における感染防止対策や中小企業者の販路回復等への支援、そして、冷え込んだ

消費の喚起を行っていくという方針の下、経済対策に取り組んでまいりました。

こうした中、事業者の業況感を示すD I や県内宿泊客数など、幾つかの統計データを見ますと、5月に緊急事態宣言が解除されて以降、持ち直しの動きが見られ、一定の効果が現れているものと認識しております。

しかしながら、コロナの影響は長期化することが見込まれますので、引き続き感染状況を注視するとともに、国や市町村等とも連携をしながら、本県経済の再始動と回復に取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 新型コロナの状況は、今、第3波の始まりかとも言われるように、波を打つように増減があり、その変化に経済も操られているような状況で、国においても、Go To トラベルやGo To イート等への見直しの声も上がっています。

このように長期化が予想される波の中で、経済を回復させることは大変なことだと思いますが、効き目のあるところを的確に見極めて、経済に刺激を与えていただくよう要望します。

次に、雇用情勢について質問します。

新型コロナ感染症の拡大が始まるつい何か月前までは、全国的に少子高齢化、人口減少の進展により、あらゆる分野・業種で人手不足による労働力不足が深刻な問題となっていました。新型コロナの影響で、その状況は大きく変化したようです。

11月9日の発表ですが、厚労省によりますと、全国で新型コロナの影響で仕事を失った人が、ハローワークなどを通じて行った調査で、今年1月末から11月6日までに、解雇や雇い止めで、見込みも含めて7万人を超えたことが分かりました。この数は、あくまでハローワーク

などで把握できた人数であるため、実際には仕事を失った人はさらに多いと見られていて、仕事を失った人は増え続けているようです。

厚労省は週次で、新型コロナが雇用に与える影響について、タイムリーに把握する観点から、各都道府県労働局の聞き取り情報や公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に、雇用調整の可能性がある事業所数と解雇等見込み労働者数を集計していき、本県の直近の集計を見ますと、雇用調整の可能性がある事業所数が1,989事業所、解雇等見込み労働者数が597人となっておりますが、新型コロナが本県で確認され、拡大してから今日まで、この2者の推移とその動向をどう捉えられているのか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 宮崎労働局では、雇用調整助成金の相談や助成件数などを基に、雇用調整の可能性がある事業所数を集計しており、解雇や雇い止めの可能性がある労働者数と併せて、6月から毎週公表されております。

これによりますと、県内の雇用調整の可能性がある事業所数は、最初の公表では170事業所であったものが、その後、雇用調整助成金の周知が進み、申請数が増加したことなどから、直近では1,989事業所まで増加をしております。

次に、解雇等見込み労働者数は、当初の70人から、6月末までの1か月間で400人台に急増いたしました。その後は比較的緩やかになっておりますけれども、最近の全国的な感染の広がりを見ますと、安心できる状況にはないと考えております。

○野崎幸士議員 私も、今後の新型コロナの感染状況次第では、大変厳しい雇用情勢になると懸念しております。

本県では、新型コロナによる多くの失業者の発生、雇い止め、収入減等を懸念し、これまでの議会において、様々な事業が提案されてきました。

まず、6月定例議会において、他業種から建設業への労働力移動と地域雇用を維持する目的で提案された「建設関連産業雇用受入支援事業」また、7月臨時議会において、農業分野で副業的に短期就労ができる新たな体制づくりの目的で提案された「「農」で支える短期就労マッチング体制構築事業」ですが、これまでの取組状況について、農政水産部長と県土整備部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 御質問のありました事業では、コロナ禍の影響等を受けた方々に対し、副業として、週1日でも農業現場で働いていただける体制の構築に取り組んでいくところでございます。

具体的には、県外で実績のある企業を核に、JA宮崎中央会、県農業法人経営者協会が一体となった支援組織を7月に設立し、宮崎市内の拠点を中心に、事業周知やニーズ把握を進めております。

また、10月に開催いたしましたパート・アルバイト説明会では、予想を大きく上回る150名以上の応募があり、時間に融通の利く農業への関心の高さを強く認識したところでございます。

現在、収穫作業など、短期の労働力を確保したい農業現場とのマッチングを開始しておりまして、生産者からも期待が大きいことから、本事業の推進にしっかりと取り組んでまいります。

○県土整備部長（明利浩久君） 「建設関連産業雇用受入支援事業」につきましては、コロナの影響により離職等を余儀なくされた方を建設

産業に受入れ、雇用する企業に対して、助成金を交付する事業でありまして、6月補正予算で措置されたものであります。

事業主体であります県建設業協会に8月からコーディネーターを配置し、これまで、各地区協会やハローワーク等への説明、建設関連企業へのPR、問合せ対策等に取り組んできました結果、先週末時点で25社からの具体的な相談がありまして、現在7人が、技術者や事務員として雇用されております。

引き続き、コロナ禍における地域雇用の維持に向けて、建設産業が離職者等の受皿となりますよう、建設業協会と連携しながら、事業のさらなるPRに取り組んでまいります。

○野崎幸士議員 両者とも、新型コロナの影響による雇用の受皿として、また人手不足の解決策として、また農業・建設業を理解していただく上で、非常に評価できる事業だと思いますので、継続して力を入れていただき、他の業種でも同じような取組ができないか検討していただくことを要望します。

引き続き、また雇用について質問しますが、新型コロナが本県で確認されてから今日までの有効求人倍率の推移を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県内の有効求人倍率は、本県で最初の感染者が確認されました本年3月には1.28倍でありましたが、その後の感染拡大に伴う新規求人数の減少等により、3か月後の6月には1.10倍になったところでもあります。

7月以降は、求人の減少に下げ止まりの動きが見られたことに伴い、有効求人倍率はほぼ横ばいで推移しており、直近の9月は1.11倍となっております。

県内の有効求人倍率は、7月以降全国を上回って推移しておりますけれども、新型コロナウイルス感染症が収束しない中で、予断を許さない状況が続いております、引き続き注視してまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 有効求人倍率と失業率は、ある程度、反比例の関係にあります。

下げ止まりで1.0以上を若干上回る求人倍率で推移している状況からは、失業率はある程度落ち着いてきたのかなと見てとれますが、大変厳しい状況が続いているのが現状です。

新型コロナの拡大が始まった時期は、その影響を受けた業種で休業者が増え、その多くは非正規雇用者でした。

全国で見ますと、今年5月25日から10月30日まで、仕事を失った非正規雇用者は、見込みも含め約3万3,700人となっております、多くの非正規雇用者が失業された状況です。先ほどの有効求人倍率は下げ止まりの動きでありましたが、正社員の有効求人倍率の状況はどうなっているのか、商工観光労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 正社員に限定した県内の有効求人倍率は、5年前の平成27年12月では0.68倍でありましたが、人手不足を背景といたしまして、昨年12月には1.10倍まで上昇しており、その後、新型コロナウイルス感染症の影響などによりまして、本年5月には0.82倍まで低下をしたところであります。

直近の9月末時点では0.87倍となっており、求人減少は下げ止まりの傾向にありますけれども、まだ1倍を下回っている状況が続いております。

このため県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職を余儀なくされた方等を正社員として採用した企業に対する支援金につい

て、今月から受付を開始したところであり、引き続き正社員の求人の確保に努めてまいります。

○野崎幸士議員 正社員有効求人倍率が1.0を切っている状態がこのまま回復せず続くことを懸念すると、来年卒業する高校・大学卒業生（若者）の本県での就職が厳しくなるのではないかと心配しています。

特に、高校生の県内就職率が全国でも低い本県にとって、若者の県外流出を防ぐためにも、来春卒業する高校生の県内就職が気になりますが、来春卒業する高校生への本県の求職・求人の状況と産業別の求人数の状況を、商工観光労働部長にお伺いたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりまして、来年3月卒業予定の県内高校生のうち、就職を希望する生徒数は、9月末現在で2,455人であり、前年比で75人減少した一方で、県内就職を希望する生徒数は、19人増の1,510人であり、割合では、前年比で2.6ポイント増の61.5%となっております。

次に、県内事業所からの求人数は3,532件となっております、産業別では、製造業が879件、建設業が596件、医療・福祉が538件などとなっております。

これを前年と比較いたしますと、全体で784件減少しております、内訳としては、製造業で413件、宿泊・飲食サービス業で89件、建設業で79件の減などとなっております。

○野崎幸士議員 今現在の県内の求人数が、前年と比較して約800件減少している状況を見ますと、今後、新型コロナの状況次第では、この数字も大きく変化すると考えられます。

このような中で、先日、県教育委員会より、県立高校生の就職戦線において新型コロナの影響

響で高校新卒者の地元志向が強まっているとの発表がありました。このことは、県内の私立高校・大学・短大・専門学校等の新卒者にも同じような傾向があるのではないかと想像しますが、若者の県内就職促進に向けた取組を、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、来年3月卒業予定の高校生、大学生等の雇用機会を確保し、県内就職を促進するため、7月に予算化いたしました「新卒採用企業応援給付金」の活用を広く促しますとともに、来月には、労働局など関係機関と連携して、就職先が決定していない高校生や大学・短大生等を対象とした就職面談会を開催することとしております。

また、コロナ禍を機に地方への関心が高まっておりますことから、今後とも、働きやすい職場づくりや地域の中核となる企業の育成などを通じて、働く場としての魅力を向上させるとともに、こうした魅力や宮崎の暮らしやすさをインターネット等を活用して広く発信し、若者の県内就職促進を図ってまいります。

○野崎幸士議員 コロナ禍での就職戦線を逆にチャンスと捉え、都道府県「幸福度」ランキング2年連続全国1位の本県の魅力と、県内企業の紹介をしっかりと若者に発信し、若者たちの県内就職、定着にしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

先ほどの本県における正社員有効求人倍率1以下という現状を、コロナショックの正規雇用への影響が少し遅れて今から始まっている状況と仮定するならば、これからしばらくは本当に厳しい雇用情勢が続くことが懸念されます。

このように、新型コロナウイルスの感染拡大による休業・失業等で収入が減少し生活が困窮する人が

増えていく可能性がある中、全国での生活保護の申請状況は、7月までに対前年同月比で3か月連続の減少となったと、厚労省から報告されていますが、本県の生活保護の申請状況を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国内で最初に新型コロナ感染者が確認された1月以降の本県の生活保護の申請状況につきましては、1月に157件、2月に156件であったものが、3月に207件まで増加し、この3月が件数のピークとなっております。

なお、4月以降はおおむね減少傾向に転じておりまして、8月の申請件数は136件となっております。

○野崎幸士議員 本県と全国の申請状況は、ほぼ同じような傾向でして、厚労省は、申請件数が対前年同月比で、5月から3か月間連続で減少したことについて、特別定額給付金や緊急小口資金などの支援制度の利用が広がったためではないかと分析しているようですが、全国での雇用情勢が悪化した4月の生活保護の申請件数は、前年同期比で25%増え、支給開始の決定までに長時間かかるなどの混乱が起きたようです。

本県も、答弁にあったように、3月にピークとなったとのことでしたが、生活保護法では、申請から保護決定通知までの期間を原則14日以内に行われなければならないと定めており、通知が遅れる場合は、合理的な理由をもって、申請から30日以内でなければならないと定めています。コロナ禍の中、特に申請がピークとなった時期に、申請から通知までスムーズに行われたのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 御指摘のとおり、生活保護の申請から保護決定の通知までの

期間につきましては、法律により期限が設けられております。

特にコロナ禍において、収入減少等により生活に困窮する方々を支援するため、速やかに保護決定を行うよう、国から通知が発出されているほか、各福祉事務所長宛てに、県から同様の通知を行っているところであります。

本県の申請件数がピークとなった3月においては、通常と比べて保護決定の通知までに時間を要したという状況はありませんでしたが、新型コロナウイルスが県民生活に与える影響に鑑み、今後とも速やかな保護決定に努めてまいりたいと考えております。

○野崎幸士議員 コロナ禍の長期化や第3波とも言えるような感染者の急増、また、先ほどからの全国的な雇用情勢の動向を見ますと、今後、生活保護の申請が増加するおそれは十分あると思われまので、その動向を見据えながらしっかりとした体制を整えていただくよう、要望します。

次に、全国の男女別の失業率を見ますと、非正規雇用の割合と女性の就業者が多い宿泊業・飲食サービス業が、新型コロナウイルスの影響をじかに受けたため、25歳から34歳の女性の失業率が上昇している状況で、このような状況との因果関係は明らかではありませんが、全国では7月以降、女性の自殺者数が急増しています。

さきの国の第2次補正予算において、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の給付や、生活困窮者等への支援の強化等々が盛り込まれましたが、その支給等が8月か9月になったことを照らし合わせれば、先ほどの女性の自殺者数に、給付金の支給まで持ちこたえられなかった方々の数が含まれているのではないかと悲観させします。

これから年末にかけて、生活困窮者、自殺者の数が増えるのではないかと心配な声もありますが、ひとり親家庭を含む生活困窮者の現状と、改めてその対策を福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） コロナ禍におきまして、生活に困窮する方々は、生活福祉資金や住居確保給付金の実績からも増えているものと考えております。

このため県では、6月議会で認めていただいた事業により、生活困窮者自立相談支援機関の人員を4名増員しまして機能強化を図り、窓口での相談対応に加え、民生委員への聞き取りや巡回相談の実施によって、生活困窮者を積極的に把握し、きめ細やかな支援に努めているところであります。

なお、ひとり親家庭につきましては、児童扶養手当の受給世帯や、新型コロナウイルスの影響を受け収入が減少した世帯などに対する「ひとり親世帯臨時特別給付金」の支給を始めておりまして、10月末現在、県全体で延べ1万7,470件、約11億円となっております。

○野崎幸士議員 本県は、全国的に所得が低く離婚率が高いこと、また、先ほどからの雇用状況を鑑みれば、生活困窮に陥っている、またこれから生活困窮に陥っていく方は増えていくと想定できます。行政の支援制度を知らない生活困窮者がいないよう、支援制度の徹底した周知とその手続までの丁寧なサポートを行っていただくよう要望します。

このように、第1波から第3波とコロナ禍が長引く中、経済的・精神的に追い込まれた末の自殺の増加が全国的に懸念されています。

我が県の自殺死亡率は、依然、全国平均を上回る状況ですが、全国及び本県の自殺者数の状

況はどうなっているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 今年1月以降の自殺者数につきましては、警察庁自殺統計の1月から10月の暫定値によりますと、全国の10月の自殺者は、発見地・発見日ベースで2,158人で、対前年同月比で約40%増、また、1月から10月までの累計自殺者数は1万7,303人で、対前年比約1%増となっております。

本県では、10月の自殺者数は32人で、対前年同月比で2倍、累計自殺者数は194人で対前年比約10%増となっております。

本県の自殺の原因や動機につきましては、速報である現時点では詳しく分析できていない状況です。

全国的には自殺の背景として、雇用などの経済問題、DVや育児、介護などの生活・家庭問題、精神疾患など様々な問題が絡み、それらがコロナ禍で深刻化していることや、有名人の自殺が続いたことなどの指摘があります。

○野崎幸士議員 全国も本県においても、深刻なペースで自殺者数が増えているようですが、どのような対策を講じられているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県ではこれまで、普及啓発や人材養成、相談対応等の総合的な自殺対策を実施してきており、インターネットで「死にたい」などと検索すると、自殺予防ポータルサイト「ひなたのおせっかい」のバナーが表示されるよう設定するなど、悩みを抱える方が適切な相談機関につながりやすい環境も整備してきております。

さらに、自殺者数の現状を踏まえ、今後の生活に不安を感じ、生きづらさを抱えている県民の皆様へ寄り添い、相談機関へつなげるための

取組として、11月11日から、「県民一斉“声かけ”プロジェクト」の呼びかけを強化するとともに、各種相談機関の周知及び相談対応として、「悩みごと一斉相談」を実施しているところです。

今後とも、各部局や関係機関と連携を図りながら、悩みを抱えた方が支援につながるよう、自殺対策の推進に努めてまいります。

○野崎幸士議員 大事なものは、自殺を考えている人に直接、または電話、メール等で接触し、悩み・思いを聞いてあげることに尽きると思います。

様々な対策を実施しているようですが、このような対策が自殺を考えている人にうまくつながり、寄り添って助けられるよう、取組の周知拡大を徹底していただくよう要望します。

次に、交通行政について質問します。

近年、全国的に、経年劣化で横断歩道や中央線などの白線が薄れ、消えかかっている事故や違反につながるという問題になっているようですが、今回は特に、歩行者への危険度が高い横断歩道について質問します。

横断歩道の劣化については、私にも数多くの要望が寄せられていることを考えれば、恐らく県内各地域から多くの指摘・要望が寄せられているのではないかと想像はつきますが、本県には横断歩道が何か所あって、その消えかかっている横断歩道をどのように把握し、昨年度、何か所補修をされたのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 横断歩道は、交通の安全と円滑を確保するための重要な交通安全施設であり、令和2年3月末現在、県内約1万5,000か所に設置されております。

横断歩道につきましては、警察官の日常活動

を通じた点検や、毎年、年度当初に重点的に実施する交通安全施設の点検、さらには、県民の方からの補修要望などで摩耗状況等を把握しており、昨年度は約1,700か所の横断歩道を補修しております。

○野崎幸士議員 単純計算しますと、県内の横断歩道を全て補修するには、全体が1万5,000か所ですから、昨年が補修が1,700か所で、割ると約10年かかる計算になります。

引き直しの目安は、おおむね8年とされていることと、交通量、また道路の路盤状況でその劣化年数をもっと短くなることを鑑みますと、毎年、劣化して薄くなった横断歩道の数は変わらない状況です。

また、このような横断歩道が通学路になっている箇所もあることを鑑みますと、大変危険なことだと思います。

過去には神奈川県で、消えかかっている横断歩道を渡ろうとした女子児童が車にはねられて死亡する事故も発生しているようですが、本県では、このような横断歩道での事故は起きていないのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(阿部文彦君) 本県では、過去10年間、横断歩道上での児童や幼児の交通死亡事故は発生しておりません。

しかしながら、平成28年には、宮崎市大塚町で、横断歩道を横断中の小学生3人が車にはねられた重体事故が発生しております。

過去10年間の横断歩道上での交通事故件数は、毎年130件前後発生し、平成30年中は4名、令和元年中は1名の方が亡くなられており、いずれも高齢の方でありました。

○野崎幸士議員 近年は、高齢者の死亡事故も起きているようですが、今後、消えかかった横断歩道の補修をどのように対応されていくの

か、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長(阿部文彦君) 横断歩道につきましては、表示の摩耗の程度、交通環境などを総合的に判断し、厳しい財政状況の中、予算の範囲内において、必要性、緊急性の高い箇所を順次選定して計画的に補修を行っております。

今後も引き続き、道路管理者とも連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいります。

○野崎幸士議員 先ほどの、神奈川県で女子児童が車にはねられて死亡する事故の後、その危険性と修繕の要望が高まり、県が関連費用を倍増させ、集中的に修繕が進んだ経緯があります。

限られた予算内で、県内全域のバランスを取りながら修繕・補修等を進められているようです。もちろん、本県の財政が厳しい状況なのは承知しておりますが、県民の命、また生活に直接関わる大きな問題だと考えますので、維持管理に必要な予算をしっかりと確保していただくよう、強く要望します。

質問は全て終わりましたが、先ほどの自殺者数を見まして、今日で僕が3人目ですけれども、前の2人の先輩議員ともかぶっている質問が、まずは経済対策、雇用、そして自殺対策と、感染の予防対策以外に、今、そっちに移行しているんだというのが現れていると思います。

感染して死亡する方よりも、このコロナによって悩んで、自ら命を落とす人が多いという現状を、しっかり行政としても酌んでいただいて、そういったいろんなサポート、またいろんな救いの手を、また支援を講じていただくよう強く要望いたしまして、私の一般質問とします。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まずは、デジタル化推進について、知事にお伺いします。

社会のデジタル化の司令塔として、政府が来年9月に創設を目指す「デジタル庁」。勸告権など強力な総合調整機能を持つ組織とし、国や地方自治体などの情報システムを統括するとしています。

公明党は、11月13日に党推進本部とデジタル庁設置推進ワーキングチームが、菅首相と平井デジタル改革担当相に対し、同庁の設置に向けた提言を行いました。

デジタル庁の設置により、行政手続がスマートフォンで完結するといった利便性の向上や、データの利活用を、日常の生活だけでなく学術研究や政策立案などにも役立てていくことを求めました。

申入れの席上、高木本部長は、デジタル庁の在り方について、「データの利活用をもって、国民の最大幸福を実現するための不断の努力を行う司令塔となるのがデジタル庁だ」と訴え、常設の組織とするよう提唱。官民から人材を集集するとともに、職員採用においては、情報技術に関する技官「デジタル総合職」の新設も提案いたしました。

実は、10月11日、山口那津男代表は、公明党宮崎県本部大会に出席され、このときもデジタル庁の設置について言及され、「図らずもコロナ禍でテレワークやリモートワークなどのオンラインが普及し、仕事のみならず、教育や医療分野などでも新たな道が開かれた」とし、「設置によってデジタル化が社会に行き渡れば、私たちの暮らしに多くの利便性を与えてくれる」と訴えておりました。

まずは1問目、このように公明党も強く推進している国のデジタル庁の創設について、知事の所感を伺います。

2問目です。県においても、デジタル関係業務を一元的に取り扱う部局の設置が必要になるのではないかと思います。現状と今後の方向性について、知事にお伺いいたします。

壇上での質問は以上で、あとは質問者席から行います。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えします。

まず、デジタル庁の創設についてであります。

今回の新型コロナウイルスへの対応におきまして、官民を通じたデジタル化の遅れや人材不足、不十分なシステム連携など、様々な課題が明らかになったところであります。

このため、国においては、菅総理の主導の下、これらの課題の根本的な解決に向けて、行政の縦割り打破や規制改革を断行し、社会全体のデジタル化をリードする強力な司令塔としてデジタル庁を創設することとされております。

この新たな組織の創設により、国、地方自治体のシステムの統一・標準化や、マイナンバーカードの普及促進、行政手続のオンライン化、民間のデジタル化支援や規制緩和等を行い、デジタル化の利便性を実感できる社会にしていくこととされているところであります。

このところ、税財政常任委員会の仕事で要望活動を行うに当たりまして、国政や国の省庁関係者のデジタル化に対する問題意識は大変強いものがあるということ、肌身で感じておるところであります。

デジタル化は、本県にとりましても、山積する様々な課題を解決するための有効な手段であ

ります。それをさらに進めていくことは極めて重要だという認識の下で、国の動きにしっかりと連動して対応していきますとともに、将来にわたって持続可能な宮崎づくりに向けて、積極的に取り組んでまいります。

次に、デジタル関係業務の部局の在り方についてであります。

庁内の情報システムにつきましては、総合政策部の情報政策課におきまして、統一的な基準によるシステムの構築をはじめ、サーバーの集約化、パソコンやネットワークの集中管理など、一元化を進め、コストの削減や品質の確保を図っているところであります。

また、この情報政策課内には、ICTを熟知した職員の配置や、専門的な知見を有する外部人材も採用しておりまして、業務の推進を図っているところであります。

さらに、今年度から、暮らしや産業など各分野におけるデジタル化を総合的に進めるため、この課内に先端ICT利活用担当を設置するなど、体制強化を図ったところであります。

このように、本県では、デジタル関係業務を一元的に取り扱う情報政策課を設置しているところでありますが、国におけるデジタル庁創設などの動向やデジタル化の進展等を十分踏まえながら、今後さらに、デジタル化を進めていくという思いの下に、県としても体制整備も含め、引き続き的確に対応してまいります。以上であります。〔降壇〕

○河野哲也議員 デジタル化の推進について、介護現場と学校教育の現場での課題をお伺いいたします。

医療介護のデジタル化については、福祉保健部長にお伺いします。

本県では、2025年に高齢者数がピークに達す

ると見込んでいますが、要介護者へのサービス提供に必要な介護職員は確保できるのでしょうか。介護職員数について、近年の動向をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の介護職員数につきましては、県高齢者保健福祉計画におきまして、団塊の世代が75歳以上となり高齢者数がピークとなる2025年度（令和7年度）に2万3,784人必要であると推計をしております。

これに対し、厚生労働省の「介護サービス施設・事業所調査」では、直近の平成30年度で2万1,246人が実績値となっており、平成27年度からの3年間で約1,300人増加をしております。

○河野哲也議員 介護人材の不足、負担軽減を行うために、介護ロボットの開発と導入が進められています。

本県の介護ロボット導入支援事業の概要と今年度の申請状況について、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護ロボット導入支援事業につきましては、人材不足の状況や、新型コロナの発生によって感染防止対策の業務が増大している現状等を踏まえ、介護職員の身体的負担の軽減や業務効率化を図り、職員が継続して就労しやすい環境を整備するために実施するものです。

具体的には、介護サービス事業者が行う介護ロボットの導入や、見守り機器導入に伴うWi-Fi工事等の通信環境整備に要する経費の2分の1以内を補助するもので、介護ロボットの台数制限はありません。

今年度の申請状況ですが、予算額8,450万円を上回る応募がありましたので、一部台数等の調整を行い、63の事業所に対し、予算額とほぼ同額の約8,390万円の交付を決定しております。

○河野哲也議員 今年度の申込み状況から、介

護現場で積極的にロボット技術を導入されようとしていることがうかがえます。

昨年度の介護ロボット導入支援事業の採用実績を見ると、39の事業所で145台の介護ロボットが導入され、そのうち導入台数の88%、補助金額で80%と、大部分が見守り・コミュニケーションのための介護ロボットに充てられています。

先日、坂本議員から、介護関係者から見守りのための介護ロボット（眠りSCAN）の説明を聞いたとの報告を受けました。

マットレスや敷き布団の下にセットしたセンサーが、利用者の寝返りや呼吸、心拍を検出し、睡眠状態や覚醒状態をシステムが完全把握する。最大120人の利用者の状況がスタッフルームのモニターに同時に表示され、携帯端末に通知も可能。利用者が目を覚ましたタイミングでケアが提供できる。

これまで限られた人数で夜間の見守りに回らなければならなかった等々、職員の負担が大きく軽減される。利用者のデータは、体調変化の気づきやサービスの改善、家族との情報共有に活用することを想定している。

職員の労働環境の改善にとどまらず、介護サービスの質の向上、魅力的な仕事として、施設の運営の在り方を根本的に変える可能性を強く感じた。

と、坂本議員は報告されていました。

本年度の予算では、昨年度の実績を反映して、見守りセンサーの導入に伴うWi-Fi工事分の拡充が行われていますが、見守り介護は、センサーや端末などの機器と、管理をするシステム、通信環境などがセットになってプラットフォームとして機能する性質上、承認された補助金に応じた部分的・段階的な導入整備

は難しいと考えられます。

高齢化社会対策の重要事業と位置づけ、令和3年度に向けて、介護ロボット導入支援事業の予算額のさらなる拡充が必要と思いますが、県の考えをお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護ロボットにつきましては、見守り機器の導入によって部屋の巡回を効率的に行えたり、高齢者を抱え上げるリフトの導入によって腰への負担が軽減されたりするなどの労働環境改善のほか、若者などへの介護の魅力発信にもつながり、ひいては介護人材の確保に資する重要な事業と認識しております。

本事業は、国と県が財源を負担する地域医療介護総合確保基金を活用するため、国の基準に基づき補助することとなりますが、介護ロボット導入による効果を踏まえ、来年度の国の予算編成の状況を注視しつつ、普及促進に努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしくお願ひします。

学校教育のデジタル化について、教育長にお伺ひします。

OECD（経済協力開発機構）の調査に、PISAという学力調査があります。日本の位置は御案内のとおりだと思いますが、一緒に学習状況も調査しています。例えば「1週間のうち、教室の授業でデジタル機器をどれだけ使いますか。」、日本はOECDでは最下位です。授業中にICTを使うというのが最下位なんです。学校外の宿題で使うのも最下位です。でも、1位もあります。ネットでチャットをする——1位です。一人用ゲームで遊ぶ——1位です。

つまり、日本の子供にとって、ICTは学習の道具になり得ていない。日本では、学習技術

は紙がベースで、コンピューターを使っただけの学習経験が著しく低い。しかも、授業に関わることで非常に低いというのです。

これは、学校教育のデジタル化が遅れているということが、とうとう子供たちの学力に影響を与え始めたという深刻なデータだと考えます。

まず、本県の教員のICT活用指導力の状況についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 文部科学省が例年実施しております「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によりますと、令和元年度の本県公立学校教員のICT活用指導力につきましては、教材研究や評価・校務などにICTを活用できると回答した教員が、全国平均87%に対して、本県は82%となっております。

また、授業にICTを活用して指導できると回答した教員が、全国平均70%に対して、本県は62%となっており、全国平均を下回っている状況であります。

○河野哲也議員 GIGAスクール構想では、他国に比べ日本の学校教育におけるデジタル機器活用が大きく遅れている実態から、国が改善に向け1人1台のタブレット端末配備などに取り組んでいます。

しかし、教育現場にデジタル機器を導入した後、教員が使い方を分からず徐々に使用しなくなる問題が多発していると聞きます。

これを解決するには、授業などをサポートするICT支援員が重要ではないでしょうか。現場の負担を減らし、デジタル機器を活用し続けるため、支援員の雇用を拡充すべきだと考えます。

教員のICT活用指導力を高めるための取組と、ICT活用で不安を感じる教員への支援に

ついてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） まず、教員のICT活用指導力を高めるための取組についてですが、今年度中に、全ての小中学校の担当者を対象として、授業における活用方法や、それらを校内で広めるための研修を計画しているところでございます。また、今年度、ハード面の整備を前倒しして図りますため、次年度以降は、指導力向上のための取組をより積極的に進めたいと考えております。

次に、ICT活用で不安を感じている教員についてですが、まず、専門家が操作マニュアルを作成したり、操作方法を直接アドバイスしたりするなどの支援を行うこととしております。

また、授業動画の公開や授業を参観できる場を設定するなど、ICTを活用した授業を身近に見ることができ環境を整えることによりまして、不安の解消を図り、あわせて、活用の意欲も高めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 今、答弁の中で、ICT活用で不安を感じている教員に対して支援を行う専門家を配置するというふうにおっしゃいましたが、その事業について、もう少し詳しく教えていただくとありがたいです。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたが、急速に学校ICT化が進む中、国におきまして、ICT関係企業OBなど知見を有する専門家を学校へ派遣します「GIGAスクールサポーター配置支援事業」というのを構築しております。

本事業におきましては、国と各自治体がそれぞれ経費の2分の1を負担して進めることとなっております。現在、県と9つの市町が本事業を活用しまして、教員等の支援を積極的に

行うこととしております。

○河野哲也議員 私が望んだのは、ICTの支援員ということですが、今、教育長のほうからお話しいただいたのは、専門家を配置することなので。これは本当に大事な事業じゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

今回は、主として、介護と教育の現場でのデジタル化推進についていただきました。人口減少・少子高齢化が全国で最も進む本県が、デジタル化によって課題改善のモデルケースをつくっていくべきだと考えます。よろしくをお願いします。

児童虐待について、福祉保健部長にお伺いします。

11月は、厚生労働省が定める「児童虐待防止推進月間」であります。公明党は毎年、これを啓発する「オレンジリボン街頭演説会」を、女性議員中心に全県下で展開しています。

2018年度、全国では虐待死の内容でネグレクトが最多と報告されました。また、増加の一端をたどる児童虐待は、コロナ禍でさらに増えていると指摘されています。

本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加要因についてお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の令和元年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、1,953件と、前年度に比べて574件増加し、過去最多となっております。

本県の児童虐待相談対応件数が増加した主な要因としましては、児童虐待死亡事件の報道等が増えたことで、県民の虐待への意識が高まっていること、また、学校や警察等における児童虐待への早期対応、児童相談所への通告の徹底が図られたことなどが考えられます。

○河野哲也議員 コロナ禍による要因は、まだ分析されていないかなと思うんですが、外出自粛や休校で、親も子供も家庭で一緒に過ごす時間が増える中、コロナの不安もあり、ただでさえストレスがたまり、これに親の収入減などの要素が加わると、リスクが高まってしまう。コロナ禍の影響で、児童虐待が潜在化している等の実態があると言われております。

専門委員会は、社会的な支援や親族から孤立していたり、妊婦健診等が未受診だったりといった状態の親子には留意すべきだと指摘しています。

児童虐待防止において、地域の関係機関で見守りの必要な家庭の情報を共有し、支援が継続できる仕組みづくりが重要だと考えますが、県の取組をお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 増加する児童虐待相談に適切に対応するため、県では、児童相談所の児童福祉司等の増員をはじめ、今年度から警察官や弁護士を新たに配置するなど、体制と専門性の強化に取り組んでおります。

また、市町村が設置する母子保健、子育て支援のワンストップ拠点となる「子育て世代包括支援センター」と、学校や警察、児童相談所等と連携して相談対応や調査、訪問等を行う「子ども家庭総合支援拠点」の一体的運用を支援しまして、見守りが必要な児童等の情報を共有しながら、児童虐待の発生予防・早期発見に取り組める体制づくりを進めているところです。

今後とも、関係機関との連携を密にし、市町村と適切な役割分担を図りながら、本県の児童虐待防止対策の充実に取り組んでまいります。

○河野哲也議員 関係機関との連携、相談というのが、今、コロナ禍の中で、なかなか届かない状況もあると思っておりますので、細かな配慮をよ

ろしくお願ひしたいと思ひます。

虐待防止推進月間について、児童虐待防止は、専門機関の仕事ではなく、県民全体の課題だということをお強ひしたいです。

子供自身が権利を持っており、それは絶対守らなければいけない。それを侵害されるのが虐待だということをお、親にも子供にも広く周知する機会にしなければならぬと考へます。

続いて、HPVワクチン(ヒトパピローマウイルスワクチン)、子宮頸がんのワクチンですが、今日でちょうど3度目の質問をさせていただきます。

前回、前々回で、このコロナ禍で予防接種等の定期接種を含めて、その実態が非常に減っているということお、特にこのHPVワクチンの接種についても、なかなか進んでいないのではないかとこの声もありまして、確認をさせていただきます。

10月9日に、国のほうから再通知があったと思ひます。定期接種に関する情報提供を個別に行うように、市町村は、予防接種法施行令第6条の規定により、対象者へ周知を行うこと。その周知の仕方としては、やむを得ない事情がある場合を除き、対象者へ個別に送付する。対象者等ができる限り漏れなく情報に接することができるように、当初は当該年齢より上の対象者にも送付する等の工夫をするのが望ましいという通知が、再々度来ているということも鑑みると、しっかりと行わなきゃいけない、遺漏できない通知だということお、質問をさせていただきます。

今年の7月に、県が市町村に対して、HPVワクチン接種対象者へ個別通知するよう文書で依頼していますが、市町村の実施状況についてお伺ひします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) HPVワクチンの接種につきましては、接種対象者及びその保護者が、ワクチン接種の意義や効果、接種後に起こり得る症状等について、正しい情報を把握した上で検討・判断することが必要であると認識をしております。市町村に対し、今年7月に、接種に関するリーフレットの個別送付等による情報の提供について依頼をいたしました。

また、国が10月に示した対象者及び医療機関等に対する周知やリーフレットの改訂につきましても、再度、市町村に対して適切な周知をお願ひしたところお。

なお、個別送付について確認したところ、既に半数の市町村において実施しており、残りの市町村も、準備や検討を進めております。

○河野哲也議員 ありがとうございます。

県の態度が市町村に反映されているのかなという思ひであります。

今年度のHPVワクチンの接種状況というのが分かれば、教えていただきたいと思ひます。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 県内の市町村が実施したHPVワクチンの接種者数につきましては、国が公表している地域保健事業報告によると、延べ人数で、平成28年度が47人、平成29年度が71人、平成30年度が173人となっております。

今回の市町村の個別送付からまだ日が浅く、その効果が現れるのはもう少し時間を要するものと思われま。

新型コロナの影響も含めて、今後の接種状況を注視し、適切な情報提供に努めてまいります。

○河野哲也議員 では今後、4度目の質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

脳脊髄液減少症についてお伺ひします。

先日、消防士をしている教え子から、「脳脊髄液減少症って知ってますか」という問合せがありました。私自身、ずっと寄り添ってきた事案でしたので、分かっていることを語り続けました。

家族会の活動を支援し、県難病相談・支援センターの御協力で、病気の周知に向けた脳脊髄液減少症セミナーを開催させていただいたこと、医療関係者、県職員、学校関係者に集まっていたいただき、全国的に有名な先生に御講演いただいたこと、県への要望活動も行ったこと等々でございます。

県のホームページに、脳脊髄液減少症の診療ができる医療機関、ブラッドパッチ療法が可能な医療機関等の一覧を掲載していただいています。

ところで、脳脊髄液減少症の診療が可能な医療機関は拡充されているのでしょうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 脳脊髄液減少症につきましては、県では平成19年度以降、診療に関する実態調査を行いまして、県ホームページに、診療可能な医療機関や、疾患、治療法に関する情報等を掲載するとともに、医療、福祉、教育関係者等向けの講演会や、県難病相談・支援センターでの患者の方々からの相談対応を実施してきているところです。

平成28年3月に調査した、診療が可能な医療機関につきましては、14か所となっておりますが、最新の状況につきまして、改めて調査をしたいと考えております。

○河野哲也議員 教え子は、「宮崎は治療できるお医者さんが少ないんだよね。どうしよう」と。実は、彼にとって大変身近な問題だったのです。治療については、今のところブラッド

パッチ療法は保留となっているそうです。

2016年にブラッドパッチ療法が保険適用されましたが、診療報酬があまりにも低いのか、治療を行う病院が少ないのだそうです。また、画像の解析も難しく、どこからどの程度漏れているのかなど、なかなか分からないとも言われています。

ブラッドパッチ療法が可能な医療機関を増やすため、県としてできる支援はないのでしょうか、お伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ブラッドパッチ療法につきましては、脳脊髄液減少症に対する有効な治療法でありまして、県では、保険適用により、この治療が受けられるようになったこと、また、実施可能な医療機関についてホームページ等を通じて周知するほか、診断した医療機関から、この療法ができる医療機関への患者紹介ができるようにしております。

また、医師向けに、治療や診断に関する参考データ等のほか、症例数の多い厚生労働省研究班所属の医師から直接アドバイスを受けることのできるサイトに関する情報提供も行っております。

今後とも、このような取組を継続し、ブラッドパッチ療法に関する情報提供を行うことなどにより、実施可能な医療機関の増加に努めてまいります。

○河野哲也議員 ぜひお願いしたいと思います。今後とも、さらなる同症の研究促進、特に、小児病態の治療法の確立、医療現場・教育現場への病気の周知が進むよう動かなければならないと考えています。よろしくお祈いします。

バーク処理について、環境森林部長にお伺いします。

森林組合等で運営する原木市場で、丸太から自然発生的に剥がれ落ちるバーク。木材の保管場所が少なくなるほどに大量に発生します。雨ざらしのため水分が多く、荷下ろしのワイヤー線混入により利活用が難しく、産業廃棄物として処理されるため、処理コストが経営圧迫になる原木市場が多いといえます。

そこで、バーク堆肥へのリサイクル処理の動きがありますが、堆積されたものを発酵処理し堆肥化、ふるいにかけて、粉碎等を繰り返してバーク堆肥として商品化するそうです。

課題が2つあるそうです。1つは、収集運搬費用、2つ目は、バークの管理方法です。保管施設の整備が進めば解決すると言われていません。

そこで、原木市場で発生するバークを堆肥として活用するための保管施設の整備について、どのような支援があるかお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） バークの堆肥化に必要な保管施設の整備への支援につきましては、林業・木材産業の振興に向けました補助事業や無利子の融資制度がございます。

補助事業につきましては、事業主体が、森林組合や林業者等の組織する団体であることや、堆肥製造事業者に対してバークを有価で販売することなどが採択要件となっております。

また、融資制度につきましては、森林組合等の林業事業体が、経営改善を目的としてバークを保管して販売する場合などが対象となります。

県といたしましては、原木市場から発生するバークを有効活用することは、市場の経営改善や循環型社会の形成にもつながるものと考えますので、事業者への助言や情報提供などに努めてまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 よろしく申し上げます。非常に悩まれている問題だということで、ぜひお願いします。

処理に苦勞したバークを利用したリサイクル製品が、「みやざきリサイクル製品」に認定されました。今までは、選ばれても有名無実だということで、令和元年から知事の認定に変わりました。

知事認定となった「みやざきリサイクル製品」の利用促進について、県はどのように取り組んでいくのかお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 現在、県では、みやざきリサイクル製品として、コンクリート殻やバークなどの廃棄物を再生利用し製造されました土木建築資材や農業用資材など、111製品を認定いたしております。

循環型社会の形成に向けましては、その積極的な利用が望まれますことから、県では、製品開発のための支援のほか、パンフレットの作成、展示会への出展などによる製品の周知にも努めているところであります。

今後、公共事業での積極的な利活用など、さらなる利用促進のために、他県の例も参考にしながら、関係部局とも連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 愛知県は、「愛知県あいくる材率先利用方針」というのを定めておりまして、利用促進を進めています。本県も、公共事業等で県内リサイクル商品を優先的に調達することを率先して進めていただきたいと思います。

家畜防疫について、農政水産部長にお伺いします。

先ほどから報告にありますように、ついに鳥インフルエンザが福岡県にも拡散してきまし

た。香川県から始まり、鹿児島県も野鳥から発見されたと。その引き続きの拡散であるということ。

国内外の家畜伝染病の発生状況を踏まえ、畜産農家が守らなければならない飼養衛生管理基準が改正されましたが、どのような内容かお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 改正後の飼養衛生管理基準におきましては、まず、家畜の所有者が家畜伝染病の発生予防と蔓延防止に対して責任を持つことが、改めて明記されたところでございます。

さらに、消毒手順等の具体的な衛生対策を盛り込みました農場ごとのマニュアルの作成や、病原体を広げるおそれがある愛玩動物の場内での飼育禁止などが、防疫に関する基本的事項として新たに追加されたところでございます。

特に養豚農場におきましては、野生動物侵入防止のための防護柵等の新設に加え、農場専用の衣服や豚舎ごとの長靴の準備と、作業動線に配慮した交換、さらには、農場に出入りする車両と、その運転者が乗り降りする際のマットやペダル等の消毒など、農場への病原体の侵入防止対策につきまして、さらに厳格化されたところでございます。

○河野哲也議員 小規模養豚農家の方々は、厳しい経営状況の中での防鳥ネット等の設置になっています。

特に養豚農場の飼養衛生管理基準の改正について、不安に感じている農家の話をお聞きしますが、どのように対応していくのかお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 口蹄疫等の経験を踏まえ、本県におきましては、防疫を標準装備とした畜産経営を推進してまいりまし

た。

今回、野生動物の侵入防止のための防護柵や防鳥ネットの整備等が、豚の飼養衛生管理基準に追加されたことから、これらの新たな基準に適合しながら、農家が安心して経営を継続できることが大変重要であると考えております。

このため、施設整備に当たり、防護柵につきましては、既に昨年度から、県費上乘せ補助による整備を進めており、また、追加要望のあります防鳥ネットについては、本議会で、国の交付金を活用した補正予算をお願いしているところでございます。

さらに、防鳥ネット整備に当たりましては、自主施工といった経費を低減できる方策や、効果的な設置場所等の検討について、家畜保健衛生所等の職員が、現地で直接助言を行うなど、不安や負担を抱える農家に寄り添いながら支援を行っており、今後とも、防疫の強化にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○河野哲也議員 農家の不安払拭のために、どうか御支援よろしくお伺いします。

長浜・方財海岸浸食問題について、県土整備部長にお伺いします。

延岡の広報紙に、「備えていますか？南海トラフ地震」というパンフがあります。その中に、犠牲者についての報告があります。最も被害の多いケースで、市内の死者は約3,300人、建物の全壊や消失は約1万7,000戸とされていました。

今回の2度の台風で、長浜海岸は波が松林の中まで浸水してきたんです。地元は、もう時間がないとの認識でございます。

本年度、地元との話合いの後の長浜・方財海岸での県の取組について、お伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 長浜・方財海

岸につきましては、これまでも実施しておりました砂の移動状況を把握するための測量を、今年度も継続するとともに、専門家の助言を受けまして、海の中を含めた海岸一帯の砂の移動に関する解析を進めているところであります。

さらに、今年の6月に開催しました地元の皆様方との意見交換会も踏まえ、方財海岸では、12月に五ヶ瀬川河口の導流堤かさ上げ工事に着手しますとともに、定点観測カメラを設置しまして、砂の動きや波浪の状況などをモニタリングすることとしております。

また、長浜海岸におきましても、昨年の台風で、高波が松林に浸入した箇所のかさ上げ工事を既に実施したところでございます。

今後とも、地元の皆様をはじめ、関係者の御意見を十分伺いながら、砂浜の保全について取組を進めてまいります。

○河野哲也議員 地元では、この10年、56万立米、高さ1.5メートル、幅53メートル、海岸線7キロがなくなっていると思われています。

来年は5万2,000立米、高さ1.5メートル、幅3メートル、海岸線7キロがなくなると考えられています。

原因をはっきりさせるため、砂の動きを定点観測するとおっしゃいますけど、動的な調査というのができないかという要望がありました。

そこで、カラーサンドを用いた砂の移動調査ができないのか、お伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） カラーサンドを用いた調査は、着色した砂を沿岸に置きまして、一定期間経過した後に、その砂を追跡して回収することで、移動の状況を確認するものですが、出水や波浪等の影響によりまして、砂が移動を繰り返すために、追跡する時期によって結果が変わることから、正確な砂の動

きを把握するためには、長期にわたって追跡調査を行う必要があると考えております。

このため、方財海岸におきましては、まずは、先ほど申しあげました定点観測カメラによりまして、随時、砂の動きをモニタリングすることとしております。

○河野哲也議員 10月2日に延岡市議会において、長浜・方財海岸浸食対策に関する意見書が可決され、その後、県に提出されたとお聞きしています。

1つ、長浜海岸における砂浜浸食の抜本的な対策について。2つ目、長浜・方財海岸における当面の防災対策についてということで、意見書を提出していただいています。

そういうふうに、地元の議会からも、もっと具体的にということで、意見書を頂いています。県も、平成21年の一般質問では、「浸食が著しいという認識です」と答弁していただいているんです。

宮崎海岸の浸食は、国の直轄で対策が打たれています。長浜・方財海岸浸食も国の認定が受けられないでしょうか。県のもう一步の御努力をお願いします。

最後の質問です。いじめ対応ガイドラインについて、教育長にお伺いします。

2018年度、県内のいじめ認知件数は、1,000人当たり101.3件で、平均40.9件を大きく上回る全国1位。ただ、これは積極的にいじめを認知し、対応している結果だと肯定的に捉えられています。

私は、これについては以前から疑問視しています。

本県の児童生徒のいじめの実態についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 令和元年度の本県公

立学校におけるいじめの認知件数は1万5,054件でありまして、児童生徒1,000人当たりでは133.8件と、全国で最も高くなっております。

このことは、各学校が、いじめを初期段階のものから積極的に認知していることによるものではあります。認知件数が年々増加していることについては、大きな課題であると考えております。

○河野哲也議員 いじめの件数が増えています。また、年度ごとに認知件数にばらつきがあるとして、さらに積極的な認知を進めようと、本県はガイドラインの作成を進められていると。概要版も見せていただきました。ありがとうございます。

いじめは、どこの学級でも起こる可能性があります。どこの学級でも問題が発生しています。しかし、発生後の展開がまるで異なってきます。ある学級では、問題は解決し、前よりもよりよい学級となりました。しかし、そうでない場合、ある学級は問題が深刻化します。

深刻化すれば、学級だけの問題で済むことはありません。不登校、親同士の不和、学校へのどなり込み、深夜まで続く対応。学校の信用は音を立てて崩れていきます。

違いは何なのか、それは、教師や学校の対応の仕方です。どのように対応するのか。どんな人が担任した学級であっても、「いじめが深刻化したことは仕方がない」なんて許されることはありません。

それでは、教師の力量の差をどのように埋めるのか。それは、組織として対応するというほかはありません。そして、その対応はシステムチックに行われることです。その意味でも、方向性を示した今回のガイドラインは、学校にとってありがたいものだと考えます。

県教育委員会が作成した「いじめの認知から解消までのガイドライン」の今後の運用についてお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回作成いたしましたガイドラインについては、全ての県立学校へ通知するとともに、学校訪問や生徒指導に関する研修会等で、活用方法の説明を行っているところであります。

また、市町村教育委員会に対しましても、小中学校での活用について指導をお願いしたところでございます。

さらに、教職員がいつでも利用できるよう、県教育委員会のホームページに掲載しているところであります。

今後は、各学校の管理職や市町村教育委員会の担当者への研修等を通じて、いじめの認知と解消までの取組が、学校間、教職員間で同じ認識の下で行われることにより、いじめの複雑化を未然に防止し、いじめに悩む子供たちが減少していくよう、ガイドラインの活用方法について周知の徹底を図ってまいります。

○河野哲也議員 これがうまく運用できれば、多くの子供たちが救われることとなります。子供と一緒に悩んでいた保護者も救われます。いじめている子供たちも救われます。そして、いじめを目の当たりにしている教師も救われるのではないのでしょうか。

ガイドラインの概要を見せていただきました。詳しくは議論できませんが、1点だけ、いじめの解決については、校長が最後に確認する責任者になると思いますが、考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） いじめの解消につきましては、校内のいじめ対策委員会等で組織的に判断し確認できる体制を、学校の責任者であ

る校長が整えるよう、県や市町村のいじめ防止基本方針で定めているところであります。

県教育委員会といたしましては、各学校での対応が校長を中心とした組織的なものになるよう、学校や市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

○河野哲也議員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時49分散会

11月27日（金）

令和 2 年 11 月 27 日 (金 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
選 挙 管 理 委 員 長	阿 吉 瀬 和 明
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、山下寿議員。

○山下 寿議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。私は、自由民主党児湯郡選挙区選出の山下寿でございます。どうぞよろしくお願ひします。

まず初めに、いまだ収束の見通しがつかない新型コロナウイルス感染症により、8月に、宮崎県でも1名の方がお亡くなりになりました。心から御冥福をお祈り申し上げます。

また、引き続き感染拡大により感染者が増加する中、医療従事者の皆様方におかれましては、その御尽力に感謝申し上げます。

ところで、私は1947年(昭和22年)10月16日生まれの73歳でございます。戦後間もないときに生まれ、大変な時代でしたが、幼少の頃を思い浮かべてみますと、私の住む町、川南町に舗装道路は少しもなく、全ての道路が未舗装で、地面がむき出しでした。昭和30年頃に、町の中心部の数百メートルがセメントで舗装されたのを見て、小さいながらも感動した記憶があります。全ての道路が舗装されたらすばらしいことだなと思ったことを思い出します。

テレビも洗濯機も冷蔵庫もガスもない時代です。戦後復興の真っ最中ですから仕方ありません。田畑の耕しは牛か馬を使い、牛や馬がいない農家は人力でした。田植は家族総出で、もちろん、みんな人力で行っていました。

高度成長の真っただ中、私が中学生の頃でし

たか、三輪トラックや耕運機が登場しました。1964年、東京オリンピックの頃になると、白黒でありましたが、テレビが登場し、掃除機や洗濯機、冷蔵庫などのいわゆる「白物家電」が普及し始めました。

経済面に目を向けてみると、当時の池田首相が打ち出した「所得倍增計画」により国民所得は倍増し、国民生活は質・量ともに飛躍的に向上し、豊かになりました。

その後、第1次、第2次のオイルショック、バブル崩壊、リーマンショックなど、経済的な打撃を受ける出来事はありませんでしたが、それを乗り越えてきたのも、皆さんの記憶に残っているところでもあります。

しかし、2020年は、私にとって一生涯忘れることのできない年となりました。新型コロナウイルス感染症であります。

昨年の12月、中国武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症の拡大は、今もなお世界中を混乱の渦に陥れ続けています。全世界における感染者は6,000万人を突破しました。日本においても、感染者は14万人近くになり、死者は2,000人を超えました。

感染が拡大し始めた4月、政府は緊急事態宣言を発出し、県外への移動自粛を要請しました。このような事態になるということは、誰も想像しませんでした。

世界中の人たちが楽しみにしていた東京オリンピック・パラリンピックは、1年延期になりました。コンサートやスポーツなどのイベントは、中止や延期、無観客での開催などの措置が取られ、仕事や会議は、テレワーク化が余儀なくされました。

再度、経済面に目を向けてみますと、航空業界においては、エアアジア・ジャパンの経営破

綻をはじめとして、今年度末における日本航空の業績予想は2,700億円の赤字、全日空においては5,100億円の赤字が予想されております。世界中の航空業界が大変な状況に追い込まれています。また三菱重工においては、約1兆円の開発費を投じて挑戦していた国産ジェット機MRJの開発事業を凍結するそうです。苦渋の決断であろうと思います。

厳しいのは航空業界だけではなく、JR各社の業績も、赤字決算が予想されており、JR九州の9月の中間決算は102億円の赤字だそうです。さらに外食チェーン各社においては、営業時間の短縮や事業規模の縮小に伴う各種店舗の閉店が始まっています。日産自動車は、世界中で約2万人を超える人員削減を計画しているそうです。

一方、県内におきましては、10月26日から航空自衛隊新田原基地で実施された日米共同訓練におけるアメリカ兵の基地の外での宿泊が問題になり、10月20日に臨時議会が開催され、「日米共同訓練における米軍人の基地内宿泊を求める意見書」を可決しました。

新型コロナウイルス感染症についても、収束の兆しが見えず、全国の感染者の推移を見ると、第3波が到来していると言っても過言ではありません。宮崎県内でも感染者が急増しています。

そこで、知事にお伺いします。

今後、様々なことが想定されるわけですが、県内でも急増し始めている新型コロナウイルスの感染防止対策について、どう対応されるのかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わり、その後の質問は質問者席からさせていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。

お答えします。今後の新型コロナの対策についてであります。

現在、コロナの対策は、国全体として、これまでの第1波、第2波の経験を生かしながら、感染防止対策と経済の両立を図りつつ、時々刻々と変化する状況に合わせた対策が取られているところであります。

本県における対策の柱の1つは、適切な検査・医療の提供、クラスターへの対応であります。現在、約350の身近な医療機関等で、新型コロナの診療・検査が行える体制を整えたところであり、季節性インフルエンザとの同時流行に備えてまいります。また、重症化リスクのある方に重点化した入院・宿泊療養体制を取るほか、応援職員の派遣体制を整えて、高齢者施設等でのクラスター発生に備えているところであります。

2つ目は、市町村や飲食関係団体との連携であります。例えば、ガイドライン遵守に係る共同宣言に基づく取組として、今週、市町村や飲食関係団体との緊急会議を開催し、昨日、市町村の担当者とウェブ会議を行ったところであります。県内一斉点検や会食時の工夫に係る普及啓発も強化してまいります。

3つ目は、感染に関する地域や状況に応じたきめ細かな対応であります。イベントや会食の取扱い、飲食店等の時間短縮・休業、県外との往来、外出などにつきまして、今後、感染状況を見極めながら、必要な際には県民の皆様にご要請を行い、感染拡大を食い止めてまいります。

「県民の命と健康、暮らしを守り抜く」という強い思いの下、時々刻々と変化する情勢に適時適切に対応してまいります。以上であります。

す。〔降壇〕

○山下 寿議員 教育長に、子供たちが小学校、中学校及び高等学校の行事の中で楽しみにしている一つである、修学旅行について伺います。

今年度の修学旅行につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、修学内容等をいろいろと工夫され、特に小学校においては、多くの学校が旅行先を県内とされているようでございます。

そこで、教育長にお伺いします。

宮崎県内には、子供たちが自由に行動し、見学や体験をすることができる修学研さんの施設等がほとんどありません。

そのため、各学校においては、今年度は特に修学旅行先の選定が非常に大変だったと思いますが、今年度の市町村立小中学校及び県立高等学校における県内修学旅行の状況と、主な見学先や体験先について伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県内修学旅行の状況に関する県教育委員会の直近の調査では、市町村立小学校におきましては、予定している214校のうち205校が、中学校におきましては、予定している102校のうち32校が、県内での実施を決定しております。

また、県立高校におきましては、予定している31校のうち3校が県内での実施を決定しております。

県内の主な見学先や体験先につきましては、例えば、宮崎市の旧海軍特攻基地跡や航空大学校、青島でのサーフィン体験、高鍋町の口蹄疫メモリアルセンター、日南市の飢肥城下町、五ヶ瀬町のハイランドスキー場などが挙げられております。

○山下 寿議員 次に、商工観光労働部長にお

伺います。

宮崎県は自然豊かで、古事記や日本書紀に描かれた、日本発祥にまつわる日向神話の舞台であり、多くの伝説や伝統文化、史跡等が残されているところではありますが、昭和40年代は、当時、宮崎交通社長であられました岩切章太郎さんが、こどもの国、サボテン公園、堀切峠及び都井岬などを整備され、「新婚旅行のメッカ」と呼ばれるぐらい、大いににぎわった時代でありました

そこで、商工観光労働部長にお伺いします。観光資源の活用やPRなど、本県の観光をどのように振興していくのか、伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本県の観光を振興していきますためには、旅行者のニーズに合った、宮崎らしい、宮崎でしか味わうことのできない感動や体験を提供するとともに、滞在時間の延長や観光消費の増加にもつながるような取組を進めていく必要があります。

また、コロナの影響によりまして、自然志向の高まりなどニーズも変化してきておりますことから、アウトドア体験などの観光資源の活用を図りますとともに、スポーツや食、神話といった本県の強みを生かした仕掛けづくりを、さらに進めてまいります。

現在、観光業界は、全国的に厳しい状況にありますけれども、ターゲットに応じ、ウェブやテレビなどを効果的に活用いたしましたプロモーションにも取り組みながら、選ばれる観光地づくりを、市町村等と連携し、推進してまいります。

○山下 寿議員 先ほど申し上げましたように、偉大な岩切章太郎さんが、いろいろな観光地をつくってくださって、観光客を呼び込んだ時代もあるわけですから、宮崎県もやっぱりつ

くる観光もしていけないと、今あるものだけをとということでは、なかなか集客ができないのではないかなと思いますので、よろしく願いしておきたいと思います。

それでは、昨日も質問がありましたが、日米共同訓練についてお伺いいたします。

10月26日から11月5日までの間におきまして、新富町にある航空自衛隊新田原基地で実施された日米共同訓練についてですが、ある意味、宮崎県を出し抜いた形で、米軍が基地の外での宿泊のためホテルの予約を行っているという情報もたらされたのが、事の発端でした。

先ほども述べましたとおり、宮崎県議会は10月20日に臨時議会を開催し、「日米共同訓練における米軍人の基地内宿泊を求める意見書」を可決しました。

米軍の行動があまりにも唐突で情報が少なかったため、議会や県当局、周辺自治体は大変な騒ぎになってしまい、物事がうまく進みませんでした。

日米共同訓練の情報を入手してから訓練開始まで、残された短い期間で、国に対し基地内宿泊を繰り返し要請したにもかかわらず、実現しませんでした。

そこで、このような事態について、知事の所感をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 新田原基地におきます日米共同訓練に参加する米軍人の宿泊につきましては、基地内での宿泊を繰り返し求める中で、これがなかなか受け入れられない。それに対して強い危機感を持ちまして、従来の対応からすると異例のことではありますが、国の正式発表がなされる前から、宮崎市長と一緒に防衛省に出向き、大西防衛大臣政務官に、基地内で調整いただくよう強く要請したところでありま

して、その後も、中山防衛副大臣に再度要請を行うなど、何度も同様の要請を行ったところがあります。

また、関係市町で構成します新田原基地周辺協議会も、九州防衛局長に対して要望活動を行ったところではありますが、結果的に基地内宿泊が実現しなかったことについては、極めて残念に思っております。

今後は、基地内での宿泊を含め、九州防衛局と関係市町で締結しております協定書に記載されている安全対策等を担保していくための具体的な措置や情報提供の在り方につきまして、九州防衛局と関係市町、県によりまして、課題や問題点を整理した上で協議を行い、文書でしっかりと確認をしていきたいと考えております。

○山下 寿議員 危機管理統括監にお伺いします。

日米共同訓練に参加する米軍人が宿泊するために整備された新田原基地内の宿泊施設について、収容人数やシャワーやトイレの数など施設の概要について、危機管理統括監にお伺いします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 新田原基地内にある、日米共同訓練に参加する米軍人が宿泊するために整備された宿泊施設につきましては、国によりますと、4階建てで、4人部屋が約40室、2人部屋が約10室、1人部屋が約20室あり、今回の訓練のようなタイプⅡと言われる比較的大規模な日米共同訓練に対応できるよう、約200名が滞在できる施設になっているとのごとでございます。

また、施設内のシャワールームにつきましては、各階に1部屋ずつあり、1部屋当たりのシャワーブースは、3～5ブースあると伺っております。

また、トイレにつきましては、男性用が1階から3階の各階に1か所ずつ、女性用が1階と4階に1か所ずつあると伺っております。

○山下 寿議員 私は、今回の日米共同訓練期間中の10月30日に、新富町長や新富町議会の議長、議員たちと一緒に、日米共同訓練の状況を視察し、新田原基地の司令や米軍隊長の挨拶をお聞きしました。新富町長や町議会の皆様方から、過去の日米共同訓練の状況についてもお聞きし、以前は佐土原町のホテルも利用したことがあるというお話も伺いました。

今回の日米共同訓練で県民が最も不安だったところは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と治安維持の問題であります。結果的には、日米共同訓練に起因する新型コロナウイルス感染症の影響は現在まで確認されておられません。また、治安問題も発生することなく日米共同訓練は無事終了しました。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、サービス業などの売上げが全国的に低迷している中で、米軍人が利用したホテルや飲食店の経営者の方々は、思わぬ来客に大変喜んでいらっしゃるのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症がまだ流行していなかった昨今の頃は、官民挙げて外国人観光客の誘致を一生懸命行っていました。

米軍隊長は、視察のときの挨拶の中でこのように言われました。「宮崎県は大変すばらしくてよいところです。私はいつかまた、妻や子と一緒に宮崎に観光に参ります」と。

沖縄の基地負担軽減のために、今後も引き続き実施されるであろう日米共同訓練に参加する米軍人は、先ほど危機管理統括監から答弁がありましたとおり、新田原基地の宿泊施設の部屋にはトイレ、シャワーなどが無いため、宿泊者

は共同のトイレやシャワーを使用しなければなりません。また、4人部屋が多く、各部屋にはベッドとロッカーがあるだけで、テレビもありません。

通常の訓練が終了する夕方5時から次の日の訓練が始まる8時までの間の15時間、そこにいなければならないことを考えると、大変息苦しいと思います。プライベートもありません。

聞いた話によると、新田原基地内には体を動かし運動するためのレクリエーション施設もないそうです。お酒を飲めるところはあるようですが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、ソーシャルディスタンスを確保するためには200人は到底収容できないそうです。

今回、私も県議会議員の一人として、「日米共同訓練における米軍人の基地内宿泊を求める意見書」に賛成したわけではありますが、日米共同訓練の訓練状況や宿泊施設を視察し、地元の人たちの話や過去の経緯等を踏まえ、よくよく分析してみると、基地内宿泊にこだわる必要はないのではないか、経済的な効果の面から見れば、基地の外での宿泊のほうが県民にとってプラスが大きいのではないかと思うようになった次第であります。今後、状況により、基地の外での宿泊を許容することも視野に検討することも必要になるのではないかと考えたところでもあります。

それでは次に、県立宮崎病院停電問題についてお伺いします。

11月2日13時15分頃、県立宮崎病院において、突然停電が発生しました。翌日の新聞では、異常はなく非常用電源に切り替わったと報道されていました。

入院患者等に影響がなくてよかったと思っていたのですが、全ての医療機能の復旧確認まで

に約1日の時間を要したということで、病院の危機管理体制を危惧しているところであります。

そこで、県立宮崎病院の停電で患者にどのような影響があったのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 今回の県立宮崎病院での停電事故では、170名の入院・外来患者の皆様、診察や検査、手術の中断、あるいは延期といった影響が生じたほか、入院患者への発生当日の夕食、それから翌日の朝食が非常食となるなど、大きな影響が生じたところでございます。

また、この中には、停電や非常用電源の不具合によりまして手術を中断し、後日再手術を実施した入院患者2名も含まれておりまして、患者や家族の方々に大きな不安や負担をおかけしたことを、大変申し訳なく思っております。

○山下 寿議員 それでは、その後、影響があった患者、家族にどのような対応をしたのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 停電により診察や検査を受けることができなかった患者の方々には、後日改めて予約を取り直して対応しているところでございます。

また、特に再手術となった患者とその御家族に対しましては、主治医から手術の中断や再手術に係る医学的説明を十分行いますとともに、病院内の医療安全対策の責任者である副院長をはじめ、幹部職員のほうからおわびを申し上げまして、停電の原因や再発防止策などについて丁寧に説明を行ったところでございます。

今後とも、病院側の責任を十分に踏まえまして、真摯に対応してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 それでは、今回の停電事故を踏まえて、施設・設備面でどのような対策を講じるのか、病院局長にお伺いします。

○病院局長（桑山秀彦君） 今回の事故を踏まえまして、停電時の対応マニュアルの改定を行い、非常用電源の確保についての手順を明確にしますとともに、非常用発電への自動切替えがなされない場合には警報が発せられるようシステムを改良するなど、監視体制を強化したところでございます。

また、停電の原因となった箇所を含めまして、設備の改修方法を早期に検討し、改善を図ってまいります。

今後は、こうした取組に加え、病院全体の各種点検の確実な実施や、全職員へのマニュアルの周知徹底を行うことなどによりまして、非常時における迅速かつ適切な対応による診療機能の確保に努めてまいります。

○山下 寿議員 次に、環境森林部長にお伺いします。ヤンバルトサカヤスデ対策についてお伺いします。

ヤンバルトサカヤスデは、台湾原産の外来生物です。まだ特定外来生物には指定されておられません。

鹿児島県では、奄美地方、南薩地域などを中心に発生しています。農作物や人に害を及ぼすことはありませんが、繁殖力が強く、おびただしい数で移動し、ブロック塀をよじ登ったり、家の中に侵入したり、見た目も気持ちが悪いため、人々に強い不快感を与えます。

そこで、ヤンバルトサカヤスデの県内の確認状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野昭藏君） ヤンバルトサカヤスデは、議員からありましたように、台湾原産の外来生物で、落ち葉の下など、日当たり

の悪い湿った場所を好み、人体や農作物に被害を与えることはありませんが、大量に発生し、集団で移動するなど、不快感を与える、いわゆる不快害虫であります。

県では、市町村を通じて県内の発生状況の把握に努めておりまして、昨年度は、高鍋町で45件、新富町で4件、木城町で1件など、合わせて53件の報告を受け、発生が集中している高鍋町につきましては、現地調査も行ったところであります。

また、今年度は、これまでに高鍋町で27件、木城町で2件、都城市で2件など、合わせて36件の報告を受けております。

○山下 寿議員 不快害虫ヤンバルトサカヤスデにつきましては、皆様御存じかと思いますが、鹿児島県では、平成3年に奄美群島の徳之島で初めてその存在が確認されて以来、平成26年には鹿屋市、始良市、現在では鹿児島県内の各地から、その存在が報告されており、鹿児島県内の各市町村におけるヤンバルトサカヤスデのこれまでの駆除対策費は、17億円を優に超えているそうです。

高鍋町におきましても、平成23年に中尾地区で大量発生が確認され、以来、高鍋町は、「ヤンバルトサカヤスデ侵入防止対策マニュアル」や「高鍋町ヤンバルトサカヤスデ駆除剤共同購入事業」など独自の助成制度をつくり、撲滅に向けて取り組んでいるところであります。

そこで、ヤンバルトサカヤスデに関する県の対応について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） ヤンバルトサカヤスデは、一度定着してしまうと、繁殖力が強いので根絶は困難とされておりまして、駆除や生息域の拡大防止が重要であります。

このため県では、市町村に対しまして、年に

2回、注意喚起等のための文書を発出し、生息が確認された場合には、県への報告と、必要に応じた駆除の実施をお願いしているところであります。

また、チラシやホームページにおきまして、このヤスデの生態や駆除方法などについて掲載しますとともに、生息地域から、樹木や堆肥などに紛れて卵や幼虫が運ばれないよう、これらを移動する際の注意点について、県民や事業者の皆様に広く周知を図っているところであります。

今後とも、市町村と連携し、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 先ほども述べましたように、鹿児島県では既に多額の費用がヤンバルトサカヤスデの駆除に費やされています。

農作物や人に危害を及ぼさなくても、その存在が確認されますと大量発生していることが多く、見た目も気持ちが悪いため、その地域に暮らしている住民は非常に不快な思いを強いられ、大変な思いをしています。

現在、宮崎県内においてもヤンバルトサカヤスデの発生が確認されていることから、発生地域が限定的であるうちにヤンバルトサカヤスデを撲滅することが、いろいろな側面で効果的だと思いますので、宮崎県における積極的な対策を要望しておきます。

次に、有害鳥獣捕獲対策についてお伺いします。

有害鳥獣は、増え過ぎると私たちの生活に影響を及ぼすことが分かっていますが、森林や農作物に被害を与えるだけではなく、場合によっては人に危害を加えることもあります。また、イノシシや、特にカモなどの渡り鳥は、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなど、家畜伝染病を

引き起こすウイルスを保有している可能性が高いことが知られています。

宮崎県においては、11月1日から令和2年度の狩猟が解禁になりましたので、猟師の皆さんには1頭でも多くの獲物の捕獲をお願いしたいところでもあります。

そこで、有害鳥獣捕獲における令和元年度の鹿とイノシシの捕獲数と助成の状況について、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 有害鳥獣捕獲による鹿とイノシシにつきましては、国の交付金事業や県単独事業により、市町村と連携しまして、1頭当たり7,000円から1万円を助成しておりますが、市町村によっては、単独事業で別に助成しているところもございます。

令和元年度は、有害鳥獣捕獲により、鹿は2万1,998頭、イノシシは1万5,618頭捕獲されているところであり、事業の要件を満たさなかったものを除きまして、そのほとんどが助成対象となったところでもあります。

○山下 寿議員 各市町村の取組もいろいろのようですが、西米良村におきましては、鹿とイノシシの処理場が完備されており、積極的に有害鳥獣の捕獲に取り組まれているようです。また、特別班も6名選任され、月10万円の手当を支給されているようです。

私が住む川南町の猟友会では、今年も55名の方が狩猟者登録をされ、狩猟に取り組んでいただいております。

有害鳥獣を適正な数に保つことは、有害鳥獣による食害や伝染病から林業、畜産業、農業を守ることになるため、有害鳥獣駆除などは適正に運用される必要があると考えます

先日、農業新聞に「鳥獣捕獲策を強化 政府11月から集中期間」というタイトルで、「集

中捕獲キャンペーンを狩猟期間に展開」し、「資金を集中投入」と報道されておりました。これまでにない新たな取組だと思います。

国においては、このように捕獲対策のてこ入れがなされているようではありますが、捕獲強化のため、県の助成も重要であります。

そこで、捕獲助成に係る県単独事業の予算について、どのように市町村へ配分されているのか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県単独事業につきましては、有害鳥獣捕獲班等に補助を行う市町村に対しまして、経費の2分の1以内を支援するものであります。各市町村には、それぞれの有害鳥獣捕獲数の過去3か年の平均に応じまして、年度当初に予算を配分しております。

また、配分後は、市町村からの追加要望等があれば、予算の執行状況や捕獲の進捗を確認しながら柔軟に調整を行っておりますが、ここ数年は、予算の範囲内で対応できているところがあります。

今後とも、市町村や関係部局と連携しながら、有害鳥獣捕獲を推進してまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 ぜひ、少しでも多くの予算を確保し、配分していただきますようお願いしておきます。

それでは、昨日も質問がありましたが、家畜伝染病の高病原性鳥インフルエンザについてお伺いします。

現在、香川県、福岡県及び兵庫県の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが連続しており、これまでに関連農場も合わせて約160万羽の鶏が殺処分されています。

ウイルスは大陸からの渡り鳥により持ち込まれていますが、本県にも渡り鳥が飛来している

ことから、県内の農場でも発生リスクは高まっていると言えます。

県内の養鶏場では、平成18年度から28年度までに、合計20例が発生しているところです。29年度以降、県内での発生は見られませんが、今シーズンは特にリスクが高いと言われており、発生を防止するため万全の対策が重要であることから、県内の農場でのウイルスの侵入防止対策を徹底する必要があります。

しかしながら、発生した農場は、ウイルスの蔓延を防止するため、速やかに防疫措置を行う必要があると考えますが、その作業は県が主体となって実施されることとなっております。

県では、防疫の4本柱の1つとして、万一の発生に備えた「迅速な防疫措置」を掲げ、様々な準備を行っていると同っております。

そこで、万が一、県内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合、その防疫措置を速やかに進めるための備えについて、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 高病原性鳥インフルエンザに対する備えといたしまして、まず、初動防疫に係る防疫資材は、家畜保健衛生所や畜産試験場等に備蓄をしております。

また、防疫作業の動員予定者として、毎年度、庁内各部局から約900名をリストアップいたしますとともに、作業に用いる重機の手配や物資の運搬等を速やかに実施するために、建設業協会やトラック協会等と防疫協定を締結しております。

さらに、防疫措置を迅速に行うためには、防疫作業を指揮するリーダーの育成や、関係者が一体となって対応することが重要なポイントでございます。

このため、毎年、県域及び地域単位で、県の

防疫マニュアルに沿った防疫演習を開催し、作業手順とともに、円滑な動員や資材調達が可能となりますよう、県職員、さらに関係者間での連携体制を確認しているところでございます。

○山下 寿議員 それでは、発生農場での防疫作業についてお伺いします。

殺処分や埋却といった防疫作業は、動員された県職員を中心に行われますが、かなりの重労働であり、慣れない作業でありますので、不慮の事故などの危険性も高まります。また、防疫作業の中には、鶏を捕まえる作業や、ホイールローダーなどの重機の取扱いなど専門的な技術も必要な部分があります。

これまでの高病原性鳥インフルエンザが発生したときの防疫措置の実施状況を見てみると、捕鳥にかなり時間がかかっているようです。捕鳥作業に当たる県の職員ですが、初めて鶏に接する人がいれば、経験がありませんから仕方がないことですが、防疫措置は1分でも1秒でも早く作業を終わらせるほうが良いと考えられます。

宮崎県は日本一のブロイラー生産県です。県内にはブロイラー会社が6社あり、いずれの会社にも捕鳥班というものがあり、多い会社では約80名、少ないところでも約30名の捕鳥を専門とする人たちがいます。

このような会社と連携して、各社3名ないし5名の支援をいただければ、作業効率も上がり、防疫作業も早く終わるとともに、不慮の事故等のリスクも下げることができるのではないのでしょうか。

防疫作業は何よりもスピードが求められますので、事前に、関係する業者との連携も検討する必要がありますと思われるます。

そこで、高病原性鳥インフルエンザ発生時の

防疫措置に係る関係者との連携体制について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、防疫作業の効率化を図るためには、鳥の捕獲や埋却をはじめとする特殊な機械を扱う専門的な作業に慣れた関連業者等と連携することが大変重要でございます。

このため県では、専門的な技術を有します関連業者と防疫協定を締結するとともに、自衛隊とも防疫作業に関する情報交換や調整を行うなど、防疫措置の協力関係を構築しております。

また、養鶏関連会社が会員である一般社団法人宮崎県養鶏協会におきましても、鳥インフルエンザ対策検討委員会を自ら設置し、県の要請による防疫作業に備え、作業機械とオペレーターを含む作業員のリストアップを行うなど、常に防疫措置への協力体制を準備していただいているところでございます。

県といたしましては、宮崎県養鶏協会をはじめとした関連事業者等と緊密な連携を図りながら、万一の発生に備え万全の対策を講じてまいります。

○山下 寿議員 口蹄疫の検証等についてお伺いいたします。

同じ家畜の伝染病として、本県にとっては忘れてはならない口蹄疫についてお伺いします。

平成22年の口蹄疫発生から10年以上が経過しましたが、当時の口蹄疫は、児湯・西都地域を中心に広い範囲で発生が確認され、過去に例を見ない大きな被害をもたらしました。

私の地元である川南町では最も多くの発生が見られ、私も、4月の発生から1か月以上、多くの発生農場において防疫作業に従事しました。

その後、5月に入っても発生が収まらず、こ

のままではウイルスが県外まで広がってしまうことも想定されたため、国内で初めて口蹄疫ワクチンが使用されました。

このワクチン接種をした牛や豚が後に殺処分されることが決まっていた状況の中で、それまでウイルスの農場への侵入を食い止めていた生産者にとって、ワクチン接種を受け入れることは非常に辛い選択だったと思います。

しかし、生産者たちがこのワクチン接種を決断していただいたことにより、その後のウイルスの蔓延を食い止めることができました。

そこで、当時、口蹄疫を発症せず、ワクチン接種後に殺処分対象となった農場数と頭数を、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 平成22年4月に本県で発生した口蹄疫が、8月に終息を迎えることができたのは、ワクチン接種の対象となりました生産者の方々に苦渋の決断をしていただき、県外へのウイルスの広がりを抑えることができたことが、大きな要因と考えております。

このワクチン接種は、合計12万5,668頭に実施され、そのうち、殺処分まで口蹄疫の症状が確認されなかった家畜は、1,047農場の8万7,094頭となっております。これは、当時殺処分されました家畜29万7,808頭の約3割に当たります。

○山下 寿議員 このワクチン接種農場については、あれだけ口蹄疫のウイルスが蔓延した中でも、ウイルスの侵入を最後まで防ぐことができていますので、現在の農場における防疫対策の参考になるものと思われま

す。不要不急の外出を控えることや、農場周辺へのきめ細かな石灰消毒など、現在の新型コロナウイルス感染症への対策にも通じるような、高

い危機意識を持った対策が重要であるということ、改めて思い知らされました。

同時に、口蹄疫のような感染力の強い伝染病は、まず第一にその拡散を防ぐことを検討すべきと考えます。ウイルスの拡散を防ぐためには、早い段階で交通規制をするべきではないかと考えています。

そこで、万が一発生した際の農場周辺の交通規制の考え方について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 家畜伝染病が発生した際には、農場周辺を往来する人や車両がウイルスを拡散させるおそれがあることから、家畜伝染病予防法におきまして、蔓延を防止するため緊急の必要がある場合は、都道府県知事が72時間を超えない範囲で発生農場周辺の通行を制限し、または遮断することができると規定されております。

この交通規制を速やかに実施するため、本県では、口蹄疫以降に県防疫マニュアルを改正いたしましたして、家畜伝染病の疑いが確認された時点で手続を開始することといたしました。

具体的には、口蹄疫等の経験も踏まえ、ウイルスの拡散防止を最優先に、農場周辺道路の遮断方法等につきまして、関係市町村と共に早急に検討し、県警察本部や道路管理者と緊密に連携しながら、その準備を迅速に進めることといたしております。

○山下 寿議員 とにかく、やじ馬が当然来るんですね、ああいうものが始まると。ですから、早い段階で交通規制をしていただくことが、一番の蔓延防止対策になると思いますので、よろしく願いしておきます。

来年度予算に向けた取組についてお伺いします。

令和2年度は、新型コロナウイルスに振り回された1年だったと総括するようになると思われます。

私の感覚では、高額納税者の代表格は医師あるいは病院の経営者であったと思います。しかし、このコロナの影響により人々が病院へ行くことを控えるようになり、病院経営が大変な状況になっているとお聞きします。そのほか、様々な産業でも悲鳴を上げています。

これらの状況を踏まえますと、令和3年度の税収はかなり落ち込むのではないかと思います。

そこで、今までに経験したことのない経済状況の中にある宮崎県の令和3年度の重点施策について、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘の重点施策は、本県が直面する課題、さらには総合計画や政策評価の結果等を踏まえ、来年度の当初予算編成におきまして、どこに力点を置くのかという観点から決定しているものであります。

来年度の予算編成は、御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で大変厳しい状況がございます。その拡大防止対策はもとより、地方への新たな人の流れの取り込みやデジタル化の推進といった「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」を第1の柱に掲げたところであります。

その上で、さらに3つの柱を整理しまして、将来を担う人材の育成や雇用の受皿となる中小企業等への支援、また、近年激甚化しております自然災害への備えとして、国土強靱化に向けたインフラ整備等にも取り組む必要がありますことから、「将来を支える人財づくり」「地域経済をけん引する産業づくり」「魅力あふれる「選ばれる」地域づくり」を加えた合計4つの

柱で構成する重点施策としたところであります。

いずれも本県が持続可能な成長を図る上で重要な課題でありますので、しっかりと成果を出していけるよう取り組んでまいります。

○山下 寿議員 次に、農政水産部長にお伺いします。

コロナ禍で県民の気持ちが沈んでいる今、農水産業が元気になれば商工業も潤い、宮崎も元気になると思います。

現在、第八次宮崎県農業・農村振興長期計画及び第六次宮崎県水産業・漁村振興長期計画を策定中とお聞きしております。

本県は農水産業が主たる県であります。そこで、今後の重点施策について農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 本県農水産業は、担い手や労働力の減少に加えまして、激甚化する自然災害や国際競争の激化、さらには新型コロナウイルス感染症への対策など、様々な課題を抱えますとともに、大きな転換期にございます。

このような中、農水産業が本県の基幹産業として発展し続けるため、現在、農業及び水産業で、今後10年間の将来像を示す新しい長期計画の策定を進めております。

計画案では、次代を担う多様な人材の確保・育成や、様々な危機事象に対応できる新たな防災の視点に基づく生産基盤の強化に加えまして、生産から流通、販売まで一貫したスマート化の取組を重点的に進めるなど、「賢く稼げる農水産業の確立」を積極的に推進することとしております。

県といたしましては、コロナ禍で再認識されました本県自慢の食や美しい農山漁村を支える

農水産業の重要性を県民の皆様とも共有しながら、「持続可能な魅力ある農水産業の実現」に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○山下 寿議員 県内中小企業者への対応についてお伺いします。

今までいろいろと述べてきましたように、県内の中小企業者は、現在、大変御苦勞をされております。

今年は無利子・無担保の貸付金などでしのげたとしても、事態が長期化すると、もっと深刻な状況に至るおそれがあります。

そこで、県内中小企業者に対するこれまでの支援と今後の取組の方向性について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) 感染症の拡大により影響を受けました中小企業者を支えるため、まずは、資金繰りや小規模事業者に対する給付金など、事業者の事業継続を支援したところであり、次の段階として、事業活動における感染防止対策や販路回復、さらに、ICT導入等、新しい生活様式に対応するための支援や、消費喚起による経済活動の回復にも取り組んでいるところであります。

感染症の影響が長期化し、依然として厳しい経済状況が続いておりますことから、引き続き、経済活動の維持・回復を図りますとともに、コロナ禍における新たなニーズに対応した事業展開や新規の販路開拓のほか、事業者が取り組むリスク対策への支援などにも取り組んでまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 環境森林部長にお伺いいたします。

先日、宮崎県内の林業団体の方々と意見交換を行うことができました。そこでの製材業界からの話として、コロナ禍などにより一時大きく

下落した素材価格は戻りつつある一方で、製材品の販売価格が低迷しているため、製材業界は大変だということだそうでございます。製材業界の経営が悪化すれば、素材の行き場がなくなり、林業も厳しくなります。

そこで、製材事業者の経営悪化が懸念される中、需要の拡大が重要と考えるが、県の取組を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、新型コロナウイルス感染症の影響による木材需要の落ち込みに対応しますために、今年度補正予算によりまして、まず、県内での県産材の直接的な需要喚起対策として、新築住宅への柱1棟分の提供やリフォーム経費への助成、新しい生活様式に対応した店舗改修等への支援を実施しますとともに、テレビCMの放映等による木づかいキャンペーンを展開しております。

また、県外・海外への販路拡大対策として、東京ビッグサイトでの全国規模の建材展への出展や、台湾の台中市で開催されました建材展へのオンラインによる参加も併せた出展によりまして、県産材のPRを行ったところであります。

引き続き、これらの事業などにしっかりと取り組み、木材需要の早期回復につなげてまいりたいと考えております。

○山下 寿議員 以上で質問を終わるわけですが、今朝、いろいろと情報が入ってきたところによりまして、本日もかなりのコロナ陽性者が出ていますとお聞きしたわけでございます。現在の状況で分かっているだけでよろしいんですが、福祉保健部長、分かっておりましたらお答え願えればありがたいと思っております。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本日の感染者の公表につきましては、本日13時までに判明し

た分について、2時をめぐりに宮崎市、4時をめぐりに県のほうから発表することになっておりまして、しかるべき時期に適切に情報提供させていただきたいと思っております。

○山下 寿議員 以上で終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎、社民党の満行潤一です。今回も質問の多くでコロナに関する項目が増えております。福祉保健部長に比重がかかっていますが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、本県の魅力発信について伺います。

コロナ禍の中、その対応にどこも追われています。

過日、上京した折に、新宿みやざき館KONNEに立ち寄り、コロナ禍における影響等をお聞きいたしました。現状は予想に反して健闘しているようであります。

「季節ごと、イベントごとに品数は変わりますが、常時700アイテムは陳列している。コロナ禍ではあるが、10月は2,000万円売り上げた。年間2億5,000万円で収支とんとんなので、今後とも頑張りたい。従業員がベテランぞろいなので頼りにしている。1日の売上目標を70万円としている。本部との連携強化が課題だ」と、日高所長は話されています。

本県のアンテナショップとして頑張っておられる姿を見て、頼もしく思えました。施設運営への影響と今後の展開について、知事に伺います。

ブランド総合研究所が、本年度の「都道府県魅力度ランキング」を発表しています。

魅力度ランキング1位は、12年連続で北海道、2位京都府、3位沖縄県。宮崎県は、昨

年28位、今年22位と健闘しています。

本県の魅力の発信について地道な努力が必要だと思っておりますが、恵まれた自然、豊富な食材、食料供給県、観光立県みやざきに立ちほだかる「感染症」という新たな課題と向き合っていかなければならない現状。今後どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

以下、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、本県のアンテナショップにおけるコロナ禍の影響等についてであります。

新宿みやざき館KONNEでは、4月の緊急事態宣言に伴う臨時休業や夏場の感染拡大の影響等により、上半期のみやざき館全体の売上は、前年同期比で約50%に減少しました。このため、店頭での割引クーポンキャンペーンや、1階ショップと2階レストランが連携した地ビールフェアなどを積極的に行った結果、10月の売上は、前年同月比で約125%となっております。

一方、宮崎物産館では、応援消費キャンペーンにより、インターネットショップでの売上は伸びたものの、県外観光客の落ち込みが大きく、上半期の全体の売上は、前年同期比で約72%となっているところであります。

それぞれ、このコロナ禍の中で、もっと厳しい数字も予想したところでありますが、比較的健闘しているというのは、現場のスタッフの工夫や頑張りもあるものと、感謝をしているところであります。

今後も感染状況を見極めつつ、各種キャンペーンの実施やインターネットを活用した取組を進め、食をはじめとした県産品の販路拡大に努めてまいります。

次に、本県の魅力の発信についてであります。

県ではこれまで、「日本のひなた宮崎県」のキャッチフレーズの下、温暖な気候や美しい自然、豊かな食など、本県の魅力を官民一体となって積極的にPRしてきたところであります。

また、国内外における本県の認知度をさらに高めるため、先月、株式会社ポケモンと「地域活性化に関する連携・協力協定」を締結したところであります。県のシンボルキャラクター「みやざき犬」に加え、「ポケモン」の魅力や知名度を活用した取組を展開することとしております。

来年は東京オリ・パラや国文祭・芸文祭の開催等、本県の魅力をPRする絶好の機会となります。昨年を振り返ってみましても、ワールドサーフィンゲームスでありますとかラグビーの合宿などは、様々なメディアで取り上げられることにより、本県の魅力の発信にも大きく貢献をしたものと考えておりまして、首都圏の情報発信拠点である新宿みやざき館KONNEを活用した効果的なプロモーションのほか、メディアを活用した情報発信や、民間企業との連携による取組等、感染防止対策に十分配慮しながら、今後も、私も先頭に立って、オール宮崎の体制で本県の魅力の発信に努めてまいります。以上であります。 [降壇]

○満行潤一議員 ありがとうございます。

移住仲介サイト「SMOUT(スマウト)」では、椎葉村が「ネット上で注目の地域ランキング」全国1位となっているようです。焼き畑農業や神楽など、秘境ならではの伝統文化などの関心が高い。知事の提案理由説明で紹介された、地域の伝統的な助け合いのありようを意味

する「かてーり」が、全国の移住希望者に響いているというあかしです。オール宮崎による「連帯」で、本県の魅力発信をしていくということだろうと思います。

次に、人畜共通感染症についてお尋ねします。

人畜共通感染症、これは家畜だけではなくて獣も入っていますので、人獣共通感染症と呼びます。

新型コロナウイルスの流行真ただ中ですが、他の感染症対策についても目を向けるよい機会ではないでしょうか。口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物感染症対策については、9月議会で渡辺議員が質問されましたので、今回は人獣共通感染症について伺います。

近年、動物に発生した病気が人間に感染して重篤な病状を引き起こす事態が相次ぎ、人の健康に大きな影響を与える「人獣共通感染症」、またの名を「動物由来感染症」といいますが、その対策が急がれます。

感染症法では、病状の重い順に一類感染症から五類感染症に区分されていますが、7種類ある一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）の中で、痘瘡以外は人獣共通感染症であります。また、人の感染症の約7割は人獣共通感染症とされています。

数々の動物がペットとして輸入され、飼育される機会が増えることにより、新たな感染症が突如人を襲う危険性も高まっていますが、まるで家族のようにペットと接している人を見かけると、心配になります。

国及び本県の対応状況、対策、県民への啓発状況などについて、福祉保健部長にお伺いいた

します。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 国では、人獣共通感染症の侵入を防止するため、その危険性に応じて動物種を定め、輸入禁止や輸入検疫、輸入届などの水際防疫対策を行っているほか、ホームページ等での情報発信による啓発や、自治体職員向けの研修会開催などによる技術的支援を行っております。

県では、国の研修会等に職員を派遣して情報収集するとともに、ホームページやリーフレット、講習会などあらゆる場面を活用して、県民に対する予防対策の周知に努めているほか、ペット販売を行う動物取扱業者を対象とした研修会を年1回開催し、業者の資質向上と飼い主への情報発信に取り組んでいるところです。

県としましては、引き続き、情報収集や県民への積極的な情報発信により、感染防止対策に努めてまいります。

○満行潤一議員 次に、保育士にもコロナ慰労金を支給してはどうかという提案です。

今回の補正予算で、調剤薬局従業員に5万円支給する事業が提案されている。提案理由は、調剤薬局の士気の維持だということです。当然、反対するものではありませんが、保育現場も同じように大変な状況に変わりはありません。

岡山県倉敷市は市独自に最大5万円支給するとの新聞報道を目にしました。

保育士の確保、定着率の向上に腐心をしているさなか、このコロナ禍でさらに厳しくなっている児童福祉の現場です。医療・介護分野だけに支給されている慰労金を、保育所等の厳しい現場で働いている方々にも支給すべきと考えますが、部長の見解をお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 保育所や放課

後児童クラブ等で働いている方々におかれましては、子供との直接的な接触を避けられない職場で、自身の感染リスクを抱えながら業務に従事していただいております。心から感謝を申し上げますとともに、その使命感に改めて敬意を表するものであります。

現在、慰労金につきましては、医療従事者や介護関係者は支給対象とされておりますが、保育士等については、子供が新型コロナに感染した場合の重症化リスクが必ずしも高くはないことなどの理由によりまして、国において、その対象外とされております。

県といたしましては、保育所等で働いている方々への慰労金の支給について、全国知事会を通じて国に要望してまいります。

○満行潤一議員 ぜひ、検討いただきたいと思っております。

次に、県立宮崎病院の整備についてであります。

県内でも、接待を伴う飲食店や高齢者施設でのクラスター発生など、ピーク時には1日最大101名の入院、54名の施設療養と深刻な事態となりました。

県立病院では、新型コロナウイルス感染症に対する対応で一時は満床となるなど、厳しい現場実態がありました。宮崎病院では、受入れ病床の拡大など対応に迫られ、現場職員は、感染症に対する不安と恐怖に耐えながら業務を行ってまいりました。限られた人数の中で、全国的に第3波が押し寄せている状況にあり、今後は、本県でもいつ感染拡大が起きても不思議ではありません。

このような状況の中、県立宮崎病院の再整備が着々と進んでいます。第一種感染症病床は2床、第二種感染症病床6床が整備されようとし

ています。いつ収束するか分からない状況や新たな感染症の脅威も考えられ、病床数以上の受入れによる現場の業務逼迫や、人員不足も課題になると考えられます。

感染症指定病院としての役割も担う新県立宮崎病院の医療提供体制整備はどのような状況にあるのか、3点お伺いいたします。

まず、新たにコロナ対策でレイアウトや機器整備など計画変更があったのか。

2点目、コロナ対策という新たな視点で、知事部局から計画変更・レイアウト等の変更などといった要請があったのか。

3点目、新たな第一種感染症病棟は、本館から離れた現精神医療センターに設置されますが、患者収容時、病棟立ち上げ時の人的配置も課題だと思います。十分な検討がなされているのか、以上3点、病院局長、お願いいたします。

○病院局長(桑山秀彦君) まず、1点目の整備計画の見直しに関しましては、第一種感染症病床2床、第二種感染症病床6床を整備すること自体に変更はありませんが、これまでのコロナ対応を踏まえると、感染拡大期には感染症病床数を超えて多数の患者を収容し、かつ病院内での感染防止のさらなる徹底を図ることが必要となります。

このため、新病院の整備計画の一部見直しを行いまして、第二種感染症病床を整備する内科病棟のほか救急病棟、小児病棟では、一部を感染防御ができる区間とするために、ドアやパーティションの設置が可能な設備を整備することにしております。

また、現在の精神医療センターの建物を改修しまして、第一種感染症病床と研修施設を整備する予定にしておりますが、通常は研修施設と

して使用するエリアを、感染拡大期には、患者受入れ病床へと速やかな転用が図られますよう、医療設備や通信設備などを整備することにしております。

次に、2点目の知事部局からの要請のお尋ねでありますけれども、今回の一部見直しの件に関しまして、個別の要請はございませんが、県立宮崎病院は県内で唯一の第一種感染症指定医療機関であり、また、基幹災害拠点病院の指定を受けるなど、県の医療行政において重要な役割を果たすことが求められております。

今回の整備計画の一部見直しは、感染症対策の充実はもとより、大規模災害時の患者受入れなどでも効果を発揮するものとなりますので、本県における政策医療の充実にも寄与するものであると考えております。

それから、3点目の精神医療センターにおける第一種感染症病床の整備に関連しての質問であります。現在の精神医療センターの建物に整備を予定しております感染症病床、第一種2床でございますが、平常時は専従スタッフは配置されておられませんけれども、対象となる患者が一時的に少人数発生した場合には、感染症を専門とする医師や認定看護師を中心に、各診療部門からスタッフを招集して対応することになります。

また、今般の新型コロナウイルス感染症のように、感染が拡大・長期化する場合には、一般病棟の一部を閉鎖して、その病棟の看護スタッフが対応に当たることとなります。

感染リスクのある中での対応となりますので、職員の心身の負担には相当なものがあります。職員の負担軽減には、今後とも十分配慮しながら、必要な医療体制の確保を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 くれぐれも職員の皆さんの士気が低下しないように、しっかりと頑張っているのだとお願い申し上げたいと思います。

次に、今年度の高校生の就職内定状況について伺います。

コロナ禍の影響等もあり、大学生の就職内定率は69.8%（対前年比マイナス7ポイント）、過去2番目の減少率と報道されています。

今年はコロナ禍の影響で、就職試験の開始日が1か月遅れとお聞きしています。本県の高校生の就職内定率はどのような状況でしょうか。県内、県外の就職内定率にコロナの影響が現れているのでしょうか。現状と今後の課題について伺います。教育長、お願いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたが、今年度の高校生の就職試験につきましては、例年より1か月遅く開始されたところであります。そのため、就職内定率の単純な比較はできませんが、今年度の10月末の状況を昨年度の9月末と比較いたしますと、今年度は59.1%で、昨年度より2.3ポイントの上昇、また、県内就職率につきましては58.2%となっております、2.8ポイントの上昇となっております。

今年度の高校生の就職に関して、新型コロナウイルスによる大きな影響は、今のところ見受けられないものの、就職活動期間が短縮されている点など、不安な要素がありますことから、今後の内定状況については、慎重に見守る必要があるものと考えております。

県教育委員会といたしましては、引き続き、各学校や関係機関との連携を図りながら、就職情報の提供や、企業への採用依頼を行うなど、生徒に寄り添った支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ありがとうございます。

プラスなんですね。アップしているということで、大変ほっとしています。県内志向も現れているということのようですけれども、来年以降がやはりその影響が大きいのかなと思っていますので、引き続き御努力いただきたいと思えます。

次に、避難所の在り方についてお伺いいたします。

台風10号に備えて開設された県内580か所ほどの避難所のうち、約70か所が満員となったと聞いています。県内各地で過去最高に近い避難者数だったようです。急遽新たな避難所を開設したりと、混乱が生じたようです。

コロナ禍の中、収容人員を減らしたのに加え、気象庁のアナウンスが大きな効果があったということもあるだろうと思えます。

避難することは大事です。土砂災害や津波の心配のない場所に住むことが一番の対策でしょうが、日本はどこも海と山、災害危険箇所です。県内でも1万か所以上が土砂災害警戒区域に指定されています。土砂災害死の8割は家で亡くなっているという調査もあります。災害から身を守るために避難することが、何よりも優先されます。

新型コロナウイルス感染症によって、住民の避難行動や避難所運営の在り方が大きく変わったと思います。ホテルに宿泊したり、自家用車に避難したり、親戚宅に避難したりと。

県は、住民の避難に対する変化をどう受け止め、今後どのように対応していくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 住民の避難は、新型コロナウイルス感染症により、避難所以外に、自宅2階などへの垂直避難や、親戚・知人宅やホテルなどへの避難、車中避難など、

安全で自分にとって最適な避難場所への分散避難が促進されたと認識しております。

また、避難所運営につきましても、受付や避難者の誘導、十分なスペースの確保、衛生・健康管理等の面で、これまでの運営を見直すこととなりました。

一方で、避難者が分散することで、避難状況の把握が困難になったほか、避難所が増えたことに伴う運営スタッフの確保が課題となっております。

このため、今後の避難所運営は、行政だけでなく、防災士や自主防災組織等と連携して取り組むことが必要であり、県主催の研修や訓練を通しまして、市町村の避難所運営の効率化や円滑化を支援してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、福祉避難所についてです。

避難所で老老介護の切実な話を聞きます。避難所で高齢者が高齢者を介護しているという実態があるというものです。

要介護の高齢者も一般の避難所に避難しているため、福祉のサービスが十分に受けられない。人に迷惑をかけるのを遠慮して行き場もなく車に籠もり、体調を壊す高齢者もいると思います。

私は、東日本大震災の際、石巻市の福祉避難所でお手伝いをさせていただいた経験がありますが、福祉サービスの必要な方は、やはり福祉避難所で受け入れるのがベストだと思います。

市町村には福祉避難所が整備されており、県内では232か所となっています。しかし、どこまで住民に周知され、実際に運用されているのか、また一般に、避難所で福祉サービスが必要な方をどう専門的なサービスにつなげていくのか、支援が必要だと思います。

大規模災害時に避難所の高齢者等を支援するための取組について、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 大規模災害時におきまして、高齢者や障がい者などのいわゆる災害時要配慮者の方が、長期の避難生活で生活機能の低下や要介護度の重度化などに至らないようにすることが重要だと考えております。

特に、避難生活の長期化が懸念される場合に、福祉ニーズを的確に把握し、福祉避難所への誘導等を行う「災害派遣福祉チーム」を各都道府県が派遣する取組が、全国的に進められております。

本県においても、本年4月に、チームの組成や派遣について具体的に検討を進めるための協議会を発足し、今後は福祉施設や福祉専門職の皆様との協力を得ながら、派遣に向けたチーム員の養成等を行うこととしております。

今後とも、避難所での要配慮者への支援を主に担う市町村と共に、大規模災害時における福祉支援体制を構築してまいります。

○満行潤一議員 早急な対応をお願いしたいと思っております。

次に、デジタル移動系行政無線、衛星通信トランシーバーの活用についてです。

通信機器メーカーのアイコム株式会社東京営業所を訪問し、意見交換を行ってきました。災害時に通信手段の確保に有効と思われる「IP無線」「衛星通信トランシーバー」の災害時の活用事例や自治体導入の状況などについて、情報収集しました。

近年の大雨や台風災害の発生、南海トラフ地震の想定などにより、通信手段の確保については、多くの自治体で検討が行われており、年々両無線システムの導入実績も上がっているよう

です。避難所指定施設や福祉施設に設置するために、自治体が一括貸出ししている事例が複数ありました。

災害の備えとして、多様な通信手段の確保が必要だと考えますが、県の考えについてお伺いたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 災害時においても、防災情報の収集や伝達が確実にできるよう、多様な通信手段を確保しておくことは、大変重要なことであると認識をしております。

そのため県では、防災行政無線網を整備し、県と国、市町村、防災関係機関との間で、防災電話や車載型・携帯型の無線機によりまして相互に連絡が取れる体制を構築しております。

また、県民へ直接、情報伝達を行う市町村に対しましては、日頃から、防災行政無線の整備拡充及びその適切な運用を促すとともに、通信機器の整備も対象となります補助事業により、支援を行っているところでございます。

今後とも、衛星通信トランシーバーなどの新しい通信技術についても情報収集を図りながら、市町村を含めた災害時の通信機能の確保に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よろしくお伺いいたします。

次に、吉都線存続についてであります。

コロナ禍で、どこの鉄道もさらに厳しい経営を強いられています。

吉都線は都城駅と終点の肥薩線吉松駅を結ぶ路線です。肥薩線八代駅から吉松駅、吉都線吉松駅から都城駅間を合わせて「えびの高原線」との愛称も与えられています。

今、110年の歴史ある肥薩線が存続の危機にあると考えています。2016年の熊本地震の復旧が終わったと思ったら、今年7月の豪雨でまた被災してしまいました。

J R九州の発表によれば、復旧費は100億円を超えるとの見通しです。肥薩線の復旧問題は、吉都線の存続に直結する問題です。

吉都線存続に県はどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、災害の影響もあり、現在、J R九州は、九州全体で一時的な減便や運転区間の変更を実施しており、今後、需要に応じたダイヤ改正も予想されるところであります。

このような中、吉都線につきましては、これまでも、イベント列車の運行をはじめ、小学校などへの団体利用補助やボランティアガイドの育成など、沿線自治体と一体となった取組を進めているところであります。線区別収支の公表を契機に設置された検討会におきましても、今後のさらなる利用促進について、具体的な検討を行っているところであります。

今後とも、沿線自治体などしっかりと連携し、利用促進に取り組むとともに、J R九州に対しましては、鉄道ネットワークの維持が図られますよう、これまで以上に強く要望し、路線の維持に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 沿線自治体はどこも、駅を核にして地域の活性化に一生懸命取り組んでおられますので、ぜひ、今後とも県の支援をよろしくお伺いいたします。

次に、県内研修医確保について伺います。

新年度の県内研修医の内定者が過去最多の63人になったとの報道がなされています。一時期ほとんど県内に残らなかった研修医がここまですくなくなったことに、宮崎大学、県当局など関係者の皆様の努力に感謝を申し上げたいと思います。

宮崎大学医学部の地域枠・地域特別枠や、県の医師修学資金創設など、これまで積み上げてきた成果だろうと思います。また、地域医療支援機構医師3名、コーディネーターの役割は大きなものがあると思います。

地域特別枠の定員増など、引き続き研修医確保に御努力いただいておりますが、これまでの取組、今後の県内定着に向けた意気込みを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの影響によりまして、病院見学等に制約のある中、過去最高となる63名がマッチングされたことは、県内の各基幹型研修病院が、ウェブを活用した面接などに積極的に取り組んでくださった結果と考えております。

県におきましても、これまで、医師修学資金の貸与や地域医療支援機構の医師等を中心としたキャリア形成支援など、様々な施策を推進してきており、その成果が徐々に現れてきたものと実感しております。

医師の養成及び県内定着を図るためには、長期的な戦略と息の長い取組が必要となります。今後は、昨年度策定した「医師確保計画」及び先般実施した「宮崎県医師養成・定着推進宣言」に基づきまして、関係機関と一体となって、さらなる県内定着を目指してまいります。

○満行潤一議員 次に、ドクターヘリについて、何点かお伺いいたします。

現場の医療関係者の努力と積極的な取組により、ドクターヘリは、医療資源が限られている本県の医療の確保に大きく貢献されています。

救急医療現場である医療機関への「指導的医師搬送」にドクターヘリの使用を可能とするルールを定め、運航調整委員会の承認の下に、出動要請基準の改正を行っています。「指導的

医師搬送」について、ドクターヘリ運航基準を明確化したのは、これもまた全国初のルール化だと思います。

全国の先を走る本県のドクターヘリですが、質問をさせていただきます。

先日、中日本航空を訪問し、ドクターヘリ運航経費の適正化について意見交換を行いました。

ドクターヘリの運航経費について、県は国庫補助の基準額に従って費用を負担しています。しかし、国内トップの受託実績を持つ当社の説明を聞き、実際には国の補助金実績を大きく上回る運航経費がかかっている現状を確認できました。

ドクターヘリ事業の安定した運航、安全性の確保には、運航経費の適正化が急務との考えを強くしたところですが、補助金の在り方についてどうお考えか、部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県ドクターヘリにつきましては、宮崎大学が事業主体となって、運航事業者に委託して運航されておりまして、この契約に基づく運航委託費に対し、県が国庫補助制度を活用した支援を行っております。

当該補助制度に係る国の予算について、令和3年度の厚生労働省予算概算要求におきまして基準額を見直し、支援を拡充するための増額要求が記載されております。

県としましては、ドクターヘリの運航に必要な国の支援が得られるよう、このような動向を注視してまいります。

○満行潤一議員 ヘリ機体価格もこのところ2倍以上に高騰している。防災ヘリの2パイロット制導入もあり、ヘリのパイロット不足も深刻なようです。必然的に人件費も上がっている。

長野県、秋田県、高知県などは、パイロット不足により防災ヘリが運休になっているという情報もあります。

受託する業界でも、厚労省に運航経費確保の要請をしているということではありますが、ぜひ、国に今後とも強く要請する必要があると思いますので、しっかり対応をお願いしたいと思います。

次に、大規模災害時のドクターヘリの運用について伺います。

国の防災基本計画では、ドクターヘリを災害支援ヘリコプターとして位置づけ、自衛隊、警察、消防のヘリと共に、大規模災害時には、他県から被災地に駆けつけ、患者の搬送等を行うことが期待されています。

しかし、過去の災害では十分調整がなされずに派遣されていたこともありました。災害はいつどこで発生するか分かりませんので、平時の備えが大変重要となってきますが、大規模災害時の他県へのドクターヘリ派遣について、どのような運用になっているのか、福祉保健部長、再度お願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 大規模災害時、被災都道府県につきましては、災害対策基本法に基づき、ドクターヘリの派遣について他の都道府県に応援を求めることができるとされております。

本県ドクターヘリ運航要領におきましては、他県や厚生労働省、DMAT事務局から派遣要請を受けたときなどに、県と連携し、基地病院である宮崎大学医学部附属病院が派遣を決定できることになっております。

○満行潤一議員 運用が弾力的になっているということが分かりました。

平常時においても、他県との連携は大変重要

です。

重複要請や複数の傷病者がいる場合、1機のドクターヘリで全てをカバーすることはできません。

そこで、隣県との相互応援協定などの連携が重要だと考えますが、現状はどうなっているのか、部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県ドクターヘリの隣県との連携につきましては、県境の高速道路上の事故対応や、救急隊が搬送する患者とドクターヘリが落ち合う、いわゆるランデブーポイントをお互い利用することなどにつきまして、あらかじめ合意等が行われているところではあります。

相互乗り入れ応援につきましては、自県のドクターヘリで対応できない場合などに有効であると考えられますが、参加する県の基地病院において、応援を行う地域の選定や要請ルールの調整、経費負担等の課題を整理していく必要があります。

このため、各県関係者が参加する会議や訓練の場を通じて、議論を深めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 協定が結べないのも、次に私が申し上げる空白地域があるので隣県と協定が結べないという大きな課題があると思っています。

以前も質問しました。平成27年11月議会に、2機目のドクヘリ導入が必要だと申し上げました。その後、翌28年1月の航空医療学会の調査研究報告に、九州管内でドクターヘリの整備が必要なのは、本県の北部と奄美大島の2か所となっていました。その後、すぐに大島がドクターヘリを導入しましたので、あとは九州では宮崎県北部だけとなっています。清武町にある

宮崎大学から日向市手前、都農町辺りまでが55キロ、時間にして15分が、理想とするドクターヘリの運用範囲です。

県北地域は、大分県南部及び熊本県東部と併せてドクターヘリの空白地域となっていることから、その穴を埋め、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減を図る必要があります。運用に係る経費は、その恩恵を受ける大分、熊本、本県の3県で負担すればよいわけですし、このエリアで唯一の救命救急センターを持つ県立延岡病院を基地病院とすることが、国の設置基準からしても最も適しています。

救急医の確保など課題もありますが、2機目のドクターヘリを県立延岡病院に導入すべきと考えますが、県の考えをお尋ねします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県立延岡病院にドクターヘリを導入することにつきましては、県北地域における救急医療の充実に有益なものと考えておりますが、ヘリに搭乗する医師や看護師の確保などの課題もあり、安定的に運航されている現在のドクターヘリの状況も見ながら、慎重に検討する必要があると考えております。

県立延岡病院には、今年度、延岡西臼杵・日向入郷医療圏を運行範囲とするドクターカーが整備されることとなっており、県としましては、このような取組や、宮崎大学と連携した救急医の養成と地域への派遣等を推進し、引き続き、県北地域の県民が安心できる救急医療体制の充実に取り組んでまいります。

○満行潤一議員 宮崎大学も、2機目のドクヘリ導入に向けて頑張ってくださいと聞いております。

いっぱい課題はありますが、おっしゃるように医師の確保とかスタッフの確保はありますが、まず「やります」と計画を立てて、その目

標に向かってやるということ、大変大事だと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、県西部の救急医療体制の強化についてです。

今回の新型コロナウイルス感染症により、本県の医療体制の脆弱な面が改めて明らかになりました。

特に、県西部には県立病院がなく、都城市郡医師会病院の努力と、都城市をはじめ関係機関との連携で支えているのが現状です。

このような医療体制の中で、コロナ対応という大きな負担がかかった場合、やはり近くに三次救急を担う救命救急センターがあれば、住民、地域医療を担う医療関係者の皆さんなどの安心感が違います。

これまでも何度も要望してきましたが、県西部には救命救急センターが存在しないため、整備が必要と考えます。県の考えをお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県西部の救急の拠点である都城市郡医師会病院につきましては、都城北諸県医療圏のみならず、広域からの救急患者を献身的に受け入れていただくとともに、新型コロナ患者の受入れにおいても、大変大きな役割を担っていただいております。

救命救急センターとしては指定されていない状況でございますが、国の基準や設置主体の問題、また、重症患者数やその搬送の状況なども踏まえまして、医師会や宮崎大学等との関係団体とも十分協議しながら、その必要性が検討されるべきものと考えております。

県としましては、今後とも必要な支援について、国庫補助等を最大限活用しながら取り組んでまいります。

○満行潤一議員 今までの答弁とちょっと変わってきているので、楽しみにしています。三次は当面難しくても、それに必要な備品、特に高額な医療機器の更新等については、ぜひ、今後とも県の支援をお願いしたいと思っております。

次に、子育て支援について質問いたします。

2019年度の県内3か所の児童相談所への児童虐待相談件数は1,953件、過去最高となっております。これは、親が子供の目の前でDVをする、いわゆる「面前DV」を統計に算入したことも、件数が増加した要因だと考えますが、それに対応する児童相談所の負担はかなりのものになっており、マンパワーの不足や執務室の不十分さなど、従来の厳しい環境にさらに拍車がかかり、現場が疲弊しているのではないかと心配しています。困難な事例については、市町村での対応は難しく、どうしても児童相談所の力が必要です。

こうした中で、市町村をはじめとする関係機関との適切な連携が必要と考えますが、県の見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 増加する児童虐待相談への対応におきましては、まずは、子供の命を守ることを最優先としまして、早期発見・早期対応に努めながら、子育てに悩みや不安を抱える保護者も含めて家庭を支えることによる未然防止に向けた取組も大変重要であると考えております。

このため、県としましては、児童相談所が一時保護などによる緊急・専門的な対応を重点的に担う一方で、子供と家庭に最も身近な市町村や学校などの地域の関係機関が、在宅での継続的な支援を行うなど、適切な役割分担の下で、それぞれの強みを生かして対応できるよう、連携に努めているところであります。

この連携体制は、きめ細かい対応を図る上で、また、サポート体制の厚みを増していく上でも極めて重要であると考えております。

子供の「命」と「権利」、そして「未来」は、社会全体で守らなければならないものであります。引き続き、市町村等の関係機関と連携を強化し、虐待を起こさせない社会の実現を目指してまいります。

○満行潤一議員 おっしゃるとおりだと思います。次に移ります。

母子保健法の改正により、市町村は市町村相談センター「子育て世代包括支援センター」を設置するように努めることとされました。

しかし、同じく市町村が設置する要保護児童対策地域協議会においても、市町村によって取組の差が生じるのはやむを得ない部分もありますが、県には、市町村をリードして、同じレベルの子育て拠点、子育て世代包括支援センターを設置できるよう、支援してもらいたいと考えます。

高齢者の支援を行う地域包括支援センターは、貧困、介護等の地域の課題に対応する中で、妊娠、出産、子育て、悩み事相談など業務で重なる部分も多く、ノウハウも豊富に蓄積しています。

その地域包括支援センターとの連携等を図ることにより、子供の支援体制を充実させることができるのではないかと考えますが、県の考えを伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 市町村における子供の支援体制につきましては、まずは、子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を行っております。その上で、要保護児童対策地域協議会の構成員である民生委員等により、必要に応

じて、地域に根差した支援を行う地域包括支援センターとの連携も図っております。

議員御指摘の一体的な対応を目指し、国は、高齢者や子供などの分野を超えて、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の課題解決のため、包括的な相談支援体制の構築を目指しております。

県では、この動きも注視し、各地域の実情に応じた子供の支援体制が充実するよう、実施主体となる市町村と連携・協力してまいります。

○満行潤一議員 次に、婚活事業についてです。

県では、「ひなたのグループ婚活促進事業」という、行政の事業としては大変ユニークな事業に取り組んでいると伺いました。多分、このような事業を展開しているのは、全国で本県だけだろうと思います。

この事業は、結婚相手を見つけづらい中山間地域と都市部との交流など、広域的に取り組んでいる事業とのことですが、「ひなたのグループ婚活促進事業」の目的と取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、少子化対策の一環としまして、「みやざき結婚サポートセンター」を設置し、結婚支援を行っておりますが、1対1の出会いではハードルの高さを感じる方もおられます。また、特に中山間地域においては、身近な出会いだけでは結婚相手が見つからないという声もあります。

このようなことから、企業や団体でグループをつくっていただき、グループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出する事業を開始いたしました。これまでに、市町村やJA、商工会等の団体を直接訪問して、協力依頼を行っ

たところであります。

今後は、新型コロナ感染予防対策を講じながら、グループ同士の交流会や、グループ全体が一堂に会しての全体交流会により、結婚につながる出会いを提供してまいります。

○満行潤一議員 県庁にも頭の軟らかい人がいらっしゃるんだなと思っています。市町村だけではできない、まさに県が広域行政として取り組むものになっていると評価したいと思います。今後の成果を期待していますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、少人数学級制推進についてです。

OECDは「2020年版図表で見る教育」と題した報告書の中で、「少人数だからといって学力向上するというデータはない」と、学級規模と学力の相関には否定的な立場を取りつつ、少人数のほうが子供と教員の対話が進むというメリットを説いています。

直近のデータでは、日本の1クラス当たりの児童生徒数は、小学校27名、中学校23名です。少子化による自然減によって少人数化は進んではきています。

義務制の平成元年を基準とすれば、児童生徒は約30%減ながら、教職員定数は9%減にとどまっています。しかし、都市部の大規模校では、国の規準が変わらないので相変わらず1クラス40人編成を余儀なくされている現状があります。

コロナ感染症対策で子供の距離を保つために、フランスやイギリスでは1クラス当たり15人が推奨されていると報道されています。

文部科学省は、感染症対策、教職員の負担軽減を理由に、上限40人を段階的に減らしていきたいとの考えを持っているようですが、財務省が慎重姿勢を崩していない、その構図が変わり

はないと思います。

児童生徒一人一人の個性を見極めたきめ細かな指導を行い、生きる力を身につけるためにも、少人数学級の推進が必要と考えますが、教育長の考えを伺います。

○教育長(日隈俊郎君) 少人数学級の推進、拡充につきましては、子供の多様化が進む学校現場において、一人一人の児童生徒へのきめ細かな指導を充実させる上で必要であると認識しております。

現在、本県におきましては、小学校1年生・2年生の30人学級と中学校1年生の35人学級実施に加え、本年度は新たなモデル校を指定し、小学校3年生・4年生で35人学級の効果検証の取組を行っているところであります。

少人数学級を拡充するに当たりましては、人件費をはじめ、学級数増加に伴う教室などの施設整備の財源確保等の課題もありますことから、私自ら文部科学省へ出向き、要望を行っているところでありますが、今後も引き続き、国に対して、あらゆる機会を捉えて強く要望してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 教育長の力強い答弁、ありがとうございます。ぜひ、推進に向けて頑張ってくださいと思います。

次は、監査の強化について伺います。

会計検査院の2019年度決算報告で、県道237号の落石防護柵工事に充てた国の交付金が不当とされましたが、このような箇所はほかにはないのか、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長(明利浩久君) 今回、会計検査院から指摘を受けました事案は、斜面上の転石が車道に落下することを防ぐために設置しました落石防護柵の高さが、部分的に不足しているというものであります。

今回の検査の対象となりました、ほかの全ての落石防護柵工事において、指摘を受けた箇所以外については、いずれも適正に施工されていることを確認しております。

県といたしましては、職員の設計等に関する研修をさらに充実するなど、再発防止に努めますとともに、日常のパトロールを通じ、落石の危険な箇所を把握し、道路の適正な維持管理にしっかりと取り組んでまいります。

○満行潤一議員 会計検査院は大きな組織でもあり、検査官の研修等もされていると思いますが、技術的な面も含めて検査を行い、指摘を行っています。

一方で、県の監査においても、同様にチェック機能を果たすことが求められていますが、工事検査のような技術的部分も含めて、監査を行う十分な体制が取れているのか、さらなる充実強化が必要ではないかと考えます。

そこで、監査事務局の充実強化にどのように取り組んでいるのか、代表監査委員にお伺いいたします。

○代表監査委員（緒方文彦君） 私ども監査委員は、御案内のとおりであります。県の事務の管理及び執行等が、法令に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的に実施されているかについて、監査をしているところであります。

このため、補助機関である事務局職員については、監査能力の向上を図るため、企業会計や簿記など公認会計士等による研修を実施するとともに、会計検査院や自治大学校が実施する専門課程等にも積極的に参加させております。

また、工事監査や財政援助団体等の監査については、より専門的な知見が必要でありますことから、外部の監査アドバイザーを同行した監査も実施しております。

今後とも、県民の信頼と期待に応えられますよう、御質問にありました工事監査を含めまして、充実強化に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、再生可能エネルギー等について伺います。

再生可能エネルギーについては、これまでも何度も質問してきました。

本県では、以前は太陽光とバイオマスが全国でもトップクラスである一方で、風力発電はほぼゼロの状況でした。本県にはなかなか発電に適する土地がないのかと考えておりましたが、近年、県内でも風力発電の動きが出てきているようです。

そこで、県内の風力発電の現状と今後の取組について、環境森林部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内の風力発電につきましては、現在、諸塚村と五ヶ瀬町にまたがる地域及び串間市の2か所で稼働しておりまして、その発電能力は、それぞれ1万6,000キロワットと6万4,800キロワットであります。

また、日南市や日之影町など6か所で事業計画がありまして、環境アセスメントなどの手続が進められております。

県といたしましては、昨年6月に策定した「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」に基づき、風力発電の導入も促進しておりますが、導入に当たっては、景観や自然環境に配慮する必要がありますことから、今後とも、事業者に対し、環境アセスメントや林地開発制度などの関係法令等の遵守の徹底を図るとともに、国が実施した風の状況に関する調査結果の提供や、市町村が実施する導入可能性調査への支援を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 串間市の発電所は九州最大と

伺っています。発電所の建設に当たっては、森林を伐採して建設されるメガソーラーのような環境によろしくないものは論外です。

私は、風力発電所は沖合に建設してはどうかとも考えていますが、しっかりと環境に配慮しながら、今後とも広がっていくことを期待しています。

最後の質問になります。メタンハイドレートについて伺います。

御承知のとおり、日本周辺海域を含む海底に広く分布するメタンハイドレートは、低温・高圧環境の海底に個体で存在する天然ガス資源の一つであり、そこから取り出したメタンガスを活用した発電について研究が進められています。

このメタンハイドレートは、日向灘にも存在しています。以前からこれを本県の新たなエネルギー資源として活用できないかと考えておりますが、県の認識をお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） メタンハイドレートにつきましては、国が平成30年7月に定めました第5次のエネルギー基本計画におきまして、我が国のエネルギー安定供給に資する重要な資源として位置づけられております。

これまでの調査で、日向灘にも相当の量が埋蔵されているとされておりまして、県といたしましては、新たなエネルギー源となる可能性に期待しているところであります。

今後、国におきましては、日本海側の海域を対象として、長期間の安定生産を実現するための生産技術の確立や、経済性を担保するための資源量の把握などに取り組むこととされておりますので、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 10数年前、このメタンハイド

レートの開発に向けて、企業局で取り組んだらどうかという提案をしたことがあります。企業局は、発電はもちろん、土木、建設、いろいろなノウハウを持っていますので、この有力な資源を開発するために活用できるんじゃないかなと思っています。

ぜひ、他県に先駆けた商業化に向けた計画を練っていただきたい、実行していただきたいと思っています。

以上をもちまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、武田浩一議員。

○武田浩一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。自由民主党、串間市選出の武田浩一です。

「頑張ろう宮崎」「頑張ろう日本」「頑張ろう人類」。苦難のときこそ笑顔でまいりましょう。

医療関係をはじめ、コロナ対策に対応されている多くの方々に心より敬意を表し、通告に従いまして質問をしてまいります。

平成30年4月に「九州バカ 世界とつながる地元創生起業論」という本が発行されました。著者は、皆様御存じ、宮崎生まれの有限会社一平（九州パンケーキ）代表取締役、村岡浩司氏であります。

私は、この本に大変感銘を受けました。それ

は、「九州は一つの国である」という概念であります。九州アイランドのスケール感で考えれば、九州は世界と比較しても十分渡り合えるマーケットを有しております。

公益財団法人九州経済調査協会によりますと、沖縄県を加えた8県で、1,400万人を超える人口があり、今後ますます国力を高めていくアジア諸国と隣接しております。個々に分散することで生まれる自治体の無駄を、一つにまとめることで大きな力と再認識し、地域の持続的成長のためにも、アジア経済圏の成長力を取り込みながら、共存共栄の関係を再構築していくために、「九州アイランド構想」が必要であると考えます。

そこで、「九州はひとつ」を理念とする九州地域戦略会議の取組状況と、こうした九州一体での取組に対する知事の思いをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

九州は、成長著しいアジアに近いという地理的優位性を有しております。各県の強みや特性を生かして相互に補完することで、高い経済効果が見込まれますことから、九州地方知事会と経済界で組織します九州地域戦略会議では、九州・山口地域が一体となった地方創生の取組を進めているところであります。知事会と経済界が一体となったこのような取組は、国内ほかのブロックでは見られない、大変有意義な取組であると認識しております。

具体的には、6つのプロジェクトチームを立ち上げて、農林水産物の輸出拡大によるブランドづくりや、空港連携による路線の維持拡大、

女性活躍の機会拡大など、38の事業に取り組んでおります。

また、最近では、将来的なインバウンドの回復も視野に入れながら、九州一周のサイクリングコースをつくっていかう、そして、ツール・ド・九州・山口というような国際的な自転車レースの開催を目指していかうと、そのような方向性も共有しているところであります。

私がリーダーを務めます、安心・安全プロジェクトチームにおきましては、想定最大規模の災害に備えたハザードマップの作成や、災害発生時にインフラの早期復旧を図るための連携体制の構築などの取組を進めているところであります。

高速交通ネットワークや情報通信網の整備が進み、県域を越えた人、物、情報の流れが活発になる中で、観光や産業の活性化、若者の地元定着など、「九州がひとつ」となった取組は非常に大切であると考えておりまして、今後とも積極的に進めてまいります。以上であります。

〔降壇〕

○武田浩一議員 九州は、人口、地域内総生産、電力消費量、小売業年間販売額、地方自治体財政規模などの主要財政規模も全国の1割前後であります。「1割」と聞くと小さいなと感じますが、人口や、域内総生産は、関東、近畿、東海の三大都市圏に次ぐ規模であります。

2015年の九州域内総生産は、今回は一つの国と考え、GDPとしてドル換算すると4,088億USドルであり、世界GDPで比較すると世界第20位程度で、GDPが3,992億USドルのタイに匹敵する経済規模を有しております。

皆様御承知のとおり、九州は東京から約1,000キロメートル離れている一方で、韓国の釜山まで約200キロメートル、ソウルまで約500キロ

メートル、中国の上海まで約1,000キロメートルと、日本の中では東アジアの主要都市と非常に近い距離にあります。また、九州・山口の空港からアジアの主要都市を中心に67の国際路線が張り巡らされており、港湾にはアジアを中心に128航路の外貿コンテナ定期船が就航するなど、アジアとの交流環境が充実しております。2018年のクルーズ船の寄港回数は、全国の50.4%を占めており、九州は、成長著しい東アジアと日本を結ぶゲートウエーとして機能しております。

つまり、九州を一つの国として捉えれば、決して世界の国々に引けを取らない経済規模であり、大きなポテンシャルを有しております。ぜひ、宮崎県を輝かせるためにも、九州一丸となって九州戦略会議をもっともっと発展させ、さらなる「九州ブランド」の構築を進めていただきたいと思っております。

それでは、九州アイランド構想を考える中で、九州各地を巡る高速道路と新幹線の整備は、世界やアジアからのインバウンド戦略や、九州地域の経済、観光などの地域戦略の面からも重要なインフラであると考えます。九州新幹線長崎ルートも、現在いろいろと物議を醸している状況ではありますが、東九州新幹線に関する県の取組状況を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新幹線は、大都市圏と本県とを結ぶ高速交通インフラの一つであり、全国的には整備が進められている地域もございますことから、本県としても、東九州新幹線の整備は、長い時間軸で取り組むべき課題であると認識しております。

このため、本県が会長を務めます東九州新幹線鉄道建設促進期成会では、毎年、国に対し、整備計画路線への格上げについての要望を行い

ますとともに、九州地方知事会の要望にも同様の項目を盛り込んでいるところでございます。

○武田浩一議員 九州新幹線長崎ルートにしても、長崎県と佐賀県で、それぞれが地元の利益を優先するがために、もめております。それぞれの知事が自らの県の利益を優先するのは、至極もったもなことでありますが、「九州を一つの国」として考え、みんなで一緒に知恵を出し合えば、何か解決策が見えてくるような気がいたします。

九州各県が切磋琢磨しながら、このような大きな投資をするような場合は、九州アイランド全体の利益を考えながら、一致団結していただきたいと思います。知事、よろしく願います。

次に、危機管理について質問いたします。

本年9月の台風10号に伴う土砂災害により、貴い命が失われました。犠牲になられた方、御親族や関係者の皆様に、衷心よりお悔やみを申し上げます。また、行方不明の方々の一日も早い発見を願っております。

2010年の口蹄疫、2011年霧島山麓の新燃岳噴火、鳥インフルエンザ、東日本大震災、2016年熊本地震、本年も熊本豪雨等々、避けられない自然災害に直面する中で私たちが学んだことは、人と人とが互いに支え合う「絆」や「共感」によって生まれる新しい出会いが、時には社会のルールを変革し、新しいルールを切り開くきっかけになるということでもあります。

そして、本年新型コロナウイルスが世界を席卷している中、想定を超えるような自然災害などの危機事象が発生した際に、迅速かつ的確な対応が求められております。県としてどのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 年々、自然災害が激甚化をしております。また、様々に姿、形を変えて襲ってくるものでありまして、こうした想定を超えるような危機事象が発生した際には、県や市町村、関係機関などが緊密に連携して、被害状況などの必要な情報を迅速に共有し、共通認識を持って対応することが極めて重要であると考えております。

このため県では、危機管理防災の拠点となる防災庁舎を整備しますとともに、市町村や関係機関などと連携して、南海トラフ地震や家畜伝染病、テロなどの発生を想定した実践的な訓練を実施しております。危機事象発生時に迅速かつ的確に対応できる体制の充実を図っているところであります。

今後とも「常在危機」という認識を共有して、自然災害をはじめとするあらゆる危機事象から県民の生命・財産を守るため、想定外となるものを極力なくして災害の未然防止に努めるとともに、防災庁舎の機能も十分生かしながら、訓練や研修等の充実を図るなど、全庁的な危機管理体制の強化に全力で取り組んでまいります。

○武田浩一議員 先日、「コロナ重要方針案決定過程 県、記録公文書作成せず 感染症対策検証支障恐れ」との報道がありました。

内容を見ますと、「業務に忙殺され記録を残す余裕はなかった」とか、「検証する必要性は理解しているが、刻一刻と変化する情勢の対応に追われた」など、忙しさのため作成できなかったとも取れる文章がありました。

コアメンバー会議に出席した幹部は、「対策本部の会議録は作成している」とし、過程の記録を残す必要性に疑問を示したともありました。

また、「国は公文書管理法によって政策決定過程の協議記録作成が義務付けられているが、本県は義務化されていない」など、担当職員の怠慢のように書かれていたり、県の文書管理のルールが不適切であるかのような表現がありました。

どうということなのか、今回の新型コロナウイルス禍での対応を検証する際に問題はなかったのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、文書取扱規程におきまして、意思決定過程を記録する規定はなく、国の公文書管理法の解釈でも、議事記録の必要性・内容について、記録すること自体も含め、会議の性格等によるとされております。

このため、新型コロナへの対応に係る経緯の記録として、県庁内部での打合せ記録などは作成しておりません。

ただし、意思決定過程とも言える県対策本部会議について、議事録を作成・公表しているほか、知事の会見やメッセージにおいて、感染拡大緊急警報の発令、休業や外出自粛の要請に至る経緯や考え方などを詳しく説明・記録しており、これらは、一定の事後検証に資するものと考えております。

県では、重要な意思決定過程の記録を残す意義を認識しており、できる限り新型コロナへの対応を事後に検証できるよう、今後どのような記録を残すか、検討をしているところです。

○武田浩一議員 そこで、今回の記録作成の件に関して、文書取扱い上のルール及び今後どのように対応されるのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 県では、文書管理のルールを定めた文書取扱規程を設け、文書の

適正な管理に努めているところであります。

現在、文書取扱規程には、意思決定過程の文書についての規定はありませんが、正確で迅速な文書処理や起案文書の在り方等についての規定があり、事務処理の過程において文書事務が適正かつ能率的に行われるよう、その運用を図っているところであります。

施策の検証を適切に行うことができるよう、文書を作成、保存することは大変重要でありますので、意思決定過程の文書の在り方を明確にするために、他県の例なども参考にしながら、文書取扱規程の見直しについて検討を始めたところであります。

○武田浩一議員 今回の県の公文書管理について、先日また、「聖火リレー県文書不明」の報道がなされました。

先ほどの答弁にもありましたが、現状の条例・規則にのっとり、意思決定過程とも言える県対策本部会議について、議事録を作成・公表していますし、今後の対応として、意思決定過程の在り方を明確にするために、規程の見直しについて検討するということで、おおむね適切な行動であったと理解しました。

新聞報道を見ますと、県の担当職員が条例・規則を無視して公文書を廃棄・紛失・作成しなかったとも取れる内容になっております。

報道の指摘を素直に受入れ、改めるべきは改めることが大切ですが、担当の職員が条例・規則にのっとり対応していたのであれば、報道機関に対して、抗議等何らかの対応をすべきであると考えます。

今回の指摘は、県の公文書の管理の在り方に一石を投じたのは確かだと思いますし、真摯に受け止めるべきだと思いますが、県庁、県職員の信用に関わることであります。県庁のトップ

として精査され、県庁の信頼と部下のためにも責任ある態度を示していただきたいと思います。

次に、前回の6月議会で、コロナ禍における災害時の避難所運営について質問させていただきました。県においては、市町村向けに「新型コロナウイルス感染症対策に係る避難所運営ガイドライン」を作成し、県としては引き続き、しっかりと市町村をサポートしてまいりますとの答弁がありました。

今回の台風10号において、「避難所がいっぱいで入れず、ほかの避難所に行くと、そこもいっぱいだった」との声をお聞きいたしました。収容人数を超えた避難所の実態と、それに対する今後の対策について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 台風第10号におきましては、特別警報級の勢力との予報もあり、県内全ての市町村で、合計584か所の避難所が開設され、最大で2万2,677人が避難しました。このうち、11市町、72か所の避難所で、ソーシャルディスタンスを保持した上での収容人数を超えたところでございます。

このため市町村では、他の避難所を紹介したり、あるいは新たに避難所を開設したり、避難所の避難スペース以外の空間を活用するなどの対応をとったところでございます。

今後の対策としましては、新たな避難所や避難スペースの確保はもとより、避難所の早期開設や、多様な情報発信手段により避難所の混雑状況の発信を行うことで、円滑な避難を確保することが必要であり、県といたしましても、市町村をしっかりとサポートしてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 先日の日米共同訓練の問題、

世界を席卷しているコロナの問題、心配されている南海トラフなどの地震や津波、大雨や洪水などの自然災害、危機管理とは大変なものであります。刻一刻と変化に対応する力が必要であると考えます。しっかりとしたルールをつくり、臨機応変な対応を要望いたします。

次に、土木行政についてお伺いいたします。

九州は、観光資源、農畜水産物など多様性に富んだすばらしいポテンシャルを持った地域であります。我がふるさと宮崎県も、数多くの観光地、農畜水産物を有しております。また、都道府県「幸福度」ランキングにおいて2年連続1位でもあります。

しかし、交通インフラの乏しい、陸の孤島とも呼ばれている県でもあります。特に、東九州自動車道の中で県南区間は唯一、未事業化区間が残っております。東九州自動車道県南区間の早期整備に向けた思いを、永山副知事に伺います。

○副知事（永山寛理君） 東九州自動車道の県南区間におきましては、私が着任した7月に、国から、日南東郷及び奈留の両インターチェンジについて、フルインターチェンジ化に向けた手続に着手するという、喜ばしい発表がありました。

これが実現すれば、唯一、未事業化区間として残されている南郷－奈留間の事業化に向けて大きな弾みがつくものと、大変期待しております。

また、串間市におきましては、これまで何度か訪問させていただきましたが、串間市の有する豊かな観光資源を生かすため、都井岬観光交流館「パカラパカ」による観光誘客や、重点道の駅「くしま」の整備による地域活性化などを進めていただいております、このような地域の取組

を先行して推進していくことが、高速道路の早期整備にとっては極めて重要であると考えております。

私としましては、これまで培ってきた経験や人とのつながりを最大限生かしながら、本県の高速道路が一日も早く全線開通できるよう、県議会の皆様をはじめ、沿線自治体などの関係機関や地域の皆様と一体となって、全力で取り組んでまいり所存であります。

○武田浩一議員 東郷・奈留の両インターチェンジが、ーフインターからフルインター化に向けた手続に着手されたことは、国、県をはじめ、関係者の皆様の御尽力であると、地元も大変感謝しております。東九州自動車道県南区間が一日も早く全線開通するよう、よろしくお伺いいたします。

次に、私の地元串間市市木地区の皆様が開通を心待ちにしておられる、藤地区で進められている国道448号のトンネル工事の進捗状況と開通の見通しについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 串間市藤地区で施工中のトンネル工事につきましては、地質が、当初想定よりも非常にもろく、地下水の影響を受けるなど、掘削工事に大変苦勞しておりましたが、8月下旬に無事貫通したところでございます。

現在、舗装工事や排水工事などを行ってまいりまして、今後、照明工事や非常用設備工事などを行い、来年中の開通を予定しております。

引き続き、一日も早い完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

次に、国道448号都井－市木間が、現在通行止めとなっております。住民の生活や漁業者の配達業務に大変支障を来しております。現道の通

行止めについて、現状と今後の開放見通しを県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 国道448号都井一市木間の本牧地区につきましては、7月豪雨の影響により、路面の段差等が生じたため、通行止めとしておりまして、沿線住民の皆様には大変御迷惑をおかけしております。

今回の被災の要因としまして、大規模な地滑りも考えられましたことから、被災直後には、国の専門家と合同での現地調査を実施いたしまして、調査の方法や対策方法について助言をいただき、地滑り観測等を行ってきたところでございます。

これまでの観測や調査によりまして、車両の重量制限や雨量等による規制基準を設けることで通行が可能でありますことから、今後、地元への説明会を実施いたしまして、年内に、片側交互により通行を再開する予定としております。

○武田浩一議員 地元への丁寧な説明と、一日も早い完全復旧を要望いたします。

今、質問いたしました通行止め箇所の横を抜く、国道448号都井一市木間、石波トンネルの整備の見通しについて、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 国道448号の名谷地区から石波地区間につきましては、安全で円滑な交通を確保するために、平成28年度より——仮称でございますが——石波トンネルを含む約3.2キロメートルの区間のバイパス整備に取り組んでおります。

これまで、石波地区側のトンネル坑口付近の道路改良工事を進めてきたところでございまして、年内には完成する予定であります。

また、石波トンネルにつきましては、延長が

約2.5キロメートルと長いことから、本体工事を分割して発注することにしておりまして、このうち、石波地区側の約1.0キロメートルについて、現在、入札公告中であり、12月の開札を予定しております。

当区間は、度々通行規制を余儀なくされておりますことから、今後とも必要な予算の確保に努め、早期整備にしっかりと取り組んでまいります。

○武田浩一議員 長年にわたり、地域住民の方に御不便をかけている区間であります。一日も早く安心して暮らせるよう、石波トンネルの早期整備を要望いたします。

次に、国道448号蔵元橋整備についてであります。

6月議会の答弁で、側道橋の整備に向け、今年度、調査・設計に着手するとありましたが、進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 蔵元橋につきましては、今後、東九州自動車道の整備等によりまして交通量の増加が見込まれますことから、歩行者等の安全を確保するために、側道橋を整備することとしております。

7月に事業内容についての地元説明会を終え、現在、地形測量、地質調査及び橋梁形式を選定するための設計を進めているところでございます。

引き続き、関係機関と十分連携の上、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 次に、県道都井西方線の整備状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県道都井西方線につきましては、沿線住民の生活を支える重

要な路線でございまして、現在、本城地区において、2つの工区を設定して、未改良区間の整備を進めているところでございます。

まず、港工区につきましては、全体延長約1.3キロメートルのうち、今年度までに、約1キロメートルの改良工事に取り組むこととしております。

また、一里崎工区につきましては、全体延長約600メートルのうち、これまでに約半分の280メートルを供用したところでございまして、今年度は、残る区間の用地買収などを進めることとしております。

引き続き、地元の皆様の御協力をいただきながら、早期整備を図ってまいります。

○武田浩一議員 次に、日南市の油津港と、鹿児島県志布志市志布志湾に挟まれている串間市の福島港の今後の利活用について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 福島港は、串間市を背後圏とします流通拠点として、5,000トンの貨物船が接岸可能な地方港湾でございまして、

貨物としては、木材チップや砂利などでございまして、近年は、原木の取扱量も増えております。

港の利活用は、地域産業の振興のためにも極めて重要でありますことから、これまで荷役作業の効率化を図るために、野積み場の舗装など利便性の向上に取り組んできたところであります。

現在、県南地域におきましては、東九州自動車道や都城志布志道路の整備が進んでおり、今後、港と道路のネットワークが強化されることにより、福島港の利用にも弾みがつくことが期待されます。

そのため、利用者の御意見も十分伺いながら、さらなる原木輸出の増加や新たな貨物の発掘に努めてまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が、今年度で終了いたします。

高速道路は、人体における血管と比喻されることもあります。まさに県南地域は、高速道路という血管が通っていない状況であります。

また、県議になって3年、県南はもとより、県北・県西と中山間地域を見てまいりましたが、県内各地、毛細血管とも言うべき、県管理の国道や県道の改良・整備箇所も、まだまだたくさんあります。

南海トラフ地震が心配される中、防災・減災、そして交通インフラの遅れている宮崎県。県内においてもインフラに大きな地域差があります。

地方創生が叫ばれる中、各自治体が切磋琢磨しておりますが、自助努力にも限界があります。

県内各地に毛細血管を整備し血を通わせ、最低でも他の地域と同じ土俵に上げていただき、住民の命の道、国内どこにいても、県内どこにいても安心・安全に暮らせるよう、来年度以降の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に代わる予算獲得をお願いいたします。

次に、教育行政についてお伺いいたします。

先日の報道によると、県立学校の在り方について検討する県学校教育計画懇話会の提言では、小規模高校が地元と連携して地域創生モデルの核となりつつあることを重視。「適正規模を下回ったことのみを理由に、統廃合を検討することは、見直す必要がある」と指摘がありま

したが、教育長の所感をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） Society 5.0と呼ばれる新しい社会の到来など、これからも大きな社会の変革が進むことが予想される中、学校教育計画懇話会からは、望ましい学校規模の考え方や多様な学習ニーズに応じた取組など高校教育の在り方について、幅広い御意見をいただいたところであります。

また、地域との連携・協働による教育機会の提供や、ICTを活用した教育活動等により、地理的制約を超えた、高度で専門的な、多様な教育を提供し、小規模な高等学校においても教育の質を保証できるとの御意見もいただいております。

このようなことから、統廃合を前提に考えるのではなく、まずは、県立高等学校それぞれの魅力を高める具体的な取組を、なお一層進めていく必要があるものと感じているところであります。

○武田浩一議員 今、教育長に御答弁いただきましたが、県立学校教育計画懇話会の提言を受け、「統廃合を前提として考えるのではなく、各校が地域と連携して教育を展開し、若者に魅力を伝えられるよう、今後は具体的な取組を進めたい」と述べられておりますが、新たな高等学校教育整備計画を今後どのようにしていけるのか、教育長に方向性をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 現在の高等学校教育整備計画は、平成25年度から令和4年度まで、10年間の県立高等学校教育の魅力づくりの取組や、活力ある県立高等学校の整備の在り方等の目指す姿を示しております。

現行計画は、まだ2年を残しているところではありますが、今回の学校教育計画懇話会の提言を受けまして、国における新しい教育施策の

方向性や生徒数の推移、生徒・保護者・地域のニーズ等も踏まえまして、生徒にとってよりよい教育環境の提供を目指して、新時代を見据えた教育方針について、今年度末までを目途に、検討を進めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 現行計画の中で、飯野高、福島高の統廃合の可能性が一時示唆され、後期実施計画で原則2022年度までの存続が決定しておりますが、以降は未定となっております。

今回の学校教育計画懇話会の提言を受け、村岡えびの市長は、「飯野高を守り育てる市民の会を立ち上げ、存続に向け、公営塾の開設など魅力向上に取り組んでいる。市民と高校生との接点も広がっており、懇話会の提言はありがたい」と、また島田串間市長は、「地元を教材とするなどして小中高一貫教育を進めている。地域と高校の関わりも深く、なくてはならない存在」と、存続を訴えておられます。

今、県内の小規模高校は、地域住民の皆様と連携を図りながら、地域一体となって高校存続に向け頑張っております。先日は、高千穂高校にも出向きまして、意見交換をしてみました。西臼杵3町が協力して高校存続に向け、高校を育てる会をつくっていくということでありました。

また、この2校だけではなく、人口減少・少子化の中、県内各地域をどのように持続可能に発展させることができるかという視点にも配慮していただき、新たな県立高校教育計画の作成をお願いいたします。

先日の報道によると、全国の国公立小中高、特別支援学校における2019年度の問題行動・不登校の調査結果によると、本県のいじめ認知件数は1万5,171件（前年度比2,475件増）で過去最多を更新、1,000人当たりでは全国平均46.5件

を大幅に上回る122.4件で、3年連続で全国最多であり、年々増加しております。

このような中、本県の学校におけるいじめに関する現状認識と今後の対応について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 御指摘のとおり、いじめの認知件数が年々増加していることについては、大きな課題であると考えております。

そのため、県教育委員会では、昨年度から学校を指定して、「いじめの未然防止推進事業」に取り組んでおります。具体的には、指定校において、生徒会が主体となった全校生徒への意識調査や、いじめ根絶宣言の作成などに取り組んでおりますが、県教育委員会では、その成果を取りまとめ、全ての学校に紹介しているところであります。

さらに、今年度より、他者を思いやる心の育成を図るため、県教育委員会が推進員として認定した教員が、思いやりの心の醸成を図る職員研修を行い、いじめの未然防止が一層強化されるよう取り組んでいるところであります。

今後とも、いじめの未然防止が全ての学校で徹底され、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、各取組の充実・強化を図ってまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

学校・子供のいじめをなくすためには、大人社会の問題（パワハラ、セクハラ、差別など）を解消していくことが大事ではないかと考えます。知事の所感をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、子供のいじめの背景には、パワハラやセクハラ、差別、ネット上の誹謗中傷など、大人社会における言動等が少なからぬ影響を与えているものと思われま

す。「全ての大人は全ての子供の教師たれ」と言われますように、大人が範を示すことは大変重要でありまして、いじめは、学校も含めた社会全体に関する問題であると認識をしております。

そのため県では、「宮崎県人権教育・啓発推進方針」に基づき、広く県民に対して、人権に関する研修や情報提供、広報活動等を行い、この社会に生きる私たち一人一人が尊厳を持ったかけがえのない存在であるということ、様々な機会を捉えて訴えているところであります。

今後とも、知事部局はもとより、教育委員会や市町村、関係機関等が一丸となって、いじめをはじめとする人権問題に関して、社会総ぐるみで取り組み、大人たちが子供たちのよき手本となれるよう、一人一人の尊厳や人格が尊重される社会づくりを進めてまいります。

○武田浩一議員 本県のいじめ認知件数の多さは、調査する側の積極的な現状把握に努めた結果でもあるかと思えます。一概に認知件数を減らせばよいというものではありません。また、まだ表面に出ていないものもあると考えられます。その先に、不登校や、あつてはなりません自殺など、多くの問題が複雑に入り組んでいると思えます。教職員や学校、教育委員会だけで解決できるレベルを超えているのではないかと考えます。

子供たちの社会は、私たち大人社会の縮図であります。課題をオープンにして、社会全体で取り組んでいくことが重要であると思えます。知事、ぜひしっかりと取り組んでいただきますよう、要望いたします。

次に、主権者教育について質問をいたします。

近年、若者の政治離れや投票率の低下が問題

となっておりますが、本県の投票率の現状と選挙啓発の取組について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

○選挙管理委員長（吉瀬和明君） 最近の投票率を見ますと、昨年夏の参議院選挙では、都道府県別でワースト2位となったほか、直近の県知事選挙や県議会議員選挙におきましても、30%台にとどまり、いずれも過去最低の投票率になっており、憂慮すべき状況にあると考えております。

また年代別では、10代後半から30代までが他の年代と比べても低い状況にありまして、常日頃からの地道な啓発によりまして、政治参加の意識を高めることが重要だと考えております。

このため若い世代を対象に、啓発ポスター・書道展や意見発表会の開催のほか、宮崎大学と共同で実施する連続講座「ボーターズ・ゼミ」や、高校等での出前授業などに取り組んできたところであります。

また、今年9月には、若者の政治や選挙に関する意識調査を実施いたしまして、現在、分析を進めておりますが、この結果も参考にしながら、今後とも、若者をはじめ、より多くの県民が政治や社会に関心を持てるよう、関係機関と幅広く連携を図り、効果的な啓発を行ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 こんなに一生懸命啓発に取り組んでおられるのに、なぜ投票率が伸びてこないのでしょうか。有権者に届いていないのでしょうか、やり方が根本的に間違っているのでしょうか。見直しが必要だと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、日本においては、1889年に大日本帝国憲法及び衆議院議員選挙法が公布され、直接国税15円以上納める25歳以上の男子に選挙権が与

えられました。一時は一定の税金を納めた25歳以上の男子のみのときがあり、何度もの改正を経て、1925年に25歳以上の男子全員に選挙権が与えられました。

終戦後1946年に日本国憲法が公布され、これを受けて新たに制定された公職選挙法で、20歳以上の男女と定められました。そして、公職選挙法の改正（2015年6月17日成立、同19日に公布後、翌年6月19日施行）で「満18歳以上の男女」に変更されて18歳選挙権が認められるようになったのは、皆様御承知のとおりであります。

選挙権は、国民が勝ち取ってきたものであります。また、主権者教育とは、様々な利害が複雑に絡み合う社会問題について、できるだけ多くの合意を形成し、今とこれからの社会をつくるために政治に参画（意思決定プロセスに参加）することを目指して、若者が「知り・考え・意見を持ち・論じ・決める」ことを学んでいく教育だと思いますが、本県における主権者教育の取組について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 学校では、児童生徒の発達段階に応じ、憲法や選挙など政治参加に必要な学習に加え、主権者としての資質や態度を育む学習活動にも取り組んでいるところであります。

例えば、地域の課題を自らの問題として捉え、実際の議場で話し合う「子ども議会」や、マニフェストを活用した「模擬選挙」などの取組を行っております。

特に、各県立学校におきましては、教職員の中から「主権者教育推進リーダー」を任命しまして、学校の主権者教育の企画・立案を行わせるとともに、その指導力充実に向けた研修会を実施しております。

県教育委員会といたしましては、選挙権を有することや、政治に参画することの意義について、児童生徒の理解を深め、積極的に一票を投じる有権者の育成を目指し、今後とも主権者教育の充実に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 選挙権は、先人たちの普通選挙制度の獲得運動の努力の結果であり、国民が勝ち取った権利であります。選挙に行き、投票することによって、私たちの社会をつくる政治に参画、つまり意思決定プロセスに参加することです。未来を担う子供たちが学問を学ぶにひとしく大事なものと考えます。どうか、しっかりとした主権者教育に取り組んでいただきますよう、要望いたします。

次に、コロナ第3波の真ただ中ではありますが、新型コロナウイルスの影響を受けて、2021年3月期の連結純損益が、ANA5,100億円の赤字、JAL2,000億円超の赤字、地方路線削減との報道がありました。航空会社、JR九州等の業績も悪化しております。減便等も続いております。

今後の新型コロナウイルスの状況にもよりますが、航空、鉄道路線の減便や廃止を危惧いたしております。現状と県の取組を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 航空路線につきましては、緊急事態宣言下の5月には、計画の4分の1にまで減便され、以降、徐々に復便しておりますものの、利用者の回復が遅く、12月も8割の運航にとどまっております。

また、鉄道路線でも、利用者が大きく落ち込んでいる特急列車につきまして、減便や運転区間の変更が行われております。

このため本県では、知事が先頭に立ち、航空

会社への復便の要望活動を行いますとともに、県議会や市町村とも一体となって、JR九州への県内路線の便数維持等の要望を行っているところであります。

また、これらの取組と併せ、交通事業者と連携した運賃割引や利用者へのクーポン券の付与、安価な旅行商品の造成などにより利用者の回復を図り、路線の維持に努めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 コロナ禍でなくても、JRの県内の路線の減便・廃止は危惧されておりました。特に、今回のコロナを受けて、大変地元住民は心配しておりますので、ぜひ、県におかれましては、沿線の市町村と連携しながら、路線の維持に努めていただきたいと思っております。

次に、全国も宮崎県も第3波の状況の中、医療機関をはじめ、多くの関係者の皆様の疲弊が心配されます。

例年、季節性インフルエンザの流行期には、多数の発熱患者が発生しており、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が心配されます。

県が取り組んでいる対策とその周知について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行に備え、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関が相談や診療に応じる「診療・検査医療機関」の指定を進めております。

11月16日現在で348医療機関を指定しており、地域で診療・検査ができる体制ができていると考えております。

指定を受けた医療機関では、一般患者とは動線や診察時間を分けたり、診察スペースを設けたりといった、各医療機関の実情に応じた感染

対策を徹底しております。

また、県民の皆様には、発熱時の相談や受診について、県庁ホームページや県広報紙のほか、新聞、テレビやラジオなどの県政番組で周知を行っていますが、今後とも、分かりやすい周知に努めてまいります。

○武田浩一議員 多分、当初220ぐらいの医療機関を指定していこうという目標で動かされていたと思います。結果として、現在348医療機関ということで、皆様の努力が実っているんだなと思います。今、インフルエンザに関しては、そんなに大きな動きがないんですが、これも昨今の動きを見ますと、いつ何が起こるか分からないという状況でありますので、しっかりと医療機関と一緒に頑張っていただきたい。

また、医療機関の名前を公表していないということですので、かかりつけのお医者様に連絡して、それから動けるような形をしっかりと県民の皆様にも周知していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、カンショ（サツマイモ）基腐病について質問いたします。

私の地元ではカンショと言いますので、病名ではサツマイモ基腐病ですが、カンショの基腐病の県内における本年の発生状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） サツマイモ基腐病につきましては、産地ぐるみで様々な蔓延防止対策を行ってまいりましたが、残念ながら、7月の長雨や9月の台風等の影響もあり、徐々に発生が拡大してきたところでございます。

食用カンショ産地の南那珂地域におきましては、5月出荷の超早掘りには発生がほとんどありませんでしたが、6月以降の作型で被害が見

られ、全体の栽培面積の約6割で確認をしております。

また、焼酎原料用カンショ産地の中部、北諸県、西諸県、児湯地域では、いずれも軽微な発生にとどまっておりますが、同じく原料用カンショの生産が盛んな鹿児島県では、9月以降に被害が拡大いたしまして、栽培面積の約5割で発生していると伺っております。

さらに、10月以降につきましては、福岡県、長崎県、熊本県の3県でも、初めて発生が確認されているところでございます。

○武田浩一議員 私が6月議会で質問した時点では、「一部の圃場において、4月下旬以降、数株程度の発生を確認しております。本年度は、生産者と県を含めた関係機関等が一体となって巡回体制を構築し、圃場の観察を強化していることから、発病株の早期発見と迅速な持ち出しにつながっていると考えております。さらに蔓延防止対策を徹底、種苗供給施設への消毒設備の導入、防除効果の高い農薬の早期登録に向けた取組を進める。昨年は、9月以降、集中的な降雨等により急速に発生が拡大した経緯もありますことから、引き続き、危機感を持って関係機関・団体と連携を図りながら、生産者が希望を持って農業経営に専念できるよう、しっかりと支援してまいります」と、答弁をいただきました。

本年も、南那珂地域では2年連続で甚大な被害であり、今後の営農が大変難しい状況であります。発生が拡大した地域において、今後、どう対策に取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 基腐病は、高い感染力を有しております。南那珂地域では、2年連続で甚大な被害を受けたことから、

今年実施しました様々な発生防止及び被害軽減対策につきまして、さらなる取組の強化が必要であると認識しております。

このため9月には、農林水産省の行政・研究機関を交えた現地対策会議を開催しまして、現況確認と原因究明、さらに支援対策の充実・強化を強く要望したところでございます。

来年作に向けては、拡充されました国の対策を活用しながら、健全苗の確保など、基本対策の徹底とともに、ゴボウなどカンショ以外の作物との輪作により、菌の密度を抑制する長期的な対策にも取り組むこととしております。

さらに、来年度、登録が見込まれます農薬を含めた防除体系の見直しや、被害を軽減できる超早堀りの作付の推進に加えまして、貯蔵用の新たな作型の検討も進めてまいります。

今後とも、生産者や関係機関・団体と一丸となりまして、病気の根絶に向け懸命に取り組んでまいります。

○武田浩一議員 ありがとうございます。

昨年、県の皆様と串間市と、農家の方々も一緒になって一生懸命努力をされました。今年はお出ないんじゃないかなという予測の下、5月の早堀りのときは、何とかという思いがあって、皆さん喜んでいらっしゃったんですが、やはり6月を過ぎて長雨の後、昨年同様、昨年以上の状況であります。

昨年、補助金、基金をいただきまして、2年連続使えないというところを、今年も何とか皆様のお力、国・県のお力によって、また2年連続使わせていただけたところも出てまいりましたので、農家の方々も、何とかいけるんじゃないかなという思いになっている方もいらっしゃいますが、実際、もう昨年でやめられた方とか、半分に減らして、息子さんがダンプの運転

手になったとか、そういう方もいっぱいいらっしゃると思いますので、今後とも引き続き、皆様のお力をお貸しいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これまで、串間市の農業、県の農産物の海外輸出を牽引してきたカンショ産地の再生に向けた、郡司副知事の所感をお伺いいたします。

○副知事(郡司行敏君) サツマイモ基腐病につきましては、一昨年の発生以来、私も何度も現地に赴き、被害の状況を確認するとともに、産地の皆様の生の声を伺い、そのたびに影響の深刻さと生産者の皆様の苦悩を痛感してきたところであります。

県ではこれまで、この病気を根絶させるために、健全苗への更新や、収穫後の徹底した残渣処理などの対策に、地元の皆様と一体となって取り組んできたところであります。

また、国とも連携し、この病気の研究や対策の実証を重ねてまいりましたが、先ほど来お話がありますように、本年産においても、特におくでの作型において被害が止まらない状況が続いております。地元の生産者の皆様の心情を思うと、本当に残念でならないという気持ちであります。

しかしながら、ここで諦めるわけにはいきません。

南那珂地域では、昭和40年頃から食用カンショの生産が始まり、半世紀を超える産地の歩みの中で、先人たちの努力により、幾多の困難を乗り越えてきたという歴史がございます。

サツマイモ基腐病につきましても、先ほど農政水産部長が答弁いたしましたように、あらゆる対策を講じる中で、何としても克服していかなければならないと、そのように決意を新たにしているところであります。

今後とも、産地の皆様と一丸となって、カンショ産地の再生に向けて、全力で取り組んでまいります。

○武田浩一議員 郡司副知事、ありがとうございました。

串間の大東の農家の方々の、自分が育てたサツマイモ、カンショが腐ってしまう、取れないという思いをいつもお聞きして、何もできない自分に歯がゆい思いをしておるところであります。導入された吉国商店さんとか、ヤマダイかんしょのJA大東さん、アオイファームさんが、サツマイモをお売りになると言っていらっしゃいますので、何とか地元の生産地を守っていきたいと思っております。

郡司副知事の思いをしっかりと受け止めたので、カンショ農家の皆様にお伝えいたします。今後とも、産地の農家の皆様に寄り添っていただき、一丸となってカンショ産地の再生に向けて取り組んでいただきますよう、お願いいたします。

次に、県庁5号館の活用についてであります。

県防災庁舎が完成し、毎日のように見学の皆様でにぎわっているようで、大変喜んでおりますが、楠並木との間に、新しい近代的な防災庁舎と対比するように、昭和元年(1926年)に株式会社宮崎農工銀行の社屋として建築された、大正ロマンの香りを漂わせる県庁5号館があります。宮崎県庁本館、楠並木通り、県庁5号館、県防災庁舎と、すばらしいロケーションであります。

そこで、県庁5号館の活用状況を、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(吉村久人君) 県庁5号館は、有事には防災庁舎の補完的機能を担う施設として

活用するほか、平時には、災害時での機能を損なわない範囲で会議や催事等に活用することとしております。

本年9月に供用を開始して以来、現在までのところ、会議や県庁見学ツアーでの利用が大半を占めておりますが、今後は、コンサートなど県が主催するイベントの開催も予定されておりますので、5号館の歴史的な景観を生かした活用も図ってまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 さて、この県庁5号館の今後の活用策についてですが、私が宮崎に帰ってきた35年ほど前は、よく先輩方がダンスをされておりました。お聞きすると、昔はダンスホールもあったとか。

そこで、この歴史的な外観を生かした、人生の先輩方のダンスパーティーや若者の婚活パーティー等の活用や、将来的にはネーミングライツを導入するなど、発想を変えた活用策を検討していただきたいと考えますが、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(吉村久人君) 5号館につきましては、防災庁舎の補完的機能を担う施設などとして活用していくこととしておりますが、5号館のさらなる有効活用を図ることは大変重要でありますので、議員の御指摘も踏まえまして、幅広い観点から、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○武田浩一議員 質問でも申しましたように、5号館の景観をずっと維持していくためには、経費、費用が必要だと思います。厳格なルールの下に、ネーミングライツや民間活用等、保存に係る費用を捻出されることも検討していただき、県庁本館に勝るとも劣らない、県民に愛される5号館になりますようお願いいたします。

以上で質問は終わりましたが、最後に、私が今議会の質問を通して言いたかったことは、時代の変化に対応していかなければならないということです。令和に入り、さらに社会構造の激しい変化が起こっております。過去を踏襲しただけの組織や社会の在り方では、お互いを認め合い多様性を尊重し合うこれからの社会の中で、県民に幸福を感じていただくことはできないのではないのでしょうか。持続可能な地域社会を構築していく上でも、地元で雇用を生み出し持続可能な経済を循環させていくためにも、マーケットを広げて「外で稼ぐ」ことが重要であると考えます。

私たちは、現状の行政単位の中で努力をし、また維持しながらも、ある意味では、都道府県や市町村という見えない境界にとらわれた小さな単位を捨て、もっと広域な地域概念に視野を広げ、社会のルールも守りながら自由な発想で行動し、「共感」しながら前へ進む時代が来ていると感じます。それが、「九州アイランド構想」であります。

今、コロナ禍において多くの皆様が心身ともに疲弊されております。コロナにかかったとって人を誹謗中傷するようなことがあってはなりません。困難な状況であればあるほど、助け合う、譲り合う、励まし合うことが大切であり、そこに絆と共感が生まれます。

苦難という経験は大切にすべきであります。苦難は人間を謙虚にする。謙虚になるところから全てが始まると思います。ふるさと宮崎・九州・日本のため、そして世界の平和を願って共に頑張ってまいりましょう。

質問を終わります。(拍手)

○徳重忠夫副議長 次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) こんにちは

は。自由民主党、安田厚生でございます。

まず初めに、台風10号の土砂災害により、椎葉村では、ベトナムからの技能実習生1名の命が失われました。改めて、被害に遭われた方の御冥福をお祈りするとともに、御遺族や関係者の皆様にお悔やみを申し上げます。

現場では、村民と地元消防団、建設業の皆様での捜索をはじめ、宮崎県警、大阪府警の広域緊急援助隊が椎葉村に入り、必死の捜索を展開していただきました。深く感謝を申し上げます。

今もなお、3名の方々が行方不明になっており、今月15日に再度、200人の関係者が参加し、捜索が行われましたが、見つけることができず残念な思いであります。私も、公道からの目視と十根川の重機による作業の捜索に参加をさせていただきました。捜索現場では、関係者から、何としても見つけたいという思いを強く感じたところでもあります。

本県を激しい暴風雨に巻き込んだ台風10号が接近した9月6日、携帯電話に次々と舞い込んできた防災メールに緊張感を持った人は多いと思います。

これまでに想定もしていない台風やゲリラ豪雨などが本県を襲い、急傾斜地で多くの被害が出ている状況であります。今回の椎葉村での土砂災害を教訓に、本県においても土砂災害対策を講じることが必要だと思います。

県が、令和2年3月時点で指定した警戒区域は1万1,691か所、そのうち特別警戒区域は1万43か所となっております。

中山間地域における土砂災害への対策は、発生状況や規模の判断で十分なのかということを含めて再検討し、全体的な見直しと県土全体の強靱化を図る必要があると思います。土砂災害

から県民の命と財産を守るため、県としてどのように取り組んでいるのか、知事にお伺いいたします。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

椎葉村の災害では、改めて、お亡くなりになった方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。また、懸命に捜索に当たっておられる皆様に深く敬意を表するものであります。一日も早い発見、実ることを祈っておるところであります。

土砂災害は、人命に関わる重大な被害をもたらすことが多いため、急峻な地形や脆弱な地質に加え、降雨量が多い本県におきましては、その対策は大変重要であると考えております。

このため県では、令和元年度に完了した危険箇所調査の結果に基づき、避難所や避難路等がある箇所など、優先度の高い箇所から計画的に砂防施設等の整備を進めているところであります。

さらに、県民の早期避難が図られるよう、宮崎地方气象台と連携して防災情報の提供を行うとともに、土砂災害防止教室や出前講座などの啓発活動を行っているところであります。

今後とも、県民の生命・財産を守るため、国や市町村など関係機関と連携を図りながら、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○安田厚生議員 今後不明者の捜索に当たるとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における被害状況の早期把握と今後の対策を講じていただきたいと思います。

台風10号が接近した午前中には、避難所が開

設されました。避難所が満員となり、受入れできない避難所も出たところであります。

これは、特別警報級の勢力で接近・上陸のおそれがあると伝えられ、多くの県民が避難したことと、新型コロナウイルス感染症の3密を避けるため収容人数が限定されたことが、主な原因であります。

また、ホテルや旅館に避難した県民も多く、ホテルが満室となり予約が取れないという声もあつたようです。安全な知人宅も含めた様々な避難先を検討するよう改めて促すとともに、災害の規模などを考慮し、適切に開設することが必要であります。

今年の台風10号における避難所の状況と課題及び今後の対応について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監(藪田 亨君) 台風第10号におきましては、特別警報級の勢力との予報やコロナ禍であつたことから、ホテルなどへの自主避難という新たな避難が見られました。

また、市町村の避難所運営におきましては、コロナ感染防止対策のため、臨時避難所を含めて多くの避難所が開設され、ホームページや防災メール等を活用した情報発信が行われたところでございます。

しかしながら、避難所開設や混雑状況の情報発信のタイミング、あるいは避難所の利便性や設備などの関係から、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えるという課題もあつたというふうに伺っております。

このため県では、今後、避難所の確保をはじめ、情報発信や避難所の運営の在り方を検討するとともに、多様な避難に関する啓発に、市町村と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 今回の台風で定員に達した避難所は72か所あり、今後は県民の避難行動をしっかりと分析していただき、避難所の収容人数など各市町村の関係者の柔軟な判断が求められると思います。ただ、行政だけの解決は無理であり、自宅避難や安全な知人宅避難など、地域での協議も必要だと強く感じたところがあります。

また、自宅近くの県立高校は、体育館ではトイレが外にしかなく、障がい者の方が利用できなかったと聞いておりますので、そういった対策も必要であると考えておるところであります。

今回の台風で、椎葉村大河内の国道265号で道路が決壊し、現場を調査する際、落石や土砂の流出が多く見られました。道路の決壊など、規模によっては長時間の通行止めとなり、地域住民の生活に支障を来すとともに、観光産業など経済活動においても多大な影響を与えます。

地元であります入郷地域の国道と県道は、道幅も狭く急傾斜地も多くあります。道路沿いのり面状況を調査し、対策を着実に進めていくことが必要であります。

そこで、県管理の道路におけるのり面对策の取組状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 県では、平成8年に、道路ののり面の形状や、転石の状況の把握を目的とした道路防災点検を実施しており、この中で、安全を確保するための対策を講じる必要があると判定されたのり面は、約2,400か所あります。

このため、災害時の救急・救援活動を支えます「緊急輸送道路」等において、優先的に工事を実施しており、現在までに約1,000か所で落石

防護柵などの対策が完了しております。

引き続き、必要な予算の確保に努めますとともに、パトロール等により、のり面状況を随時把握しつつ、防災対策にしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 落石防止柵については、整備状況が50%を切っている状況でありますので、早期整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

県民の命を守るのが、中山間地域では最大の課題であると確信をしているところであります。高齢者や子供たちの生命を守るために、道路整備や緊急医療の整備が急がれております。

本県では、ドクターヘリの救急搬送体制により、救命率の向上や後遺症の軽減が図られているところであり、県民の安全・安心な暮らしにつながっています。

中山間地域にとっては命の綱と言われるドクターヘリではありますが、雨天時などドクターヘリが運航できない場合、中山間地域の救急医療をどのように確保していくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ドクターヘリは、医療施設の乏しい中山間地域において、救急医療の確保に大きな役割を果たしておりますが、御指摘のとおり、天候や時間帯により運航できない場合があります。

このため県では、ドクターヘリの補完的役割も担い、病院への搬送前に迅速に医療を提供することのできるドクターカーの導入を推進しているところであり、今年度は、延岡西臼杵・日向入郷医療圏を運行範囲とする、県立延岡病院のドクターカーが整備される予定となっております。

○安田厚生議員 今年度、県立延岡病院にドク

ターカーの導入が予定されています。大変感謝しているところであります。

ドクターカーの導入により、延岡病院の救急医療体制がさらに充実することで、県北地域の救命救急体制が大きく変わり、入郷地域でも大変期待されているところであります。

医師や看護師だけでなく患者も搬送できる県内初の救急車型で、椎葉村、諸塚村など救急体制が手薄な地域も含め、患者の救命率向上につながると期待されているところであります。

入郷地域の町村とどのように連携していくのか、病院局長にお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立延岡病院に導入するドクターカーは、御質問にもありましたように、医師や看護師が同乗する救急車タイプの車両でありまして、救命率の向上や後遺症の軽減を図る上で非常に有効であります。

こうしたメリットを生かすために、消防非常備である入郷地域の町村とは、途中で患者を引き継ぐことになろうかと思いますが、町村にとっては、患者搬送の負担軽減につながりますとともに、ドクターヘリに加えて、新たな救急医療の選択肢が得られるものと考えております。

現在、地元市町村などと、来年4月からの運行開始に向けて、具体的な運用方法の協議を行っているところでありますが、こうした取組を通じまして、延岡病院と地元市町村との一層の連携強化を進めまして、救急医療、さらには地域医療の充実に貢献してまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 県北全域にまで出動できるようになり、これで救急医療体制が完璧というわけではございませんが、救急医療体制が脆弱な県北地域の県民の方々の安全と安心に、少して

も寄与していただきたいと思っております。

消防本部や消防署を設置していない非常備町村は、全国に29町村あるようです。その中に宮崎県も入ります。消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備、機材の導入など、組織管理や財政運営面における対応に課題があると指摘されております。

美郷町では平成27年に、医療サービスの差を改善しようと民間委託を行い、救命救急業務を始めました。また、椎葉村・諸塚村では、人口減少や財源不足等の理由で、自前での常備が困難ということでもあります。今後、ますます人口減少が心配され、地域においては医療の格差が生じると思います。

東臼杵郡入郷地域における消防力強化のための常備化について、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 諸塚村、椎葉村、美郷町から成ります入郷地域は、広大な面積に加えまして、今後、さらなる人口減少が見込まれており、消防常備化に向けましては、財政負担や人員配置などが大きな課題になっているものと認識をしております。

入郷地域では、平成28年に消防常備化の検討協議会が設置され、以来、検討してきたところでございますけれども、県も助言者としてこの協議会に参加をしております。

なお、平成30年度から、日向市が構成団体として加わり、本年10月には、従来の携帯電話に加えまして、入郷地域の固定電話からの119番通報を、日向市消防本部で受理する業務が開始されたところでございます。

県といたしましては、入郷地域の消防力の強化が図られますよう、引き続き検討協議会に対して、必要な情報提供や助言などの支援を行っ

てまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 椎葉村では、平成18年に消防組織法が改正されると同時に、常備化を図るべく検討した結果、日向市消防署に委託し村に分署を置くと莫大な費用がかかり、距離的な問題と費用の問題で、今のところ広域消防での常備化は考えていないということでありました。

平成28年に検討委員会が設置されたのであれば、ぜひ、常備化に向けて検討していただきたいと思えます。県民の生命を守るのに格差が生じてはならないと思えます。

先月、美郷町南郷上渡川で、住宅を全焼する火災が発生いたしました。また、椎葉村での土砂災害では、消防団が重機を操作し捜索する姿を拝見いたしました。テレビで見た地元の消防団からは、何か手伝うことはできないかと相談をいただいたところであります。

私も25年間、地元で消防団員として活動してまいりました。今年、門川町に機能別消防団であるバイク隊が発足し、改めて消防団に入団したところであります。

県内の消防団員は1万4,439名で、10年前と比べて689名減少しています。消防団員の確保は、各市町村においても課題であると思われませんが、消防団員の確保について、危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 議員御指摘のとおり、本県の消防団員数は減少傾向が続いておりますことから、地域防災の要である消防団の組織力を維持する上で、団員の確保は極めて重要な課題であるというふうに認識をしております。

このため県では、「みやざき消防団の日」を制定いたしまして、テレビCMの放映や広報紙の作成、配布をするなどして、消防団のPRと

団員の確保に努めておるところでございます。

また、消防団活動に理解と協力をいただいている事業所を評価し認定する「消防団協力事業所表示制度」を導入しているほか、県発注工事の入札参加資格の審査等におきまして、消防団員を雇用している事業所を評価しているところでございます。

今後とも、地域防災力の充実・強化を図るため、市町村と連携しながら、消防団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 消防団員確保については、入団するきっかけが必要であります。地域の方々のお勧めや、事業者からの協力が一番だと考えているところであります。これまで以上に団員確保に努めていただきたいと思えます。

消防団の強化を図るには、消防団活動に豊富な経験を有する元消防団の参加や、女性ならではの視点から救護や予防活動に力を発揮できる女性の入団促進を図ることが重要であります。学生が消防団活動に参加することは、地域の防災の担い手になるとともに、学生自身にとっても貴重な体験をすることになります。有意義なことでありますので、本県における学生の消防団への加入促進について、県の考えを危機管理統括監にお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 県内の消防団員は高齢化が徐々に進行しており、若い世代の消防団への加入が重要であると認識をしております。

特に学生の団員は、卒業後においても地域防災の担い手となることが期待をされることから、学生の消防団加入を促進するために、複数の市町村におきまして、学生の団員の就職活動を支援する「学生消防団活動認証制度」を導入しております。

また、県では、消防団やこの認証制度などを紹介する広報紙やチラシを作成し、県内大学などに配付するなどして、学生の加入促進に努めているところがございます。

今後とも、市町村と連携しながら、学生の消防団への加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 私の息子も学生で消防団に入り、それをきっかけに地元の消防団に入団した同級生が多くいるところでもあります。消防団の活性化が図られているような感じであります。また、公務員を希望している学生もいて、加入促進の形も少し変わってきたかなと思っているところでもあります。

次に、教育行政等についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しながら、教育活動を本格化させています。各学校の教職員、関係者の努力下、学校は休業中の遅れを必死に取り戻しているところでもあります。学校行事も方法を工夫して実施しているようです。

その一方で懸念されるのが、子供や教職員の疲れ、ストレスであります。資料によりますと、今年8月の自殺者は、昨年同期と比べ246人増え、中でも女子高校生は、今年の7倍と増えています。学習意欲の減退や不登校、ひきこもりなどが増加することも懸念されているところでもあります。長引くコロナ禍で、子供たちのメンタルヘルスの維持は、今後も大きな課題であります。

コロナの感染拡大は第3波を迎え、油断がない状況です。学校はこれまで、やるべき対策を確実に実施してきました。それを支えてきたのは、教職員の努力だと思っています。

学校教育は、教職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものだとあります。教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるよう、メンタルヘルス対策の充実、促進を図り、教員の精神疾患を減少させることが急務であります。

本県の公立学校教職員における精神疾患で休職中の教員数と、教員全体に占める割合はどのような状況なのか。また、休職中の教職員に対する学校の対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 令和元年度の公立学校教職員における精神疾患による休職者数は64名で、全職員に占める割合は0.59%となっております。

休職中の教職員に対する学校の対応につきましては、校長が本人や家族等との面談を適宜行いながら、療養の経過や復職への見通しなどを確認しております。

なお、症状が改善してきた場合には、主治医等と相談した上で、復職前の職場復帰トレーニングを段階的に行うほか、臨床心理士による復職支援相談を実施するなど、教職員が安心して職場に復帰できるよう支援を行っております。

○安田厚生議員 厚生労働省の調査によりますと、精神疾患の患者数は増加傾向にあり、今や5人に1人は精神疾患にかかると言われており、非常に身近な病気となっております。

県立学校の教職員に対する精神疾患の予防対策について、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立学校教職員の精神疾患の予防対策といたしましては、専門の相談員による相談体制の充実を図るとともに、一般職員や管理職を対象とする研修会の開催や、各所属に臨床心理士や保健指導員を派遣いたし

まして、心の健康を含む保健指導などを実施しているところでもあります。

また、心理的な負担の程度を教職員自ら把握するための検査でありますストレスチェックを全県立学校で実施いたしまして、メンタルヘルスの不調の早期発見につなげるとともに、医師による面接指導など早期対応を図っているところでもあります。

○安田厚生議員 モンスターペアレントに対応できない若い先生もいるようでもあります。そのようなときに、校長・教頭先生やベテランの教師等が守り、相談しやすい環境が求められているところでもあります。「保護者からの理不尽なクレーム等は、若い教師にとって試練だよ」と言った校長先生もいましたが、それはちょっと違うような感じもいたしました。同僚や周りにいる人たちの気づきが必要だと感じておりますので、よろしく申し上げます。

全国の小・中・高校と特別支援学校で認知されたいじめの件数が、5年連続で過去最多を更新し、本県でも3年連続で全国最多ということが発表されました。いじめを積極的に認知しようとする教職員と学校の姿勢の結果だと思えます。しかし、いじめの認知件数の増加は大きな問題と捉えなければなりません。

また、全国不登校調査では、病気や経済状況以外の理由で年30日以上登校していない小中学生が、前年度から1万6,744人増えて18万1,272人と過去最多となり、7年連続の増加となりました。1,000人当たりの人数を5年前と比較すると、中学生が1.4倍に増えているのに対して、小学生は2.4倍と、より増加傾向にあります。

今後、学習意欲の減退やひきこもりなどの増加が懸念されます。長引くコロナ禍で、子供たちのメンタルヘルスの維持は今後の課題であり

ます。

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業後の児童生徒の欠席状況と、今後の不登校に対する県の取組を、教育長にお伺いいたします

○教育長（日隈俊郎君） 臨時休業後の児童生徒の欠席状況について、県立学校及び市町村教育委員会へ聞き取りを行いましたところ、休業直後の欠席者数は比較的少ない状況にありましたが、その後は、例年と同程度に戻りつつあると聞いております。

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、不登校の増加や様々な事案の発生が懸念されたことから、夏季休業明けの9月からスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを増員いたしまして、教育相談体制の充実に取り組んでいるところでもあります。

このことにより、新型コロナウイルス感染症に起因する事案の未然防止や対応について、さらなる支援の充実に努めるとともに、引き続き、児童生徒の変化を適切に把握し、不登校の兆候を早期に発見、対応できるよう、各学校に対して指導してまいります。

○安田厚生議員 新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業後は、やはり学校に行きたい児童生徒が多いと感じたところでもあります。

今、3密の回避を図り、大声も出せない状況下で、児童生徒のストレスなどを心配しているところでもあります。

中学校対象の不登校の要因に関するNHK調査では、「教職員との関係」が23%、その他、20%ほどで「いじめ」や「家庭」などがあります。驚いたのは、「教職員との関係」は23%もあるということでもあります。子供にとって最も頼りたい先生が担任になるかどうかで、不

登校が増えるかどうかということになります。

学級担任は年間を通じて代えないことが一般的ですが、担任を固定せず、学年の教員で担任の業務を行う学級担任複数制を導入している中学校もあるようです。

また、コロナ禍において、現行の学級編制では3密の回避は困難ということもあり、少人数学級の実現に向けて動き出しているところがあります。午前中に満行議員より、少人数学級の導入について質問がなされました。教育長より前向きな答弁をいただきましたので、大変感謝しているところでもあります。

私からは、中学校の全員担任制について、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） いわゆる全員担任制とは、学級担任を1人の教員で固定するのではなく、学年の全教員で学年の全生徒を見る指導体制のことでありまして、導入している学校は、全国的にはまだごく少数であると聞いております。

この指導体制では、教員一人一人が担任であるという意識を強く持つことにより、生徒の異変やいじめの早期発見にもつながっているという長所もありますが、一方で、担任が複数いることで、生徒の情報を共有することに時間がかかるといった課題等もあると聞いております。

なお、一般的な中学校において、学級担任が固定されている場合におきましても、学級担任を中心として、教科担任や副担任を含めた職員で生徒一人一人を見守ることとなっておりますので、今後どのような指導体制が生徒たちにとってよりよいものであるかについては、各市町村教育委員会と学校の協議を通して、適切に判断されるものであると考えております。

○安田厚生議員 中学校での全員担任制の導入

は、担任の枠を取り払い、複数の教職員が日替わりでクラスを受け持つことにより、不登校やいじめ防止になることや、よりよい学びの場が実現できるという考えのようでもあります。

いじめのほうに戻りますけれども、いじめの具体的な内容は、冷やかしの悪口が大半を占めるようでもあります。インターネットの会員制交流サイトでの誹謗中傷など、SNSでのトラブルが増加しています。トラブルは、小中学校、高校でも増加が懸念されるということで、学校だけで対応できないケースもあるようです。

インターネット犯罪が増える一方で、サイバー空間の脅威から県民を守るため、悪質なサイバー犯罪を取り締まるとともに、サイバー犯罪から身を守る対策が必要と思われま

す。サイバー犯罪の相談件数の推移と被害防止に関する取組について、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 令和2年1月から10月末までのサイバー犯罪に関する相談件数は1,856件で、前年同期と比べ272件増加しております。

最も多い相談内容は、架空請求など詐欺・悪質商法に関する相談で、次が迷惑メールに関する相談となっており、この2つで全体の約6割を占めております。

被害防止に関する取組につきましては、複雑・多様化するサイバー犯罪に対して、迅速・的確な捜査により検挙を図るとともに、犯罪の実態を解明して、被害防止に必要な情報を県民に広報啓発するなどの取組を推進しているところでもあります。

また、自主防犯活動を行う民間団体や特定サイバー防犯ボランティアと連携した被害防止活動に取り組んでいるところでもあります。

○安田厚生議員 サイバー犯罪は今後も増加すると思いますので、ボランティアや大学生等と連携して、学生独自の目線で検索を行い、偽サイト等を発見していただきたいと思っております。

県立学校の在り方などについて検討する宮崎県学校教育計画懇話会は、小規模高校の統廃合について、「地域の人材育成の核として、統廃合は慎重に検討することが必要」としており、小規模高校を抱える地域は、存続の可能性が高まったことを喜んでいるところであります。

先日、自民党6名で組織される県立高校存続調査会で、高千穂高校と大分県教育委員会等を視察、調査を行いました。

大分県では、中学校卒業予定者数の推移や学校数、普通科・専門学科・総合学科の配置等を勘案し、様々な生徒の学習ニーズに応じた新しいタイプの学校を設置するなど、「子供たちにとって真に望ましい学校」を目指しています。

地域との連携による魅力・特色のある高等学校づくりを推進するとともに、生徒のスキルアップを図るため、指定高校に対して、少人数学級の導入や本校化の基準が緩和され、「1学年1学級」でも本校化ができ、農業高校を新設しているところであります。この1学年1学級というところは大変すばらしいことだと考えているところであります。

大分県では、地元自治体と連携して、地域の小規模高校の存続を図る取組が行われておりますが、このような取組について、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 地元自治体と連携して県立高校の存続を図る取組は、地域の教育環境を維持し、高校の教育活動の充実にもつながる大変重要な取組であると考えております。

また、県立高校に地域振興の核としての役割を期待する声も高まってきておりますことから、現在、本県では、学校づくりと地域づくりの両面から、地域と学校の連携・協働を推進しておりまして、地域の課題発見・解決学習の充実に努めているところであります。

一方、地元自治体による県立高校への支援として、高校内に公営塾を開設したり、入学に係る経費の助成や通学費を補助したりするなどの取組が広がってきておりますので、今後も、県立高校と地域の互いの発展に資するよう、各自治体との連携を深めてまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 串間市の福島高校と中学校で地域連携をした取組や、飯野高校は「地域貢献活動」や「地域探究活動」が評価されているところであります。また、「地域支援活動」に取り組んでおり、まさに「必要とされる教育」の学校として注目されているところであります。

県立高校存続調査会では、新たな県立高等学校教育整備計画に「県立高校存続」が明記されるまで調査を継続することといたしますので、よろしくお願い申し上げます。

今春、私立高校の就学支援金が大幅に引き上げられ、私立高校への進学者が増えているようです。この状況を受けて、県立高校ではどのような対応を考えているのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘の点につきましては、私も大変危機感を持って受け止めておりまして、県教育委員会としましては、県立高校各校の魅力化を一層進める必要があるものと考えております。

具体的には、地域と連携し、教育内容の充実に努めるなど、各高校の魅力づくりを進めてま

います。また、ICT環境の大幅な強化や産業系学科の設備の充実など、今年度、ハード面の整備を進めておりますことから、これらも最大限活用して学校間ネットワークを強化するなど、県立高校全体の教育内容の充実・向上に努めてまいります。

さらに、各高校のよさが生徒・保護者に伝わるよう広報活動の工夫・充実に努めるなど、生徒たちに選ばれる学校づくりに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 大分県でも、この就学支援金大幅に引き上げられたことにより、私立高校に進学する子供が増えているとのことでありました。経済的な問題から県立高校に進学していた子供が、希望に応じて私立高校に進学するケースが増えてくるのではないかと危惧しているところでもあります。

また、先月、私立高校に調査に行きましたが、私立の部活動施設は立派でありました。県立高校の施設と比べようがないほどでありました。子供たちにとって真に望ましい学校づくりに向けた取組をお願いしたいと思います。

次に、観光業支援についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大で、世界が一変いたしました。新規患者数は急激に増加を始め、あっという間に第2波のピークを超えました。第3波を抑制しつつ経済活動を回復させることが極めて重要な課題と認識していますが、壊滅的な打撃を受けた、特にインバウンド観光はほぼゼロに近い状況にあります。もちろん、今のような状況では、個々の観光施設・地域や観光業だけでできることは非常に限られています。また、各市町村でも最善を尽くしているところではありますが、その対応に限界があるのも

事実であります。

観光に関わる人材を守り、観光業や観光施設が成長できるような対策・対応が求められているところでもあります。

コロナの収束後も見据えた強い観光業の育成と、市町村等のイベントに対する支援について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長(松浦直康君) これからの観光を考えます上で、コロナ禍を経験している私たちにとりまして、まずは、安心安全な受入れ体制を整備することが重要であると認識しております。

このため、これまで宿泊施設や観光施設における感染防止対策の取組に対する支援を最優先で行ってまいりました。また、市町村等が実施するイベントに対しましても、感染防止対策を前提として、支援を行っているところでもあります。

県としましては、今後とも、本県観光における安心安全の確保に努めますとともに、自然志向や、比較的近い場所を選ぶ傾向など、旅行ニーズの変化を捉え、アウトドア体験などの観光資源の磨き上げや、マイクロツーリズムの推進、そういったことも図りながら、本県の観光振興にしっかりと取り組んでまいります。

○安田厚生議員 まだまだ新型コロナウイルス感染症は長期化するようであります。感染防止の対策を図りながら、観光やイベントが1日も早く開催できることを期待いたします。

駅前のアミュプラザが20日に開業したことによって、中心市街地の活性化が期待されています。この駅前広場は本県の顔となり、多くの方が歩いたり、グリーンスローモビリティなども活用し、街の雰囲気を楽しみながら回遊することが中心市街地の魅力につながると思いま

す。

少子高齢化が進む中で、公共交通をどうやって維持していくか。公共交通として利便性を高め、さらに一步先に進めるため、様々な関係機関と連携を図り、本県の移動手段や移動弱者の増加といった問題を解決することが喫緊の課題となっております。

交通渋滞や自動車から吐き出される温室効果ガスの削減、高齢化で運転ができなくなるなど、様々な問題を解決する次世代交通システムとして、今、世界中で脚光を浴びているのが、M a a Sであります。

本県においてM a a Sの実証実験が開始されたと聞きましたが、この取組内容と今後の展開について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本県のM a a Sの実証実験は、宮崎交通やJR九州などの交通事業者や県も参画した実行委員会が、今月から来年3月までの間、宮崎市と日南市近郊において実施しているものであります。

具体的には、移動する際にスマートフォンの専用アプリを使用することによりまして、バスや鉄道などの経路検索と予約や決済などを一括して行うことができるものであり、公共交通の利便性が高まるものであります。

また、商業施設や観光地の情報、割引クーポンも入手できますため、公共交通だけでなく、地域において幅広く活用されるものと、大いに期待しているところであります。

県といたしましては、今後、継続的なサービスの提供や利用エリアの拡大に向けて、この取組の積極的な周知などの支援を行ってまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 公共交通の利便性を飛躍的に向上させる技術革新としても、M a a Sが取り

上げられたところであります。

M a a Sの普及によって波及効果が期待されるのが、観光業であります。また、公共交通機関が不便だった地域へも、ほかのモビリティで観光客を呼び込めるようになれば、地方の活性化につながると思います。M a a Sの取組は国内でも徐々に増えていますが、まだまだなじみが薄いと感じているところであります。マイルートが本格的に導入されれば、生活がより便利になると思います。周知のほうも、ぜひよろしく願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、国の持続化給付金など、資金繰り支援の息切れが鮮明になってきているところであります。

調査では、9月も6か月連続で8割の中小企業者は売上げが落ちています。また、新型コロナウイルス感染症の影響を多く受けた、体力の乏しい中小・小規模事業者に対して、引き続き、きめ細かな支援が必要と考えるが、県のお考えを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 今年3月に県内で初めて感染者が確認されて以降、経済活動が停滞し、事業者によっては休廃業等も懸念される状況にありましたことから、県といたしましては、まず、小規模事業者の事業継続を図りますため、国の持続化給付金に先駆けて、県独自の給付金を支給したところであります。

その後、県内の経済活動を再始動させるため、販路の回復・拡大や、新分野進出に対する支援、プレミアム付商品券の発行による消費喚起等に取り組んでまいりました。

その結果、宮崎財務事務所が10月に発表いたしました経済情勢報告によりますと、県内経済は持ち直しの動きは見られますものの、感染症

の影響が長期化する中、今後とも厳しい経営環境が続くことが懸念されておりますので、状況を見極めながら、状況変化にしっかりと対応していく必要があると考えております。

○安田厚生議員 新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、資金繰りや雇用の維持に追われて、資金を回す余裕がない企業もあるようがあります。

中小企業は、本県の産業・経済を支え、雇用に創出・維持する重要な役割を担っております。中小企業の健全で持続的な発展は、本県産業の経済の成長につながります。新型コロナウイルス感染症拡大で大きく落ち込む企業は、ピンチをチャンスに変える仕組みを考えていかなければなりません。いかに持続的・安定的な事業展開につなげていくかが新たな課題であります。

県内での「ものづくり補助金」は、これまで893件採択され、経営力向上に取り組む多くの中小企業を支えてきました。ものづくり補助金について、県内企業に広く周知すべきだと思っておりますが、県の考えを商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 小規模事業者等の設備投資に対する国の支援策であります「ものづくり・商業・サービス補助金」、いわゆる「ものづくり補助金」であります。議員御指摘のとおり、これまで県内企業の事業拡大、あるいは生産性の向上の取組に広く活用されているところであります。

特に今年度は、通年での公募や、新型コロナウイルス感染拡大の対策として、補助率の引上げなどが行われておきまして、県内企業にとって、より活用しやすい仕組みとなっております。

県といたしましても、国の事業ではありますけれども、様々な機会を通じまして、本補助金の周知を図りますとともに、関係機関とも連携しながら、さらなる活用を促進してまいります。

○安田厚生議員 商工会が頑張ればいいがというような声も聞こえそうではありますが、確かに、身近な経営相談機関である商工会の適切な助言と支援が極めて重要であります。

コロナ禍の対策において、商工会の職員は不足している状況であります。ものづくり補助金は申請が難しいこともあり、難航しています。新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい状況にある、県内企業の新たな事業展開を支援する本県独自の取組について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 大変厳しい状況に置かれている県内企業の事業活動を後押ししていきますことは、地域経済を回復させ、雇用を維持していく上でも重要であると考えております。

そのため、県内の製造業や飲食業をはじめとして、中小企業・小規模事業者が置かれているそれぞれの状況を踏まえ、今年度の補正予算におきまして、ウイズコロナにおける新たな販路開拓や、職場等の環境整備に伴う機器導入などを支援する補助事業を構築したところであります。

また、この取組をより効果的なものとするため、テレワークの導入やインターネット販売に対する専門家派遣を行っているところであります。引き続き、県内企業の状況やニーズを踏まえた支援に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 日本では第3波に入り、各都道府県では対策が打たれているようでありま

す。本県もクラスターの発生により、景気が落ち込むことが懸念されているところであります。年末をどう乗り越えようかと悩んでいる企業も多いようであります。県内企業をきめ細かく注視していただき、新たな事業展開などの支援をお願いしたいと思います。

次に、国道446号の整備状況についてお伺いたします。

国道446号は、日向市東郷町から美郷町南郷区間の21キロで改良率90%を超えている状況であります。カーブがきつ、大型トレーラーによる交通事故が発生しているところであります。

南郷区の主要産業は林業で、バイオマス発電所もあり、昔とすると事情が変わってきているようであります。日向市の商工会議所会頭は、「日向市・東臼杵郡内の産業は海と山との融合だと思っている」とおっしゃっていました。「大型トレーラーの運送は、1人で多くの荷物を運んだほうがいい」とも言っておりました。「できれば真っすぐな道路をお願いしたい」と、知事に強く要望されていたところであります。

国道446号の整備状況と今後の見通しについて、県土整備部長にお伺いたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 国道446号につきましては、沿線住民の生活や地域産業を支える重要な路線でありまして、延長約21キロメートル全ての区間におきまして、既に2車線での整備が完了しております。

しかしながら、日向市の鎌柄隧道付近は、カーブが連続し、路肩が狭い区間もありますことから、大型車両の脱輪を心配する声もいただいているところであります。

このため、道路を広く安心して利用できるよ

う、平成29年度から、道路側溝に蓋を設置する工事などを進めているところであります。

日向入郷地域の国道には、まだ多くの未改良区間が残されておりますので、まずは、事業中区間の早期整備に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○安田厚生議員 大型トレーラーなど、実際に転倒したと聞いております。安全・安心の確保が図られることは、沿線住民の切なる願いであります。早期整備に向けて取り組んでいただきたいと思います。

令和2年も残すところあと1か月であります。振り返りますと、新型コロナウイルス感染拡大の対応に追われた一年ではなかったかなと思っているところであります。

また、県北では大きな大黒柱を亡くした年でもありました。先週には、前宮崎県商工会連合会松澤衛会長が亡くなりました。県北の経済界をリードし、東九州自動車道・九州中央自動車道建設促進に多大なる御尽力をいただきました。心から感謝を申し上げますとともに、御冥福をお祈り申し上げます。

本日、私は胸のところに、商工会のバッジをつけております。これは、松澤会長が県連の会長を辞めるときに頂いたバッジであります。

県北の道路整備はまだまだこれからです。沿線の産業や観光振興、救急搬送等への寄与はもちろんでありますが、地域の発展が図られるよう、私なりにしっかりと責務を果たしてまいりたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、11月30日午前10時から、本日

令和2年11月27日(金)

に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会

11月30日（月）

令和 2 年 11 月 30 日 (月 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、重松幸次郎議員。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。公明党宮崎県議団の重松幸次郎でございます。通告に従いまして質問を行いますので、知事をはじめ関係部長の皆様の明快な御答弁をお願いいたします。

本題に入る前に、国においては、第203回臨時国会が10月26日に召集されて、今審議をされております。

我が党の山口那津男代表が10月30日の代表質問において、新政権の発足を踏まえ、「公明党は国民目線で改革を進める菅内閣を支え、将来に希望と安心を持てる日本をつくるために全力を挙げていく」と強調し、政策については、新型コロナウイルス感染拡大に対する万全の備えと社会・経済活動の両立を促しました。

また、不妊治療の保険適用拡大といった少子化対策や、気象変動への対策として防災・減災や脱炭素社会の構築を訴え、そして地方のデジタル化など、分かりやすく明確な政策目標を掲げていくよう指摘しております。

さらに、来年1月に発効することが決まった核兵器禁止条約に言及し、「核廃絶を目指す上で、歴史的に大きな意義がある」と同条約を高く評価した上で、発効後に開かれる締約国会合について、日本のオブザーバーとしての参加とともに、「広島、長崎への招致を求めたい」と訴え、日本が核兵器国と非核兵器国との真の橋渡しの役割を担い、国際社会の取組をリードす

るよう促しました。

これに対し菅首相は、「核軍縮の進展に向け、今後も国際的な議論に積極的に貢献していく」と表明されました。

臨時国会は12月5日までとなっておりますが、新型コロナウイルス感染状況は刻々と事態が変わり続けております。まずは、国民が安心できるように集中して議論を進めていただきたいと思います。

では、本題に入ります。国の方針を踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策はもちろんのこと、ますます激甚化する危機事象に対して、これまで以上の防災対策を講じていかなくてはならないと考えます。もちろん、その他課題は山積しております。

そこで知事に、令和3年度当初予算編成に向けて、具体的にどのような点に力を入れて取り組まれるのか伺います。

以上を壇上での質問として、以下の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

令和3年度当初予算につきましては、引き続き健全な財政運営を維持しつつ、コロナ対策や人口減少対策、防災・減災、国土強靱化対策をはじめとする本県の諸課題に的確に対応するとともに、ポストコロナの地域社会を見据え、本県の持続可能な成長につなげる取組につきまして積極的な展開を図るため、「県民の命と暮らしを守る」「人口減少対策に徹底して取り組む」「〈ポスト・コロナ〉の地域社会をけん引する」という3つを基本的な視点として、予算編成を進めてまいります。

特に、コロナ対策及び、現在国において検討が進められております「防災・減災、国土強靱

化のための3か年緊急対策」後の公共事業につきましては、通常の前算要求枠とは別枠としていところでありまして、国においても手厚い前算編成を今お願いしている、本県としても、また全国知事会としても強く要望しているところであります。

今後、国の動向等を踏まえながら、しっかりと前算編成を行ってまいります。以上であります。〔降壇〕

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

今、御答弁にありましたとおり、国も国土強靱化の延長を進められる方向です。あらゆる社会資本の維持や改修補強に終わりはなく、むしろ積極的に県土の強靱化を図っていただきますよう要望いたします。

「県民の命とくらしを守る」では、何よりも新型コロナ対策が喫緊の課題です。様々な対策が議論されておりますが、私から再度、季節性インフルエンザとの同時流行に対する備えとして、診療・検査、医療機関の指定状況はどうなっているのか、また、発熱等の症状が出た場合、どのような受診をすればよいのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 例年、季節性のインフルエンザの流行期には、多数の発熱患者が発生しておりますが、今年度は、新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行に備え、地域の身近な医療機関が相談や診療に応じる「診療・検査医療機関」の指定を進めておりまして、11月16日現在、348医療機関を指定しております。

発熱等の症状がある場合には、まずはかかりつけ医等に電話で御相談いただき、診療・検査医療機関であれば、その医療機関で、そうでない場合は紹介された医療機関で、医師の診察の

もと、新型コロナやインフルエンザの検査を行うこととなります。

受診や相談する医療機関に迷うときは、新型コロナ感染症受診・相談センターに電話で相談することもできます。

○重松幸次郎議員 分かりました。

それでは、その周知が大変重要になってくると思います。正しい受診の在り方について、県民への周知が大事だと思いますが、どのように周知されるのか、福祉保健部長に再度伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 発熱等の症状のある方が、迷わず医療機関を受診することができ、適切な診療を受けるためにも、県民の皆様への周知は重要であると認識をしております。

このため、県庁ホームページの新型コロナ特設サイトの注目情報で紹介するとともに、県公報みやざき12月号や新聞でのお知らせ、テレビやラジオの県政番組での周知を行っております。

今後とも、県民の皆様が不安や迷いを覚えることがないように、様々な媒体を活用し、分かりやすい周知を工夫してまいります。

○重松幸次郎議員 分かりました。

感染防止と併せて経済への対策も視野に入れておく必要があります。しかしながら、G o T o トラベルでは、感染が拡大している札幌、大阪両市を事業の対象外とするなど、今後の政府の対応を注視しておかなくてはなりません。

国の動向はひとまず置いて、既に打ち出されたG o T o キャンペーンでは、トラベル・イベント・イート・商店街のメニューがありますが、そのうち国のG o T o イートキャンペーンについて、県の関わり方や実施状況を、商工

観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） G o T o イートキャンペーンの食事券発行事業につきましては、農林水産省の委託を受けまして、宮崎県商工会議所連合会が実施しております。

県といたしましては、国のプレミアム率25%に対して5%を上乗せし、合わせて30%のプレミアム率となるようにいたしましたほか、食事券販売あるいは飲食店への換金の業務を担っていただきますJ Aバンク、Aコープとも調整しながら、事業の仕組みづくりについて支援を行ったところでございます。

現在、販売予定の16万セットのうち、73%に当たる約12万セットが既に予約をされておりますけれども、感染症が拡大を見せつつあるという状況もあります。引き続き、関係団体と連携をいたしまして、感染防止対策とのバランスに配慮しながら取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 感染拡大の収束を願うばかりであります。

また、ようやく人の交流が出始めた矢先で、観光業・飲食業の皆さんは、年末年始の書き入れどきを前に不安があらうかと思えます。県民の意識、また感染防止への周知に、全庁挙げて取り組んでいただきたいと思えます。

11月補正予算案の中に、「みやざき学び旅」促進事業があり、これは教育旅行の支援と伺いました。訪問先の感染状況を鑑みながら、少しでも児童生徒の学習意欲向上と思い出をつくっていただきたいと思えます。

そこで、「みやざき学び旅」促進事業の取組状況について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 「みやざき学び旅」促進事業は、本県の子供たちが県内

の魅力を知る機会を創出いたしますとともに、観光関連産業の活性化につなげるため、県内で教育旅行を実施する際の貸切りバスの借り上げ料や、旅行会社の商品企画開発への助成を行うものであります。

現在、県内の小学校を中心に、207校と多くの学校に申請をいただいております。ホテル・旅館を含む観光関係者からも、この取組によって事業の回復が図られつつあるとの声もいただいております。

また、県内での教育旅行が、当初の想定を超えて増えてきておりますので、本議会におきまして、増額の補正予算案をお願いしております。本県での教育旅行をさらに推進していくことで、地域経済の回復を図ってまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお伺いいたします。

地元県内の歴史や文化に触れることは、将来のために貴重な財産となりますので、慎重な判断もあらうかと思えますが、できるだけ多くの学校でこの取組を利用させていただきますよう、事業の促進に期待をしております。

また、ポストコロナにおいて県内外からの教育旅行を受け入れやすくするための、例えば食事会場やトイレ休憩などの施設整備を検討していただきますよう、お伺いいたします。

次のテーマになりますが、宮崎県のスポーツ界において、ビッグでうれしいニュースが飛び込んでまいりました。

アマチュアサッカーリーグで唯一の全国リーグであり、最高峰のカテゴリーであるJ F Lで、宮崎市、児湯郡新富町をホームタウンとする「テゲバジャーロ宮崎」が、21日の14戦目で勝ち、今季J F Lで年間4位以内かつJ 3クラブライセンス保有チーム2位以内が確定し、念

願の日本プロサッカーリーグのJリーグJ3に昇格することが決定いたしました。誠にありがとうございます。

そこで、まず知事に、本県で初めてJリーグチームが誕生した率直な感想と、今後県としてはどのようなサポートをしていくのかをお伺いします。

○知事(河野俊嗣君) このたびのテゲバジャーロ宮崎のJ3昇格であります。コロナ禍の中で本県にもたらされた飛び切り明るい元気の出るニュースと、大変うれしく思っておりますし、選手、関係者の皆様のこれまでの御尽力に深く敬意を表し、心からお祝いを申し上げます。

全国でJリーグチームの空白県がだんだん少なくなる中で、スポーツランドみやざきとして残念な思いでありましたが、ようやくこのJリーグのチームを迎えることができる、県民が応援するチームを持つことができる、これは大変うれしいことでもあります。多くの困難や苦勞を乗り越えて、一戦一戦を必死に戦い悲願を達成した今季の戦いぶりに、県民は元気と勇気をいただいたものと考えております。

昨日のホーム最終戦に私も参りまして挨拶をし、キックインセレモニーもさせていただきましたところでもあります。2,000人を超す観客の前で3-0、立派な勝利、相手はいわきFCということで延岡市と兄弟都市のところで、最後の昇格もあり得るといふチームであったわけですが、しっかりとテゲバの戦いを見せてもらうことができましたところでもあります。

来年からは、いよいよJ3の舞台での戦いが始まるわけではありますが、厳しい戦い、そうしたチャレンジを、県民挙げて、またスポーツ界挙げて盛り上げていきたい、そういうふうに考

えております。

昨日は、サッカー元日本代表の名波浩さんも来ておられまして、Jリーグチームを核とした地域振興について、いろいろ意見交換をしたところでもあります。人口が集中し、また公共交通網も発達して、資金も潤沢なビッグクラブとは違う地方都市の中で、地域の活性化に結びつけていく、そういう一つのモデルを宮崎でつくっていきたいというような話をしたところでございますが、ホームタウンである宮崎市や新富町と一緒に、集客に向けた取組、また地域全体の活性化に向けた取組というものをサポートしてまいります。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

私も観戦させていただきました。また、先ほど安田議員も太鼓の後ろで応援をしていらっしゃるという話を伺いました。本当に素晴らしいゲームでありましたし、キックインイベントで、さすが知事もサッカー経験者だけあって、本当に素晴らしいキックインをされているのを拝見いたしました。

また、宮崎県サッカー協会の日高博之副会長にもお喜びを申し上げます。

昨日29日、今お話があったように、対いわきFC戦において3-0と、見事な勝利、Jリーグに花を添えられました。

御存じかと思いますが、チーム名のテゲバジャーロ、この名前は、宮崎弁の「てげ」(すごい)に、スペイン語の牛、これはバカということです。それから、鳥をバジャーロといいます。それを組み合わせてバジャーロとなるわけです。

チームの公式ホームページには、「チームが牛のように勇猛果敢に突進し、鳥のように天高く羽ばたくという願いを込めています。サッ

カーを通じて宮崎を元気にしたいという思いから、宮崎のソウルフード「宮崎牛」や「チキン南蛮」のように県民にとって身近で欠かせない存在を目指します。」とありました。

JFLの16チーム、全国各地で地域リーグ132チームありますけれども、都道府県リーグの中からJリーグを目指す——また目指さないチームもあるんですけれども——それを達成するのは並大抵ではない快挙だと思います。これからさらに上を目指して活躍し、子供たちの期待に応えていただきたい。そのために県民挙げて応援をしてまいりたいと思います。

スポーツに関連して、ますます宮崎でのスポーツキャンプに熱が入ります。

今年のJ1リーグは、川崎フロンターレが2年ぶり3度目のリーグ制覇をいたしました。しかも、現行の34試合制の中で、Jリーグ制覇は4試合を残して史上最速、また、勝ち点と勝利数いずれも過去最高という記録づくめの優勝でありました。

この川崎フロンターレも毎年宮崎でキャンプを行っておりますし、キャンプ地宮崎の評判がまた上がると思います。

また、川崎フロンターレをはじめプロサッカーチームは、J1からJ3まで、今年の春は19チームが来ております。

また、テゲバジャーロやFCみやぎなどの県内チームが、宮崎でキャンプを張るJリーグチームに胸を借りるトレーニングマッチが毎年行われておりますが、この効果も大きかったのではないかと思います。

一方、プロ野球は、セ・リーグは読売巨人軍、パ・リーグは福岡ソフトバンクホークスと、共に宮崎でキャンプを張るチームが優勝しました。

そして日本シリーズでは、ソフトバンクが2年連続の4連勝でシリーズを制覇しました。まさに日本一の球団だと思います。

ここ宮崎には、プロ野球この2球団をはじめ、計7球団と韓国チームも参ります。そのほかにも社会人・学生スポーツなど、いろんな種目のスポーツキャンプが行われております。

そこで、キャンプ地宮崎として明るい話題が多い中、スポーツランドみやぎのさらなる推進に向けた今後の取組について、知事にお伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 今年、新型コロナウイルス感染症の影響で、プロスポーツにも様々な影響が生じたところであります。そういう中で、テゲバジャーロ宮崎のJ3昇格、本県ゆかりのプロゴルフ選手、永峰咲希選手や香妻陣一朗選手のツアー優勝もありました。また、御指摘がありましたように、本県でキャンプを行うプロ野球チームやJリーグチームの活躍など、スポーツの明るい話題に恵まれて、大変うれしく思っておりますし、元気をいただいたところであります。

「勝利を目指すなら宮崎へ」と、このキャッチフレーズを、これからもしっかりとアピールしてまいりたいと考えておりますし、こうした明るい話題、成果は、スポーツランドみやぎの取組を推進する観点からも、大変重要なものと考えております。

先日、トライアスロンの強化拠点に位置づけをされておりますシーガイアが、さらなる整備を行ったところでありますが、そのときにもパラトライアスロンのチームが合宿をし、さらには実業団の陸上チームなども多く合宿をしておられまして、宮崎がそういう合宿の聖地であるということを改めて実感したところでありま

す。

来年の東京オリンピック・パラリンピックという絶好の機会を生かして、国際的な観点からも、「縁起のよい宮崎」「結果の出る宮崎」ということで、スポーツの聖地としてブランド力の向上を図ってまいりたいと考えておりますし、スポーツキャンプ・合宿、それからスポーツイベントの全県化、通年化、多種目化にも、これからも積極的に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。

県内3か所の新たなスポーツ施設が存分に活用できますように、市町村や関係団体とも連携を図りながら取り組んでいかれることを願ひます。

そこで、県内初となるPFI手法による県プール整備運営事業について、総合政策部長に何点かお伺ひします。

9月議会でも、代表質問や常任委員会などで議論されておりますが、プールの整備については、知事もさきの議会で、「国民スポーツ大会等の開催基準を満たす屋内プールの整備は、競技力向上を図る上での長年の課題であるということ、また、生涯スポーツの振興や健康づくり、合宿誘致など、多くの県民が利用するスポーツランドみやざきの新たな拠点となるものであります」と答弁されています。

PFIは、公共事業を実施するための新しい手法であり、期待される導入効果は、民間事業者の資金とノウハウや技術的能力を活用し、質の高い公共サービスが提供されることのようにです。これまで行っていた行政の仕事を民間に全部お任せするイメージがありますが、PFI方式によるプール整備運営事業において、県はどのような関わりをするのか、総合政策部長にお

伺ひします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） プール整備運営事業につきましては、PFI方式により、設計・建設から運営・維持管理までを一括して発注するものであり、施設に求められる機能や運営・維持管理の具体的な方法などを、県において総合的に検討した上で要求水準書等を作成し、事業全体を管理することとしております。

具体的には、まず入札手続の段階では、提案内容が要求水準等を満足していることを確認した上で、審査基準に基づき事業者を選定することとしております。

次に、設計・建設の段階では、必要に応じて書面や現地での確認等を行いますとともに、施設完成後の運営・維持管理段階におきましても、適切に業務が実施されているかにつきまして、適宜、点検、評価することとしております。

また、事業者に起因する理由によって、要求水準等に達していないと判断される場合には、是正勧告や支払い額の減額など、適切な措置を講ずることとしております。

○重松幸次郎議員 それぞれの段階で県が関与していくということだと理解いたしました。では、最も期待できる効果とは何でしょうか。

プール整備運営事業においてPFI方式を採用するメリットについて、今度はお伺ひします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） PFI方式におきましては、設計、建設、運営、維持管理などの得意分野を有する企業が合同で特別目的会社を設立し、事業を一体的に行うこととなります。

そのため、プール整備運営事業におきましては、設計・建設の段階から具体的な運営を見据

えた最適な施設整備が可能となることで、コスト削減が図られますほか、プール運営の実績を有する企業のノウハウによって、年間を通じて、一般の方から競技者までの幅広いニーズに応じたきめ細かなサービスの提供が可能になるものと考えております。

また、事業者が独自に行うスポーツ教室やイベント開催などの魅力ある取組によりまして、プールの利用促進や県民サービスの向上が期待できるものと考えております。

○重松幸次郎議員 設計、建設、維持管理、運営などをトータルでマネジメントすることで、事業コストの削減が期待できるとのことです。しかし、需要の変動などリスク管理も、県として気になるところと考えます。

P F I方式を採用することのリスク対応をどのように考えているのか、再度伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） プール整備運営事業は、事業期間が長期にわたりますため、あらかじめ想定されるリスク分担を定めた上で提案募集を行っており、法令や税制度の変更、需要変動、災害等の不可抗力による事業収支への影響など、県とP F I事業者のそれぞれが負担すべきリスクを明確化し、しっかりと管理することとしております。

また、特別目的会社の設立によって、P F I事業に参画する個々の企業の経営状況が、直接プール事業に影響を及ぼすことのない仕組みとなっております。

さらに、特別目的会社に不測の事態が生じ、事業実施が困難となった場合などに備え、財務状況等の情報共有や、事業継続のための新たな事業者の選定等を速やかに行えますよう、融資を行う金融機関と県との間で協定を締結することとしております。

○重松幸次郎議員 県内初のP F I手法による大型建設、また事業運営であります。県としても、しっかりと業務状況を把握し、管理指導をお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。

令和3年度における重点政策の「3 地域経済をけん引する産業づくり」、その中の一つに「経済復興とさらなる発展に向けた企業の育成」、もう一つに「雇用の受け皿となる中小企業・小規模事業者や農林水産業等の支援」がございます。県内経済と産業の発展に大変重要であります。特に、人口減少による人手不足が課題です。そこで、各部に順次お伺いします。

県内中小企業の人手不足に対する県の取組について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本年9月末の県内の有効求人倍率は1.11倍であり、コロナ禍においても、63か月連続で1倍を超えているなど、全体としては引き続き人手不足感が続いております。

このため、県におきましては、県内企業とのマッチングの機会を提供するなど、高校生や大学生等の県内就職やU I Jターンを促進いたしますとともに、地域の中核となる企業の育成や働きやすい職場づくりなど、企業の魅力を向上させる取組も進めているところであります。

さらに、県立産業技術専門校などにおきまして、即戦力となる人材の育成を図りますとともに、I C T導入による事業の効率化を推進するなど、県内企業の人材確保や人手不足に対応するための取組を進めてまいります。

○重松幸次郎議員 企業の魅力向上への取組が人手不足の解消につながる発想ということを、理解いたしました。企業の育成支援、よろしく

お願いいたします。

続いて、農水産業の労働力確保について農政水産部長にお伺いします。高齢化や若手人材の就労人口が減り、外国人労働者に頼らざるを得ない昨今でありましたけれども、農水産業の人材確保の取組についてお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） まず、農業におきましては、大都市圏や県内での相談会の開催や、県内法人でのお試し就農、JA等のトレーニング施設での長期研修などによる新規就農者の確保とともに、農福連携や収穫時の短期就労など、多様な人材が活躍できる取組を進めております。

また、水産業では、就業支援フェア等の相談者への漁業体験や就業実践研修を通して新規就業者を確保いたしますとともに、カツオ・マグロ漁船等で必要な外国人材確保も併せて取り組んでいるところでございます。

さらに、農業大学校や高等水産研修所におきまして、先進技術が学べる教育環境の充実強化を進めており、今後とも、市町村や関係団体と連携いたしまして、本県農水産業を支える担い手や雇用人材の一層の確保・育成に努めてまいります。

○重松幸次郎議員 農業の栽培・収穫に合わせて、いろんなアイデアで就農者を募っておられること、また、水産業の基礎講習からしっかり理解した上での人材確保を、よろしくお伺いいたします。

関連いたしまして、農政水産部長にお伺いいたします。11月補正予算にあります本県水産物を県外の学校給食に提供する取組について、お尋ねをいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） これまで、新型コロナ対策の一環といたしまして、影響が

大きいカンパチ、ウナギ等の養殖魚を中心に、給食用食材として、フライやカット等の加工技術の工夫を加えながら、県内一円の小中学校等に提供してきたところでございます。

さらに今般、水産庁より、全国各地の特色ある水産物を県外の学校給食にも提供できる仕組みが示されましたことから、県漁連等による積極的な営業活動により調整できました北九州市等に対し県産水産物を提供するための予算を、本議会でお伺いしているところでございます。

県といたしましては、学校給食を通じて、県産水産物のおいしさや魅力を伝える食育活動に合わせまして、県外への販売拡大を促進するなど、県内養殖業のコロナ禍の影響緩和に向け、関係団体とも連携しながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 カンパチやウナギのかば焼きなどを使った学校給食は、これまででは考えられない豪華なメニューだと思います。きっと子供たちの給食時間が楽しいものになると思います。

県内外でこうした取組が続いてほしいと考えますので、御検討、よろしくお伺いいたします。

次に、コロナ禍の中において、高級食材であるキャビアの出荷が懸念されますが、県産キャビアの振興に係る県の取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、キャビア産業の振興を図りますために、チョウザメ稚魚の安定供給、養殖業者への技術指導や新商品開発、展示会出展等によるブランド化支援など、総合的な取組を推進してきたところでございますが、コロナ禍におきまして、高級ホテル等の需要が減少し、輸出も停滞しておりま

す。

このため県では、県内養殖業者の出荷先でもございますジャパンキャビア株式会社に対して、訴求力のあるオンラインショップの構築や、送料助成などを支援してまいりまして、6月以降は、国内の個人向けインターネット販売の大幅な増加により、販売量が昨年同月並みに回復しているところでございます。

県といたしましては、今後とも関係者と連携しながら、輸出再開を含め、キャビア産業のさらなる発展に向けまして、しっかり取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 安心いたしました。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

長年築き上げてきました「みやざきキャビア」です。このブランドを、国内はもとより世界に発信して、さらなる成長、販売促進をお願いいたします。

これまで私たち議員にも、みやざき地頭鶏や宮崎牛、ウナギ、延岡のアユやコチョウランなどの購入案内をいただき、今回もキャビアのネット販売の案内をいただいております。できる限りの応援消費と、「ジモ・ミヤ・ラブ」のPRに努めてまいりたいと思います。

産業人材の確保に戻りまして、最後に林業従事者の確保についてお尋ねいたします。

県土の7割以上を森林が占め、杉の素材生産量が平成3年から連続で全国1位であり、木材産業の振興に大きく貢献されています。

さらに、後ほど議論いたします地球温暖化対策において温室効果ガス削減目標を達成するには、森林の育成管理が重要であります。

その一方で、旺盛な木材需要を背景に、伐採後の再生林や無断伐採の問題、そして林業担い手の減少、高齢化、労働力不足などの多くの課

題に直面しているようであります。まずは担い手が必要です。

林業の人材確保の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 林業につきましては、新規就業者を確保するため、県内外で就業相談会を開催しますとともに、林業を志す高校生を対象に、高性能林業機械の研修や育英資金の貸与を行っておりますほか、みやざき林業大学校では、即戦力となる人材の育成にも取り組んでおります。

また、魅力ある就労環境の整備に向けまして、休憩施設付自動車などの福利厚生施設の整備や、空調服など軽労化につながる資機材の導入への支援を行っているところであります。

人材確保は、持続可能な林業・木材産業の確立のために重要な課題でありますことから、現在策定中の森林・林業長期計画におきましても、重点プロジェクトに位置づけているところであります。今後とも、関係機関との連携を一層強化しながら、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 夏場の下刈りなど厳しい労働環境であるともお聞きしました。安全で快適な職場環境づくりを支援していただき、本県の重要な産業である林業従事者の担い手確保をよろしくお願いいたします。

話題を替えまして、文化・芸術に触れたいと思います。

今年に開催予定でありました第35回国民文化祭・みやざき2020、また第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会は、新型コロナウイルスの影響により、来年の7月3日から10月17日に延期されました。

一方で、来年に先駆けて本年に開催されるブ

プログラムもスタートしているようです。例えば、県立西都原考古博物館では「特別展国宝馬具とその時代」や、県立図書館では「若山牧水展」、県立美術館では開館25周年の魅力を伝える展覧会「美術館を編む」などが開催されております。

その他も県内各地で多彩な催しが開催されておりますが、今回、宮崎県議会文化芸術振興会では、国文祭・芸文祭のプレイベントである宮崎国際音楽祭の特別公演「オータム・クラシック2020」の3つのプログラムに参加を促し、12名の議員とその家族や友人とで鑑賞をしていただきました。この場を借りて、事務局より会員議員の御協力に感謝を申し上げます。

私も先日25日に、プログラム1番、ピアノ協奏曲「皇帝」・交響曲「田園」の公演に参りました。ベートーヴェン生誕250年の記念演奏に、新しい演奏様式の中で優雅な時間を満喫できたことは、音楽祭関係者の皆様に敬意を表したいと思います。

これから様々な劇場・ホールでの催しが無事に行えるよう、運営側も努力し、参加者も協力して進めていただきたいと思います。

そこで、本番は来年になりましたが、国文祭・芸文祭の開催に向けた現在の取組状況と知事の思いをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 国文祭・芸文祭につきましては、会期が来年に延期されたところでありますが、私は、県民の皆様に文化・芸術に親しんでいただける時間や機会が増えたものと、これまでの先催県にはどこにもなかった、逆にチャンスであるというふうに前向きに捉えているところであります。

本年度は、大会本番に向けました機運の醸成を図るため、神楽をテーマとした演劇公演「神

舞の庭」や、離島にアート作品を展示し、島全体を博物館に見立てた日南市の「南郷大島ミュージアム」など、34のさきがけプログラムを県内各地で実施しておりまして、多くの県民の皆様にも、本県文化の魅力を体験していただいているところであります。

「神舞の庭」は2回目の公演でありましたが、人口減少、過疎、高齢化、神楽の魅力・大切さ、そういったものがぎゅっと濃縮されたすばらしい舞台になっていると、改めて感じたところでありますし、「南郷大島ミュージアム」、これも、私は初めて大島を訪れたところでありましたが、その魅力に触れ、文化を地域振興、地域の活性化にこのように生かすことができるという一つのモデルになったものと考えております。

また、オータムプログラムは昨日までで終了いたしました。感染防止を徹底する中で行われて、私もそれぞれコンサートに参りましたが、最初に聞いたのがベートーヴェンの「田園」でありました。それを聞いた瞬間に、やっぱり生の演奏の魅力、体にしみるような感じがしましたし、はっと気づくと、残念ながら今年の5月に延期になって、8月もできなかった、そのことで、ずーっと残念な思いというのが思い出されて、つーと涙が流れておりまして、文化の持つ力というものを改めて感じたところであります。

来年の本大会が、さらに充実した大会となるよう、市町村や関係団体などと一体となって準備を進めているところでありまして、この大会を、新型コロナウイルスにより様々な影響を受けた県民生活をしっかりと取り戻していく、立ち上がっていく、天岩戸神話のような希望の光を取り戻す、そういう大会にしてまいりたいと

考えております。

○重松幸次郎議員 ありがとうございます。

来年は、宮崎県と和歌山県で国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭がリレーで開催される、つまり年2回開催されることとなっているようです。

コロナの心配も続く中ではありますけれども、成功に向けて共に頑張っていきたいと思っております。

文化・芸術の力で、本県、全国の皆さんへ安らぎと勇気を与えられる大会となりますよう、よろしく願いいたします。

替わりまして、不妊治療の現状と取組について、福祉保健部長に伺います。

まず、現状でありますけれども、晩婚化などで不妊に悩む男女が増え、5.5組に1組の夫婦が経験していると言われる不妊治療です。菅首相が就任会見で保険適用の拡大を表明したことを受け、経済面など、治療を受ける人の負担の大きさに注目が集まっています。

日本産科婦人科学会の調査によれば、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は5万6,979人で過去最多、同年の出生数は91万8,400人でしたので、約16人に1人が体外受精で生まれたことになるようです。治療件数も45万4,893件で過去最多を更新しています。

このうち、保険適用の対象は検査と病気の治療などまでで、保険が適用されない人工授精にかかる費用の目安は1回(1周期)の治療で1万円から5万円、体外受精は30万円から100万円を超えと高額であります。それを何度も繰り返す、さらに負担が重くなる場合もあるとのことで、NPO法人Fineが実施した18年の調査では、治療費の総額は「100万円～200万円未満」との回答が最も多く、300万円以上払っている人も増加傾向だったとありました。

る人も増加傾向だったとありました。

一方で、体外受精やその一種で卵子に精子を直接注入する顕微授精などは国の助成対象となっていますが、夫婦で年730万円未満の所得制限や、治療開始時の妻の年齢が43歳未満との条件があり、助成を受けられないケースも多いとのことで、若い世代ほど経済的な理由で治療を断念していることが明らかになっています。

そこで、県内における特定不妊治療費助成事業の実施状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 特定不妊治療費助成事業につきましては、医療保険が適用されない体外受精等につきましては、妻の年齢が43歳未満、夫婦の合計所得730万円未満の場合、治療を受けた夫婦に対して費用の一部を助成するものでありまして、宮崎市内に居住する方については宮崎市が、宮崎市以外の市町村に居住する方については県が、それぞれ実施をしております。

助成額は、1回の治療につき、初回が30万円、2回目以降が15万円までで、通算で受けられる助成回数は最大6回までとなっております。

令和元年度における県内全体での助成の実績は、延べ900件、総額約1億6,500万円となっております。

○重松幸次郎議員 経済的負担にばかり注目が集まりますが、そのほかにも当事者の身体的負担や精神的負担、時間的負担といった課題も山積するなど、大きな問題です。社会全体で後押しすることが必要ですが、不妊治療を行っている夫婦に対し、職場等の理解促進など心理的な負担の軽減に向けた支援も必要と考えますが、県は今後どのように取り組んでいくのか、再度

お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 不妊治療を行っている夫婦につきましては、高額な治療費の負担だけでなく、治療に伴う心身への影響、頻繁な通院のための時間的な拘束、仕事との両立など様々な悩みを抱えておられます。

これまで県では、不妊治療費の助成事業のほか、不妊専門相談センター「ウイング」を設置し、様々な相談に対応しているところですが、安心して不妊治療を受けられる環境をつくっていくためには、社会全体で応援する機運を醸成していく必要があると考えております。

県としましては、国の新たな施策の検討状況にも注視しながら、県民に対して不妊治療への理解を広めるとともに、事業所に対しては、関係部局や宮崎労働局と連携し、仕事と両立できる職場の環境づくりの啓発に取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 国からの保険適用を期待したいと思います。

また、不妊治療の公的助成や仕事との両立、社会的機運の醸成、職場の理解促進、また本人への情報提供・相談体制の強化など、国と地方が連携して取り組んでいただきたいと思います。

次に、妊孕性温存治療について伺います。

子供や若い世代のがん患者は、抗がん剤や放射線治療を受ける過程で生殖機能が影響を受け、将来、不妊になるおそれがあります。

子供を望む患者のために、がん治療前に卵子や精子などを凍結保存することで、妊娠する可能性を残す妊孕性温存治療がありますが、課題は少なくありません。

この妊孕性温存治療は公的医療保険の対象外で、費用は自己負担です。NPO法人全国骨髄

バンク推進連絡協議会によれば、卵子の採取・凍結には15万円から45万円、精子が2万円から7万円程度かかるとされています。その後の凍結保存にも毎年1万円から6万円程度かかるということです。

若い患者ほど収入は少ない上、仕事と治療の両立が難しく、このため経済的負担の重さが、温存治療を諦めてしまう一因ともなっています。負担を軽減するため、国の不妊治療費の助成制度もこの温存治療の一部に適用ができますが、未婚の患者は利用できません。

がん治療を乗り越え、将来に我が子を授かることができれば、生きる希望につながります。

そこで、一部の自治体では独自の助成制度を設けています。例えば埼玉県では、18年度から卵子や卵巣組織の採取・凍結などに最大25万円を助成する制度を創設しており、こうした取組は全国に広がっておりますが、本県ではまだ助成制度がありません。では、若いがん患者の妊孕性温存治療への支援について、県の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） がん治療による生殖機能への影響が懸念される中、将来に備えて、あらかじめ卵子や精子を保存する妊孕性温存治療につきましては、子供を持つことを望むがん患者にとって、希望を与える治療法であると考えております。

しかしながら、この治療は医療保険の適用外でありまして、国の助成制度もないことから、これまで県では、全国知事会を通じて、助成制度の創設を国に対して要望してきたところであります。

こうした中、先日国において、来年度から生殖機能保存のための卵子や精子の凍結費用を補助するという方針が明らかになりましたので、

県としましては、国の新たな支援策の具体化に向けた動きを注視してまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 県としてでき得る限りの支援を求めたいと思います。

御答弁にありましたように、先日の毎日新聞に、厚生労働省は2021年度から凍結保存などの費用を補助する方針であるという記事がありました。制度設計が決まりましたら、県としても速やかな情報提供と対応をお願いいたします。

次は、地方のデジタル化についてお伺いします。

新政権が改革の柱として掲げる社会のデジタル化、その恩恵を誰もが受けられるよう環境整備に努めることが重要であります。

情報通信技術の活用を通じて社会に変革を促すデジタルトランスフォーメーション——これはITの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させるという概念であります——が世界の潮流となる中、日本は大きく後れを取っています。デジタル庁の設置をはじめ、取組を格段に加速させることは重要だと専門家が指摘しております。

社会のデジタル化の必要性は以前より指摘されてきましたが、新型コロナウイルス感染症対策で浮き彫りになったのは、行政のデジタル化の遅れであります。

例えば、一律10万円の特別定額給付金をはじめ、各種給付金の申請や支給をめぐる混乱が生じたのは、象徴的な事例であります。これは、各省庁や自治体が独自に情報システムを構築してきたことなどが背景にあり、国と地方との情報システムの統一・標準化などを積極的に進める必要があると考えられます。

それでは、県と県内産業界との関係はいかが

でしょうか。県内産業のデジタル化の推進について、県としてはどのように取り組んでおられるのか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 人口減少社会におきまして、山積する様々な課題を解決するためには、農林水産業や商工業などの産業分野はもちろん、医療や教育、地域交通など、暮らしの分野におけるデジタル化が大変重要であると考えております。

このため、県におきましては、これまでもスマート農業や遠隔教育など様々な分野でデジタル化に取り組んでまいりましたけれども、ポストコロナへの的確な対応に向けて、こうした取組を一層加速化させていく必要があります。

このような認識のもと、県といたしましては、今年度、新たな情報化推進計画を策定しているところでありまして、その中で、「安全・安心で心豊かな暮らしの確保と付加価値の高い産業の振興」を大きな柱の一つと位置づけ、国や市町村、事業者等とも連携しながら、産業や暮らしのデジタル化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 先ほど申し上げましたように、システムの統一・標準化に努めていただきたいをお願いいたします。

一方で、デジタルディバイド（情報格差）も見逃せない課題の一つです。高齢者などデジタル機器の扱いに不慣れな人や、経済的に端末が持てない人への支援が欠かせないと考えます。これは国と市町村の取組かと思いますが、デジタル活用支援員の活用を促すことで、全ての人が最低限必要な技術を使えるように保障する「デジタルミニマム」の理念の具体化が求められます。

デジタル化の推進に当たり、県民誰もが取り

残されないようにするためにどのように取り組むのか、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 社会のデジタル化が進む中、全ての県民がデジタル化の恩恵を受けられるようにするためには、高齢者や障がい者など、スマートフォン等のデジタル機器の利活用に不安がある方への支援が不可欠であります。

このため国におきましては、今年度からデジタル活用支援員事業により、都城市をはじめ全国11か所におきまして、高齢者や障がい者などを対象としたデジタル機器の講習会を行っており、来年度はこの取組をさらに拡充する予定と伺っております。

県といたしましては、市町村や民間事業者に対し、この事業の活用を促すとともに、今年度設置しました「ICTコンシェルジュ」を通じまして、高齢者や障がい者の団体等のICT導入に関する相談や支援にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 誰も取り残さないように、県からのサポートもよろしく願いいたします。

最後のテーマになりました。脱炭素社会への取組についてです。「2050年までに日本の温室効果ガスの排出量を実質ゼロに」という、菅首相が所信表明演説で打ち出した脱炭素社会の展望をめぐり、今国会で論戦が続いています。

しかし、脱炭素社会の実現は容易ではないとの認識で、我が党の山口代表がさきの代表質問で強調したように、徹底した省エネに加え、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの主力電源化の推進、そして、水素社会の実現や、光触媒などを活用したCO₂を再利用するカーボンリサイクルの推進や、蓄電技術のさらなる進

展を図るイノベーション（技術革新）の創出など、政策を総動員する必要があると訴えております。

とりわけ重要なのが、再生エネルギーの主力電源化です。我が国の電源構成、2018年度は石炭や天然ガスなど火力発電が約77%を占め、再生エネルギーは約17%にすぎません。同年に決定された現行のエネルギー基本計画では、2030年度に再エネを22%から24%程度まで引き上げるとしていますが、見直しも大きな論点となる模様です。

そのほかにも課題があるのが、送電網の整備であります。先行する火力発電が送電線を優先的に使用しており、再エネで発電しても、容量オーバーで電力を送れないこともあり得るとの説明を受けました。送電網の強化や使用ルールの在り方について議論を深めるべきとの国への要望が多いようです。

それでは、県としてその課題、取組ははいかがでしょうか。脱炭素社会に向けた本県の現在の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のように、様々な課題等がある中で、県の脱炭素社会づくりに関しましては、主に、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進、森林吸収源対策などの施策を展開いたしております。

具体的には、省エネルギーの推進といたしまして、エネルギー使用量が一定規模以上の事業者に対する温室効果ガス排出量の報告の義務づけや、家庭での節電活動を促すポイント制度などに取り組んでいるところであります。

また、再生可能エネルギーの導入促進としましては、市町村が実施します再生可能エネル

ギーの導入可能性調査への支援や、県民向けセミナーの開催など、さらに、森林吸収源対策といたしましては、除間伐などの森林整備に取り組んでいるところであります。

今後とも、こうした施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

○重松幸次郎議員 よろしくお願ひいたします。

今、全国で2050年ゼロカーボン宣言をする自治体が急増しています。いわゆるゼロカーボンシティは、今や24都道府県、151市区町村を数え、人口規模では約8,206万人に達しています。

また、100%再生可能エネルギー調達を目指すRE100やESG（環境・社会・企業統治）投資などグリーン化に取り組む企業も確実に増えています。こうした地方自治体や経済界などの具体的な取組を進めることが必要と考えます。

2050年ゼロカーボンへの取組について、知事の考えをお伺ひいたします。

○知事（河野俊嗣君） こうした地球温暖化等への取組につきましては、今を生きる我々の世代にとりましても、自然災害の激甚化等の中で影響を受けているところでありますが、特に地球規模の気候変動をもたらすということで、将来世代への影響は極めて大きいものがあり、今を生きる我々にとって、しっかりと対策を取ることが将来世代に対する責務であるというふうと考えておりました。CO₂などの温室効果ガス排出量の実質ゼロに取り組むことは、極めて重要な課題だと考えております。県としましても、今年8月、全国知事会に設置されましたゼロカーボン社会構築推進プロジェクトチームに参加し、情報収集や課題の整理などを行ってきたところであります。

国においては、10月に、菅首相による「2050

年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」との宣言が行われたところでありますが、県としましても、先日、環境審議会に諮りました第四次宮崎県環境基本計画素案の中で、重点プロジェクトとして「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げ、実質ゼロに向けた取組を積極的に推進することとしているところであります。

今後、国においても、ゼロカーボンに向けた具体的な施策展開が加速されると思われれますので、そうした動きにもしっかりと対応して、本県も取り組んでまいります。

○重松幸次郎議員 官民挙げて取り組んでいく課題だと考えます。

準備していましたが質問は全て終了いたしました。以上で質問を終了いたします。ありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党の脇谷のりこです。今日傍聴にお越しいただいている皆様、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆様御存じのように、10月中旬にJR宮崎駅がリニューアルし、その後、11月には橋通り3丁目に深夜2時まで営業のMEGAドン・キホーテがオープン、そして宮崎駅西口にアミュプラザがグランドオープンし、宮崎駅から橋通り3丁目までの中心市街地が一気ににぎやかになってきました。アミュプラザのオープンに当たっては、大勢の人が集まりましたので、コロナ禍の中、様々な御苦勞もあったかと思えます。オープン後に行ってまいりましたが、県民の期待度も大きく、宮崎駅周辺の人出が多くなったことで、皆さんのわくわく感がこちらにも伝わってきました。

宮崎市議会議員時代には、「イオンができたことで橋通りが寂れたんだ」と、何年も恨み節を聞かされました。イオンができたのが15年前の2005年、その4年後に、中心市街地活性化の拠点として、アートセンターが総事業費25億8,000万円をかけて橋通り3丁目にオープンしました。その後は目玉になる施設もなく、2011年にはKITENビル開業に合わせて、市がバスターミナルの整備をしています。中心市街地活性化については、毎年予算案が上がっていましたので、この予算が本当に活性化につながるのだろうか、毎回議論を重ねていましたが、少しずつ投入した予算は、総額としては莫大になっていたにも関わらず、わくわく感を創出するような起爆剤もなく、これといった解決策も見いだせず、町なかで閉店するお店を見ながら、中心市街地の活性化がどんなに難しいかを常に感じていました。

ですから、今回の宮崎駅西口周辺の開発がにぎわいの起爆剤になり、一気に県民の気持ちまでも明るくなったことがうれしく、特に、若い人たちが県外に出ていくことを少しでも引き止められるのではと期待しています。

今回、アミュプラザみやざきをはじめ、大型店舗を出していただいた民間企業の皆様には、大きな決断をしていただき、心から感謝申し上げます。また、宮崎駅前広場整備に当たっては、総額9億3,000万円の予算を投入していただいた、県や県議会の皆様にも心から感謝申し上げます。宮崎市は、地元商店街と一緒に、駅と中心市街地を結ぶためのグリーンスローモビリティを走らせました。

これから、このにぎわいをどう維持していくかが重要です。知事は、今回のアミュプラザオープンをどのように捉え、今後どうしてい

れるのか、見解をお伺いいたします。

この後は質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

アミュプラザオープンから10日が経過しましたが、多くの買物客でにぎわい、あみーろーどから若草通りにかけて多くの人が行き交うなど、中心市街地全体が活気づいており、落ち込んだ地域経済の再生につながるものと、大きな期待を寄せているところであります。

オープンからしばらくして、私も食事、また映画を見に行ったりしたんですが、あの周辺の人の流れ、今日は街でお祭りでも行われているんですかというようなにぎわいが生じている。大変明るく都市的な雰囲気になり、また、そこを行き交う人の笑顔というものも大きな活気をもたらしていると考えております。

このオープニングセレモニーでも申し上げたんですが、今回の事業は「連携」が大きなキーワードだと考えております。JR九州と宮崎交通による共同開発、そして地元の商店街や経済界との連携もありました。県とJR九州、宮崎交通によります駅前広場の再整備、そして宮崎市と商店街等によるグリーンスローモビリティの運行など、多くの関係者が連携することでもたらされたものでありまして、今後の中心市街地活性化の一つのモデルになるものと考えております。

コロナ禍によりまして地方回帰の動きが見られる中、県都宮崎市の顔でもある中心市街地が元気になることは、本県に企業や人材を呼び込む上でも大きなアピールとなります。今回、ゴルフのトーナメントや国際音楽祭で来県された県外の方と話をしますと、「駅前が随分変わりましたね」「宮崎のイメージが変わりまし

た」、そのようなお話もいただいたところであり
ます。

県としましても、宮崎市や商店街等とも十分に
連携を図りながら、さらなる活性化、そして
この効果を県下全域に及ばせていく、そのよう
な取組をさらに進めてまいります。以上であり
ます。〔降壇〕

○脇谷のりこ議員 このにぎわいをこれからも
維持していくためにも、宮崎市の町なか活性化
戦略を期待したいと思います。

続いては、医療・福祉従事者の人材確保・育
成についてです。

先日、都農高校にお伺いして、県議会の仕組
みや県議の仕事などについてお話しする機会が
ありました。最後の質問コーナーで、来年から
看護学校に進学する女子高校生から、「宮崎県
の看護師が不足していますが、これからどのよ
うな対策を考えていますか」と聞かれました。
また、別の質問では、「保育士は仕事量と給与
が見合っていないとの意見がありますが、県と
してはどのような支援を考えていますか」とい
うのもありました。

これから社会に出ていく高校生が、看護師、
介護士、保育士の仕事をネガティブなイメージ
で捉えており、自信を持って仕事に就けるか心
配だという気持ちが伝わってきて、心が痛みま
した。仕事がきつい、給料が安いと感じておら
れる現場の人たちの気持ちを少しでも改善しな
ければ、いつまでたっても人材不足は解消しな
いのです。現場の方々が自分たちの仕事を魅力
的であると実感し、それを見た子供たちに、そ
んな仕事に就きたいと思ってもらわなければな
りません。

医療・福祉従事者の数を増やすことが目的で
はなく、魅力的な職業であると実感してもら

ための支援はどんなものがあるかを、これから
お伺いいたします。

それではまず、看護職についてです。

宮崎県の看護職員は、助産師、准看護師を除
き、平成28年は2万928人、平成30年は2
万1,204人と年々増加しており、令和元年度の国
の看護職員需給推計結果では、2025年には充足
率103%となっています。

しかしながら、現場の看護師さんにお聞きす
ると、「産休や育休の看護師も人数に数えられ
ているし、入ってきたばかりの新人看護師も、
日勤だけで夜勤をしない人も人数に入っている
ので、人数だけを見ると充足しているかもしれ
ないが、実際には足りていない。しかもコロナ
で、今までなかった業務が出てきている。さら
に、シーツ交換やおむつ交換などをしていただ
く看護助手がいない。夜勤をしてくださる看護
助手がいないので、仕事が看護師に回ってく
る」など、現場は人手不足で過酷な労働環境だ
と感じます。この現場の声をどう思われます
か。

看護職確保の問題についてどう考えている
か、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 看護現場で
は、夜勤従事者の確保、新卒看護職員の採用や
育児休業等の代替看護職員の募集においても、
確保が困難な例が多いと聞いております。

看護職員の確保は、医療体制を支える上で非
常に重要な課題であり、県では、離職防止対策
として、新人看護職員に対する研修や院内保育
所への運営支援を行うほか、ナースセンターに
よる無料職業紹介や復職支援事業に取り組んで
おります。

今後とも、現場の状況を把握し、看護協会な
ど関係団体と連携して、看護職員の安定的な確

保に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 続いて、給与面についてです。

看護師の年収ランキングを見ると、どのサイトを見ても、宮崎県は最下位グループに入っています。

先日、厚生常任委員会で、県立看護大学の方々にお越しいただいて、県内就職率を高めるための取組についてお伺いしました。

今年、令和2年3月の卒業生104名のうち92名が就職で、そのうち県内に就職したのが37%の34名でした。もともと大学の県内比率が6割ちょっとで、その半分しか県内に残らないということですから、まだまだ県内への就職人数は少ないと言えます。学生が県外に出る一番の理由としては、給与面と福利厚生が整っているからだそうです。

やはり、これから看護師になろうとしている人たち同士、横のつながりが深く、お互い情報交換をしていますので、なるべく給与の高い県外の職場に魅力を感じるのには仕方がないことです。民間の医療機関の給与面などについては県が言える立場にないのですが、県はどのように考えておられるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 看護職員が県内の医療機関に安定的に就職するためには、看護職員が健康で安心して働くことができる勤務環境の整備が重要であります。

このため県では、医療機関の人事担当者や看護教育担当者等を対象としたワーク・ライフ・バランス推進に関する研修会や、医療機関が自らの職場環境等の魅力を発信し、人材の確保・定着を図るためのセミナーを実施しております。

今後とも関係団体と連携し、このような取組を進めることで、看護職員の働きやすい勤務環境の改善につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 やはり、どうしても県外に行ってみたいという学生もいるかと思えます。無理やり県内に縛りつけることはできません。一度は都会の大きな病院に就職しても、Uターンして宮崎県で再就職してもらうのが願いであります。Uターン確保にどのように取り組んでおられるか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 看護職員のUターン就職につきましても、SNSを活用した情報発信や移住相談会での求人情報の提供のほか、県立看護大学でも相談窓口を設け、Uターン就職希望者と県内医療機関等とのマッチングをサポートしております。

また、看護師等養成所運営費補助金について、本年度から新たに、卒業生のUターン就職希望者の就職支援実績に応じて調整を行うとしたことありまして、今後とも、Uターン就職希望者を県内就職につなげてまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひ、よろしく願いいたします。

看護学生が就職活動をするときに、ここに行きたいと思う評判のよい病院をお聞きしたら、ほとんどの方が同じ病院名を言われました。その病院が選ばれる理由は、看護の教育に力を入れており、現場の雰囲気もよく、また給与もほかのところより高いからということでした。

看護職の方々にお聞きすると、もちろん給与が高いところがよいのだけれども、卒業した後の新人研修がなされていること、さらに数年後には、スキルアップを求める看護師への要望をかなえてくれることも重要であることが分かりました。

例えば、5年以上経験を積むと、指導的立場である認定看護師の資格を取るための研修に参加できるのですが、幾つかの分野があって、宮崎県では感染管理のみ看護大学で研修を受けられ、認知症などのほかの分野は県外に行かなければなりません。しかも、職場から資格取得を求められれば給与は確保されるのですが、個人で希望すると自費で参加することになり、研修期間の約半年間は無給になります。ですから、研修に参加したくても行けない現状があります。

このように、スキルアップしたいという看護職員のために、県はどのような支援をしているのでしょうか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 看護職員のスキルアップを目的とした研修につきましては、専門職として能力向上が図られるよう、従来から県看護協会と連携して取り組んでおります。

昨年度からは、200床未満の病院・診療所等を対象に、講師を招聘した研修会の開催など教育研修体制の整備や、認定看護師等の資格取得を目指す看護師の研修費用を、上限50万円まで支援する制度を設けたところです。

今後とも、医師会や関係団体と連携して、このような制度の周知活用にも努めるなど、看護職員のスキルアップに対する支援に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 そういう支援制度があることを、現場の看護師は知らないと思います。県が医療機関にお知らせしたとしても、職員にまで伝達できているのでしょうか。現場の職員まで制度の周知を図ってもらうよう医療機関に働きかけていただきますよう、よろしくお願いたします。

今、厚労省が、特定行為に係る看護師の研修

制度を推し進めていることは、皆様御存じかと思えます。2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくため、医師の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助、例えば、点滴などを行う看護師を養成していくことを目的に、2015年から推進しており、今年で5年がたちますが、研修機関がないのは、とうとう宮崎県だけになってしまいました。

現場の看護師さんにお聞きすると、先ほど言ったように、認定看護師などのスキルアップをしたくても現場から許可が出ないとか、休んでまで研修に行けないなどの意見を聞きますので、特定行為の研修機関を整えることと同時に、研修に送り出す側の理解も重要だと思いますので、各関係機関の意識を醸成させながら、特定行為に係る研修機関を整備していただくよう要望いたします。

続いて、介護士についてお伺いします。

宮崎県高齢者保健福祉計画の推計では、団塊世代が75歳以上になる2025年度には、需要が2万3,784人、供給が2万49人で、3,735人の介護職員が不足することが見込まれています。2025年までに年間390人程度の増加が必要になるということなのですが、介護人材確保に向けて、県はどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の高齢者人口がピークを迎える2025年を見据え、介護サービスの基盤となる介護人材を確保することは、極めて重要な課題であります。

このため県では、新規就労の促進、労働環境・処遇改善、資質の向上の3つの視点から、様々な取組を行っているところであります。

具体的には、就労促進として、職場定着率の高い福祉系高校からの就業に向けた支援など、

労働環境・処遇改善として、職員の負担軽減や業務効率化を図るため、介護ロボットやICTの導入支援など、資質の向上として、職員の経験年数に応じた研修の実施などに取り組んでおります。

○脇谷のりこ議員 介護士確保については、やはり若い人がこの業界に入ってきてもらわなければ、次の世代を支えることができないわけですが、何といたっても、若い人の離職率が高いという現状があります。現に私の娘も、県外の福祉施設の受付に就職しましたが、介護士がいないということで、いつの間にかデイサービスに回され、毎日、入浴介助をすることになり、マスクをつけて作業するので湯気で息ができないとか、腰が痛いからきついとかで、もう辞めたいと漏らしています。

これからは、ベッドに取り付ける見守りセンサーや介助支援機器などの介護ロボットを有効に使って、介護士の負担軽減を図っていく時代です。今年度は、コロナ発生による感染症対策への業務負担が増えている現状を踏まえ、国は、介護ロボット導入支援事業として、補助額の引上げや台数制限の撤廃など拡充いたしました。それにより県は、補正後8,450万円の導入支援をしています。この介護ロボットを導入してどのような効果を期待しているのか、実際に導入した事業者の声を含めて、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護ロボット導入支援事業につきましては、人材不足の状況等を踏まえ、介護職員の身体的負担の軽減や業務効率化を図るために、昨年度から実施しているものです。

具体的な成果としまして、見守り機器を導入した施設では、効率的な部屋の巡回が行えた

り、入所者の体調急変に早急に対応できるようになったという声、高齢者を抱え上げるリフトを導入した施設では、腰への負担軽減が図られるとともに、これまで2人で行っていた介助を1人で行えるようになったという声が上がっております。

このほか、介護ロボットの導入を通じて、介護の魅力発信につながることも期待しております。

○脇谷のりこ議員 介護の仕事を長年されているベテランの方々には、機械などに左右されたくない、介護ロボット導入に否定的な方もおられるのですが、若い人たちに選んでもらう施設になるためには、きつい、つらい仕事というネガティブなイメージを払拭して、働きがいのある仕事であるというポジティブなイメージを持ってもらうことが必要です。中学生が福祉系の高校に進学することで、将来の介護人材確保につながります。その中学生に介護ロボットを知ってもらうことが重要だと思いますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 介護人材確保につきましては、将来の貴重な担い手である中学生などの若い世代に、介護の仕事に関心を持ってもらうことが重要であると考えております。

このため県では、これまで中山間地域の小中学生を対象に、特別養護老人ホームなどでの介護体験を実施しており、昨年度の体験では、介護ロボットの導入によって負担軽減が図られていることを知り、大変だと思っていた介護に対するイメージが変わったという感想もあったところでした。

中学生に介護ロボットなどの最先端の機器に触れてもらうことは、介護の仕事に目を向けて

もらうきっかけにもなることから、県としましては、体験などを通じて、引き続き介護の魅力発信を行い、人材確保に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 ぜひ、魅力発信をよろしくをお願いします。

続いて、保育士に参ります。

まずは、保育士の充足状況についてお伺いします。また、保育士確保に向けてどのように取り組んでいるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、県内の保育所等における保育士の配置状況につきましては、施設の認可等の要件である基準は満たしていますが、余裕を持った職員ローテーションや休暇の取りやすい人員配置という観点からは、十分に確保できている状況にはないと認識をしています。

このため、国に対し、職員配置基準の見直しや保育士のさらなる処遇改善を要望するとともに、県においても、処遇改善の要件となるキャリアアップ研修の実施や、保育士就学資金等の貸付け、保育士支援センターの設置による潜在保育士の復職支援などに取り組んでいるところであります。

今後、市町村や関係団体と連携し、保育士の安定的な確保に努めてまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 今おっしゃった、潜在保育士の復職支援などに取り組んでいる宮崎県保育士支援センターに、先日伺ってきました。求職している保育士と求人している保育園をマッチングされており、相談やあっせんに努めておられました。

最近の保育士の働き方の要望としては、勤務時間が短く、働く場所も家から近くがよいとの

ことです。保育士と保育園の要望がなかなかマッチングできないことが課題なのですが、それを解決するのが、保育補助者として、保育士資格の要らない「子育て支援員」の存在です。子育て支援員は、保育士が勤務できない朝早い時間や土曜日などに、保育士に代わって勤務してくださる人のことで、今70歳の方もおられるようです。保育園が保育士と子育て支援員をうまく組み合わせることで、保育士確保につながります。

このように、子育て支援員の活用が有効であると考えますが、子育て支援員の養成について、県の取組を福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 子育て支援員につきましては、保育や子育ての支援分野の仕事に従事する上で必要な知識や技術等を修得するための、国が定める研修を修了した方で、多様な子育て支援の職場で活躍いただいております。

中でも、地域型保育コースの修了者は、保育所等で朝夕など児童が少数となる時間帯などに、複数の保育士のうち1名の代替として勤務が可能となるなど、保育士の負担軽減に大きく寄与しております。

子育て支援員の養成につきましては、例年、研修の受講希望者が大変多い状況にありますことから、今年度は、地域型保育コースの定員を120人から200人に増やしたところです。

今後も、子育て支援員のさらなる養成を図り、保育士の負担軽減に取り組んでまいります。

○脇谷のりこ議員 子育て支援員の要望が多いということですから、今年はコロナで、ソーシャルディスタンスで会場が広くないと研修もできなかったと思いますが、コロナが収束しま

したら、また定員を増やしていただくよう要望いたします。

それでは最後に、これから先、未来ある子供たちに、魅力的な仕事として看護師、介護士、保育士を選んでもらえるようにするためには、若いとき、特に中学生へのアプローチが必要だと思います。みやぎ子ども文化センターでは、以前、自主講座として、中学生向けにベビーシッター養成講座を行ったそうです。そのときに受講した中学生が大きくなって保育士になり、講座を受けたことがきっかけになったと言ってきたそうです。このように、医療・福祉従事者の人材確保には、中学生時代からの体験が重要だと考えます。中学校では、授業の一環としてどのような取組が行われているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 中学校におきましては、将来の生き方や職業選択につながる様々な体験学習に取り組んでおります。

その中で、医療・福祉に関する仕事については、例えば1年生におきましては、職業講話や職場でのインタビューを通して、医療・福祉従事者などの方からも直接、仕事のやりがいや魅力を学ぶ場を設定しております。

加えまして、2年生、3年生におきましては、さらに学んだことを実際に体験する場として、保育所や介護施設、病院などにおける職場体験学習を行っておりまして、体験した生徒たちからは、「人の役に立つ喜びや仕事の難しさを感じることができた」などといった感想が聞かれているところであります。

○脇谷のりこ議員 やはり、誰でも人の役に立ち、感謝されたいと思うはずです。人間にしかできない仕事を、AIをうまく使いながら、未来ある子供たちに看護、介護、保育の仕事を選

んでもらえるよう、今後も県の御支援をよろしくお願いいたします。

それでは、続いて教育行政についてです。

近年、食物アレルギーの児童生徒が増えているのではと思いますが、学校給食における食物アレルギー対応はどのように行っているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 食物アレルギー対応は、児童生徒の生命や健康を守る上で重要であると認識しております。

県の調査では、食物アレルギーを有する児童生徒数は、令和元年度が3,576人で、統計数値がある約10年前の2,544人と比較すると、約1,000人ほど増えております。

各学校におきましては、毎年、食物アレルギー調査を行いまして、児童生徒や調理場の実態に応じて、一人一人に対応した除去食や代替食の提供、あるいは弁当持参を求めています。

また、個別の留意事項や緊急時の対応等について、年度初めに校内研修を行いまして、全職員の共通理解のもと、対応しているところであります。

○脇谷のりこ議員 約3年前、私はまだ市議会議員時代だったんですけど、近くの中学校のPTA会長から要望があり、「生徒が400人いるにも関わらず栄養教諭が1人もいないので、給食の食材発注や生徒の食物アレルギー対応などをPTA雇用の給食事務職員が行っていて、大変な心労である。隣の180名の中学校には配置されているので、ぜひうちにも栄養教諭を入れてくれ」というものでした。

栄養教諭制度は、平成17年から施行され、国の基準により配置数が決まっています。生徒数が多くても基準を満たさず、県費負担職員とし

て配置を要望したんですけれども、できませんでしたので、結局、翌年度から宮崎市が栄養士の資格を持った会計年度任用職員を配置してくれました。

現在、給食は共同調理場と学校単独の調理場がありますが、単独実施校が小中学校合わせて75校あります。児童生徒の多い学校や食物アレルギーの重篤な児童生徒がいる場合は、市町村から要望があると思いますが、栄養教諭等の配置はどのように行われているのでしょうか。また、市町村の要望に沿ったものになっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありましたが、小中学校における栄養教諭等の配置につきましては、国の法令等に基づいて行われておりました。本年度は、県内全ての市町村に94名配置しているところであります。

その配置基準は、給食を提供する児童生徒数を基に定められているところでありますが、例えば、調理場が学校単独方式の場合、児童生徒数550人以上の学校には1名の配置、それ未満の学校には4校に1名の配置となっております。栄養教諭等1名が複数校を兼務している状況にあります。

そのため、実際の配置校の選定につきましては、児童生徒の実態などを踏まえた市町村の要望を考慮し、配置に努めているところであります。

○脇谷のりこ議員 市町村から要望があると思いますので、できるだけ応えていただきますようお願いいたします。

続いて、質問の多かった小中学校の県内修学旅行についてお伺いします。

近くの小学校は、保護者にアンケートを取って、コロナ禍において安全性の高い県内にされ

たとのことなんですが、今まで県内での修学旅行がなかったので、旅行代理店との協議が必要だったと聞いています。どのように取り組んだのか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県内修学旅行につきましては、近年、実績がなかったことから、学校と旅行代理店が綿密な打合せを行いながら、一から計画したところであります。

そのような中、修学旅行の目的に照らしながら、県内の見学先や研修施設等を選択するとともに、新たな教育資源や体験活動の場を発掘するなどの努力を行ったところであります。

また、宿泊先等におきましても、学校の意向を踏まえ、新型コロナウイルスの感染防止対策や食物アレルギーの対応など、受入れ態勢を万全に整えていただいたと伺っております。

○脇谷のりこ議員 とても好評だったんですけれども、では来年はどうなるのでしょうか。来年度の小中学校における県内修学旅行の見通しについて、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 今年度、県内修学旅行を実施した学校からは、「県内でも修学旅行の目的を達成できた」「宮崎県のよさを再発見することができた」など、肯定的な感想が寄せられているところであります。

このようなことから、修学旅行の行き先につきましては、県外と並び県内も大きな選択肢の一つになったのではないかと考えております。

次年度におきましては、修学旅行については、今年度の実績を踏まえた上で、新型コロナウイルスの感染状況や保護者の意向等を考慮しながら、それぞれの学校におきまして適切に判断いただき、実施されるものと考えております。

○脇谷のりこ議員 県内の宿泊業者やお土産屋さんも喜んでますし、子供たちにとっても、宮崎県の歴史を勉強するのによい機会ですので、ぜひ来年も県から推奨していただきますよう、よろしく願いいたします。

続いて、コロナ禍における学校の取組についてお伺いします。

先日、小学校で読み聞かせを行ったのですが、子供たちのマスク姿を見て、お互いの表情が見えないので、日頃コミュニケーションが取れているのだろうか心配になりました。平常時は元気な声が聞こえてくる学校で、大きな声が出せない、お互い笑い合えないというのは、とてもかわいそうです。学校における新しい生活様式の中で、コミュニケーションを円滑に図るために、小中学校ではどのように工夫しているか、教育長にお伺いします。

○教育長(日隈俊郎君) お話にありましたが、新型コロナウイルス感染症対策によりまして、学校においては、マスクを着用して学習を行っており、コミュニケーションにとって大切な、相手の表情を捉えることが難しくなってくることも考えられます。

このため、コミュニケーションを図ることが特に必要な学習場面におきましては、フェイスシールドやマウスシールド等を必要に応じて活用したり、グループ活動を行う際にアクリル板を設けた上で活動を行ったりするなど、相手の表情が見えるようにしながら、授業を工夫している学校もあります。

○脇谷のりこ議員 それを聞いて安心いたしました。学校の皆様方も御努力されているかと思えます。コロナの収束を早くと願うばかりです。

続いて、平和台公園の整備についてお伺い

いたします。

平和台公園は、宮崎市街地を一望できる標高60メートルの自然林に囲まれた都市公園です。昭和15年に造られた平和の塔を中心に、はにわ園やアスレチック広場、運動公園やウォーキングが楽しめる遊歩道などがあり、県民の憩いの場として親しまれています。数年前は、県がレストハウスの展望台を造る整備などを行っており、公園管理者も常時きれいに整備していただいています。

今年はコロナの影響で、特にファミリー層が広々とした公園に憩いを求め、例年より来場者が多くなっておりますので、安全対策と観光の面から、3点質問させていただきます。

まず、平和台公園の樹木ですが、随分高く生い茂ってきているので切ってくれという地元の皆さんからの要望が毎年出されています。今、平和の塔やレストハウスから見た眺望は、樹木が生い茂って、日向灘や市街地があまり見えません。この眺望を阻害する樹木について、今後の対応を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長(明利浩久君) 平和台公園は、宮崎市街地が一望できる高台に位置し、自然林に囲まれた園内には、遊歩道や展望台など自然と触れ合うための施設や遊具、運動広場などレクリエーション施設も整備され、県民の憩いの場として広く親しまれている、本県を代表する都市公園であります。

このため、施設周辺の樹木につきましては、これまでも快適に利用していただけるよう、必要な管理を行っておりますが、今年度は、新型コロナ対策関連の交付金を活用しまして、コロナ禍にあっても、さらに県民の憩いの場としてより多くの方々に利用していただけるよう、眺望の確保など快適な公園として整備をしてまい

ります。

○脇谷のりこ議員 整備していただけるということで、ありがとうございます。

先日、管理者にお願いして平和台公園を視察してきました。今の時期は本当に気持ちのよい散歩コースです。園内の遊歩道ですが、樹木が生い茂っているので、常時日陰になっている歩道は、少し滑りやすいと感じました。また、2～3年前の台風で倒木した木がそのまま残っており、特に支障はないのですが、観光にマイナスイメージでありますので、撤去していただくとよいかと思えます。さらに、老朽化した展望台もあり、立ち入らないように注意喚起されていますが、多くの人を訪れる公園ですから、安全対策についての今後の対応を、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 平和台公園の遊歩道は、森の中や池の周りに、四季折々の自然が楽しめる4つのコースがあり、散策や健康維持を目的に広く利用されております。

このため、日常的に点検管理を行っておりますが、今年度、遊歩道沿いの傾いた木、倒れた木などを除去するなど、さらなる利用者の安全確保を図ることとしております。

また、遊歩道沿いにあり、現在、老朽化のため使用を禁止している第1及び第2展望台につきましては、眺望を楽しむ利用者のニーズに応えるため、既にリニューアル工事に着手しているところでもあります。

○脇谷のりこ議員 ありがとうございます。

続いて、平和台公園北側にあるアスレチック広場のトイレについてですが、子供たちがよく遊びに来ている広場で、コロナ禍においてファミリー層が多く訪れるようになりましたので、トイレの使用回数も多くなり、水が流れないな

どの苦情が寄せられています。ここのトイレは循環式になっているので、タンクに水がたまる前に次の人が流し、結局、タンクに水がたまらない状態になります。このトイレの改修の見通しを、県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（明利浩久君） 池のほとりにありますアスレチック広場も、多くの来園者に御利用いただいておりますが、広場内のトイレは、今御指摘がありましたように、循環式の排水再利用型でありますことから、洗浄水の濁りや異臭などの改善要望が寄せられております。

このため、公共下水道に直接接続する工事を今後行うこととしており、現在、設計を進めているところでもあります。

また、園内のその他のトイレにつきましても、コロナの感染症対策としまして、非接触型の自動水栓に順次改修することとしております。

県としましては、コロナ禍によりオープンスペースへのニーズが高まる中で、平和台公園を安全に気持ちよく利用していただけるよう、引き続き、公園施設の環境整備や眺望の確保等を行い、さらなる利用促進に努めてまいります。

○脇谷のりこ議員 今後、工事をしてくださるとのこと、ありがとうございます。

最後に提案要望ですが、平和台公園は、1964年の東京オリンピックの国内聖火リレーで、宮崎県スタートの起点となりました。聖火台を平和の塔の階段の一番上に置いて、そこから聖火がスタートしたのです。

その聖火台が、現在、はにお館の軒下に置いてあります。高さが2メートル40センチ、口径が87センチの大きな埴輪と同じ素材の土器です。1つの大きな土器ではなく、当時の技術で6つほどのパーツを組み合わせた作りになって

います。外側には、神々が高千穂の峰に降臨されたという古事が描かれており、1964年当時のまま現存されています。56年もたったと思わせないくらいにきれいな土器です。これを皆様の目に触れるよう、県庁などに置いてはいかがでしょうか。管理者にお聞きすると、2年ほど前に県が移動させるという話をしたそうなのですが、結局できなかったとのこと。検討していただいただけでも感謝なのですが、ぜひ、来年の東京オリンピックの前に移動させて、聖火リレーの起点としての目玉にしてはいかがでしょうか。話題にもなり、観光にも寄与するかと思います。再度、御検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは最後に、選択的夫婦別姓についてです。

現在は、婚姻する以上、夫婦は必ず同じ姓を名乗らなければならないという民法第750条により、約96%が夫の姓を名乗っています。夫婦が希望すれば旧姓を名乗ることができるように法改正をするというのが、選択的夫婦別姓制度です。

この件については、10年前の平成22年に、宮崎県議会自由民主党から、反対する意見書が出されていることは重々承知しております。当時は世論も、国会においても反対派が多くを占めておりました。

しかしながら、10年前と比べると、女性の社会進出も進み、個人の生き方が多様化するなど社会情勢も変化してきています。先日、ニュースになりましたが、最近の世論調査で選択的夫婦別姓について、賛成が約7割と、反対を大きく上回る結果が出ました。

11月13日には、第5次男女共同参画基本計画に盛り込むことに前向きな橋本聖子担当大臣が

記者会見で、「選択的夫婦別姓制度について、深刻な少子高齢化を食い止めるために、非常に重要で配慮すべきだ」と、改めて前向きな発言をされています。それを受けて、参議院内閣委員会で山谷えり子国会議員が、2年前に内閣府が出した世論調査の結果を基に、反対の立場で質問されています。その調査によりますと、選択的夫婦別姓制度について、賛成が42.5%、反対が29.3%だったのですが、もう一つ、「夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだが、旧姓を通称として名乗ることができるよう法律を変えても構わない」という選択肢があり、それが24.4%ありました。これを反対と受け取れば、反対派が53.7%となり、賛成より反対のほうが多くなるからという意見です。

2015年に、夫婦別姓をめぐる訴訟でも、最高裁は「旧姓の通称使用が広まることにより、結婚改姓の不利益は一定程度は緩和され得るものである」と、合憲の判断を示しています。自党内の反対意見でも、この旧姓の通称拡大をすればよいじゃないかという意見があります。私もこの通称を使っています。旧姓が脇谷で、戸籍上が前田です。最近では、各種国家資格においても旧姓の使用ができるようになっていきます。例えば、弁護士や司法書士などは、旧姓の使用が制度上担保されています。医師、看護師、教員は、担保されているものではないが事実上使用可能です。保育士や介護福祉士は、制度上、旧姓使用は不可だが、経営者の方針等で、業務上の通称使用が可能となっています。

それでは、地方公務員は旧姓使用ができていくのでしょうか。県職員の旧姓使用の人数を、知事部局、病院局、教育委員会ごとに教えてください。

○総務部長(吉村久人君) 知事部局におきま

しては、平成14年度から旧姓使用を認めており、本年10月末現在で55名の職員が旧姓を使用しております。

旧姓使用につきましては、職員録や復命書など、専ら職員の間で使用している文書や簡易な文書等で、職務遂行上または事務処理上、誤解や混乱を招くおそれのないものについて使用を認めるものであり、給与支給等の人事管理に属する事項や法に基づく行政行為については、戸籍氏名によることとしております。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会事務局及び県立学校の教職員におきましては、本年10月末日現在で、26名が旧姓を使用しております。

旧姓使用につきましては、知事部局等と同様の取扱いにより使用を認めておりますが、今後とも、職員の要望に応じて、適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

○病院局長（桑山秀彦君） 病院局では、本年10月末現在で5名の職員が旧姓を使用しております。

旧姓使用につきましては、知事部局と同様に取り扱っているところでありますが、今後とも、職員の希望に応じまして、適切に運用してまいりたいと考えております。

○脇谷のりこ議員 どの部局も一定程度はいらっしゃるということですね。

昨年の11月からは、マイナンバーカードに旧姓の併記ができるようになりました。私の場合、前田（脇谷）のりことなります。

この旧姓併記で様々な証明にはなりますが、旧姓のみで通帳や健康保険証をつくることはできません。

昨今の問題は、少子化で男性の兄弟のいない女性が、名字を変えると実家の姓が途切れてし

まうなどの理由で、結婚に踏み切れなかったりする人が周りに多くいるということです。実際に世論調査では、30歳代の57%が、「実家の名前を残すために婚姻をするのが難しくなる」と言っています。また、婚姻によって、自分の名字が相手の名字に変わったとした場合、違和感を持つ人や、今までの自分が失われたような感じを持つと思うと答えた人が、合わせて46%もいました。

個人の生き方の多様化、そして少子化は、このように様々な問題を生んでいるのです。

また、子供にとって好ましくない影響があるという人がいますが、子供の姓については、1996年に法制審議会が答申した民法の改正案には、婚姻の際にどちらかあらかじめ決めておくこと、また子供が複数いる場合は全員同じ名字を名乗ることなどの考え方になっています。私も子供が生まれたときから旧姓で仕事をしていますが、子供に不都合な状況になったことはありません。

全く議論が進んでいなかった選択的夫婦別姓制度ですが、徐々に世論も変わってきました。5年前の調査と比べると、賛成が7ポイント増えて、反対が減っています。年代別に見ると、30代の男女ともに、賛成が53%と半数を超えており、70歳以上は、まだ依然として反対が52%と賛成を上回ってはいますが、5年前よりは賛成が7ポイントほど増えています。確実に世論の意識も変わってきました。それでは、この選択的夫婦別姓制度について、知事はどうお考えになるか、見解をお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 選択的夫婦別姓につきましては、社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働く女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されないよう、現在、旧姓の通称

としての使用の拡大が図られているところであり、御指摘がありましたように、国においては、住民票、マイナンバーカード、運転免許証について、昨年から旧姓併記を可能とするなどの取組が進められているところでありまして、実情を踏まえて、今後ともそういう使用の拡大は重要な課題であろうと考えております。

県におきましても、先ほど各部局長が答弁したとおり、職員の旧姓使用の運用を行っているところでありまして、

その運用を行う、その上で、民法の改正を伴う制度として、選択的夫婦別姓制度を導入することにつきましては、御指摘がありましたように、国が実施する世論調査でも意見がまだ分かっているというふうと考えております。

この問題は、婚姻制度や家族の在り方に関わる重要な問題であります。また、長年にわたり醸成されてまいりました、国民の意識や暮らしに関わる、そういった仕組みの変革の問題でありまして、大事なことは、正しいか正しくないかを決めつけたり、例えばレッテルを貼っている、古いだとか新しいだとか進歩的だとか保守だとか、そういう議論じゃなしに、丁寧に国民の間で議論を積み重ねていく必要があると考えておりまして、今後とも、国会において十分に議論を重ねられるべき問題であると考えております。

○脇谷のりこ議員 ありがとうございます。

今の日本では、政策決定権はほぼ男性が握っております。女性が自分の名前を変えたくないという気持ちを理解されないというのは分かるんですけども、娘さんをお持ちの男性の方でしたら、少しは分かってもらえると思います。確実に社会は変わってきています。マイナンバーカードの旧姓併記ではなく、自分個人の生

き方をしたいという女性も多くなっているということですので。

夫婦別姓も、選択的ということであれば法改正も構わないという世論をどう判断するか、多様化する社会にどう応えていくか、まずは国会での議論を待ちたいと思います。

以上で私の質問の全てを終わります。どうもありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、一般質問を行います。

今、私たちが直面している「コロナウイルスと共に生きていく社会」は、誰も経験したことのない世界です。現時点で、治療法の確立やワクチンの開発等は明確とは言えません。6月議会において知事は、「感染収束後の社会は、脱グローバル化の胎動や、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来、大都市集中型から分散型の社会構造への転換、デジタル化やリモート化のさらなる加速などに加え、人々の意識や価値観・生き方までもが大きく変容するのでは」と発言されています。まだコロナは収束していませんが、今このとき、世の中が変わる節目を経験していることは間違いないと思われますし、知事の発言は現実味を帯びています。

国のデジタル戦略を見ますと、1、国と自治

体のシステムの統一、2、マイナンバーカード普及促進、3、行政手続オンライン化、4、オンライン診療・デジタル教育の規制緩和を掲げ、2025年を目指して、行政改革と表裏一体となって進めようとしています。

国は、日本社会が一段バージョンアップするには、デジタルをうまく実装する以外にはないとして、そのスケジュール感、スピード感は半端ないものがあります。新しい法律も出し、来年9月以降には工程表を作り、前倒しから前倒しし、スピード、スピードで進め、行政手続のワンストップも令和3年度にはできるとしています。

また、デジタル化へのプロセスは徹底的にオープンにし、行政改革とデジタル化は表裏一体で、国・地方・民間、みんなで取り組み、地域の事情は地方公務員がよく分かっているのので、地方公務員とデジタル庁をつなぐプラットフォームをつくることを明言し、地方を大事にしていることをアピールしています。回転ドアでみんなの声を集め、具体的に取り込んでいくとも言っています。国の本気度が伝われば伝わるほど、地方の本気度も問われます。

そこでまず、令和3年度の重点施策及び当初予算の編成方針について、知事の考えをお伺いいたします。

壇上での質問を以上とし、あとは質問者席に行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、大きな影響を受けた県民生活や地域経済、さらにはその後の社会変容への対応が最も重要な課題であると認識しております。来年度の重点施策につきましては、感染拡大防止の取組をはじめ、地

方への新たな人の流れの取り込みやデジタル化の推進といった「コロナ危機の克服と新たな成長の基盤づくり」を、まず第1の柱として掲げたところであります。

その上で、引き続き重点的に取り組むべき施策として、「将来を支える人財づくり」「地域経済をけん引する産業づくり」「魅力あふれる「選ばれる」地域づくり」を加えて、4つの柱で構成しております。

また、予算編成方針におきましては、これら重点施策に必要な予算措置を講じるとともに、新型コロナウイルス対策及び防災・減災、国土強靱化対策について、今後、国の動向等も踏まえながら、通常の前年度要求枠の別枠として措置することとしております。ポストコロナの地域社会を見据え、本県の持続可能な成長につなげる取組の積極的な展開を図ってまいります。以上であります。[降壇]

○井上紀代子議員 知事の政策の具現化、そのことが大変重要だと思います。

それでは次に、宮崎県のデジタル戦略についてお伺いいたします。

国はデジタル化の最終目標を、人間中心のデジタル社会をつくる、規制緩和の象徴とする、成長戦略の柱とするとしています。

まず知事へ、デジタル化で何が変わると考えるのか、また、どのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) コロナの影響で、デジタル化の流れが一気に加速化してきたと考えております。

デジタル化といっても一つの道具でありまして、様々な課題もありますが、使いようであります。地理的・時間的制約の克服や効率化による生産性の向上など、様々な課題を解決する有

効な手段となり得るものと考えております。

具体的には、行政手続のオンライン化による県民サービスの向上、遠隔教育やリモートワークなど場所を選ばないサービスや新しい働き方の提供、AIやロボットを活用した自動化による労働力不足の解消など、デジタル化によりまして、行政をはじめ、暮らしや産業といった社会全体が大きく変わり得るものと考えております。

国においては、デジタル庁を創設し、国や地方自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及促進、民間のデジタル化支援等を、かつてないスピード感を持って進めることとされているところであります。

県としましては、このようなデジタル化の流れを、本県がさらに飛躍する大きなチャンスとして捉え、国や市町村とも十分連携しながら、行政はもとより、民間のデジタル化も推進していく。そして大事なことは、県民一人一人がそのデジタル化のメリットを享受できるようにしていくことであろうかと考えておりました。県民誰もが安全・安心で、豊かさを実感できるデジタル社会の実現を目指してまいります。

○井上紀代子議員 台湾のオードリー・タンさんは、「ITとITは機械を結ぶ、デジタルは人と人とを結ぶ」と言われています。そのつながりがきちんとできることを、知事にもお願いしておきたいと思っております。

それでは、国では行政改革とデジタル化を表裏一体のものとしてスピード感を持って進めていこうとしていますが、県ではどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) 国においては、デジタル庁を司令塔としまして、今後5年間で行政のデジタル化を達成する、そのような方向で取り

組まれているところであります。

これまで本県では、「みやぎき行財政改革プラン」に基づきまして、ICTを活用した業務改革を進めてきたところであります。デジタル化を加速させる国の動きを踏まえながら、行政手続における書面規制、押印、対面規制、こうしたものを見直していくということに加えまして、業務の在り方を抜本的に見直していく必要があると考えております。

本年中に、国が「自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画」を策定する予定と伺っておりますので、今後、国や市町村と連携しながら、行政分野でのクラウド化やシステムの共同・共通化などに、スピード感を持って取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 それでは、続けてですが、国では、デジタル化と併せて働き方改革を進めていますが、県としてはどのように進めていかれるのか、お伺いいたします。

○知事(河野俊嗣君) デジタル化は、業務効率化や生産性向上に資するとともに、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方を可能にするものであります。

現在県では、働き方改革の一環としまして、ICTを活用した業務効率化に取り組んでおります。これまでに、職員がパソコンで行っております定型的な事務作業を自動化する、いわゆるRPAの導入や、AIを活用した入力作業の効率化等を行ってまいりました。

また、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、新たに在宅勤務を実施し、テレワーク環境の整備を図るとともに、県民が来庁せずオンラインで相談することができるツールの導入や、県と市町村を結ぶテレビ会議システムの整備などにも取り組んできたところであります。

今後とも、このような取組を積極的に推進するとともに、市町村によっては、情報担当の専任者がいない状況もありますので、技術的な助言に加え、県庁における取組事例等の情報提供も積極的に行いながら、県全体でデジタル社会における働き方改革を推進してまいります。

○井上紀代子議員 まず、今回の答弁の中で大変重要なのは、やっぱり市町村と一緒に、共にどう作り上げていけるのかということだと思います。

情報担当の専任者だけでやっていけるのかどうかというのは、大変難しいところですが、機械に詳しくればいい、ITに詳しくればいいわけではないんです。地域のことをよく知っている人が中心になって、デジタル化できるものとできないものということも含めて考えていける、そんな人たちが固まっていくことが大変重要だと思います。

ですから、何度も申し上げて恐縮ですが、一人も取り残さないということを考えていけばいくほど、そのことが大変重要になってくるのではないかと思っていますので、そのメンバーはどういう人たちがしていったらいいのかということを、まずお考えいただくといいなと要望しておきたいと思います。

次に、マイナンバーカードの普及促進をどうしていくのかについてお聞かせいただきたいと思いますが、大体、このデジタル庁ができる大きな原因の一つになったのも、10万円配ったときに、コストが1,500億円かかっているんです、国が出したの。2003年からですから、デジタル化に向かって進んでいる割には、その蓄積がない。そして、デジタル化と言いつつも、対面がずっと残っていたり、非常に問題視しなければならない。行革でどこに手を突っ込んでいい

のかというのは大変問題があると思うんですけども、このマイナンバーカードを普及促進するためにどう取り組んでいけるのか、知事に伺います。

○知事(河野俊嗣君) マイナンバーカードがありますが、オンライン申請における本人確認の手段として利用されるなど、デジタル化を進めるための重要な社会基盤となるものであります。

国におきましては、令和4年度末までにほとんどの住民がカードを保有するという目標を定めまして、マイナポイントの付与による取得促進や、健康保険証としての利用拡大などの取組を強化しております。また、県においても、国や市町村と連携し、各種メディアを通じたPRやイベントの開催に取り組んでいるところであります。

現時点では、まだまだカードが十分普及していない状況にありますが、本県では、都城市をはじめとして、市町村で積極的に取り組んでいただいております。現在、人口比におけるマイナンバーカードの交付率は約3割、全国1位という状況であります。

とは言っても、まだまだ普及が十分ではありません。その理由としましては、利用範囲が限定的であることに加え、マイナンバー制度に対する国民の理解が深まっておらず、情報漏えい等の不安を払拭できていないことも大きな要因であると認識しております。

このため、県としましては、今後とも全国知事会等を通じまして、制度の安全性・信頼性についての丁寧かつ十分な説明を国に要望するとともに、市町村と連携して県民への啓発を行うなど、カードの普及促進に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ありがとうございます。

マイナンバーカードについては、国への信頼度というのが非常に問われていくと思うんです。情報セキュリティの問題というのは大変重要な問題です。ただ、考え違いをしてはいけないのは、情報を個人、IDを持っている本人が管理するということがきちんとマイナンバーカードをつくる人に伝わっていかないと、マイナンバーカードをつくるということが、なかなか難しい状況になるのではないかと考えています。

ですから、啓発するにしても、啓発する人がきちんとマイナンバーのことについて御存じないと、間違った情報が伝わっていくというふうに思うんです。法律での縛りも非常に強いようですので、その縛りを解きながらマイナンバーカードを普及させ、そして行政手続も、いろいろなことが本当に国民にとって使いやすいものに、本当に便利なものになるように、安心できるものになるようにしていただきたいと思いますので、全国知事会の動きについて、私も注視したいと思っております。よろしく願いいたします。

次に、今年新入学の子供たちは、小、中、高、大学と、自分の学ぶ学校へ行けない期間を多く経験しました。また、多くの楽しい学校行事も体験できずにいました。

これまでも、ICT教育の推進には取り組まれてきましたけれども、今回のコロナ対策の中から、これからの学校教育は、これまでとは違う学校教育の在り方を確立せざるを得ない状況になりました。

その背景を受け止めながら、県立高校におけるICT教育の推進については今後どのように行われるのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長(日隈俊郎君) 県立高校におきましては、今年度中に全教室へのWi-Fi環境整備や、全普通教室への壁かけプロジェクター及びスクリーン、教室用タブレット端末の配備など、ハード面の充実を進めることとしております。

また、GIGAスクールサポーターが学校を訪問いたしまして、実際の授業でICT機器を効果的に活用できるようアドバイスを行うなど、教職員のスキルアップにも取り組んでいるところであります。

これらの取組により、コロナ禍における緊急対策として、生徒の学びを保障するだけでなく、アフターコロナにおいてもICTを積極的に活用して、個別に最適化された学習や動画教材の活用、他校や企業及び海外を結んだ遠隔教育などを推進しまして、質の高い学びを実現できるよう努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 本当にそうなってほしいと思いますし、言われるとおりになっていくことを願っているわけですが、続けて教育長に、家庭にICT環境のない生徒にはどのような対応を行うのか、お伺いしておきたいと思っております。

○教育長(日隈俊郎君) 県立高校における、家庭にICT環境のない生徒への対応といたしましては、まず端末を所有していない生徒については、各学校に配備したタブレット端末を貸出して対応することとしております。

また、家庭に通信環境がない生徒については、臨時休業中においては、学校を開放し、オンラインでの学習が可能となるよう対応を取ることとしております。

○井上紀代子議員 ぜひ、そのことを心がけていただきたいと思います。このICTの中で今お聞きしたのは高校生ですので、まだ自分で

Wi-Fiのあるところを含めて探すことができるわけですが、市町村立の学校におけるICT教育の推進については今後どのように行われるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 市町村立学校におきましては、ほとんどの自治体が、校内の高速通信ネットワークとタブレット等の端末整備については計画を2年前倒ししまして、今年度中に実施する予定となっております。

県教育委員会といたしましては、まずは、今年度中に教員のICT活用指導力の向上を図るために、全ての小中学校の担当者を対象とした研修を行う予定としております。

さらに、次年度以降は、授業における効果的なICTの活用方法を県内に広めるために、授業動画の公開や、授業を身近に参観できる場を設定するなどにより、ICTを活用した授業力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 続けて、市町村立学校において、家庭にICT環境のない児童生徒にはどのような対応を行うのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 市町村におきましては、国の補助金や交付金等を活用して、家庭にICT環境のない児童生徒に対して、モバイルルーターなどの機器の貸出しや通信費の補助など、支援を行っている市町村もあります。

県教育委員会といたしましては、次年度以降の家庭の通信費の負担軽減について、国に要望しているところであります。

今後とも、家庭にICT環境のない児童生徒への市町村の支援を維持、拡大していくためにも、引き続き国に対し働きかけてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ICTは、やっぱり使いこ

なしていくということが大変重要だと思うんです。先生方の認識度とといいますか、それも確かに高めていただかないといけないなと思いますし、今は子供さんたちのほうが先に進んでいる場合もあるんですけれども、そこをお互いが学びながらやっていっていただきたいと思いません。

それと、教育の在り方の中で、このデジタル社会の中で変わっていけるのは、例えば貧困家庭で育っていて、この社会の中で自分の生活環境を転換させるということはなかなか大変だったんですけれども、デジタル社会の中にと、そのデジタル社会の中では、ひょっとすると貧困家庭の子供だって転換させることができるチャンスを得る可能性が出てくるわけです。

というのは、私は、日本の教育の中で一つ取り残しているというか、話されてこなかったのは、やっぱりファイナンスの勉強だと思うんです。お金に関する勉強を全然してきていない。経済に関する勉強をしてきていない。ですから、どうやって自分の生活環境だとか自分の人生をプロデュースしていくかということになると、随分、このデジタル化社会の中で変えていくことができるのではないかという期待があるわけです。

ですから、ICT環境のない子供であったとしても、そこの中から見つけ出していける、起業をすることも可能ですし、いろんな面で自分の生活環境を転換させることが可能ではないかなと思いますので、そこに視点を当てた教育、つまりファイナンスの勉強をさせていただけるようになっていくと、日本は教育速度というか、そういう意味で自分で選択して自分の将来を決めることができる、その可能性は本当に大きくなっていくと思いますので、これからも教

育界でのICTの活用というのをしっかりとやっていただくように、よろしく願いをしておきたいと思います。

次に、私が大変大好きな事業の一つであり、記紀編さん1300年記念事業、これは今後どのように継続し、これまでの成果をさらに生かしていくようにしていただけるものか。今後の展開について、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 記紀編さん1300年記念事業につきましては、これまで様々な取組を通じまして、神話や伝承、神社をはじめとする、ゆかりの地などの「みやざきの宝」を広く発信することによりまして、県民の皆さんの郷土に対する愛着や誇りの醸成が図られるとともに、「神話の源流みやざき」のイメージが浸透し、観光誘客につながっているものと考えております。

また、県外での神楽公演を通して、神楽を継承していこうという地域の方々や、それを支える方々の意識もさらに高まったものと考えております。これまで議会でも報告しておりますように、県外での神楽公演に対する注目というのは、極めて高いものがあります。改めて、その宝を見詰め直す機会にもなっております。

こうした「みやざきの宝」は、本県ならではの強みでありまして、磨けば磨くほどさらに輝きを増していく、県民共有の財産であると考えております。

私は100年後、記紀編さん1400年を迎えるときに、あの1300年、100年前の我々が、今の我々がよくスタートしてくれたと、100年後の子孫に感謝をされるような広がりをもって取り組んでいくことが非常に重要だと考えておりまして、今回の1300年の取組を一過性のものとすることなく、「みやざきの宝」をしっかりと次世代に継

承しながら、市町村や関係団体と連携を図り、文化振興はもとより、人材育成や観光誘客、移住定住の促進など、これからの県づくりに幅広く活用してまいります。

○井上紀代子議員 私は、この記紀編さん1300年記念事業は、宮崎県の根っこを探すような、大変いい事業であったというふうに評価をしています。

この事業のおかげで、私は県内の神社という神社を多数回らせていただきました。多分、多くの皆さんの中で、私は一番神社巡りをしているのではないかなと思いますし、その仲間を得ることもできました。

そして、県内の東西南北、訪れた神社というのは大小いっぱいあるんですけれども、たまたまは小さくとも、物語と、お守りしている人々がしっかりとそこに根づいて、暮らしているのを実感することができました。これが宮崎県なんだなと実感をしたところです。

また、今年は記紀1300年最後の年ということもありましたので、高千穂神社を中心とする「古事記巡りの旅」みたいなのを自分で企画しプロデュースして、何人も何グループも高千穂のほうに送らせていただきました。佐藤県議には大変お世話になりまして、山太郎ガニとかを紹介していただいたり、皆さんと一緒に交流ができたことを大変うれしく思います。

そこから今度はちょっと足を延ばすと、山の中なんですけど、草部吉見神社、幣立神社があって、その近くにアーユルヴェーダを中心とした食事を提供される「ザ キーストンガーデン」というレストランとかがあるんです。人がいっぱいいるのであんまり遠くまで行けないんですけれども、何グループにも分けてそこに送

らせていただきました。高千穂神社の後藤宮司から、改めて古事記、日本書紀にまつわるお話とかを聞かせていただいて、大変充実した時間を持つことができました。

記紀編さん1300年記念事業は、県の職員の皆さんの御努力もあって、多くの多くの事業に取り組んだのですけれども、私は、その取組の一つ一つが市町村に根づいて、市町村の人たちがそれをずっと継承していき、地域の中でずっとずっと続けていっていただくことを願いたいと思います。それが、この事業のいわゆる評価のバロメーターなのかなとも思います。

ただ終わったということではなく、これをどうまた——心の中も含めてそうですけれども——いろんな事業の中にベースとして広げていけるかどうかというのは、これからの宮崎県の力次第なのかなと思う次第です。やはり、心を失うようなことがあっては、地域の宝というのは本当は磨きがかからないのではないかと思った次第でした。

本当にこの事業はいい事業だったと、私自身は大変評価をしているところです。

次に行きます。

米軍人の新田原基地内の宿泊についてですが、九州防衛局と明文化されることは大切だとは思いますが、基地内の宿泊所の現状や情報提供による問題点などを見たときに、その実効性というのは本当に担保できるんだろうかという心配があります。

それについて知事はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 九州防衛局と関係市町で締結しております現在の協定書には、「国は安全対策等に努めるとともに、周辺住民の不安を解消するため万全を期す」と記載されており

ますが、包括的な内容となっており、これだけでは実効性の面で課題があると感じておりますし、今回もそこが顕在化したところでございます。

このため今後は、基地内での宿泊を含め、この協定書に記載されている安全対策等を担保するための具体的な措置などについて、九州防衛局と関係市町、県で協議を行い、文書で確認するとともに、国に対して、引き続き基地内での宿泊等を要請してまいりたいと考えております。

また、今回の訓練では、九州防衛局から、新型コロナウイルス感染症予防のため基地の外での宿泊になったという説明を受けておりますので、今後は、コロナ禍においても訓練参加者が全員宿泊できるよう、施設改修を要請することも検討していく必要があると考えております。

○井上紀代子議員 最後に言っておりました施設改修というのは、大変重要なポイントだというふうに思います。

私も、山下寿議員と一緒に新田原基地内の宿泊所を見せていただきましたけれども、やはりあの宿泊所でじゃあどうなのかという点は、もっと防衛省が考えるべきだと思います。ぜひこの辺は力を入れていただくと、明文化したものが実効性のあるものになっていくのではないかと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、農政問題についてお伺いいたします。

まず、家畜防疫についてですが、11月に入り、香川県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが連続しており、先週には福岡県や兵庫県の養鶏場でも発生が確認されるなど、過去の事例よりかなり早い時期での発生が続いています。

また、隣県の鹿児島県では、野鳥のふん等か

らもウイルスが検出されるなど、本格的な渡り鳥の飛来シーズンを迎え、国内どこで発生してもおかしくない状況にあります。

特に今季の発生事例については、いずれの農場の周辺にもため池が確認されており、本県においても、ため池等水辺の周辺に多くの養鶏場が存在していることから、本県での発生リスクが一段と高まっていると考えております。

県内では、平成29年1月の木城町での発生を最後に、養鶏場での発生は確認されておりませんが、一度発生を許せば、周辺農家の鶏や卵の移動が制限されたり、食鳥処理場やふ卵場等の関係施設の事業が停止される等、養鶏業界に大きな影響を与えます。

そこで、鳥インフルエンザ対策におけるこれまでの本県の取組について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 鳥インフルエンザの発生防止につきましては、鶏舎内へのウイルスの侵入防止の徹底が大変重要でありますことから、毎年度、全農場で、生産者による鶏舎やネットの破損箇所等の自己点検後、県が立入りまして、再点検を行うとともに、水辺付近のリスクの高い農場では再度立入りし、農場防疫の指導を強化してまいりました。

また、冬場に向けまして、防疫対策の徹底を呼びかける会議や防疫演習を開催いたしまして、万一の発生に備え、体制強化を図ってきたところでございます。

このような中、議員からもありましたように、香川県での発生を受け、直ちに緊急防疫対策会議を開催いたしますとともに、その後も続発しておりますことから、26日に、家畜伝染病予防法に基づき、全農場での石灰等による緊急一斉消毒の知事命令を発出したところであり、

県内での発生防止に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 まずは、鳥インフルエンザを発生させないよう、防疫の徹底をお願いいたします。

さて、現在、第3波に直面している新型コロナウイルス感染症ですが、その与える影響は、医療や経済のみならず、あらゆる分野の社会活動に及び、鳥インフルエンザの防疫対策においても例外ではないと考えられます。

コロナ禍だからといって、鳥インフルエンザが万一発生した場合の防疫措置がおろそかになってはいけません。防疫の作業は、対策本部や現場等で大勢の方が同時に行うことから、新型コロナウイルスの感染リスクを下げながらもしっかりと防疫作業を行うために、コロナ禍での作業を想定しながら、見直しや工夫が必要ではないかと考えられます。

そこで、鳥インフルエンザの発生に備え、防疫作業を行う動員者の新型コロナウイルス感染症対策について、どのように検討しているのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） コロナ感染症の第3波に直面する中、多くの動員者が集まる防疫作業では、十分なコロナ感染症対策を講じる必要があります。

このため、今月初めに実施しました防疫演習では、福祉保健部の関係職員も参加いたしまして、コロナ感染症対策に配慮した防疫体制の検証も行ったところでございます。

具体的には、動員者の送迎バスや待機施設での検温、施設内でのパーティション等による一定間隔の確保、手が触れる部分等の拭き上げ消毒など、防疫作業の前後におきます感染防止に係る詳細な手順等を確認したところでござい

す。

また、コロナ感染症拡大時には、保健所が担っていただいております健康調査等の人員不足が想定されることから、新たにサポート係を配置するなど、関係部局と連携しながら、万一の発生に向けまして、しっかり準備してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 まず、万一、鳥インフルエンザが発生した際には、動員者の新型コロナウイルス感染症に配慮した防疫作業について、関係部局としっかり連携した上で、迅速な防疫措置が実施できるよう、万全の準備をお願いしておきたいと思っております。

次に、SDGsの視点から見た農政の推進についてお伺いをいたします。

皆様御存じのとおり、SDGsとは、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標」のことですが、気候変動、自然災害、感染症などの世界規模の課題や、経済成長、貧困、格差などの社会問題について、国際社会全体で解決していこうとするこの取組は、国や分野を超えて大きな広がりを見せています。

私はこの目標実現には、食を供給し、環境問題に関わり、雇用や経済をも支える農業こそ、その担う役割は大きいと考えています。

そこで、この目標が反映される経済・環境・社会の3つの側面から、農政推進の考え方についてお伺いをいたします。

まずは、環境の面からですが、本県の主力産業である施設園芸にしても、残念ながら、地球温暖化の要因とされる化石燃料や輸入粗飼料に依存して成り立っています。私は、今のままの生産構造では、マイナス面で地球温暖化に影響し続けることになることを危惧しており、思い

切った改革が必要であると考えます。

そこで、本県農業が地球温暖化に与える影響と今後の対策について、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 本県農業につきましては、昭和35年にスタートいたしました防災営農計画を原点に、施設園芸や畜産を中心に収益性の高い農業を展開することで、農業産出額全国第5位の地位を確立してまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、地球温暖化の観点では、施設園芸の暖房や、畜産飼料の輸入、トラックでの農畜産物の輸送など、多くの化石燃料に依存した農業構造となっております。

今後、温室効果ガスの削減に加え、持続的な本県農業を実現するためには、化石燃料からの転換を少しでも進める必要があると考えております。

県といたしましては、施設園芸における省エネ対策や畜産飼料等の地域内循環、さらには畜産バイオマス等のローカルエネルギーへの転換や、モーダルシフトによる物流の効率化など、地球温暖化防止に向けた取組を、農業者はもとより、関係機関一体となって積極的に進めてまいります。

○井上紀代子議員 次に、経済面からですが、答弁にもあったように、本県は大消費地から遠く、輸送の多くにトラックが利用されているのが実情ですが、地球温暖化への影響緩和に加えて、輸送コストの削減が求められています。

私は、この問題の解決のためには、カーフェリー等の海上輸送の活用が重要だと考えます。宮崎カーフェリーが建造している新船の積載台数や燃料消費量について、総合政策部長にお伺

いたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 宮崎カーフェリーの新船建造につきましては、船体構造に関する設計が固まったところであります。

その上で、トラックの積載台数につきましては、近年のドライバー不足や長時間労働の是正などから、海上輸送に切り替えるモーダルシフトの需要に応えますため、現船から33台増の163台としております。また、農産物の冷蔵等に必要電源の数も、29増やしまして130台分にする事としております。

また、燃料の消費量につきましては、先進的な船型の採用ですとか、高性能なエンジンの搭載などによりまして、現船と比べ2割程度の削減が見込まれております。

このように、輸送力や効率性が大きく向上した新船が就航することによりまして、本県と大消費地を結ぶ物流ネットワークが一層強化されるものと期待しております。

○井上紀代子議員 ちょっと余談なんですけど、宮崎カーフェリーさんを先日、江南小学校と本郷小学校が修学旅行で利用させていただいて、子供たちがとっても喜んでいて、すばらしいマスコミの報道でしたけれども、いい画面になっていました。宮崎カーフェリーは、ぜひ修学旅行でもっと利用していただくといいなと思った次第です。

これまでも農政水産部では、海上輸送等を活用したモーダルシフトを積極的に推進していると聞いていますが、私は、効率的で低コストな輸送を実現することが、本県農業、ひいては経済にも好影響を与えるものと考えています。

海上輸送等による農産物輸送の今後の取組の方向性について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の農畜産物輸送は、トラックのみの陸上輸送や、フェリーとトラックの併用が主体となっております。トラック業界におけるドライバー不足問題や労働時間の規制等に対応するため、フェリー等の利用拡大の機運が高まっております。

一方、モーダルシフトをより一層進めるためには、物流拠点の集約化やロットの確保とともに、生育予測に基づく出荷スケジュールや、出荷量の平準化等が大変重要であると考えております。

県といたしましては、効率的で持続可能な農畜産物の輸送体制の構築に向け、本年8月に、農業団体、農業法人協会やトラック協会、フェリー事業者、県を構成員として設立いたしました「みやざき農の物流DX推進協議会」を活用いたしまして、サプライチェーン全体の課題解決を図りながら、新たに造船されるフェリーの利用など、モーダルシフトを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、社会面からですが、さきにも述べましたように、農業は、食の供給と人材の確保といった意味で、大きく社会貢献できる産業です。しかし、本県農業は担い手の減少が進んでおりまして、現在の生産力を維持していくためには、経営規模の拡大や生産性向上と併せて、省力化が重要だと思います。

そして、その実現のためには、ICTやロボット技術を駆使したスマート農業による技術革新を進め、経営に活用し、十分な効果を上げる必要があると考えます。

本県農業及び畜産分野へのスマート農業の普及にどのように取り組まれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） スマート農

業は、本県農業を持続的に発展させる上で必要な技術であるため、昨年12月に「みやざきスマート農業推進方針」を策定いたしました。今年2月には推進大会を開催するなど、農業者等とスマート農業の将来像の共有を図りながら、普及に向けた取組を進めております。

現在、国の実証事業等を活用し、ロボットトラクターやドローン、リモコン草刈り機、家畜の分娩監視システムなどの導入による費用対効果をはじめとした技術検証に取り組んでいるところでございます。

今後は、これらの成果を生かしながら、農業のスマート化を、現在策定中の次期農業長期計画の重点施策として位置づけますとともに、中山間地域や小規模農家でも活用できる、宮崎ならではのスマート農業の確立と普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 さて、ただいま御答弁いただいたように、スマート農業技術を着実に普及させていくためには、それらを使いこなす若い担い手の育成は不可欠です。そのような人材が育ち、まさにスマートな農業を実践することで、農業の社会的な魅力がますます向上すると思っております。

県は、若い担い手がスマート農業を習得できる環境の整備にどのように取り組まれるのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 様々なスマート農業の技術や機械類が開発される中、多額の投資を伴う導入効果を適切に判断し、使いこなす人材の育成が急務であると認識しております。

このため、農業大学校では、スマート農業の知識や技術を体系的に習得できる「みやざきアグリビジネス創生塾」を創設いたしました。最

新の機械類の整備とともに、学生や意欲の高い農業者等を対象に、講義やフォーラム等を開催しております。

また、農業改良普及センターでは、ICT機器を活用した栽培環境や飼養管理の見える化など、民間企業と連携した、青年農業者等への実践的な技術習得研修を実施しているところでございます。

県といたしましては、今後とも、本県農業の将来を担ってもらえる若い担い手が、スマート農業を知り、学び、そして使いこなせる環境整備に、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 やっぱり宮崎県の強みは、県立農業大学校があること、各試験場が徹底的に一生懸命試験研究されていること。これは大変強みだと思いますので、そこを生かしていただきたいと思っております。

今回、SDGsの視点から、本県農業の持続可能性について質問をさせていただきました。

県では、現在、今後10年を見据えた、新たな農業・農村振興長期計画を策定中と伺っています。

人や農畜産物のウイルス等の感染症による多面的な危機や、地球温暖化による国内外での大規模な農業気象災害の発生、そして本県農業が抱えている構造的課題、今回の新しい農業長計は、これらを打開していく新しい本県農業を提案するものであるべきだと私は考えます。

SDGsも同様に、長期的な視野を持って手がけていくべきものであり、その考えはしっかりと反映させるべきだと思いますが、今後の本県農業のあるべき姿について、知事にお伺いをいたします。

○知事(河野俊嗣君) 本県農業は、担い手や

労働力の減少に加えまして、頻発・激甚化する自然災害や地球温暖化、家畜や植物の伝染病、さらには新型コロナウイルス感染症への対応等、様々な課題やリスクに直面しているところでもあります。

このような中、近年、持続可能な社会の実現に向けたSDGsの取組は、国内外で広がりを見せておりまして、自然資本や環境の下で生産活動を行う農業は、SDGsの達成に率先して貢献することが求められていると考えております。

また、SDGsについて、県民の皆さんの間に理解を広めて、その取組を推進していく上では、本県の基幹産業である農業を通して、具体的に肌感覚として実感をしていただくことが大切であって、農業が一つの突破口になるのではないかと期待をしております。

これらを踏まえて、策定中の第八次農業長期計画では、SDGsの理念を施策ごとにしっかりと位置づけ、あらゆる危機事象にも負けない「新たな防災」の視点による生産基盤の構築や、脱化石燃料に向けた資源・エネルギーの地域内循環の促進、スマート化の取組による次代を担う多様な人材が活躍できる環境整備など、経済、環境、社会に貢献できる本県農業の構造改革を進めることとしております。

県としましては、これらの将来像を、農業者や関係団体はもとより、県民の皆様とも共有しながら、持続可能な魅力あるみやざき農業の実現を図ってまいります。

○井上紀代子議員 知事のおっしゃった持続可能な魅力あるみやざき農業の実現に向けて、しっかりと進んでいただきますことを、本県農業の応援団の一人として期待したいと思います。

次に、在宅介護についてお伺いいたします。

私は現在、要介護度4の夫を在宅介護しています。入院6か月後、現在まで2年8か月の在宅介護の日々が過ぎようとしています。この間、私を含め家族は、いわゆる在宅介護サービス専門の方々に身を委ねるようにして、学びながらの日々を送りました。

ケアマネジャーによるアドバイスで、介護におけるサービスを活用しながらの一步一步で、当事者である夫の、回復とは呼べない変化を喜び合いながら、先に何が起こるか見えないような日々を繰り返しています。私ども家族も、どの介護家族と変わらず、介護を支えていただいている方々によって成り立っている毎日に、大きな大きな感謝を持っています。

現在のコロナウイルスの発生は、在宅介護家族にとって、在宅介護のサービスのストップがどのような変化を与えるのか、その変化に家族は耐えられるのか、大きな不安を抱えています。

そこで、福祉保健部長にお伺いいたします。コロナ禍において、必要な訪問介護サービスが提供されているのか、お伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 介護サービスにつきましては、介護を必要とする高齢者やその家族にとって、住み慣れた地域における生活を支えるために必要不可欠なものです。

したがいまして、コロナ禍においても、介護事業者は十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して介護サービスを継続して提供することが重要です。

このようなことから、訪問介護事業者におきましても、サービス提供前後における手洗い、マスクの着用のほか、事前の体温計測など、徹底した感染防止対策を行いながら、必要な介護

サービスを提供しております。

県としましても、感染症対策に関する情報提供や衛生用品等の物品購入補助などを通じて、介護事業者へのサービス継続に向けた支援を行っております。

○井上紀代子議員 仮に感染者が出て、通所介護事業所が休業を余儀なくされた場合、利用者へのサービスが継続されるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のように、通所介護事業所が休業となる場合には、介護支援専門員いわゆるケアマネジャーが、利用者やその家族の意向を踏まえて、代替サービスが提供できるよう調整等を行います。

県は、保険者である市町村を通じて、ケアマネジャーに対し、事業所の休業を想定して、利用者の日頃の状態や代替サービス利用の意向等をあらかじめ把握しておくよう依頼しております。

このように、コロナ禍でも、介護を必要とする高齢者やその御家族が安心して暮らすことができるよう、県としましても、市町村や介護事業者等と連携を図りながら、継続的な介護サービスの提供に努めてまいります。

○井上紀代子議員 日頃から介護家族の実態を一番把握されていますケアマネジャーさんの丁寧かつ適切な対応には、感謝を申し上げます。

在宅介護にとって、お風呂に入れぬ日々が続くと、健康状態に大きく大きく影響し、より状態を重くすることになります。市町村や介護事業者等の継続的な介護サービスの提供が途切れることがないよう、コロナ対策の中での困難はあるとしても、十分な対応を要望したいと思います。

実は今、新聞紙上に載っていますあの場所に

私の夫も通っておりまして、ケアマネジャーさんが対応してくださって、ほかのところを御紹介いただいたところです。感謝を申し上げます。

次に、ヤングケアラーについて、福祉保健部長と教育長にお伺いいたします。

厚生労働省が市町村に対して行った実態調査においては、ヤングケアラーとは「年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負って、本来、大人が担うような家族の介護やきょうだいの世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども」と定義しています。また、表面化しにくいヤングケアラーの実態把握のために、文部科学省を通じ、全国の教育委員会を対象とした調査を12月以降に実施予定だとしています。

本県におけるヤングケアラーの実態をどのように把握しているのか、福祉保健部長へお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ヤングケアラーにつきましては、国が市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協に対して行ったアンケートでは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」と定義されております。

国の調査では、要対協が把握する要保護児童等のうち、ヤングケアラーと思われる子供は1.4%程度でありまして、表面化しにくい問題であることから、今後は学校を通じた調査を行うこととしております。

県としては、今年度、国が行う実態調査の状況等を注視するとともに、要対協を持つ市町村が学校等と情報を共有し、介護や障がい福祉サービス等の適切な支援につなげられるよう、関係機関への周知や助言等に取り組んでまいり

ます。

○井上紀代子議員 次に、ヤングケアラーの実態について、学校はどの程度把握しているのか、教育長へお伺いいたします。

○教育長(日隈俊郎君) ヤングケアラーについては、先ほどお話がありました、現在のところ明確な定義がなく、実態調査に至っておりませんが、各教職員による日常の観察や面談、家庭訪問により、子供たちが家庭環境に不安を抱いている様々な実態があることについては、認識しております。

今後、厚生労働省と文部科学省による実態調査が予定されていると伺っておりますので、その結果を参考にしながら、対応が必要なものについては、関係部局と協議してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ヤングケアラーについては、11月26日の毎日新聞により、埼玉県が県内の高校2年生約5万6,000人全員に調査をし、4.1%が、通学しながら家族介護や世話をするヤングケアラーだったと報道されています。自治体による当事者調査は、全国初で過去最大規模。回答した生徒のうち2,577人が、自分をヤングケアラーだと考えていたとも伝えていきます。我が県の実態も推して知るべしでしょうか。

ヤングケアラーの定義はさきに述べましたが、大人が担うような介護やきょうだいの世話ですから、埼玉県の調査は高校2年生が対象でしたが、小中学校の生徒まで調査するとなると、計り知れない実態になるのではと思われず。介護福祉の現状からも顕在化せず、教師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーでも顕在化しなかったヤングケアラーの実態をどうつかみ、今後どう対応していくこ

とになるのか、国の調査を待てば、我が県の実態は明確になるのか、どうするのか。家族介護をしている当事者としての私は、ヤングケアラーとして過ごしている子供たちを思うと、胸が痛く、早々なる対応を求める思いが沸き立ちます。

これにつきまして、教育長はどのような所感をお持ちでしょうか。

○教育長(日隈俊郎君) 私も、この新聞記事は読ませていただきました。子供を取り巻く環境ですけれども、中を見ますと、家族の病気、介護、障がい、あるいは精神疾患と、様々な環境に対して子供が負担を負わされているというような状況です。

また、親の関係を見ますと、アルコール依存であったり、借金を含めた貧困の問題であったり、そういった背景も抱えているようでございます。

この対策としては、福祉、医療、介護、また貧困対策、多岐にわたるものと、教育も含めて支援が必要であるというふうに考えます。これは社会全体で考えていくことが必要だとは思いますが、まずは子供たちだけに負担を負わせるのではなく、健全な成長と教育の確保、これを奪ってはいけないという観点から、やはり大人が責任を持ってしっかり対応していくことが必要ではないかと考えます。

○井上紀代子議員 御答弁、本当にありがとうございました。一緒に解決できることを願っております。

次に、産後うつについて福祉保健部長にお伺いいたします。

出産後の女性は、生活環境の変化やホルモンバランスの崩れにより、精神的に不安定になりやすいと言われていています。仕事とは異なり、評

働かされにくい子育てや家事、しかも日本は、子育て中の母親に寛容な社会とは言い難いと思われれます。周産期の妊産婦死亡の原因で、1位が自殺であると分かっており、その対策は重要です。

抱えている問題があれば、一緒に解決法を相談し合い、家族や子供に配慮しつつ、医療者や相談窓口へつなぐ支援が丁寧にされるべきであり、産後うつを抱える産婦への取組を積極的に行っていく必要があると考えますが、福祉保健部長の考えをお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、産婦を支援する取組としましては、市町村が実施する産婦検診や産後ケアなどがあり、県では、これらの取組が県内全ての市町村で実施されるよう、保健師等を対象とした研修会を開催しているところです。

また、精神的なリスクが高い妊産婦への対応として、妊産婦の診療が可能な精神科等の医療機関リストを作成しまして、精神科と産婦人科の連携を図るための連絡会において、関係機関で共有しております。

さらに、中央保健所に設置されている女性専門相談センター「スマイル」におきまして、女性の健康に関する様々な相談に応じるとともに、心の悩みなど様々な相談機関を紹介するポータルサイト「ひなたのおせっかい」を開設しており、県としましては、今後とも、こうした相談窓口等の周知・広報に取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 インターネットで産後うつを検索しますと、全国で唯一、宮崎県の「ひなたのおせっかい」が出てきます。とてもうれしく思っています。ほっこりするおせっかいに救われる人がいると願っています。

次に、毎日のコロナのニュースで、医療崩壊ほど強烈なものはありません。命が救われなさと自覚することほど、つらく悲しいものはありません。

東京の重症者が増えておりますが、東京都が厚労省の重症化基準と違うことから、もったいのではないかと話も聞こえてきます。コロナ対策で、患者の重症化は医療体制と密接であることから、正確な情報を知りたいと考えます。

我が県の新型コロナ患者の重症者の基準について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 厚生労働省の通知によりますと、新型コロナの重症者とは、集中治療室等での管理か、または人工呼吸器や体外式膜型人工肺、いわゆるECMOと呼ばれる機器での管理が必要な患者を言います。

本県においても、この基準に沿って同様に判断をしております。

○井上紀代子議員 最後ですが、宮崎市の新規感染者の発生状況についてどのように認識されているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 11月に入り、新型コロナの新規感染者は急増しております。特に宮崎市内では、職場や接待を伴う飲食店等でクラスターが発生し、さらに感染の広がりが見られるなど、この状況を大変重く受け止めております。

現在、これらの発生につきましては、接触者等の追跡ができておりますが、感染経路が不明なケースも出てきております。

また、患者の状況では、無症状者や軽症者が多く、宿泊施設での療養がほとんどでありますことから、現時点では、入院病床が逼迫するま

では至っていないものと認識しておりますが、時々刻々と変化をしてくれておりまして、今後の状況を注視する必要があると考えております。

全国的にも新型コロナ患者が急増している状況にあるため、引き続き、危機感を持って感染拡大防止対策に取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 これで私の質問を終わりますが、本当に危機感を持って感染拡大防止対策に取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私の質問の全てを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時0分散会

12月1日（火）

令和 2 年 12 月 1 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
監 査 事 務 局 長	横 山 幸 子
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 知事発言

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

ここで、知事から発言の申出がありますので、これを許します。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

高病原性鳥インフルエンザの発生について御報告申し上げます。

本県では平成29年1月以来3年ぶりに、高病原性鳥インフルエンザが日向市の肉用鶏農場において発生いたしました。

高病原性鳥インフルエンザにつきましては、10月下旬以降、全国各地で野鳥からウイルスが検出され、11月に入りましてから、香川県、福岡県、兵庫県の養鶏場で、立て続けに計10例発生しております。県内での発生リスクが高まっているという強い危機感の下、最大限の警戒態勢を取り、養鶏団体や市町村等を含めた対策会議を重ねて開催し、防疫対策の強化を要請、確認するとともに、県内全農場での立入点検や家畜伝染病予防法に基づく緊急一斉消毒の知事命令を発出するなど、対策を強化してきたところであります。

このような中、昨日午後、日向市の肉用鶏農場から、家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加している旨の通報があったことから、直ちに家畜防疫員による立入検査を実施するとともに、簡易検査を行ったところ、陽性が確認されました。

このため、速やかに県防疫対策本部会議を開催し、PCRによる確定検査の結果が判明次第、迅速かつ徹底した防疫措置を行うための準備を進めるよう指示したところであります。

その後、本日明け方にPCR検査の結果が判明し、疑似患畜であることが確定したため、午前4時半から、県職員やJAグループ職員の計275名が、飼養されております約4万羽の殺処分を含めた防疫措置を行うとともに、日向市及び県警本部等と連携しながら、発生農場付近の道路を遮断したほか、消毒ポイントを設置して、車両の消毒等を行っているところであります。

この間、埋却地の準備などでは地元の建設業協会に、また、夜間の作業で必要となる投光器は国土交通省に協力いただくなど、関係機関等に御協力をいただいております。深く感謝申し上げます。

引き続き国、日向市、JAなど関係機関等と緊密に連携しつつ、徹底した防疫措置により早期にウイルスを封じ込めるとともに、本日改めて緊急防疫会議を開催し、防疫対策の強化を要請し、県民の皆様へは正確な情報提供を行うなど、蔓延防止に全庁を挙げて全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

◎ 一般質問

◎ 丸山裕次郎議長

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、渡辺創議員。

○渡辺 創議員〔登壇〕（拍手） 県民連合宮崎、立憲民主党の渡辺創です。

新型コロナへの警戒が高まる中、鳥インフルエンザへの対応が加わります。関係者の皆様は、事故等にくれぐれも御注意いただき、御注力をお願いいたします。

さて、今回の質問は、通告内容に一部省略や

入替えがありますので、どうか御了承願います。

11月20日、新しく「高千穂口」との愛称になった宮崎駅西口に、県民が宮崎市中心部再活性化の牽引役として期待する「アミュプラザみやざき」がオープンしました。県とJR九州が整備した駅前広場には、週末や夕刻になると多くの老若男女が行き交い、「うみ館」と「やま館」をつなぐあみーろーど入り口の横断歩道は、笑顔の来街者であふれています。

日豊本線の線路が自宅の窓から見える地域で生まれ育った私にとって、鉄道は、宮崎と外の世界をつなぐかけ橋のように見えていました。幼き日、親にせがんで初めて特急に乗ったのは古い宮崎駅でした。憧れだった寝台特急「富士」や「彗星」に独りで初めて乗ったのは、93年に高架化が終わり、宮崎駅が新しくなって間もない頃でした。

同じ頃、日豊本線の宮崎県区間に初めて投入された、当時の最新鋭787系車両は、当時「にちりんシーガイア号」と呼ばれていましたが、宮崎駅で初めて乗り込んだ際のどきどきを、今も鮮明に思い出すことができます。

さて、このように外とつながる窓口であった宮崎駅は、2011年のK I T E Nビルの開業に続く今回のアミュプラザオープンで、「にぎわいを創出する拠点」としての新しい役割を担うことになりました。橋通り周辺の既存繁華街との周遊・連携・連動をうまく生み出し、宮崎市中心部のエネルギーをより一層高め、その勢いを県内各地に拡散する発信源となることを、心から期待するところです。開業に至るまで御尽力された全ての皆様に、心から敬意を表します。

一方で、公共交通の本質的な役割である「社会インフラとしての鉄道事業の維持」という意

味では、大きな転換点が近づきつつあるのではないかという気がしてなりません。

宮崎日日新聞11月17日朝刊に掲載されたJR九州・青柳俊彦社長のインタビューは、アミュの開業に寄せる形の仕立てですが、最も重要なメッセージは、紙面の約3分の1を割いた赤字ローカル線の部分であったと思っています。インタビューは余分な解説・補足を加えずにかぎ括弧でくくるスタイルなので、かなり厳密に言葉を引用しているはずですが、その中で青柳社長は、1、交通事業者による独立採算でのローカル線維持は成り立たない、一企業に未来永劫持続しろというのは理不尽、2、交通ネットワーク維持の選択肢としての上下分離やモード転換に言及した上で「沿線自治体に負担を求めることがいけないことだろうか」とし、「維持が難しいことを相互理解した上で、最終的な方法を選ぶのが議論の進展」と、率直な言葉を並べています。

公共交通機関としてのローカル線の現状を踏まえれば、鉄道事業者としての本音でしょうが、県民の一人としては、かなりの衝撃をもって受け止めました。

まず、このインタビューに対する知事の御感想をお伺いします。

壇上での質問は以上とし、残余の質問は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

青柳社長のインタビュー記事につきましては、アミュプラザみやざきが契機となって、中心市街地や地域交通ネットワークの活性化へつながる期待と自覚を込めたものであったと感じております。

一方で、御指摘がありました赤字路線への財

政負担や、需要に応じたダイヤ改正とのコメントについては、路線の維持に対するJR九州の姿勢に、改めて強い危機感を持ったところであります。

吉都線や日南線をはじめ、県内の鉄道については、これまでも利用促進協議会などにおいて様々な取組を進めてきたところであります。今後とも、沿線自治体等とも連携し、さらなる利用促進に取り組んでまいります。

また、JR九州に対しましては、鉄道はもちろん、駅ビルを含めた全体の経営資源を活用しながら、鉄道ネットワークの維持を図り、今後とも、地域の公共交通機関としての責務をしっかりと果たしていただくよう、強く求めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○渡辺 創議員 総合政策部長に伺います。

昨年夏の大雨で、吉都線では小林ー西小林間で土砂流出があり、一時的にバスの代行輸送が行われる事態になりました。

この際、県は復旧や代替交通手段の確保などに何らかの支援を行いましたでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 吉都線は、昨年6月末の大雨による災害により、約1か月間、列車が運休になっております。

このため県では、被災後速やかに県議会や沿線市町と共に、JR九州への早期復旧等の要望を行ったところであります。

この災害に係る線路の復旧につきましては、国の災害復旧事業の要件に該当しなかったため、国・県の負担は発生しておりません。

また、代替バスにつきましては、JR九州が有料で運行したものであり、県や地元自治体による支援は行われておりません。

○渡辺 創議員 宮日の青柳社長のインタビューでも、将来的な路線維持に自治体が財政負

担を負うことについて、「負担を求めるのがいけないことだろうか」という形で発言をされています。確かに鉄道は、空路や海路、道路に比べて社会インフラの整備・維持という観点で、公費投入が著しく少ないことは事実です。

平成29年の国土交通省公共事業関連費の予算配分を見ると、全体で5兆1,800億円のうち、道路予算が32%の1兆6,600億円であるのに対して、鉄道予算は僅か2%、990億円となります。しかも、この990億円のうち8割は整備新幹線分ですので、それ以外の鉄道に回る分は僅か200億円に満たないという状況です。

この背景を、国土交通省に長くいらっしゃいました永山副知事に御解説をいただければと思います。

○副知事（永山寛理君） 我が国の鉄道は、明治時代から、長い年月をかけて国による整備が進められ、現在の鉄道網が形づくられたものと認識しております。

その後、国鉄は分割民営化されましたが、その際には、鉄道資産がJR各社に引き継がれるとともに、特に経営が厳しいJR九州など3社には、鉄道ネットワークの維持を目的として経営安定基金が設置されるなど、これまでも、国による所要の支援が行われてきたところがございます。

議員御指摘のように、鉄道は、道路などと同様に重要な社会インフラでありますので、これまでの歴史的背景や民営化の経緯などを踏まえ、JR九州には、今後とも、公共交通機関としての責務を果たしていただくとともに、国に対しましては、路線の維持・存続が図られるよう、引き続き、必要な支援を要望してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。そ

のとおりかと思えます。

近年、九州各県で、大雨などの災害のダメージがローカル線維持の障壁になるという場面が相次いでいます。日田彦山線や豊肥線、久大線、肥薩線などが例として挙げられるかと思えますが、災害の激甚化が顕著な状況の中で、宮崎県内においても同じような状況が生じる可能性を否定することはできないというふうに思います。

深刻な事態になってから考えるのではなく、社会インフラとしての鉄道網が欠かせないという意識が明確であるのであれば、国や自治体の関与の在り方など、住民理解も含めて、少しずつ検討を始めておくべきではないかと私は考えるところです。

JR九州が公開した、平均通過人員が1日2,000人以下の線区別の収支データによると、日豊本線は全体の状況が分かりませんが、佐伯－延岡、都城－国分、さらには宮崎空港線、吉都線、日南線、いずれも2,000人以下に含まれています。さらに30年前と比べると、50%以下に減少しているという状況という路線が大半であります。

2,000人というラインは、本当にぎりぎりのぎりぎりの線ということであるのは事実であります。ちなみに、国鉄民営化の際に地方路線廃止の基準とされたのは1日4,000人ですから、その半分のラインにも達していないというのが現状です。

新型コロナの影響は、長距離移動の高速鉄道が収益の柱となっている日本のJR各社を直撃しています。るる申し上げてきたように、このような現実をしっかりと見詰めながら、その中で鉄道網を守る方法を真剣に考えていかなければならないのではないかと考えておりますので、

今回はそのことを提起して、このテーマは終わりたいと思います。

次に、日米共同訓練における米軍のホテル宿泊問題から、国と地方の関係性について考えていきたいと思えます。

まず、私は、日米安保体制は幾つかの課題を抱えながらも、この国の現実的な安全保障政策の基軸と考えておりますし、東アジアの国際環境を考慮すれば、米国との連携は現実的政策の方向性との認識に立っています。日米共同訓練についても、沖縄の基地負担軽減という大命題を進める上で、騒音問題など県民の心痛を伴いながらですが、その必要性を全否定する立場にはありません。また、日々、安全保障の最前線に立つ自衛隊の方々や米軍の方々、その一人一人のリスクを背負いながらの貢献に敬意を表したいと思います。

その前提に立ち、今回の日米共同訓練をめぐる本質は何であったのかを考えていきたいと思えます。そこには、課題としての「2つの関係性の矛盾」があるというふうに思えます。1つは、「日本と米国の間」の矛盾。これは日米地位協定に象徴される2国間の矛盾です。そしてもう1つは、「国と自治体」の関係性の矛盾です。今回は、そこに新型コロナへの不安・警戒という変数が加わりましたが、そこはあくまでも副次的な課題であったというふうに考えています。

今回の質問では、「国と自治体」の矛盾に的を絞って、認識を確認してまいります。

まず、県は平成19年4月に、当時の福岡防衛施設局と周辺5市町が結んだ「米軍再編に係る新田原基地への訓練移転等に関する協定」に立会人という立場で参加をしています。内容については、先日の坂口議員の質問で的確に説明さ

れていましたので省略しますが、まず、この協定に県が立会人として関与した理由と、締結後、この協定の見直しを検討したことがあったか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 平成19年に現在の九州防衛局と関係市町が協定を締結する際、関係市町の長から知事に立会人になってほしいという要請があり、県は県民の生命・財産を守る責務があることから、立会人となったものでございます。

なお、これまで具体的な協定の見直しが検討されたことはない、関係市町から伺っております。

○渡辺 創議員 次に、この平成19年協定には、米軍の宿泊場所についての記載はありません。今回、県は「米軍の基地内宿泊が原則」という立場を取ってきました。防衛省もその認識に相違はなかったようでしたが、このルールは、どのような形で確認されてきたものなのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 宿舎にしましては、タイプⅡと言われる比較的大規模な在日米軍再編に伴う日米共同訓練を実施するため、約200人の米軍人が滞在できるよう整備する旨が記載された資料が存在するとともに、平成22年1月の新田原基地周辺協議会による要望活動の際、九州防衛局長が「今後は基地内に宿泊施設ができることによって外に宿泊することがなくなると思っている」と発言した記録が残っていることなどから、米軍人の基地内宿泊は関係者の共通の認識でございました。

○渡辺 創議員 話を前に進めます。

今回、県と周辺自治体が基地内での宿泊を様々な形で国に要請し、県議会も意見書を国に送りました。一連のやり取りの中で、防衛省か

ら、宮崎の意向や声を受け止めて、米軍との間でどのように交渉しているのか、交渉の内容や事実関係などについて説明はありましたか。危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 九州防衛局からは、基地内宿泊の要望につきましては、防衛省本省において米軍と調整を行っているとの説明を受けましたけれども、交渉当事者や具体的な交渉内容についての説明は受けておりません。

○渡辺 創議員 私たち県民連合宮崎は、立憲民主党本部と協力して、今回の日米共同訓練の宿泊問題について、10月21日に参議院議員会館で防衛省へのヒアリングを行いました。国会議員と共に、満行議員、太田議員と私が参加しました。その中でも防衛省は、米軍のどの部署と交渉しているのか、また、具体的な交渉のフレームすら明らかにしませんでした。その後、文書での回答を求め、訓練後の11月17日に行われた回答では、「米軍との調整は、宮崎県の要望を受けた後、累次の機会に調整してきておりますが、その詳細については、米軍との関係もあり、お答えを差し控えます」との内容でした。国民の代表者である国会議員に対する回答が、この内容ということになっています。

私は、安全保障政策に関わる情報には、すぐにオープンにできないものもあるというのは、当然理解をします。今回の日米共同訓練「キンソード21」の、例えば作戦内容に影響があるような情報などならいざ知らず、宿泊に関する防衛省と米軍のやり取りを、訓練が終わった後であっても一切説明をしないという姿勢は、正直理解に苦しみます。

そこで、知事にお伺いしますが、知事は防衛省との一連のやり取りの中で、防衛省は基地内

での宿泊について本気で米軍と協議をしているというふうに実感することができましたでしょうか。もし、実感できたのであれば、どのような場面でそう感じたのか。それとも、「既に結論は出ていて、防衛省は米軍と交渉していないのではないか」、そのような疑問を持ちながら対処していたのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 九州防衛局長との複数回にわたる折衝、また、中山防衛副大臣への要望活動などを通じて、防衛省において米軍と様々な交渉をしていただいているという説明を受け、またその実感もしておったところであります。

相手が米軍だけに、なかなか難しい交渉であるというところは受け止めながらも、我々としてはなかなかそれが受け入れられないということを変に不満に思いながら、繰り返し要望に努めたところであります。

○渡辺 創議員 私は先ほど申しましたように、防衛省の地方協力局地方調整課長、それと防衛政策局の訓練課長とヒアリングで直接対峙する機会をいただきました。そのやり取りの一部はユーチューブでも公開していますので、興味がある方は、ぜひ御覧いただければと思いますが、正直、もうあの段階では結論が出ていて、宮崎県がどんなに要請を繰り返しても、結論を覆すために米軍と本気で交渉しようという気配は、私は一切感じられませんでした。

「時既に遅し」というむなしさを抱えながら、宮崎に戻ったと言わざるを得ない状況でした。

しかも、そのヒアリングで明らかになったのは、防衛省で米軍と交渉している最高のレベル、一番水準の高いところというのは、この日いらっしやっていた地方調整課長ということでした。私はてっきり、県として知事が副大臣や

政務官にも直接お会いになり、通常、日米共同訓練があるからと行って行うわけではない、考えられない異例の対応をしているわけですから、せめて政務三役クラスが努力をし、汗をかき、それでもらちが明かないというくらいの対応はあってもいいものかなと思っておりましてけれども、残念ながら実態は全く違うという状況でした。

知事は交渉しているという印象をお受けになったということでありましたけれども、1つお伺いしたいと思います。残念ながら、宮崎の声は何一つ受け入れられず、異例の、繰り返しの、知事や首長の要請があつたにもかかわらず、議会の意見書もあつたにもかかわらず、何一つ実を結ばなかったということになりました。

知事は、霞が関の常識も、国と自治体の関係性の実態もよくお分かりの立場です。だからこそ、あえてお伺いをしたいんですが、知事は、繰り返し防衛省に要請をしながら、その際、どのような形で防衛省が米軍と交渉してくれるイメージを抱きながら、どのような期待を込めて対応していらっしやったのか、お伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 地方として国に要望する場合に、国がその責任を全部完結できる内容であれば、国に対して様々な形での実現を求めていくわけですが、今回その国が、さらに米軍との交渉をするということで、大変また難しい要素が加わっているということは実感したところであります。中山副大臣等に直接お願いをする中で、副大臣からは、しっかりと地元の要望を伝えて交渉を行ってきたという説明を受けておりますので、それは防衛省において可能な限りの努力を重ねていただいたものと受け止めた

ところであります。

○渡辺 創議員 もう一つ伺います。

本省の課長クラスが米軍との交渉の最高レベルというのは、知事としては納得できる対応であったというふうにお考えですか。

○知事(河野俊嗣君) その課長クラスの対応というところは、直接説明を受けず、また把握もしていなかった情報でございますが、米軍との交渉の在り方がどのように進められているのかというのは、詳細に把握しているものではありません。それがふさわしいかどうかというのは、なかなかそのルールが分からない状況だけに、判断をしかねるところであります。我々としては、しっかりと地元の要望を受け止めて、国としての努力を重ねていただいたものと受け止めておるところであります。

○渡辺 創議員 聞き方を変えますが、今回の一連の防衛省の対応を振り返って、知事は国の姿勢に誠実さを感じていらっしゃいましたでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) まずは、国からの情報提供が大変遅い、また小出しであったというところに強い不満を持っているところでありまして、特に、国に対して繰り返し基地内での宿泊を強く求めている中で、先遣隊が来県して基地の外に宿泊するという情報が直前になって寄せられたということ、地元の理解が得られないまま、基地の外での宿泊がなし崩し的に進められたことは、誠に残念であると考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。いろいろと御答弁しづらい内容もあったかと思いますが、申し訳ありません。

日米関係に精通したメディアの人間が、「防衛省はのれんだ」という助言を、今回のことに当たって私にくれました。安全保障政策に関す

る判断に、我々自治体の立場からは手の出しようがないというのが現実です。しかし、実際にその施策の影響は自治体にも及ぶ。今回の日米共同訓練がいい例です。米軍と影響を受ける自治体が直接やり取りをすることができないからこそ、防衛省は自治体に対して責任を持つという立場になる。平成19年の協定もそういう立付けになっているというふうに感じています。

けれども、いざ今回のような事態になれば、防衛省という存在が、こちらの助けになるのではなくて、交渉の実態がどうなっているのかを見詰めようとする我々の視界を塞ぎ、何とかしようと自治体側が動いてみても、何とも実感が無い。まるで柳に風で、聞いてくれているのかすら分からない。触れた感じが無い。まさにのれんというのは、的確な表現だというふうに感じたところです。

私は今回、自らの国の政府にないがしろにされるということのむなしさを痛感しました。様々な経過がある中で、安全保障政策の重要性などを鑑みながら構築されてきた理解や納得や合意。こういうものを国が一方的にないがしろにし、一方的に現状変更を図った。そして、それに対して上げた怒りの声に対して、その対応はソフトだったかもしれないが、その本質は全く受け止めてもらえなかったというのが、今回の出来事のような気がします。

少し言葉が過ぎるかもしれませんが、私は、宮崎がばかにされているんだというふうに、今回の一連の中で感じました。そのことが、宮崎の地方自治に関わる者の一人として、その尊厳を著しく傷つけられた気持ちにもなりました。沖縄県の怒りが米国よりも政府に向く心情を、僅かながらもうかがい知ったような気がしています。

ただ、いつまでも振り返っていても仕方がないので、大切なことはこれからです。そこで、今後の対応について伺っていきます。

知事は、今議会冒頭の提案理由説明の中で、今後の対応について、「年度内に国と書面での確認を行う」と所信を述べられておりますけれども、これは平成19年協定を見直すということなのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 平成19年に九州防衛局と関係市町で締結しました現在の協定書は、包括的な内容となっております、これだけでは実効性の面で課題があると考えております。そのため、基地内での宿泊や適時適切な情報提供など、協定書の内容を担保する具体的な措置について、九州防衛局と関係市町、県で協議を行い、文書で確認していく必要があると考えております。

なお、協定書そのものを見直すのか、協定を補足する覚書などの文書で確認していくのかという方式については、今後、関係市町と協議してまいります。

○渡辺 創議員 分かりました。

私は、協定の見直しであれ、さらなる覚書であれ、明確に「基地内宿泊を原則」というふうに記載すべきだと考えます。その際に、新田原基地内の施設面に不備があるのであれば、それは国が責任を持って対応すべきことです。こちらがその状況を考慮して、協定等の内容に手心を加える必要は一切ないというのが、我が県の立場であるはずだと思います。ぜひ、きちんと記載させるためにも、県の姿勢を明確に示すべきだと考えますが、知事にその覚悟をお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、この施設というものが、日米共同訓練の米軍人の宿

泊を受け入れるために整備されたものでありまして、文書の内容につきましては、今後検討していくこととなりますが、「訓練時の宿泊については基地内とする」という内容を文書で確認することは、大変重要であり、必要であると考えておりますので、国に対し強く求めてまいります。

○渡辺 創議員 県の姿勢は分かりました。

そこで、新たな文書を交わすに当たって、県は、平成19年協定と同じ立会人という立場でいいのか。今回のケースでも、実質的に先頭に立って対応していたのは県だというふうに思います。

当事者として参画すべきではないかと考えますが、知事のお考えをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 県としましては、事案の内容や状況等に応じて関わり方を強めたり、国との調整役を果たすなど、関係市町の意向等も踏まえながら、より強くサポートしていきたい、そのように基本的なスタンスとして考えております。

今回の九州防衛局との確認文書の締結などにつきましても、関係市町と一緒に検討し、対応してまいりたいと考えておまして、その中で県の立ち位置についてはよく整理をし、協議してまいります。

○渡辺 創議員 このテーマの最後としますが、10月22日に防災拠点庁舎の真新しい会議室に、九州防衛局の広瀬局長らが来られて、訓練前最後の接触がありました。宮崎側は、知事をはじめ5市町の首長が並び、関係する県の幹部や担当者の方など、かなりの数そのやり取りを見守り、メディアもあふれ、最終的な国の考えを伝えるセレモニーの様相を呈していたという感じを受けました。

私もその後ろのほうで状況を観察していたのですが、結論は言うまでもなくゼロ回答ということだったわけですが、知事は、その場でその回答を聞いた後に、「基地内での宿泊を前提とすること」、そして「新たな文書での確認」ということを広瀬局長に迫ったというふうに記憶をしています。

それに対して広瀬局長は——私の位置から正面で見えていたけれども——首を前に少しかしげたように見えるのは見えましたが、具体的に言葉にしてのお返事はなかったというふうに記憶をしています。

私は、その場で口頭での返答を求めるべきではなかったかなと考えますが、そのあたりについて、知事の御感想やお考えをお伺いしたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、この10月22日の協議の場において文書での確認をするということ、その了解を取ることとは大変重要なものだと考えておりました。

その場で、今回の基地の外での宿泊が前例とにならないよう、今後の訓練については、基地内での宿泊を前提とすることや情報提供の在り方、安全対策の具体的な対応等について「文書で確認していくことに応じていただけますか」と求めた際に、九州防衛局長から具体的に言葉として発せられたわけではありませんが、はっきりうなずかれたということをもって、その態度から了解をいただいたものと受け止めております。その認識の下、関係市町と共に、九州防衛局と調整を進めてまいります。

○渡辺 創議員 分かりました。

私は、ちょうどあの場面が、今後の国とのやり取りを考えた際に、瞬間的に唯一、最も宮崎側が優位な立場に立っている瞬間だったという

ふうに思いました。だからこそ、あの場で言質を取っておく必要があると感じたのですが、今、御答弁にあったように、知事は、あれは国が了解したと受け止めたということでありますので、ぜひ今後の交渉に当たっては、国は了解したんだという前提で、ひるまぬ交渉姿勢を貫いていただきたいと思います。そのこと申し上げて、テーマを移します。

次に、ヤングケアラーの実態についてお伺いしていきます。

昨日の一般質問で、井上議員の質問もありました。重なる部分もありますが、ヤングケアラーとは、国内ではまだ明確な定義がありませんが、通常は大人が行うことが想定されている家族の介護や世話を、何らかの理由によって、例えば高校生や中学生なども含む若い世代が担っていることを指します。

国が近く実態調査に乗り出す方針ですが、本県の実態について、福祉保健部はどのように把握しているでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） ヤングケアラーと呼ばれる子供たちにつきましては、国は、その実態を把握し、必要な支援策を検討することを目的に、平成30年度と令和元年度の2か年において、市町村の要保護児童対策地域協議会、いわゆる要対協に対してアンケート調査を実施しております。

この令和元年度の調査結果によりますと、要対協が把握する要保護児童等のうち、ヤングケアラーと思われる子供は1.4%程度であり、家庭内のことで表面化しにくい問題であったことから、今後は学校を通じた調査を行うこととしております。

県としましては、今年度、国が行う実態調査の状況等を注視するとともに、市町村や学校等

と情報を共有し、介護や障がい福祉サービス等の適切な支援につなげられるよう、関係機関への周知や助言等に取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 同じ趣旨で、学校現場での把握状況を教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） これまでに、学校現場において、ヤングケアラーの実態把握を目的とした調査というのは行っておりません。

しかしながら、児童生徒の状況については、学校の教職員が日常的に観察しておりまして、その変化を捉えやすい立場にあるため、子供の家庭環境に不安が感じられる場合には、面談や家庭訪問を行い、詳しい状況を確認しているところでもあります。

○渡辺 創議員 両部局とも、問題意識は持ちながらも、その詳しい実態については現時点では把握することが難しいということかと思えます。これは、国の方針もこれからというところですから、現時点では致し方ない状況なんだろうと思うんです。そこで、今回の一般質問を行うに当たって、県内の全ての高等学校を対象に、アンケート調査を自分で行いました。

県内には51の県立・私立高校がありますが、今回のアンケートに対しては、宮崎東高校が定時昼間・夜間・通信とそれぞれ御回答をくださいましたので、都合53校という計算にして対応したいと思っています。

実質1週間という短期間でのアンケートでしたが、回収率は53校中42校が回答してくれました。県立高校39校中35校、私立高校14校中7校という回答で、全体での回答率は79.2%、県立高校はほぼ9割の回答率でした。御協力いただいた学校や先生方、そしてアンケートの回答に様々な思いや実情を込めてくださった方々に、心から感謝を申し上げたいと思います。

調査結果ですが、学校にヤングケアラーが在籍するとの認識がある学校は、回答があった42校中19校。近年在籍していたとの回答も2校ありましたので、この2校を合わせれば21校となります。回答してきた学校のうち半分の高校で、ヤングケアラー状態の生徒を認識しているという結果になりました。

ほとんどの学校が、生徒の自らの申出や学校での生活の変化、そして中学校からの申し送りなどが状況把握のきっかけということになっていました。

このように、現場ではかなりの確率で——定義が決まっていませんので、厳密に言うことはできませんが——いわゆるヤングケアラーという存在を、うっすらながらも把握できているようですが、この結果に対する感想と、学校ではどのような対処が考えられるか、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 渡辺議員が行われましたアンケート調査の結果について、詳細は私どもも把握していないところなんですけれども、昨今の児童生徒を取り巻く状況を考えますと、御指摘のヤングケアラーと言われる児童生徒が、一定程度、各学校に存在するのではないかと感じたところでもあります。

また、このヤングケアラーなど、児童生徒が家庭環境に不安を抱いている状況が見られた場合、学校では、スクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフや市町村の福祉部局の担当者等を加えたケース会議で対応を協議し、関係機関につなぐなど、家庭環境の改善を図るための必要な支援を行っているところでございます。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

アンケート結果から浮かび上がったのは、もちろん、それぞれ状況は異なるわけですが、家

事や介護に追われ、部活動や課外活動、修学旅行などに参加できず、友達関係が希薄になったり、肉体的・精神的疲労から遅刻や欠席、居眠りを繰り返し、授業についていけないというケースがあったり、情緒不安定な状態に陥っている子供たちがいたり、生活環境が整わずに校納金に未納が生じていたり、将来の進路選択にも前向きになれない、そのような課題があるということを各学校から御回答いただきました。今、申したような、課題を抱えた高校生の姿が浮かび上がってきたところでありました。

もちろん、家事の手伝いをしたり、家族のケアに当たること自体に問題があるというわけではありません。家族の中で、一生懸命愛する家族や皆さんのためにそういうふうにごろごろしている子供たちもいると思いますので、そのこと自体を問題と言っているわけではありませんが、ポイントは、その負担感の程度だというふうに思っています。ケアに当たっていることの不安が、子供たちの生活に大きな支障をとなっていたり、将来の選択に過度な足かせとなっていたり、状況によっては子供たちの尊厳を傷つけるようなケースが埋もれているのではないかとこの視点で見ていくことが大事ではないかと思っています。

ある県央部の県立高校の先生は、家族の世話をしつつアルバイトで家計を支え、別の兄弟の現実的な進学先を考えながら、自らの卒業後の進路を模索する生徒を例にして、「そういう生徒は、進路の話をしてしても全然わくわくしていません。希望の格差というのはこういうものかと考えさせられます」という心情を書き込んでいらっしゃいました。

また、別の県立高校の先生は、ヤングケアラーの状態にある生徒を認識しながらも、これ

までに何の対応も施せないままだった生徒がいたということを明かしていらっしゃいます。その行間からは、その先生の無念さがうかがえたような気がしました。

また、目立ったのは、現状では存在を認識できないけれども、そういう視点での情報把握ができていないというだけで、「恐らくそういう生徒はいます」という趣旨のコメントもたくさんありました。数字に反映できていない実態がうかがえますし、現場の先生たちの葛藤がうかがえるという結果でもあったと思っています。

さて、知事は、日本一の子育て・子育て立県を目指す立場から、この問題をどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

○知事(河野俊嗣君) ヤングケアラーと呼ばれる子供たちにつきましては、健やかな成長や学び、進路などに大きな影響を受けていることが懸念され、状況によっては、子供の権利侵害にもつながる大変重要な問題であると認識しております。

ヤングケアラーという、いささかしっくりこない横文字を使うことに、いかがなものかという思いはありますし、子供や家庭をめぐる状況は個々具体的、様々なものがあって、明確な線引きは難しいのではないかなと思いつつも、そのような厳しい状況に置かれている子供たちがいるんだという、そこに光を当てたということは、非常に重要な問題提起であると受け止めております。

今後、国による実態調査も行われるとのことですが、県として、各分野において、市町村とも連携した支援に取り組んでいくことにより、社会全体が、この問題に対してしっかりとした認識を持ち、子供や家庭が抱える困難に寄り添い、きめ細やかな支援を行うことが重要

であると考えております。

本県は、日本一の子育て・子育て立県を掲げ、子供の最善の利益が実現できる宮崎づくりを目指しているところでありまして、この問題についてもしっかりと取り組んでまいります。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。心のこもった御答弁をいただいたと思っています。

先ほどありましたように、子供の最善の利益をどう大事にするかということが、元気で夢を持った子供たちを育てる環境の宮崎県をつくろうとする中で、本当に大事なことだというふうに思いますので、国の対応を待つばかりではなくて、先取りして宮崎県で考えていくということも大事じゃないかなと思っています。特効薬で簡単に解決する、1つの方法で解決できるという社会課題だというふうには思っていません。

まずは、そういう環境にいる子供たちが、苦しいときに素直に、率直にその気持ちを吐露できるような場を確保していくことなどから、環境整備が必要なのではないかなと思っていますので、ぜひ、対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。

次に、教育関係のテーマについてお伺ひしていきます。

県立高校再編の今後のことについてと、修学旅行に関してのことを考えておりましたが、修学旅行に関しては、同じような質問が続きましたので、割愛させていただきます。

高校の再編についてお伺ひしてまいります。新しい時代の県立高校の在り方について協議を深めてきた県学校教育計画懇話会が、10月30日、最終まとめを行いました。

県は、次期教育整備計画を来年度からに前倒

しする方針と理解していますが、懇話会の方向性を踏襲する考えと理解しているか、教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の学校教育計画懇話会からの提言では、今後の県立高校の在り方として、地域振興の核としての役割を果たしていることや、小規模の高校であっても、ICTの活用により教育の質を保証できるのではないかとといった御意見をいただいたところであります。

次期教育整備計画を策定するに当たりましては、これらの御意見を参考に、統廃合を前提とするのではなく、まずは、県立高校それぞれの魅力を高める具体的な取組を示した教育整備の方向性を検討してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今回の最終まとめの大きなポイントの一つは、高校再編に関して、これまで基準としてきた「全日制高校における1学年の適正規模は4学級から8学級を基本とする」、この考え方に、単に適正規模を下回ったことのみを理由にする統廃合の見直しを求めているところにあると思っています。

一方で、適正規模という考え方を持つこと自体は、懇話会も一定の理解をしているという内容になっていますので、今後、この4～8学級という適正規模そのものを見直す考えがあるのか、教育長にお伺ひします。

○教育長（日隈俊郎君） 今回の学校教育計画懇話会の提言においては、高校が、専門的で多様な教育課程を提供する役割を担うということから、望ましい学校規模の考えを示すことに、一定の理解をいただいたところであります。

これを踏まえ、今後、ICT機器等の整備をはじめ、国の教育改革の動向等も念頭に置きな

がら、今年度末を目途に、新時代における望ましい学校規模の考え方について、見直しを含め検討してまいります。

○渡辺 創議員 「望ましい学校規模の考え方について、見直しを含め検討していく」、分かるようでちょっと分かりづらいので、改めてお伺いします。

適正規模は、今の4～8学級、そして、その基準を外れる場合にも弾力的な判断をするという方向性なのか、それとも、4～8学級という適正規模の内容そのものを見直す方向なのか、教育長にお考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） ただいま御指摘の点につきましても、先ほどの答弁で申し上げましたが、まずは、今回の学校教育計画懇話会の御意見というのがございますので、これを踏まえて、私どものほうで見直しを含めて検討してまいりたいと考えております。

その案について、教育委員会でさらに協議をしてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 今、11月議会が行われています。来年度から新しい計画でいくということになれば、2月議会までの間に教育委員会での何らかの合議が行われて、議会に対して、2月議会ということになるかもしれません。長年、県立高校の再編をめぐって鍵となってきた基準ですが、数年前は都農高校の問題等もありました。非常に影響の大きい問題なので、できるだけ早く考え方を示していただいて、我々が議会で議論するに当たっても、やはりいろんな意見を踏まえることも必要だろうと思っておりますので、改めて、その御努力をいただければということをお願いしたいと思っております。

小規模校に可能性を残すという方向性は、私は個人的にも間違っていないと思っております。た

だ、一方で、一定規模の学校でなければ、子供たちの学習や課外活動等に対する欲求に応えられないという側面もあります。

県立高校の望ましい未来像について、教育長の見解をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 高校においては、一定の学校規模を保った上で、切磋琢磨や学び合いの中、深まりのある教育が展開され、生徒の進路に応じた多様な幅広い教科や、様々な部活動が開設されていることが望ましいと感じております。

少子化の影響により、全体的には生徒数が減っていく中ではありますが、教育環境の整備を進め、地域の教育資源やICT機器を効果的に活用した教育を実践するなど、生徒にとって魅力と活力のある県立高校を目指してまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 このテーマの最後にします。最終まとめでは、通信制高校についても触れています。県内でもクラーク記念国際とかN高校とか、いわゆる広域通信制の存在が目につくようになってきました。それぞれ特色ある新しい教育メニューを展開しているわけですし、メディア等でも取り上げられて注目を集めているものも少なくないというふうに思います。ただ、一方で、広域通信制をめぐっては、その水準の確保が問われたようなケースも、まれだと思っておりますが、ありました。

このような環境の変化がある中で、県立の通信制の現状と今後の方向性について、教育長のお考えをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 県立高校の通信制課程では、在籍する多様な生徒の実態に対応し、生徒一人一人の学習ニーズに応じた添削指導や、将来を見通した進路指導等のきめ細かな教

育を行っているところであります。

今後は、この通信制課程におきましても、ICT機器等を効果的に活用することで、より生徒一人一人の実情や実態、ニーズ等に応じた学習が展開できるよう、教育内容や方法の充実を図ってまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

テーマとしては最後のテーマにいたします。記紀編さんについてもお伺いするつもりでしたが、昨日、井上議員が丁寧に御質問いただいておりますので、省略させていただきます。

最後のテーマとして、宮崎県という一つの組織の未来、また、県の各施策の立案・進行、県民生活の維持・向上を考える上で、極めて重要な問題である職員採用についてお伺いします。

採用倍率が長期的に低迷傾向にある中で、優秀な人材をどのように確保していくのかというのは難題です。全ての取組の大前提として、職員の採用というのは極めて重要だと考えますが、総務部長、教育長、警察本部長に、それぞれの部局における認識をお伺いしたいと思います。

○総務部長（吉村久人君） 新型コロナ対策をはじめ、人口減少問題や国土強靱化対策など喫緊の課題を抱える中、質の高い行政サービスを継続的に提供するためには、人材の確保が大変重要であります。

このため、受験者数の確保に向け、インターシップの受入れや、大学等が主催する就職説明会への参加などを通じて、人事委員会とも連携しながら、県職員として働くことの魅力をしっかりとPRし、本県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会といたしましては、教員の大量退職に伴う採用者数の増加と、応募者数の減少によりまして、採用倍率が低下傾向にある中、優秀な教員を確保するためには、応募者を増やすことが重要であると認識しております。

このため、試験内容の見直しやSNSを活用したPR活動、県内外の大学との連携強化などを図っているところであります。

さらに、来年1月には、追加の採用試験も初めて実施する予定であります。

今後とも、優秀な教員確保に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○警察本部長（阿部文彦君） 少子化に伴う受験年齢人口の減少や、民間企業の雇用情勢等の影響により、本年度実施した大卒対象の警察官採用試験の競争倍率は2.2倍と、10年前の約3分の1に落ち込むなど極めて厳しい状況にあります。多くの受験者を獲得し、優秀な人材を確保していくことが大変重要であると認識しております。

このため県警では、現在、SNSを活用した情報発信やオンラインによるオープンキャンパス等を行っておりますが、今後も引き続き、効果的な採用活動に取り組み、優秀な人材確保に努めてまいります。

○渡辺 創議員 それぞれありがとうございます。

知事部局の中で、様々な職種の採用があるわけですが、特に受験者確保が困難になっている採用職種はどのような内容になるのか、人事委員長にお伺いします。

○人事委員長（濱砂公一君） 人事委員会が実施いたしております大学卒業程度試験におきましては、特に、土木、建築、農業土木、機械、

心理等の技術系の職種において、ここ数年、競争倍率が2倍を切るなど、十分な受験者数が確保できない状況でございます。

さらに、今年度におきましては、土木、農業土木、心理の3つの職種におきまして、最終合格者数が採用予定数に満たない状況となっております。

○渡辺 創議員 そのような環境下で、県としてはどのようにして受験者確保に取り組んでいるのか、人事委員長に確認いたします。

○人事委員長（濱砂公一君） 人事委員会におきましては、今年度の大学卒業程度試験において、新たな受験者層を取り込むために、民間企業でも広く採用されております、いわゆるSPI3という試験を導入して、「一般行政特別枠」を新設いたしましたほか、技術系職種に係る教養試験問題の簡素化等負担軽減、あるいは平成21年度から廃止しておりました福岡会場——試験会場ですけれども——の再開にも取り組んだところでございます。

また、今年は新型コロナウイルスの関係で中止いたしましたけれども、毎年3月初めに実施している職員採用のガイダンスにおきまして、知事から直接メッセージを発信していただいておりますほか、学生等との意見交換会の実施、あるいは志望者に対する相談対応の充実、また、LINEをはじめとするSNSの活用等を通じて、県職員の仕事の魅力ややりがいを積極的に発信しているところでございます。

引き続き、任命権者とも連携しつつ、社会情勢の変化に対応して、随時見直しを行い、県の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

○渡辺 創議員 ありがとうございます。

ある意味では、県を維持し充実させていくた

めには、やっぱり優秀な人材が継続的に入ってくるということが大事だと思います。これからは民間企業と取り合っても、県が優秀な人を採っていくという時代が来るというふうに思いますので、ぜひ、その御努力をお願いしたいと思います。

今回の質問は、宮崎の未来について考えてみたつもりです。赤字ローカル線の未来、安全保障に絡む国と地方の関係性の未来、ヤングケアラという課題を抱えた子供たちの未来、そして県立高校の未来、県庁を支える未来の担い手。しっかりと現実を見詰めながら、「そうだ！未来の話をしよう」という姿勢を明確に持てる宮崎県であることを祈りながら、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○丸山裕次郎議長 次は、内田理佐議員。

○内田理佐議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党、内田理佐です。ちなみに旧姓は豊島です。

昨夜、新型コロナウイルス感染症対策協議会に出席させていただきましたが、県内の状況は深刻だと感じました。本県は今、感染症が急増し、第3波に直面しています。

会議では、感染拡大防止と社会経済活動の維持・再生の両立をとった御意見から、感染の評価としては今現在、4段階のうちのステージ2の状況であり、感染者は先月だけで135名となっています。

前回、「感染拡大緊急警報」を発令したときには、7月が感染者数140名、8月が202名でした。当時は、この警報により県下全域に休業要請を出しました。今回は何としても食い止めなければいけません。

会議では、先生方から、「宮崎県は医療資源が乏しい。現在、大学病院ははじめ宮崎市内のコ

コロナ入院患者が増え、病床はいっぱいになりつつあり、高齢者が多く重症者も増えている。このまま増え続ければ、重症者を救えなくなる可能性があるので、第2波以上の危機感がある」という御意見がありました。

感染拡大緊急警報は、このまま感染が増え続ければ、ステージ3手前でのぎりぎりでの判断になるような気がします。しかし、そうならないためにも、皆さんで警戒を強めていただき、いつでもマスクの着用、発熱等の症状がある方は、早めにかかりつけ医に電話をしましょう。

それではまず、新型コロナウイルス感染症についてお伺いします。

11月29日時点で、行政検査9,765件、陽性者は502名となりました。これまでも、関係する団体・組織がチームを組んで、直面する多くの課題に対応されてきました。県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で、県医師会の先生方と意見交換をさせていただきましたが、地域の実情に応じて策定する医療計画、またその計画の中の地域医療構想について要望がありました。この医療計画期間は6年となっており、今年度が中間見直し期間ということで、5疾病・5事業に感染症対策を入れていただき、地域医療構想の中では感染症に対応するための病床を勘案していただきたいというものでした。これは、今回のような急激な感染拡大により、限られた医療資源に限界が生じることを危惧しての発言でありました。

そこで、医療計画の改定において、感染症に関してしっかり盛り込むべきではないかと考えますが、県の考えを知事にお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えしま

す。

県の医療計画につきましては、国の定める基本方針に則して、地域の実情に応じて策定するものとされております。

国では、「医療計画の見直し等に関する検討会」等におきまして、従来の医療計画の5疾病・5事業に加え、第8次医療計画から、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を6事業目として新たに盛り込むよう議論が進められております。

現在、国が示す新たに盛り込む項目のイメージとしましては、感染拡大時に活用しやすい病床の確保等といった「平時からの取組」に関する項目や、受入れ候補となる医療機関の確保といった「感染拡大時の取組」に関する項目が示されているところでありまして、県としましては、その基本方針を踏まえて医療計画を策定してまいります。

なお、本県の第7次医療計画の中間見直しは、新型コロナの感染拡大を受け、令和3年度末までに行う方針としておりますので、新型コロナの動向、また、こうした国での議論を踏まえて、しっかり検討してまいります。以上であります。[降壇]

○内田理佐議員 次に、検査体制についてです。

現在、3つの医療圏で新型コロナウイルスの検査ができる体制となっておりますが、残り4つの医療圏の日向東臼杵郡、西都児湯郡、小林えびの西諸県郡、日南市串間市については進んでいません。身近な地域で検査ができることで、スムーズな受診とスピーディーな結果、また、検体を採取する際の防護服の着脱を考えても、医療機関の感染リスクを下げるができます。

そこで、各医療圏で検査できる体制を整備する必要がありますと思いますが、検査体制の現状と課題について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 各圏域での新型コロナウイルスの検査体制につきましては、県衛生環境研究所と宮崎市保健所に加え、都城市及び延岡市でもPCR検査ができる体制を整えたところ です。

また、日向入郷及び西諸県の圏域の医療機関に対し、国の補助事業を活用し検査機器を導入することにより、検査ができる体制を整えることとしております。

現在、指定を進めている診療・検査医療機関での抗原検査キットによる検査や、検査機器を導入している民間検査機関が対応することで、1日最大4,500件の検査需要に対応できる体制を整備したところです。

県では、より迅速かつスムーズに検査を行うことができるよう、引き続き検査体制の整備を進めてまいります。

○内田理佐議員 分かりました。

それでは次に、情報共有を含めた公表の在り方についてです。

発熱等の症状がある方の相談・受診の流れについてですが、指定された診療・検査医療機関は現在348施設ということで、医療機関の御協力に感謝いたします。

そこで、現在、診療・検査医療機関の名称は公表されていませんが、スムーズに相談・受診が受けられるよう、かかりつけ医のない方も市町村、保健所、県の受診・相談センターへ電話相談された方がすぐに指定病院を紹介していただける状況にあるのか、市町村との情報共有を含めた公表の在り方について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 診療・検査医療機関の情報につきましては、特定の医療機関へ患者が集中することによる医療体制の混乱を避けるため、ホームページ上などでの公表は差し控えておりますが、医療機関等でこれらの情報を共有し、患者等から相談があれば最寄りの医療機関を紹介するといった体制を整備しております。

また、受診や相談する医療機関に迷った際には、一元的に相談できるよう24時間体制の受診・相談センターを案内しているところであります。

なお、救急など市町村とも情報を共有する必要がある場合について、保健所と郡市医師会との間で検討は行っております。

○内田理佐議員 指定医療機関の数は、県内の医療機関約1,000施設のうちの348施設ですので、昨夜の会議では、「検査できる病院が3割は少な過ぎる」といった御意見がありました。また、「もし、かかりつけ医に電話をし、別の病院を紹介されても、果たしてその病院に患者が行くか疑問だ」との意見もありました。

そのことから考えても、指定医療機関の促進を、ぜひよろしく願いいたします。

次に、社会福祉施設等における面会についてです。

感染の急増により、高齢者施設等に入所されている利用者の方々と御家族の面会が厳しくなってきました。

そんな中、感染対策の関係で、タブレット面会やライン面会、ガラス越し面会、もしくはPCR検査などで陰性証明をして面会できる場所もありますが、面会ができない施設が多くあるように感じます。

また、ショートステイの受入れを中止する施

設などもあり、受入れの多い年末年始の在宅介護の問題も気になるところです。

施設側が慎重にならざるを得ない状況は理解できます。しかし、面会においては、会うことを楽しみにしている親族とのつながりを断ってしまうことは、認知症などあらゆる高齢者特有の症状が進行してしまうのではないかと危惧する点でもあり、親族にとっても厳しい措置であるようです。

そこで、面会を希望される方への県内施設の現状について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 高齢者施設では、国の通知に基づきまして、緊急やむを得ない場合を除き面会を制限してきたところですが、10月15日付で国の通知が見直されたことを受けまして、現在は面会制限が緩和されております。

通知の具体的内容としましては、つながり・交流が心身に与える影響や、感染経路の遮断という観点から、地域における発生状況なども踏まえ、施設の管理者が面会制限の程度を判断すること、面会を実施する場合でも、面会者に発熱等の症状がある場合は面会を断ること、面会時間や人数は最小限とし、マスク着用や手指の消毒、換気等の対策を徹底することなどとなっております。県としましては、高齢者施設に対し、この通知に沿って対応するよう周知したところであります。

○内田理佐議員 高齢者施設での集団感染もあっていますが、御家族や入所されている方にはとても深刻な悩みのようなので、質問させていただきました。

次に、臨床検査技師の慰労金等についてです。

県内の新型コロナウイルスに関する検査は、

保健所等を通じて県内の医療機関や検査センターで、咽頭拭い液、もしくは唾液を採取しチューブに入れ、2次、3次容器に入れ、宮崎市学園木花台にある衛生環境研究所まで運ばれます。

また、宮崎市内の検査は、基本的に宮崎市保健所で検査されます。衛生環境研究所では、2月13日から11月30日までに5,486件の検査をされ、そのうち陽性が275件となっています。

先日、宮崎県臨床検査技師会より、県に要望書が提出されました。要望内容は、現在、行政検査を行っている県衛生環境研究所と宮崎市保健所に勤務する医療従事者や職員は、防護具を着用し感染リスクが非常に高い業務でありながら、慰労金の対象外となりました。モチベーションの維持が危惧されることにより、県において慰労金の支給をお願いしたいという内容が1点目です。

また、2点目は、現在、地域医療機関でも保険適用検査等の実施が増えていますが、危険手当の支給されていない施設が44施設中21施設あります。県外においては、追加でPCR検査1日で3,000円から4,000円程度の危険手当を支給している都道府県もあるため、県独自の危険手当の支給をお願いするといった内容でした。

要望を受け、検査に従事する臨床検査技師に対する慰労金や危険手当等の支給についての現時点でのお考えを、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 慰労金につきましては、新型コロナの拡大防止・収束に向けてウイルスに立ち向かい、感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴い、継続して提供することが必要な業務に従事する医療機関等に勤務する医療従事者や職員に対して、支給

することとしております。

また、新型コロナ入院患者の受入れ体制強化のため、入院患者に直接接して対応する医療従事者に対し、入院受入れ機関が危険手当を支払う場合に、その要する経費を補助しております。

医療機関等に勤務する臨床検査技師に対しましては、このような要件を満たす場合に支給などされることとなります。

○内田理佐議員 それでは次に、衛生環境研究所職員への慰労金等についてです。

この新型コロナウイルスの検査において、特に、今現在も縁の下の力持ちとして御尽力されている衛生環境研究所に勤務する臨床検査技師等に対する慰労金の支給など、モチベーション等を考慮した何らかの対応が必要ではないかと思えます。

この研究所はとても特殊な場所で、1970年、公害対策基本法制定後に、各都道府県、政令指定都市などに設立されています。職員は36名体制ですが、微生物部に13名、このうち臨床検査技師10名でPCR検査業務を行っています。

館内に入り驚いたのは、テロリストに狙われると危険な特定病原体も扱う施設なので、警備上、職員はマスクを着用していません。PCR検査では、ウイルスを不活性化する作業のときが一番難しく、時間もかかり、防護服、マスク、手袋着用での手作業となります。今回のように、長い期間、危険な検体を毎日扱うことは、ほとんどないと思われず。クラスター発生時は深夜までかかり、土日も休まず出勤です。毎日が暴露する可能性のある危険な作業が続きます。

しかし、衛生環境研究所は、患者さんとの接触がないということで、検査技師への慰労金支

給はありませんでした。患者さんとの接触と、陽性そのものの検体との接触、どちらが危険だと思いますか。

私は、県立病院にPCR検査をする技師が見つからないということで、8月、医療現場が回らないから応援に来てくれと声をかけられ、応援に行きました。そのとき、どれだけの人に危険だからやめろと止められたか。皆さん検査技師の仕事は危険だと認識しているんです。でも、私は地域医療を守りたかったし、患者を1人でも出さないように、現場を止めるわけにはいかないという気持ちで手伝いました。きっと、検査技師の皆さんは全員そうです。正直、感染する怖さと闘いました。

それでも宮崎県での感染を食い止めるために使命感を持って歯を食いしばって毎日努力されている検査技師の苦労をねぎらっていただくためにも、宮崎県独自の慰労金支給を切にお願いします。福祉保健部長、よろしくお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 衛生環境研究所の臨床検査技師等におかれましては、新型コロナに関連し、増大するPCR検査業務という、迅速かつ正確な処理が求められる、大変重要な役割を担っておられます。私自身も、直接インタビュー取材をし、大変感じ入ったところでもあります。

一方で、慰労金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、医療機関等に勤務する医療従事者や職員に支給対象を限定しております。これは、感染により重症化するリスクが高い患者との接触を伴う立場にあることを理由とするものです。

議員御指摘のとおり、臨床検査技師等のモチベーション向上、働きやすい職場環境づくり

は、大変重要だと考えております。

県ではこれまで、衛生環境研究所のPCR検査機器や顕微鏡、安全キャビネット等の購入に係る予算をお認めいただき、検査体制の充実や職場環境の整備を図るとともに、他部局からの応援職員の派遣や勤務時間の割り振りの変更などに取り組んできたところであります。

さらに、今11月議会では、自家発電機・照明機器の改修、トイレの洋式化等に係る予算の審議をお願いしております。今後とも、現場の声に耳を傾けながら、必要な取組を行ってまいります。

○内田理佐議員 御説明は本当に理解できるんですけど、やっぱり納得がいきません。

今回、国会議員にも相談したんですが、「ほかの都道府県で危険手当や慰労金の支給をされていたら、国は手当や慰労金の支給には至らない」と、はっきりと言われました。

全国では9月7日の時点で、PCR検査をされた県の臨床検査技師に対し手当を支給している都道府県が11都道府県ありました。ですので、国は支給しないということです。ということは、県独自で出していただくしか方法はありません。御理解をどうぞよろしく願いいたします。

次に、スナック軒数日本一宮崎県における小規模事業者支援についてです。

宮崎県は、人口10万人当たりのスナックの数が日本一です。宮崎のスナックには、ほとんどカラオケシステムが設置してあり、カラオケ機器の設置台数も日本一といってよいと思います。

この「スナックの数が日本一」を観光の切り口として、積極的にアピールを行ってまいりましたが、現在、飲食店はどこも経営が厳しい状況で

す。特に、カラオケは大声を出すため、ウイルスを拡散してしまうとのことで、カラオケスナック、カラオケボックスの経営は非常に厳しい状況です。

石川県小松市では、業界のガイドラインを遵守するための整備などができ、カラオケの使用自粛を決めた飲食店、宿泊業に対し、市がカラオケの機器レンタル使用料通信費に月に2万円もしくは4万円を、最大5か月分で最大20万円を支援するという例もあります。

そこで、コロナ禍の中で、飲食事業者をはじめ、苦境に立たされている県内の小規模事業者をどのように支えていかれるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） スナックをはじめとして飲食業者の多くは、感染症の影響により、売上げが大きく減少いたしまして、御指摘のとおり、大変厳しい経営環境に置かれているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、国においては家賃支援給付金が措置されておりますほか、県におきましても、現在、感染防止対策を実施するために必要な資機材購入への助成に加えまして、資金繰りのための融資、プレミアム付商品券や食事券による消費喚起策などに取り組んでいるところであります。

しかしながら、感染症の収束が見通せない中、厳しい経営環境が続くことも考えられますので、情勢を見極めながら、今後の状況の変化にしっかりと対応していく必要があると考えております。

○内田理佐議員 それでは、県北地域における医療的ケア児の支援についてお伺いします。

県北地区における医療型短期入所施設の開設が長年の課題であります。今年2月の日高博

之県議の質問に対し、「地元医師会や医療機関に対し、開設に当たって具体的な説明と県内関係施設の視察提案などを行い、日向市などからも御協力の意向を伺っているので、今後とも地元自治体と連携を密にし、その実現に向けて取り組んでいく」との答弁をされています。

そこで、県北地区での医療型短期入所施設の開設に向けた現在の取組について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県としましては、県北地区に医療型短期入所を行う医療機関がないことは、大きな課題と認識しております。これまで延岡市や日向市とも連携の上、地元医師会を訪問し、医療機関の掘り起こしを行うとともに、直接、医療機関を訪問し、開設に向けた働きかけを行ってきております。

本年度には、働きかけを行った医療機関に医療的ケア児等の実情を知ってもらうための福祉施設の視察などを行っていただいたところであります。

さらに、サービスの具体的な内容や開設に向けた申請書類の作成方法などを説明し、早期に開設できるよう取組を進めているところであります。

○内田理佐議員 県北は地理的な要因もあり、例えば宮崎まで通院するにも、ヘルパーさんを雇って一日がかりとなります。ユニバーサルベッド付きのトイレは、都農町の道の駅か、高速では川南サービスエリアのみだと聞きました。1日でも早い開設に期待いたします。

次に、人工呼吸器使用者の災害時支援についてです。

さきの大型台風10号のときには、県内で停電が想定されていたことにより、人工呼吸器を必要とする医療的ケア児を持つ保護者の方々は、

県立病院への入院を希望し、入院できなかった方はホテル宿泊、もしくは電源を持つ施設を探し避難をしたそうです。

もちろん、自宅待機をされた方がたくさんいたと思われませんが、実際に停電に遭い、生きた心地がしなかったとの御意見も伺いました。

そこで、災害時の医療機器の電源確保について、県としてどのような支援ができるのか、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人工呼吸器などが日常的に必要な在宅の医療的ケア児等の災害時の電源確保につきましては、安全性や確実性、簡便性の面から、国立成育医療研究センターが勧めている、家庭での外部バッテリーの準備や蓄電池、発電機の購入などが有効な手段と考えております。

これらの取組は、市町村が障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付事業の給付対象にすることで、県は国と一体となり、事業に要する費用の一部を補助することが可能になります。

このため、県といたしましては、市町村への給付対象の働きかけをはじめ、安全・容易・実用性といった面での助言や、既に給付対象にしている自治体の情報提供などの支援を行ってまいります。

○内田理佐議員 とても心強い御答弁で、ありがとうございます。今後も、御支援よろしくお願いたします。

それでは、AEDの設置状況についてお伺いします。

自動体外式除細動器（AED）は、心肺停止状態で人が倒れたときに、胸骨圧迫などの心肺蘇生法を行う際に、除細動を行える医療機器です。

私は、一度だけ、会議中に目の前の方が倒

れ、館内にいた看護師がマウス・ツー・マウスと心臓マッサージをされましたが、亡くなられたという経験があります。

また、今年の夏、延岡市北浦町の山間部で、AEDが必要な事象が発生しました。近所の方が公民館へ探しに行きましたが、設置されておらず、次に小学校まで行きましたが、玄関の中に設置されていたものの鍵が開かず、ガラスが強化ガラスでなかなか割れず、救急車到着にも時間がかかり、間に合いませんでした。私と同じ年齢の方でした。

宮崎県は、山間部など僻地でのAEDの設置数が少なく、さらに屋内に設置されていると、施設が閉まっているときなど取り出しが困難であり、必要なときにAEDが使えない可能性が高いのです。

千葉県では、AED設置状況をパソコンや携帯電話から検索し、地図上に表示させるシステムを運用しています。本県でも、県内統一のシステムをぜひ構築していただきたいと思えます。

そこで、県民にAEDの設置場所について広く情報提供する必要があると考えますが、県内の設置状況について、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） AEDの設置状況につきましては、公共施設や民間施設等が設置した際に、一般財団法人日本救急医療財団に届出がなされ、登録されたものが、同財団のホームページで公開されており、県内のAEDの登録件数は、11月20日現在において3,395件となっております。

AEDがどこに設置されているかを県民に知らせることは大変重要でありますので、今後とも財団への登録促進を図ってまいりたいと考え

ております。

○内田理佐議員 県内のAEDは3,395件の登録ということですが、その命を守るAEDを管轄する行政組織が、まさに縦割りになっています。

県では、医療業務課、危機管理局消防保安課、県警本部、教育委員会など、AEDを扱う部門は多く、また、市町村によっても、取組や配備の方法がまちまちです。

千葉県は平成28年に、「AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」を制定し、普及促進計画と組織横断的な庁内プロジェクトチームを設置し、検討しています。

そこで、宮崎県でも山間部のような空白地帯をなくすためにも、AEDの設置と利用推進について横断的に取り組む必要があると考えますが、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 具体的な事案を踏まえて、重要な御指摘をいただいたものと受け止めております。

特に、中山間地等の遠隔地におきましては、救急隊や医療の提供までに時間を要することから、AEDの普及促進が図られることは大変重要であります。

心肺停止の際にその場に居合わせた人が救命措置を行うことで、救命の可能性が高くなるということから、国の「AEDの適正配置に関するガイドライン」でも、遠隔地や山間等の救急隊到着までに時間を要する地域へのAEDの設置を考慮すべきとされているところであります。

今後、AEDの使用で要救助者の救命率の向上を図るためには、いざというときにAEDを利用できる、そのような環境を整えるということは非常に重要でありますので、先ほどのホー

ムページ等で紹介されている設置場所の確認でありますとか、機器の維持管理、AED及び心肺蘇生法に関する知識・技能を県民の皆様へしっかりと普及啓発を行っていくということ、市町村や関係機関と連携して取り組んでまいります。

○内田理佐議員 例えば、小・中・高校に必ず1個以上のAEDが設置されていますが、設置場所は決まっておらず、学校が休みの際には、なかなか中に侵入できません。えびの市は、全ての小中学校のAEDは屋外にあり、いつでも必要なときに利用できるそうです。ぜひ、県の指導の下、学校のAEDが屋外になるように御検討いただけないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

続きまして、県立学校跡地を活用した移住促進についてお伺いします。

県内には、少子化に伴い廃校となった学校が数多く存在します。廃校は全国的な問題となっていて、有効活用を目指し、各自治体で様々な再利用が行われています。

日南市では、旧潮小学校がオートキャンプ場に、美郷町の旧渡川小学校はウナギの研究機関に、宮崎市の穆佐小学校移転跡地は民間施設「ムカサハブ」として有効活用されています。

しかしながら、廃校後、そのまま放置されている学校施設がたくさんあり、旧県立学校についても2か所あります。延岡わかあゆ支援学校跡地は、市街地やインターからも近く、バリアフリーで寄宿舎以外は耐震化が済んでいて、非常に優良な物件です。現在、グラウンド部分は延岡市に払い下げられ、子育て支援総合拠点施設「えんキッズ」になりましたが、残地の校舎部は8年間そのまま残っていて、その後の使用方法も決まっています。高原町の高原高校跡地

も、同様にその後の使用法は決まっていないと聞いています。

そこで、廃校となった2校の跡地の状況について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） まず、高原高校跡地につきましては、高原町に買受けの意思がないことを確認した後、一般競争入札等により、敷地の3割程度を売却いたしました。残り7割程度につきましては、継続して公募を行っているところであります。

また、延岡わかあゆ支援学校跡地につきましては、お話にありましたが、延岡市が、まずグラウンド部分の買受けを希望されましたので、平成29年に売却しております。その際、残りの部分につきましても、引き続き協議をしたい旨、希望がありましたので、処分を留保しているところであります。

○内田理佐議員 わかあゆ支援学校跡地に対する延岡市の考えは、「有効活用したいが、敷地や施設面積が広く、今後の維持管理経費や費用対効果の面など検討したい」ということです。県か市か、いずれにしても早めに活用していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、移住促進を目的とした学校跡地の活用についてです。

小・中・高校の学校跡地活用として、例えば、働きながらバケーションも楽しむ「ワーケーション」として廃校の活用ができないか。また、福祉施設としての活用や、移住したいと考えている方々の仕事場等として格安で貸し出すなど、活用の道はたくさんあると思います。

そこで、移住促進などを目的とした学校跡地の活用について、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県内における移住促進を目的とした学校跡地の活用につきましては、美郷町が黒木小学校の跡地を活用しまして、お試し滞在施設を整備した事例がございます。

県といたしましては、市町村が学校跡地等を活用して移住関連施設を整備することは、移住促進を図るための有効な方策の一つであると考えておりまして、市町村が具体的な取組を行う場合には、その意向を十分に確認し、関係部局と連携しながら、施設の活用事例や利用可能な国の補助制度の紹介、整備した施設のPR等を支援してまいりたいと考えております。

今度とも、コロナ禍を契機とした地方移住の関心の高まりをしっかりと捉え、市町村と連携して、移住の促進や受入れ環境の整備に力を入れてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 どうぞよろしく申し上げます。

それではここから、アフターコロナ時代を見据えた新たな観光戦略についてです。

今回、修学旅行先の多くが県内になった学校が多く、地域経済や郷土愛を育む教育振興においても、非常によい取組だったと思います。しかし、様々な課題も見えてきました。

宮崎県は、もともと修学旅行の受入れ実績が鹿児島、長崎に比べて少なく、受入れプログラムはあるものの、経験不足により人材が育っていないことが分かってきました。

奈良県では、奈良県東京事務所が奈良県への教育旅行のお手伝いとして、職員が関東近辺の学校に出向いて説明するなど、売込みを行っています。

本県も課題を克服し、アフターコロナ時代を見据え、教育委員会との連携を図りながら、例

えば宮崎県福岡事務所より、九州管内から売り込む活動をしていけばよいのではと考えます。

そこで、教育旅行の誘致にさらに力を入れるべきと思いますが、本県の受入れ状況と取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 教育旅行の受入れにつきましては、集計を開始した平成2年度は約5万4,000人でありましたが、平成22年度には、口蹄疫などの影響もありまして、1,025人にまで落ち込んだところであります。

このため、マリンスポーツ体験や農泊など、本県の強みを生かした体験交流型の新たな素材の開発に取り組みますとともに、関西・北部九州をターゲットにした、官民で組織する県教育旅行誘致推進協議会を中心に誘致活動を行いまして、令和元年度は3,216人となったところであります。

今年度は、県内校が教育旅行を実施する中で、県内の見学先や宿泊先などに対する肯定的な感想もいただいております。これを弾みに、今後とも、県外事務所と連携し、県外の学校関係者や旅行会社に対するセールス活動などにも取り組み、県外からのさらなる誘致につなげてまいります。

○内田理佐議員 実は今回、京都の中学校から、宮崎県での修学旅行を計画したいと相談がりましたが、その際、関西のJTBさんが宮崎市や延岡市の観光協会に電話し、調査検討されました。キャリア教育やグリーンツーリズムを希望されていましたが、受皿が慣れていないことや、移動時間がかかることもあり、教育プログラムが確立されている鹿児島県に、結局は流れてしまいました。

この教育旅行は観光推進課が窓口ということ

を、私は今回、改めて知りましたが、教育委員会の協力も必要だと思います。横断的な取組で、粘り強く平成2年度の5万人まで、ぜひ押し上げていただきたいと思います。

次に、アウトドア観光のPRについてです。

本県は南北に非常に長い形であり、観光については、ある程度、エリア別での対応が必要だと思います。例えば延岡市周辺では、日向市、西臼杵郡、東臼杵郡、児湯郡などの県北エリアの広域的な観光戦略が必要です。

特に本県は、自然に恵まれ、様々なアクティビティーが可能で、いわゆるアウトドア観光をさらに推進すべきだと思います。

例えば県北なら、島野浦周辺でのダイビングツアー、高千穂から延岡にかけての旧国道218号を走り、五ヶ瀬川を眺めながらのサイクリング、北川でのカヌーなど、それぞれコンテンツとして素晴らしいものを持っていますが、地域ごとの限定的なPRとなっていて、個人での参加にとどまり、広域的な広がりになっていません。やはり、市町村の枠を超えて広域的な取組として、修学旅行と同様に、県としてPR活動や事業の推進のための戦略的な取組が必要だと思います。

そこで、アウトドアスポーツではなく、広い意味での観光「アウトドアアクティビティー」を、本県観光の強みとして、もっと広域的な取組でPRすべきと思いますが、県の考えを商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） アウトドアアクティビティーは、本県観光の柱の一つであると考えておりまして、県内には、えびの高原でのトレッキングや日南市栄松でのシーカヤックなど、多くの素材がございます。

その中で、県北地域では、県観光協会や市町

村と連携いたしまして、スキューバダイビングやクルージングなど複数のメニューから旅行者が自由に選んで体験できる旅行商品を造成し、大手旅行会社による販売も行っているところがあります。

今般の感染症の影響によりまして、密集した空間での旅行を避け、自然を楽しむ観光へのニーズが、今後一層高まっていくと考えておりますので、これまでの取組をさらに進めますとともに、市町村等と連携しながら、その魅力を広く発信することで、さらなる誘客につなげてまいります。

○内田理佐議員 それでは、アウトドアアクティビティーの一つ、サイクルツーリズムの推進についてです。

愛媛県では、サイクリングは健康と生きがいと友情を与えてくれるということで、「自転車新文化」を提唱し、瀬戸内しまなみ海道をはじめとして、県全体でサイクリングパラダイスを目指す「愛媛マルゴト自転車道」を推進しています。

また、サイクルツアー造成事業に係る補助金を制定し、サイクルツアーを企画する事業者の育成に努めています。

宮崎県では、自転車活用推進計画を策定するなど、準備段階だとは思いますが、旧国道や旧鉄道跡地などにおいても、県土整備部が主体となり、自転車通行のための整備を進めていると聞いています。

そこで、本県の恵まれたサイクリング環境を観光資源として存分に生かすためにも、愛媛県と同様に、サイクルツーリズムを一層推進していくべきと思いますが、県の取組について、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） サイクル

ツーリズムは、周遊・体験型の新たな観光スタイルとして、近年人気を集めておりまして、県におきましては、宮崎県自転車活用推進計画を昨年9月に策定し、国や市町村等と連携しながら、モデルルートの設定や県内観光施設等でのサイクルスタンドの設置、ホームページによる情報発信などに取り組んでいるところであります。

これらの取組の効果を発揮していくためには、実際に観光客を誘致し、利用してもらうことが重要でありますので、今後、旅行会社に対しまして、旅行商品化に向けたセールス活動を積極的に展開いたしますとともに、県土整備部をはじめ関係機関と連携を図りながら、受入れ環境の整備や情報発信にも取り組んでまいります。

○内田理佐議員 ではさらに、JR九州と連携してのサイクルトレインの活用についてです。

新型コロナウイルスの影響で、旅客業である鉄道、バス、航空会社は大打撃を受け、JR九州も赤字経営となり、経営が非常に厳しい状況です。

本県では、JR九州が唯一の鉄道会社であり、宮崎空港線以外の、日豊本線、日南線、吉都線、肥薩線では赤字が続いている状況で、特に日豊本線の佐伯－延岡間は赤字が大きいとのJR九州からの報告もあつたばかりです。

そこで、本県としましては、JR九州に要望するばかりでなく、一緒にこの難局を乗り切り、アフターコロナ時代を見据えた観光を考えていくべきではないかと考えます。

愛媛県では、JR四国と連携し、「サイクルトレインしまなみ号」をはじめ、列車に直接自転車を乗せる仕組みを整えています。

そこで、県北では、JR九州との連携を深

め、愛媛県の事例を基に、サイクルトレインを生かしたイベントや観光列車を走らせるなど、佐伯と延岡が連携した広域の取組により、一層の観光振興を図りたいとの機運もありますが、商工観光労働部長の所見をお伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 延岡市と佐伯市におきましては、「東九州伊勢えび海道」をはじめ、両市の強みを生かした様々な取組が実施されておりまして、サイクルトレイン等を生かしたイベントのアイデアも、こうした中から生まれた観光振興策の一つであると認識しております。

近隣市町村が連携して観光誘客を進めますことは、それぞれの強みを持ち寄り生かすことで、周遊性の高まりや圏域内での滞在時間の延長が図られ、観光消費の増加にもつながる重要な取組でありますので、地元関係者の考えを伺いながら、必要な支援や協力について検討してまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 ぜひ、近隣市町村との連携、また、県境を越えた連携など、例えば観光列車でいえば「海幸・山幸」を通していただくとか、そういうふうにJRに対する機運づくりというのを、地域でも地元でもつくっていききたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

次に、キキタビの成果についてです。

7月23日から10月末まで、記紀編さん1300年記念事業の一環として、宮崎県内14社の神社を巡り記念御朱印を集印する、「ときめく神もうでキキタビ（記紀旅）」が開催されました。私の周りでも、若い女性たちが御朱印帳巡りで神話の源流を体感し、SNSで発信するなど、内容を読むと効果があつたように感じます。

そこで、今年度のキキタビの成果と来年度に

向けた展開について、総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 今年度のキキタビにつきましては、来年度の国文祭・芸文祭に向けた機運の醸成を目的に、県神社庁の御協力の下、県内各地域の14の神社と連携し、記念御朱印の授与や、神話やそのゆかりの地を紹介したパンフレット等の配布を、7月から10月まで行ったところであります。

期間中は、記念御朱印を求めて多くの参拝客が各神社を訪れておりまして、記紀神話が本県の貴重な文化資源であることを再認識するとともに、観光プログラムとしてのポテンシャルの高さを感じたところであります。

県といたしましては、今回の成果を踏まえ、来年度の大会期間中に、キキタビを通じてより多くの方々が県内を周遊できますよう、対象エリアを広げるなどの内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 第2弾のキキタビがあれば、ぜひとも延岡の愛宕山「笠沙の岬」、そして、北側のほうにある「ニニギノミコト御陵墓参考地」も入れていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

次に、2県合同のユネスコエコパークの取組についてです。

県北地域の延岡市、日之影町、高千穂町を含み、大分県の佐伯市、豊後大野市、竹田市にもまたがる「祖母・傾・大崩」は、平成29年にユネスコエコパークに登録されました。大崩山の急峻な山岳地形と美しい溪谷、アケボノツツジなど幅広い植生と希少性などが、世界的にも認められているところです。

こちらの地域では、古くから、日々の営みに密接に関わっている自然の恵みに感謝し、豊作

や安全を祈る「高千穂の夜神楽」や、大分県豊後大野市の「御嶽神楽」をはじめ、各地で神楽が奉納されています。

これらの神楽は、自然を敬う気持ちを大切にしながら、その伝統を次の世代に受け継ぐ取り組みが行われているところであり、地域の大切な観光資源でもあると考えます。

そこで、この両県にまたがる祖母・傾・大崩ユネスコエコパークにおいて、地域で受け継がれた神楽を活用する視点も大事だと思っておりますが、県の考えを総合政策部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な経済活動とが調和したモデル的な地域として、ユネスコに登録されたものであります。

その自然と人との共生という理念に基づき、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、自然環境調査や児童への啓発活動、誘客促進のための情報発信等に取り組んできたところであります。

このような取組の中で、神楽は、この共生の理念と合致する地域の営みであることから、啓発用の冊子やリーフレットの中で、神楽と自然との関係性や、次世代に受け継ぐべき伝統文化としての重要性などを紹介しております。

県といたしましては、今後とも、関係自治体や関係部局と連携し、神楽をはじめとする地域の伝統文化を大切にしながら、ユネスコエコパークに関する様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

○内田理佐議員 最後に、文化・芸術振興についてお伺いします。

今年は、平成24年から取り組んできた記紀編さん1300年記念事業の最終年であり、来年は、この事業の集大成として国文祭・芸文祭が開催

されます。

これらにより、本県文化・芸術活動は確実に活発化していると感じているところでありますが、さきの一般質問で、取組と展開について質問した際、知事は、「平成24年から取り組んできた記紀編さん記念事業を将来につなげていくことが大変重要であろうかと思えます。100年後、記紀編さん1400年記念事業が行われているときに、スタートはあの1300年のときだったと言われるような成果をしっかりと残していくことが重要だ」と答弁されました。

大変心強く思いましたが、これを一過性のものとせず、また記紀編さん記念事業や国文祭・芸文祭の成果を未来にしっかり引き継いでいくことが必要であると、私も強く思います。

そこで、既に多くの県では、先人が育んできた文化の次世代への継承や、多様な文化活動の振興などを盛り込んだ、文化芸術振興条例が制定されているところでありますが、本県においても、このような条例をつくるお考えはないか、知事にお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 文化には、人生を豊かにし、人と人とを結びつけて、地域社会に活力を与える大きな力があります。特に、このコロナ禍において、その価値はますます輝きを増しているものと認識しております。

本県では、豊かな自然環境や穏やかな県民性の下で育まれてきた神楽や祭りなどの伝統文化が根つき、また、国民的歌人の若山牧水のふるさととして短歌が広く県民に親しまれるなど、本県ならではの文化が息づいているところであります。

このような中で、これまで9年間にわたって取り組んでまいりました記紀編さん1300年記念事業や、来年開催されます国文祭・芸文祭を契

機として、県民の皆様による文化芸術活動が県内各地で展開されているところであります。

この1300年記念事業を行う前とその後で比べると、特に延岡市において、出会いの聖地とかいろいろな取組が、それまで以上に盛り上がってきたという印象を受けているところであります。こうした県内各地における盛り上がりを将来に引き継いでいくためには、県民一人一人が文化芸術の担い手であるという認識の下に、その活動を支え、そこから生み出される価値をまちづくりなど様々な分野に生かしていくことが重要であると考えております。

御提案の条例におきまして、こうした理念を共有し、基本的施策を明らかにすることは大変意義あるものと考えておりますので、条例の制定について検討してまいります。

○内田理佐議員 ぜひ、この条例を制定していただき、神話の源流であるこの宮崎、100年後、200年後、この宮崎で湧くこの源流が、私たちの後世にも流れていくというような宮崎県であってほしいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

また今回、私は質問で、本当に厳しいことを申しました。昨日も感染症の協議会に出ておまして、正直、知事をはじめ執行部の皆様が本当に身を割いて御苦労されているというのも分かっておりますし、渡辺部長なんかも目の下にくまがあるのが、さっきからずっと気になっていまして、本当に恐縮だなと思いながら、私は質問をしております。分かっていたいただきたいなと思っておりますが、年末ですのでお体にも気をつけていただいて……。でも、この難局を一緒に乗り越えるぐらいの気持ちで、私たちも頑張りたいと思っておりますので、ぜひ、誠心誠意努めていただければと思います。

本当に今日は質問に答弁いただきまして、ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い、一般質問を行ってまいります。

まず、知事の政治姿勢から伺います。

最初に、菅義偉首相の日本学術会議への人事介入問題についてです。

これは、学術会議法に基づいて推薦された新会員105名のうち6名を、首相が理由も示さず任命拒否した問題です。これは単に学術会議の問題にとどまらず、民主主義に、学問の自由に関わる問題、国民全体に関わる問題だとして、今、全国で、学者・大学人をはじめ各界から批判と抗議の声が上がり、自然保護団体、消費者団体、映画人、演劇人、作家、ジャーナリスト、宗教者など実に幅広い団体、個人による抗議声明は950を超えて広がっています。

この日本学術会議における首相の任命拒否問題について、知事の御所見をお聞かせください。

あとの質問は、質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

今回の日本学術会議、新規会員候補の任命に

係る御指摘につきましては、人事に係ることとして、任命に至らなかった理由の詳細を政府が明らかにされておられませんので、その是非について、私から特に申し上げることはありませんが、一般論として、行政の行った判断については、できる限り丁寧な説明に努めることが大切であると考えております。以上であります。

〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 大変シンプルなお答えをいただきましたが、この学術会議問題についての中身に少し触れさせていただきたいと思いません。

そもそも、日本学術会議は、戦前、科学者の組織が独立性を奪われ、軍事研究・戦争に動員された苦痛の教訓の上に、政府から独立して政策提言をする機関として設立されたものです。そしてこれまで、「学問の自由を守る」という立場から、軍事研究に反対する声明も出されています。

菅首相は、任命拒否の判断を、「総合的、俯瞰的に判断した」と言うだけで、明確な理由は何一つ示していません。

大西隆日本学術会議元会長は、「任命を拒否した理由を政府が説明しないので、過去の政府方針を批判したことを理由に任命されなかったとの臆測を呼んでいる。科学に基づいて独立した立場から政府に物申すことはあるが、学術会議の目的は、科学の成果を社会に生かすことにあるのだ」と述べられています。

学術会議法では、会員推薦の基準を「優れた研究者または業績がある科学者」と定め、会議の「推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」と明記されています。菅首相の任命拒否は、この日本学術会議法を踏みにじり、また、首相の任命は形式的なものとした、国会での政

府解釈をも覆した違法行為であることは明白です。ましてや首相が、バランスとか民間、若手が少ないだとか勝手な基準をつくって法律を無視して人事に介入することは、「法による支配」を崩壊させ、「人による支配」の国になってしまい、国の最高権力者が、理由もなく意に沿わない人物を排除するなどの事態は、まさに独裁国家へとつながってしまいます。

憲法が基本的人権の大きな柱として保障する学問への自由の攻撃は、科学者・研究者にとどまらず、国民全体への攻撃です。

任命拒否の撤回を求めるネット署名は10万人を突破して広がり続けています。後世に禍根を残さないためにも、違法・違憲の任命拒否は撤回以外にありません。幅広い国民が、立場の違いを超えて力を合わせるときだと思っています。

では知事に、政治姿勢2つ目は、核兵器禁止条約について伺います。

国連で採択された「核兵器禁止条約」が発効に必要な50か国の批准に対し、史上初めて核兵器を違法化する国際条約が、2021年、来年1月に始動します。この禁止条約の発効の確定は、日本の被爆者をはじめ、「核兵器のない世界」を求める多くの政府や市民社会が、核保有の大国や核兵器に固執する勢力の妨害や逆流を乗り越えて達成した画期的な成果だと思えます。

まず、この「核兵器禁止条約」が発効されることについて、知事の御所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 来年1月に発効することとなりました「核兵器禁止条約」につきましては、我が国と同様に、多くの国が核兵器のない世界を目指すという思いを共有している点では、評価されるべきものと考えておりますが、

「核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国を巻き込んで核軍縮を進めていくことが不可欠であり、現実の安全保障上の脅威に適切に対処しながら、地道に現実的に、核軍縮を前進させる道筋を追求していくことが適切である」という我が国の考え方とは、アプローチを異にしているものと受け止めております。

東アジア情勢の不安定化が、唯一の被爆国であります我が国の安全に対する大きな脅威となっている中で、「核兵器のない世界」の実現のためには、核兵器国と非核兵器国との協力は不可欠であります。

私としましても、核兵器を廃絶し、戦争のない社会、平和で安心して暮らせる社会を子孫に引き継いでいくことが、今の私たちに課せられた責務であると考えております。

○前屋敷恵美議員 この禁止条約の下で開かれる締約国会議では、核兵器廃絶を視野に入れた具体的なプロセスが動き出すこととなります。

今年の開催が延期された核不拡散条約（NPT）再検討会議の来年開催では、実際、核保有国も参加する中で、核兵器廃絶への流れを加速させることが強く求められ、2000年のNPT再検討会議で、核保有国自らも賛成した「核兵器の完全廃絶」の約束の実行が迫られてまいります。そしてこのことは、核の傘に依存する同盟国の態度も厳しく問われることになると思えます。

批准した50か国の中に日本の名前はありませんでした。「50番目でもいいから、日本が名前を連ねてほしかった」、これが多くの国民の願いではなかったかと思えます。

唯一の被爆国でありながら、「核兵器禁止条約」に背を向け、署名も批准もしない態度を取り続けている日本政府に対して、国内外から失

望と批判の声が上がっています。

日本政府は、これまで、核兵器保有国と非保有国との橋渡しの役割を果たすのだと言ってきました。知事も今、そうおっしゃいました。しかし、具体的にはどう動くのか、日本が核の傘の中にいたのではできないことで、橋渡しをすると言いながら、事実上、核兵器廃絶を究極のかなたに追いやるものだと言わなければなりません。

今こそ、日本が唯一の戦争被爆国として、核兵器廃絶の立場を明確にして、その責務を果たすときだと思います。知事にも、日本政府に署名・批准の働きかけを行っていただくことを求めたいと思いますが、知事の御見解を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 我が国は唯一の被爆国でありまして、「核兵器のない世界」の実現に向けて、国際社会の取組をリードしていく使命を有しているものと認識しております。

このような中で、現実の安全保障上の脅威に対処しながら、「核兵器のない世界」を実現するためには、核兵器国と非核兵器国との協力が不可欠であり、地道に核軍縮を前進させる道筋を追求していくことが適切であるということが、我が国の考え方であると受け止めておりますので、今後ともその考え方を踏まえながら、私としましても、平和で安心して暮らせる社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、国内では、禁止条約への参加を求める意見書を採択した自治体は500に迫ろうとしています。世論調査では7割の国民が、日本が禁止条約に参加すべきだと答えています。日本政府は、こうした世界と日本の声に応じて、速やかに条約の署名・批准をすべきと

思います。

私などが言うまでもなく、広島のお持ちの河野知事ですから、広島・長崎はもとより、国民の思いとともに、核兵器廃絶が究極のかなたではなく現実のものになるよう、御尽力いただきたいと思います。

では、続けてまいります。日米共同訓練について伺います。

10月26日から11月5日の間、新田原基地において、在日米軍再編に伴う日米共同訓練が、規模の大きいタイプⅡで実施されました。

我が党は、日米共同訓練そのものに反対の立場を明確にしておりますが、特に今回問題にしたことは、米軍人の宿泊を、新田原基地内に整備した米軍宿舎ではなく、宮崎市中心部のホテルにしたことです。このことが明らかになって以降、県民、とりわけ宮崎市の住民からは、市内繁華街での事件や事故の危険性を危惧する声の寄せられ、同時に、コロナ禍の下での感染拡大につながることへの心配も相当なものでした。それは、米軍人の所属する嘉手納基地で多数の感染者が確認されていたからです。しかも沖縄では、米軍人の感染者が出ても自治体への情報は極めて限られ、十分な調査や感染防止の手だてが取れないなどの問題点が浮き彫りになっていたからです。

今日の新聞報道でも、昨日、沖縄では72人の感染者が出たと発表がありました。1日の感染者では最多の数だそうです。累計564名、ほぼ宮崎と匹敵すると思います。全国の米軍基地の情報がなかなか更新されず、懸念の声も今、強まっています。こういう状況にあるわけです。

ホテル宿泊が密を避けるコロナ対策というのであれば、地元住民に過度な心配や不安を生じさせないための配慮があつてしかるべきで、訓

練そのものの中止を、本来、選択すべきであったと思います。しかも、自治体からの度重なる要請にも応えず、ホテルの手配も独断専行で行うなど、傍若無人というほかはありません。

今後、なし崩し的にホテル宿泊を恒常化させることがあってはならないことです。そしてそこに、日米地位協定の抜本的な見直しは不可欠だというふうに思います。

今後、県はどのような対応で臨むのか、知事の御所見を伺います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の訓練では、基地内宿泊を含め、訓練に関する安全対策等の具体的な措置や情報提供の在り方につきまして、国と関係市町で明確な合意や仕組みがなかったことなど、今後に向けた課題が浮き彫りになったものと認識しております。

このため、今後は関係市町と共に、課題や問題点を整理し、九州防衛局と関係市町で締結しております協定書の内容を担保する具体的な措置について、文書で確認してまいりたいと考えております。

また、日米地位協定につましても、国内法の適用や自治体の基地立入権がないなど、我が国にとって依然として十分とは言えない現況にあると認識しておりますので、引き続き全国知事会と共に、抜本的な見直しを国に要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 日米地位協定の見直しが行われていない中でも、やはり地元や自治体の意向はしっかりと受け入れてもらえるような体制が、まずは大事だというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に移りますが、この共同訓練のさなか、綾町上空をオスプレイが2機、西から東へ、1時間ほどして東から西へと往復飛来したとの目撃

情報をいただきました。どこからの離発着か確認・調査をお願いいたしましたが、判明したのでしょうか。危機管理統括監、お願ひします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 今回の事案につきましては、10月29日に綾町においてオスプレイを目撃したとの情報が綾町役場にあり、11月2日に町から県に報告がございました。

県では、同日付で、九州防衛局へ事実関係を照会したところでありますけれども、現時点ではまだ回答がありませんので、九州防衛局に対して、再度、速やかな回答を求めていきたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 私は、これほど危機管理が薄いと言わなければならないというふうに思うんです。どこの飛行機がどこから飛んできたのか、それは何の目的なのか、特に軍用機ですからね。やはりそういうものが、正体が分からないでは、危機管理の能力が問われる、そういう課題だと私は思ひます。ぜひ、早く調査もし、確認をしていただきたいと思ひます。

まさに通告もなしに軍用機が住民の真上を飛ぶわけですから、やはりどれほど驚きと不安が大きかったか。情報をいただいた方からもそういうお声でしたけれども、ぜひ早く解明していただきたい。二度とこうしたことが起こらないように徹底していただきたいと思ひます。

今回の新田原基地を使つての日米共同訓練が終わるのを待ち構えたように、今度は日米掃海訓練が行われました。日向灘の川南町の沖合の海域で、11月18日から28日までの間、実施されました。油津港と細島港が利用されましたけれども、いずれの港も物流の拠点としての重要港湾です。軍艦の寄港や停泊は論外であり、私は認められないというふうに思ひます。

この訓練の期間中、米海軍の一部が食事のために上陸、外出もあるということで、やはり地元の住民の皆さん方の、コロナの感染の問題、また事故への危惧は払拭されませんでした。

この日米共同訓練の機雷掃海訓練は毎年行われております。去年はオーストラリアも加わり、日米豪の3か国合同の訓練でした。海上自衛隊による機雷掃海は、どこで必要とすることがあるのか、甚だ疑問であります。

また、時を同じくして、日向の小倉が浜では海上自衛隊の上陸訓練も行われておりました。

さらに遡って今年1月には、鹿児島県にもまたがるえびのの霧島演習場、熊本の矢野原演習場も使って、オスプレイが参加する大規模な日米共同訓練が実施され、実に、年間通じて陸・海・空で軍事訓練が強行されており、宮崎県はまさに軍事訓練の拠点と化している状態です。

しかも、新田原基地では、米軍の弾薬庫を含む施設の建設が始まっております。この弾薬庫は完成次第すぐに米軍に引き渡すとするなど、地元と交わした当初の約束を平気でほごにして、基地を我が物顔で使おうとすることにほかなりません。米軍基地化そのものと言わなければならないというふうに思います。

こうした宮崎の今の現状を、知事はどのように認識しておられるのか。県民の生命、財産、安全が守れるのか、その責任を負う知事の御所見を伺いたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 外交・防衛に係る問題は、国の専管事項でありまして、普天間飛行場の能力を代替することに関連する新田原基地の緊急時使用のための施設整備や、本県で実施されております日米共同訓練につきましても、安全保障体制の確保や沖縄の基地負担軽減など大

局的な観点から、国の責任においてなされるものと認識しております。

一方、県は、県民の安全で平穏な生活を確保する重要な役割を担っておりますので、これまでも、訓練などのたびに、国に対して安全対策の徹底等を申し入れてきたところでもあります。

今後とも、県民の安全・安心を確保することを最優先に、国に対して、適時適切な情報提供や丁寧な説明を求めていくなど、地元自治体の意向等も踏まえて、しっかりと対応してまいります。

○前屋敷恵美議員 国の専管事項ということを常々言われますけれども、そうであっても、やはり傍若無人な振る舞いを、この現地でされては困るわけですから、その点はしっかりと踏まえていただき、対処をしていただきたい。

私は、先ほど核兵器の問題でも質問いたしましたが、この核兵器の威嚇もそうですが、軍事力で問題の解決を図るやり方ほど無策はないというふうに思います。国民の暮らしをよそに、軍事費をどこまでもエスカレートさせる、これほどの無駄遣いもありません。唯一人間に与えられた理性が働かない社会は滅亡につながると、私は思います。アメリカへの思いやり予算や国防という名の軍事予算、今年は5兆円をはるかに超えました。今はコロナ感染対策に十分充てることが先決だというふうに思っています。

この宮崎の現状を踏まえて、理不尽なことには、国にもしっかりと進言できる知事であってほしいと思っております。

次に移ります。次は、新型コロナウイルスの感染対策についてです。

感染拡大が止まりません。全国の感染者数は連日2,000名を超え、「第3波」の到来は必至で

す。宮崎県も連日感染拡大が報告されています。11月に入ってから急激に増加しています。感染者は135名に及んでいます。

この状況をどのように捉え、どう対策を考えられるのか、福祉保健部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 11月以降、県外との往来に端を発した感染につきまして、県内7圏域のうち6圏域に広がっておりますが、宮崎市・東諸県圏域を除いては、発生は限定的となっております。

患者の状況につきましては、無症状者や軽症者が多く、現時点では、入院病床が逼迫するまでには至っていないものと認識しておりますが、時々刻々と変化してきておりまして、今後の状況を注視する必要があると考えております。

今後とも、市町村や飲食関係団体と連携したガイドラインの遵守の徹底のお願いや、県民の皆様への早め早めの情報提供に努めるとともに、必要な対応を迅速に実施してまいります。

○前屋敷恵美議員 政府が今進めております「G o T o キャンペーン」は、コロナ感染拡大の引き金の一つでもあるというふうに考えられます。政府は方針を二転三転させて、各県に判断を委ねるという状況です。県の対応をお聞かせください。商工観光労働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国のG o T o キャンペーンにつきましては、札幌市や大阪市などの地域で一部制限する動きがありますが、現在の本県における感染状況を国の分科会が示している指標に照らしてみますと、現時点では、キャンペーンの対象地域の除外や食事券の発行の一時停止、利用人数の上限設定など、

制限の目安とされているステージ3に至っているわけではないというふうに認識しております。

しかしながら、感染状況は刻一刻と変わってきておりますので、状況の推移を見ながら対応を検討していく必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 感染拡大につながらないように、慎重な対応をお願いしたいと思います。

感染者が増加している中で、PCR検査体制の確保がより重要になっております。高齢者施設や学校などでの発生も出ております。こうしたところでの定期的な検査の必要性もあります。

本県の検査体制の現状と、検査の状況をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 冬季のインフルエンザ流行に備え、検査体制の確保・充実は重要であると認識しております。

このため、県衛生環境研究所と宮崎市保健所の行政検査に加えまして、身近な医療機関等での抗原検査キットを使った検査や、検査機器を導入している民間検査機関が行う検査により、1日最大4,500件の検査需要に対応できる体制を整備したところであります。

○前屋敷恵美議員 十分な体制強化をお願いしたいと思います。

次は、保健所の体制強化についてです。

今、この問題が課題となっておりますが、県内の感染拡大が増える中で、感染経路が不明という方も多数見られます。感染追跡を専門に行うトレーサーの役割が不可欠だと思います。保健所の体制強化とトレーサーの確保で検査・保護・追跡を一体に推進してこそ、感染拡大を抑えることができるというふうに思います。

保健所の体制強化をどのように考えておられ

るのか、お願いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの対応につきましては、保健所におきまして、県民からの相談対応、患者の行動履歴や濃厚接触者の調査など、業務負担が増加したところであります。

これらの増加した業務につきましては、保健所業務の支援を行う会計年度任用職員を新たに任用したほか、管内でクラスターが発生した高鍋保健所に対して、1日当たり30名程度の職員を派遣するなど、全庁的な応援体制により、一定の対応ができたものと考えております。

また、市町村保健師の協力体制を構築するなど、市町村との連携も深めながら、保健所機能向上のためのさらなる体制整備に努めているところであります。

保健所の在り方、体制につきましては、今回のような感染症への対応時などにもその機能が十分に果たせるよう、今後も適宜、見直しを検討してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今後のこともありますので、やはり基本的に体制を強化するという立場で対処していただきたい、このように思います。

次に、医療崩壊を防ぐためにも、今、医療機関等への支援が不可欠になっております。

今、国の施策で、その一つに「感染拡大防止等支援金」という制度がありますが、その申請状況や受給状況をお聞かせください。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナの院内等での感染拡大を防ぐための取組を行う、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・助産所に対しまして、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助する「感染拡大防止等支援金」の交付を行っております。

支援金の令和2年10月末現在の申請状況は824件となっております。県では、今後とも、引き続き医療機関等に対し、申請について周知を図ってまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 この間、多くの病院・診療所が、患者の受診抑制などによる大幅減収で「コロナ経営の危機」に直面し、医療従事者のボーナスカットなど「コロナ賃下げ」が起きている。全国的にもそういう状況がありますけれども、今お答えいただいた「感染拡大防止等支援金」では、この落ち込んだ経営の足しには到底ならないわけです。

政府はまだ一貫して「減収補填はしない」という立場を取っていますが、医療現場を支えずして患者の命は守り抜けないというふうに思います。地域医療を支える全ての病院・診療所に減収補填を行い医療体制を守ることが、どうしても必要です。

県からも積極的に、国に対して支援金を支給する、補填するというのを要望することや、また、県としての対応を求めたいと思います。

次に、今日の報道では、完全失業率が3.1%と上昇しています。コロナの影響による解雇や雇い止めの実態と県の対策について、商工観光労働部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、本県で、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして解雇や雇い止めされ、または、その見込みがある方は、本年11月20日現在で597人となっております。製造業を中心として様々な産業に広がっております。

このうち、派遣やパートタイムなど不安定な就労形態である非正規雇用労働者の数は、国が集計を始めました5月25日以降では222人となっております。

県としましては、コロナ禍で離職等を余儀なくされた方々について、職業訓練を行い、安定した就労ができるよう支援をいたしますとともに、正社員として雇用した企業に対して支援金を支給するなど、引き続き雇用機会の確保に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 あわせて、国の雇用調整助成金及び休業支援金・給付金の活用状況も伺いたと思います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国では、「雇用調整助成金」につきまして、事業主の負担軽減、あるいは事務の迅速化を図るために、申請期限の見直しや手続の簡素化を行うとともに、特例措置の拡充、延長を随時実施しております。宮崎労働局によりますと、10月27日現在で、支給決定は累計で8,026件、金額では約71億円となっております。

また、労働者が個人で申請できる「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」の支給決定は、10月26日現在で、累計で1,536件、約9,300万円となっております。

県としましては、相談窓口において、専門家が相談に対応しておりますほか、県内事業者に対して四半期ごとに配付している広報紙や、県庁ホームページによりまして、助成金の活用を呼びかけるなど、取組を行っております。引き続き労働局と連携しながら、利用促進に努めてまいります。

○前屋敷恵美議員 働く皆さんのことをしっかりと支えていくということが何より大事ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

このコロナ禍の中で、中小企業・小規模事業所の皆さん方は本当に窮地に立たされている状況にあります。

県は、こうした現状をどのように把握して支

援していくのか、その方向性を伺いたと思います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、商工会や商工会議所等に設置されました特別相談窓口などを通じまして、コロナ禍の影響を受けた事業者の声や状況の把握に努めているところであります。

県としましては、事業継続のための給付金のほか、資金繰り対策や事業活動における感染防止対策、消費喚起策、ICT導入等、新しい生活様式に対応した事業活動への支援にも取り組んできたところであります。

その結果、宮崎財務事務所が10月に発表した経済情勢報告によりますと、県内経済は持ち直しの動きが見られますけれども、感染症の影響が長期化する中、今後とも厳しい経営環境が続くということが懸念されますので、状況を見極めつつ、しっかりと対応していく必要があると考えております。

○前屋敷恵美議員 まさにコロナの行く先は、全く今、見えないという状況ですので、いつまでこういう状況が続くのか分かりませんので、ぜひ、県としてもしっかりとそこを支えられるように、まずは状況の把握にしっかりと努めていただきたい、そして対策も打っていただきたいと思ひます。

では、次に移ります。次は、種苗法の改定について伺ひます。

今、臨時国会で、種苗法改定の審議が行われています。既に衆議院では可決され、参議院に回っておりますが、2018年に、民間参入の障害になるとして種子法を廃止したことに続く、種苗法の改定です。

種苗法改定案は、登録商品について農家が続けてきた自家増殖を原則禁止にすることで、優

良品種の違法な海外流出を防ぐためとしています。

しかし、農家からは、農業生産における農家負担が増えるだけでなく、食の安全・多様性も損なうものだとして、今、反対の声が全国的に広がっております。

種苗法の改定で、農業や農家にどのような影響が及ぶと認識しておられるのか、農政水産部長、お願いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 改正法案に盛り込まれました自家増殖の許諾制に関しましては、自家増殖の制限や許諾料、手続の発生等に対する農業者等の懸念の声があることは承知しております。

しかしながら、今回の法改正の対象は、種苗法で登録された品種のみで、全体の9割程度を占めます一般品種は、許諾制の対象外となり、これまで同様に自家増殖が可能です。

また、登録品種の育成者は、民間企業以外に国や都道府県、個人と多様であり、国や都道府県の場合は、許諾料が高額になることは想定されず、農業者は、一般品種も含めまして数多くの品種の中から選択できる状況にあります。

さらに、許諾手続につきましても、JA等の団体が一括して行うことを国で検討していると同っておりますので、影響は限定的なものと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、部長からお答えいただきましたけれども、農林水産省もそうっております。自家増殖が禁止されるのは登録商品で、一般品種は対象外で大半の農家には影響しないと。

しかし、米でも自家増殖が禁止されるのは、農水省の説明よりもっと多いことが示されています。また、特産品に力を入れている地域ほど

登録商品は多く、影響が大きくなります。

農水省の実態調査では、登録商品を使って自家増殖する農家は全体の約5割に上っています。そして、自家増殖の許諾料は高くないと言いますが、許諾料を決めるのは、農水省ではなく育成権者です。実際、農水省も、「民間の話なので分からない」と、負担増の可能性も認めているところです。今回の改定によって、農家に新たな負担が増えることは必至です。

また、優良品種の海外流出を防ぐためとも言いますが、改正案でもこの違法な流出は防げず、海外で品種登録しない限り、外国での栽培を止めることは難しいと、国会の農水委員会でも農水省は答弁しています。海外で品種登録するのは政府の責任です。自家増殖に責任を転嫁することはお門違いだと言うほかありません。

今回の種苗法の真の狙いは、種子法廃止同様、種苗法も改定して、民間業者の種苗市場を広げることにあるというふうに思います。そこに多国籍企業の参入は当然のことです。

これは消費者にとっても大問題で、現在、日本では遺伝子組換え作物の栽培は140も認可され、3年後には「遺伝子組換え作物でない」という表示の義務さえなくなります。食の安全は大きく脅かされようとしています。こうした遺伝子組換えなどのゲノム編集種子企業による食物への影響は大きいと言えます。

もともと、種苗の自家増殖は農家の権利であり、農業の基幹です。その土地の農家が自家増殖を繰り返しながら、その土地に適した種苗をつくることで、多様性も維持されてきました。多国籍企業から高いお金を払って種苗を購入しなければならぬ事態になれば、日本の農業が、宮崎の農業が大きな打撃を受けることにな

ります。

農家には内容が十分知らされることなく国会審議が進んでいますが、まだ結論は出ておりません。慎重審議を求める意見書は、全国で109自治体、11月17日現在で2県43市53町11村に上っています。農業を基幹産業とする宮崎です。ぜひ、国に種苗法案廃案の意見を上げていただきたいと思いますが、ここは知事にお答えいただきたいと思います。

○知事（河野俊嗣君） 今回の種苗法改正は、我が国で育成された優良品種の海外流出の問題などに対応するため、育成者の知的財産権を守ることを主な改正点としまして、産地としては、輸出に向けた地域ブランドを守り、産地形成を後押しする内容であると理解しております。

一方で、農業者等から法改正の影響を懸念する声があるということも承知しておりますことから、県としましては、国と連携し、法案内容が十分に周知され、本県のさらなる振興に資するものとなるよう努めてまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 今国会に上程されたばかりで、5日までが国会ですけれども、そこで急速に結論を出すというやり方も、私は改めていく必要があるかと思っております。

どれほど宮崎の農家にも農業にも影響が出るか、そここのところを十分慎重に調査もしていただきながら、農家を、農業を守るという立場を貫いていただきたい、このように思うところでございます。

次に、高収益作物次期作支援交付金について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大のため需要が減り、市場価格が下がった野菜や花卉、果樹、お茶などの

農家が、営農を断念することのないよう、次の作付に向けて設備投資をした農家に支援するとしたのですが、農水省が農家からの申請を締め切った後になって要件を変更して、混乱を起こしています。

宮崎県の申請状況や要件見直しの影響など、状況・実態をお聞かせください。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本交付金につきましては、これまで3回の公募が実施されており、5月に行われました第1回公募では、事業実施主体の推進事務費のみであり、7月の第2回公募において、次期作に向けた取組が完了した農家の交付金申請額については、市町村やJAからの聞き取りによりますと、910件の約8億円となっております。

なお、12月25日が申請締切りとなっている第3回公募につきましては、現在、市町村、JA等、関係機関・団体等が連携いたしまして、農家からの申請を受付中でございまして、現時点での申請額は、今のところ把握しておるところではございません。

○前屋敷恵美議員 農家の皆さんからは、交付金を見込んでいろいろ手を打とうとしていたところ、「はしごを外された」という農政への不振が、今、広がっております。

今回の要件見直し、変更は撤回して、元通り交付するべきと思いますが、農政水産部長の御見解を伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 今回の運用見直しは、農家の方々に大きな混乱を招くとともに、申請事務を行っている市町村やJA等におきましても事務処理の負担が増えていることから、県といたしましては、コロナ禍で影響を受けた農家や、先行投資をした農家に対する必要な交付金の早期支給に加えまして、手続の簡

素化等が必要であると認識しております。

このため、国に対しまして、あらゆる機会を通じまして、予算の確保や公募の期間延長などについて、提案や要望を行ってきたところでございます。

今後とも、農家に寄り添いながら、現在行われております農家説明会、さらには申請受付におきまして、個別相談や申請事務の支援などに、県としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 農家がこのコロナ禍の下で農業に意欲が持てるようにすることが、重要だというふうに思います。その点では、この支援策は的を射た制度であったというふうに、私は思います。ですから、きっちり支援すべきだと思うわけです。予算は、ほかのコロナ対策同様、予備費を回して対応すれば十分できるというふうに思います。7兆円からある予備費ですから。県も、農家の立場に立って積極的にそうしたことを要望していただきたい、このように思っております。よろしく願いいたします。

では、最後の質問になりますが、少人数学級の実現について伺います。

私は、これまで幾度となく、子供たちの学びの場を、教育環境をよくするためにも少人数学級が必要だとして、その早期実現を求めてまいりました。今、コロナ禍の下に子供たちが置かれて、より一層その必要性が急がれているというふうに思います。

現在、小学校1・2年生を30人、中学校1年生を35人、またモデル的に3・4年生を35人学級で運営がなされておりますが、少人数学級の効果について、教育長の御所見と併せ、お聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） お話にありました

が、現在、本県におきましては、国からの教職員加配定員を活用しまして、学校生活に慣れていない段階であります小学校1・2年生の30人学級と、学級担任制から教科担任制に変わる中学校1年生の35人学級の少人数学級編制を実施しております。

さらに、本年度は新たにモデル校を指定した形で、小学校3年生・4年生で、35人学級の効果検証の取組を行っているところであります。

少人数学級につきましては、きめ細かな指導の充実という点に加え、現在のコロナ禍における感染症対策という点からも、その必要性が高いものと認識しているところであります。

○前屋敷恵美議員 文科省が、来年度予算の概算要求に少人数学級の検討を盛り込みました。

義務教育標準法を改正して、正規の制度化を目指す意向です。全国で少人数学級の実現を求める運動が広がる中、地方議会の意見書は、少なくとも現在228自治体で採択されており、国民の声が政府を動かした重要な変化だというふうに思います。

しかし、今回の概算要求は、規模も進め方も記されない「事項要求」と言われるもので、本当に法改正や予算が認められるのかは未定の状況とも言えます。

地方から、教育現場からより一層、今、声を上げていくことが必要だと思いますが、教育長の御見解を伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 少人数学級の実現に向けた国への要望につきましては、これまでも継続して行ってきたところであります。

現在、国におきましては、コロナ禍における子供たちの学びの保障の観点から、少人数によるきめ細かな指導体制の整備が検討されているなど、新たな動きが出てきております。

議員のお話のとおり、文部科学省からは概算要求として、事項要求という形で示されてもおります。

このため、先日、私も自ら文部科学省に出向きまして、少人数学級実現に向けた教職員定数改善等について、強く要望を行ったところでございます。

今後も引き続き、国に対して、あらゆる機会を捉えて要望してまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

現在実施している少人数学級は30人、35人学級ですが、コロナ禍の下では、身体的距離も取れる30人以下、20人程度が必要だというふうに思います。

少人数学級を拡充するには、教員の確保が大きな課題になっています。異常な長時間労働から教職を敬遠する傾向もあり、教員不足も深刻と聞きます。長時間労働の是正、教員の処遇改善と正規化、教員免許更新制の廃止なども求められているのではないのでしょうか。教員確保について、教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 少人数学級の拡充に向けましては、学級数の増加に伴う教員の確保をはじめ、人件費や学級数の増加に伴います教室などの施設整備に係る財源の確保など、様々な課題があると認識しております。

その中でも、教員の確保につきましては、現在の小中学校における教員は、本県、約6,300人でございますが、仮に、全学年を30人学級とした場合、本県の場合、新たに800人の教員の増員確保が必要であると試算しております。

県教育委員会といたしましては、教員採用試験の採用競争倍率が低迷する中、これまでも県

内外の大学と連携するなどして人材の確保に努めておりますが、なお一層、優秀な教員の確保に努める必要があるものと考えております。

○前屋敷恵美議員 今、学校現場には、感染症対策とゆとりある豊かな教育のために、少人数学級の導入が切に求められているというふうに思います。

少人数学級に活用可能な加配定数も活用して、すぐにでも全学年で35人学級は実現可能なのではないかと思います。しかし、加配に頼るだけでは、学校現場の切実な要求との矛盾も、当然生じてきます。非正規のフルタイムやパートタイムの教員ではなく、正規・フルタイムとして教員を増やすことが何よりも必要です。

ぜひ、教育を充実させる、ゆとりある豊かな教育のために、必要な条件整備が図られるよう尽力していただくことを、切に求めるものでございます。改めて、教育長の決意を聞かせていただきたい。

○教育長（日隈俊郎君） 先ほども申し上げましたけれども、少人数学級の実現ということになりますと、きめ細かな教育の充実ということが図られますので、本県としてはその方向で、国に対し要望してまいりたいと考えております。

増員については、加配ではなく基礎定数として要望しているところでございます。

○前屋敷恵美議員 私は、基本的にはそうすけれども、今の時点ですぐ30人、35人学級実現、少人数学級に移行できる部分は、大いにいろんな工夫もしながら努力をしていただきたいということを申し上げたところでございます。

今回の質問は以上で終わりますけれども、今年の1年ももう終わります。今日は12月1日で

す。

今年はコロナ禍の中で、県民に苦難が強いられました。年が越せるだろうか、とりわけ中小業者の方々の御苦勞が続いております。誰一人取り残すことがないように、県民の生活実態を十分に把握し、県民の苦勞にしっかりと寄り添える県政を進めていただきたい、このことを最後に申し上げまして、本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会

12月2日（水）

令和 2 年 12 月 2 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。

本県では、新型コロナウイルス感染症流行の第3波の中、鳥インフルエンザも発生し、対応に当たる関係者の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。コロナ感染者の一日も早い回復、鳥インフルエンザの一日も早い終息を祈り、質問に挑みます。

先月、現役大学生が自分の夢を具現化していくために、男女7名の学生が日替わり当番で経営している、ニシタチにある「HiDANE Bar」にて、5名の学生と開店前に意見交換を行いました。

学生たちは、「アフリカで教育支援がしたい」「美容医療でコンプレックスを持つ人の力になりたい」など、将来に対しての具体的な目標を持っています。大学や県が取り組むキャリア教育の成果も出ているのではないかと思います。早くから将来に対し目標意識を持つことは、その夢を応援する家族や教師にとっても、ありがたいことです。

これから高校や大学を卒業する若者たちが希望する職に就けるように、我々は応援しなければなりません。一方で本県にとっては、県外への若者の流出をどう食い止めるかというジレンマもあります。

このコロナ禍で、業種によっては大企業で

あっても来年の新規採用を抑える動きがあり、現在、県内の大学等就職内定率は53.3%と、前年よりも5.3ポイントダウンし、高校においては60.3%で2.9ポイントダウン、これまでの売手市場から一気に逆転した感があります。

このコロナは、既に大きな影響を世界経済に与えています。過去を見ても、バブル崩壊やリーマンショックなど経済に大きな影響があるときは、就職活動する学生のマインドにも大きな変化があります。

今、県が若者たちの思いを酌み取り対応することで、県外から若い世代を呼び込むことができるかもしれない。本県は農業県として、1次産業への就職メニューが充実しており、林業や農業に取り組みたいと、県外からも就農する若者たちがいる一方、2次、3次産業には、そのような就職支援メニューが少ないのではないかと思います。

知事は、現在の学生たちの就職や目標のトレンドをどのように感じ、学生らの就職を応援しようとしているのか。また、県内への就職定着に向けた知事の思いを伺います。

以下の質問は、質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

先般、宮崎公立大学の学生に対して、本県の魅力や本県を支える人づくりなどに関する講義を、オンラインで行ったところであります。

講義後のアンケートでは、「県外で活躍したい」という声があった一方で、「本県の魅力を知り、県内就職を考えるきっかけとなった」「将来、地域に貢献したい」といった声もありまして、人口減少問題に直面する本県にとりまして、このような若者が育ってきていることを

非常に心強く思ったところであります。

御指摘のとおり、県外や国外で様々な経験を積み、活躍したいという思い、そういった志も大切にしたいと考える一方で、本県に残り、地域や産業の活性化に貢献しながら、自己実現を図りたいという思いに応えることも重要だと考えております。

コロナ禍で、今後、分散型社会構造への転換やデジタル化・リモート化などが進展し、地方においても都市部と同様の知識やスキルを身につけ、活躍できる時代が遠からず到来するものと考えておりますので、今後とも、私が先頭に立って、本県の様々な魅力を発信することにより、高校生や大学生などの県内就職・定着が図られるよう取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 今年、県が、34歳から50歳の世代に当たる就職氷河期世代を対象とした職員採用試験を初めて実施いたしました。3名の採用枠に対し175名が受験希望し、競争率が58.3倍という、受験者にとって狭き門となっております。

先日、2次試験が実施されたようでありますが、まずは、今回の採用試験が具体的にどのような内容であったのか、人事委員長に伺います。

○人事委員長（瀧砂公一君） 去る11月1日に実施いたしました、就職氷河期世代を対象とする採用試験につきましては、受験資格として、受験時の年齢が34歳から50歳でありまして、本年9月1日時点において、過去1年間、正規雇用されていない方々としたところであります。

また、1次試験におきましては、就職氷河期世代の方々が受験しやすい環境を整えるために、特別な公務員試験対策が必要でなく、かつ

民間企業でも広く採用されている、いわゆるSPI3試験を実施したところでございます。

○西村 賢議員 この世代の就職支援については、私も同世代に当たり、初当選以降、繰り返し様々な問題提起を行い、支援を求めてきました。ここにきてやっと実現したこの採用試験さえ、この世代の現状が浮き彫りとなっております。

今回試験を受けなかった人の中にも、定職に就けず、8050問題のように親の収入に頼り、引き籠もっている方もいるのではないかと思います。さらに、この世代の就職支援のために、県は二の矢、三の矢の対策を打つべきだと思います。

この採用試験の倍率についての知事の所感と、来年度以降の「氷河期世代採用枠」の実施見込み、また、採用枠を増員できないのかを伺います。

○知事（河野俊嗣君） 就職氷河期世代を対象とした採用試験につきましては、社会全体で支援するという国の方針も踏まえ、今年度、新たに実施することとしたところであります。

試験の実施状況であります。採用予定数3名に対し175名から応募があり、就職活動の時期がバブル崩壊後の厳しい経済状況にあったがゆえに、本人の意思によらず就職できなかった方、また不安定な就労を余儀なくされた方が、これだけ多くいらっしゃるという現実を、改めて実感したところであります。

この取組につきましては、3年間にわたって実施することとしております。合計で10名程度の採用を現時点で予定しておりますが、来年度の試験における採用予定数につきましては、今年度の実施結果等を踏まえて検討してまいります。

今後も、就職氷河期世代のみならず、再チャレンジしようとする全ての方が、持てる力を発揮して生き生きと活動できる社会づくりを進めてまいります。

○西村 賢議員 知事にはよろしくお願い申し上げます。

これはもう、県だけの取組ではなく、民間企業にもこの世代の就職支援を広げていかなければならないと思いますが、今、県は国や経済団体と協力して、就職氷河期世代の就職のための体制づくりをしていると聞きます。今後どのように取り組むのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 就職氷河期世代への就職や採用等についての支援につきましては、全国的な課題でありますことから、本県でも労働局が中心となり、県や経済団体等も参加をいたしまして、「みやざき就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を今年8月に設置したところであります。

この世代は、当時の経済情勢によりまして、就職できなかつたり、希望に添わない就職を余儀なくされ、早期離職を繰り返すなど、職務経験を十分に積むことができていない方もおられます。

このため、プラットフォームでは、相談体制の充実や職業訓練などのスキルアップ支援を行いますほか、正社員への転換や新規の雇用などを行った企業に対して支給されます国の助成金の活用も促しながら、安定した就労につなげていくこととしております。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。今年は、この氷河期世代だけではなくて、新規卒業者も非常に苦しい立場にあると思いますので、県はこれらを踏まえて対策を講じていただきま

すように、お願い申し上げます。

続きまして、今年9月の台風10号で、椎葉村での土砂災害で亡くなられた外国人研修生の御冥福を祈り、いまだに見つからない3名の方々の発見を祈るばかりであります。先日、安田議員の質問にもありましたが、いまだ懸命な捜索を続けている方々に、敬意と感謝を申し上げます。

中山間地の防災対策であります。私も災害後に現場に行き、近隣の方と話しました。現場周辺に限らず、中山間地域は、どこで同様の災害が起こっても不思議ではないと心配する声も聞かれます。

永山副知事は、国交省から赴任いただきましたが、このコロナ禍で県民との交流が制限され、県内の視察もままならない状況だとは思いますが、このような中山間地域を多く抱える本県にあって、土砂災害対策についてどのように取り組んでいくのかを伺います。

○副知事（永山寛理君） 椎葉村の災害、私も発生直後に現地に赴きまして、その被害の甚大さと痛々しさを非常に痛感したところでございます。改めて早期復旧に向けて思いを強くしたところでございます。

その発災直後から国と連携いたしまして、土砂災害の専門家を派遣いただくなど、速やかに対策協議を進め、10月には補助事業の採択を受けたところでございまして、今議会に必要な補正予算もお願いしております。

議員御指摘のように、本県は中山間地域を多く抱えており、土砂災害対策は大変重要でありますことから、ハード対策としては、避難所や避難路等がある箇所など、優先度の高い箇所から砂防施設の整備を進めております。

さらに、ソフト対策として、住民の早期避難

が図られるよう、防災情報の提供や土砂災害防止教室などの啓発活動にも引き続き取り組むこととしております。

私としましては、これまでの経験や人とのつながりを生かしつつ、来年度以降も、防災・減災、国土強靱化対策に必要な予算をしっかりと確保した上で、今後とも「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策の推進に、全力で取り組んでまいります。

○西村 賢議員 副知事、よろしくお願ひいたします。

次に、コロナ禍における家庭内暴力、また児童虐待について質問いたします。

コロナ前の令和元年、本県の児童虐待が1,953件、前年比41%増と、本県の児童虐待は止まらない状況にあり、全国の前年比21%増と比べても憂うべき数字であります。

さらに、長期に及ぶコロナ禍で、国内の休業者が600万人を超え、完全失業者は215万人との惨状であり、自宅自粛や生活不安などのストレスによる家庭内暴力、児童虐待も増加しているのではないかと予想されますが、コロナ禍における県内のDVや児童虐待の相談対応状況を福祉保健部長、また、本年のDV事案や児童虐待事案の検挙件数を警察本部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県の女性相談所における、今年1月から7月までのDVの相談受付件数は285件で、前年同期間の329件と比べ、44件、13.4%減少しております。

また、児童相談所における、同じく1月から7月までの児童虐待相談対応件数は1,142件で、前年同期間の1,045件と比べ、97件、9.3%増加しております。

新型コロナの影響により、配偶者や保護者が様々なストレスを抱えることによるリスクの高

まりのほか、DVや虐待の潜在化なども懸念されますことから、県としましては、今後とも、家庭に身近な市町村や学校、警察などの関係機関と連携を図り、地域における子供の見守りや、DVに関する相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○警察本部長（阿部文彦君） 本年1月から10月末現在における、配偶者からの暴力事案、いわゆるDV事案の検挙件数は73件であり、前年同期と比べ4件増加しております。検挙の主な罪種は、暴行や傷害であります。

また、児童虐待事案の検挙件数は9件であり、前年同期と比べ3件減少しております。検挙の主な罪種は、DV事案と同様に、暴行や傷害であります。

警察といたしましては、これらの事案に対して、関係機関と緊密な連携を図りながら、被害者や被害児童の保護対策など、安全確保を最優先にした迅速・的確な対応に努めているところであります。

○西村 賢議員 福祉当局と警察当局の連携については、日頃より本当に敬意と感謝を申し上げます。

今、通常時であればそのようなことをしない人であっても、コロナ禍によるストレスで、つい暴力をふるってしまうということもあるかもしれません。福祉当局や警察本部におかれましては、被害者を助けることが当然優先ではありますが、加害者への対応もふだん以上に気を使っただきたいと思ひます。

次に、本県のワーケーション推進について質問いたします。

現在、コロナの影響もあり、東京から他県への転出超過が4月から5,000人に上り、地方移住が加速しているとの報道がありました。今、リ

モータワークの拡大により、仕事と観光を両立する「ワーケーション」の動きも広がり、地域によっては、誘致に乗り出しているところも少なくありません。

先日、議会冒頭に、知事の提案理由説明の中で、椎葉村にコワーキングスペース「K a t e r i e」ができたとの報告があり、携帯電波が届きにくく、ネット環境に乏しい山間部での設置は、とてもうれしく思います。

さて、本県は美しい海岸線に恵まれ、北から南まで、サーフィンやダイビング、ヨットや釣りなど、マリンレジャーの宝庫であり、この海岸線は、都会に住む方々にとっては天国であります。また、実際にそれを目的に旅行や移住する方々も多数いて、その魅力は全国に発信されています。

しかし、これらの沿岸部の多くは、国立公園や都市計画調整区域に指定されているところが多く、ドライブイン等の休憩施設は立地が可能ですが、コワーキングスペースやシェアオフィスのような「働く場」の設置は難しいという話を聞きました。

現在では、カフェなどにW i - F i やコンセントを設置しているところも増えてきましたが、ここではオンライン会議や、安定した通信速度がありウイルス対策を徹底したW i - F i 環境を整えているわけではありません。ワーケーションを推進するには、短時間であってもしっかりと仕事をこなすことが重要でありますから、仕事ができる環境整備は重要な課題であります。

新しい働き方に現在の法律が追いついていないところもあるかとは思いますが、宮崎県内の国立公園や市街化調整区域において、コワーキングスペースのような「働く場」の設置ができないのか、環境森林部長、また県土整備部長に

伺います。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県内には、「日豊海岸国立公園」など4つの国立公園が指定されておりまして、豊かな自然環境の中で働きながら休暇を過ごす、ワーケーションにも適した場所であると考えております。

公園内は、自然公園法に基づき、優れた風景地を保護するために、建築物の設置や土地の利用に関して規制がございますが、御質問のありましたコワーキングスペースにつきましては、住宅や店舗、宿泊・レジャー施設等と同様に、設置場所や規模、方法などが許認可等に必要な基準を満たせば、設置することは可能となっております。

事業者から御相談等があった場合には、その内容を十分に伺い、適切に対応してまいりたいと考えております。

○県土整備部長（明利浩久君） 市街化調整区域は、都市計画法において、市街化を抑制すべき区域とされておりまして、開発行為等により無秩序な市街地の拡大につながらないように、設置できる施設が法律で制限されております。

このため、コワーキングスペースなど、個別に規定されていない施設を設置する場合には、市や町が、地区の特性にふさわしい土地利用を図ることを目的としました一定規模以上の地区計画を新たに定め、その中で建築可能な施設として位置づけることができれば、設置は可能となります。

○西村 賢議員 両方ともに、できないことではないけれども、非常に厳しいハードルというのか、基準というものがあるということが分かりました。できれば、こういったものをいち早く、他県に先駆けて整備していくということも、今、非常に宮崎県は優位な状況であります

ので、ぜひ柔軟に対応していただきますようお願いをしたいと思います。

今、コロナ禍で在宅勤務が広がり、既に、ある大手IT企業の社員は、それぞれが国内の好きな場所に引っ越して、テレワークで業務を行っているという話を聞きました。住環境がよく、一年中スポーツを楽しめる本県は、今こそ、大都市圏のIT企業に対し積極的に誘致を行うべきであると考えますが、現在、県は都市圏のIT企業などへどのようなアプローチを行っているのか、また、その成果を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、IT企業を誘致いたしますために、既に立地しておられますIT企業の紹介による企業訪問や、各種展示会への出展、それから誘致セミナーや視察ツアーの開催等を行ってきております。

今年度は、企業訪問等に制約を受けておりますので、新たな取組として、オンラインを活用した面談やセミナーにも取り組んでおり、都市圏では、これまで企業訪問や面談をいたしました108社のほか、セミナーに参加していただきました24社とも接触し、その結果、情報サービス産業の立地件数は、今年度8件となっております。

これらの企業は、コロナ禍を契機に普及しているテレワークによりまして、場所に捉われない働き方ができますことから、本県のゆとりある生活環境や、アウトドアスポーツを楽しみながら働くことができる立地環境などをしっかりとアピールし、企業誘致につなげてまいります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

コロナ禍にあっても、本県では県外からのサーフィンなどの海のレジャー客が増加しており、世界的なサーフィン大会の情報発信や本県のアピールが成功していると言えます。

しかし、一方で、年々、ごみの放置や無断駐車などの問題で、地域住民やサーファー間でのトラブルが増えている状況にあります。私の地元のサーファーをはじめ市民から、「海岸付近の駐車場を有料化し、その収益で、シャワーの設置や、清掃活動を行う周辺自治会の活動費に還元することはできないのか」という声を聞きます。

本来、市町村の範疇ではありますが、これらの問題は、例えば日向市に限らず、県下全域で起こっていることでもありますので、駐車場の有料化や無断駐車取締まりなど、県下一円ルールづくりをしないと、意味がないことでもあると思います。

サーフスポットやマリレジャーの盛んな沿岸市町が連携して、駐車マナーなどの問題解決ができるように、県としての取組が必要と思いますが、県の考えはどうか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県では、サーフスポットや周辺の観光情報を紹介する「サーフガイドブック」を作成、配布しております。その中で、県サーフィン連盟とも連携いたしまして、各スポットの駐車ルールや注意事項等を記載いたしますとともに、県の観光情報サイト「旬ナビ」にも同様の情報を掲載し、サーファーに向けた駐車マナー等の周知を行っているところであります。

しかしながら、議員御指摘の状況もありまして、依然として駐車マナー等の課題があることは認識をしております。

一方で、今年5月の緊急事態宣言時に、コロナ対策としてではありますけれども、官民一体となって取り組みました駐車場の利用制限では、一定の成果が見られたところであり、こうした経験を踏まえ、県といたしましては、沿岸市町等と課題解決に向けた対策を検討する機会を増やすなど、これまで以上に連携して取り組むことで、サーフスポットの全県的な駐車マナー等の改善に努めてまいります。

○西村 賢議員 次に、少子化対策について伺います。

今年は、コロナ禍で長期にわたり自宅で過ごす時間が増え、来年は出生数が増えるのではないと言われていましたが、実際にはその逆で、全国の自治体が今年5月から7月に受理した妊娠届出は、前年同月比で11%減とあり、来年生まれる子供の数が大幅に減る見通しとなっています。

感染拡大による雇用情勢や出産環境の悪化が影響していると考えられ、今後の少子化対策にも大きく影響します。まず、コロナ禍における本県の妊娠届出の現状はどうか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 新型コロナウイルス感染症の流行が妊娠活動等へ及ぼす影響を把握することを目的としまして、厚生労働省において、平成30年1月から令和2年7月までの妊娠届出数の状況に関する調査を実施しております。

10月に公表されたその調査結果によりますと、本県における令和2年5月から7月までの妊娠届出数及び対前年同月比は、令和2年5月が597件、対前年同月比17.2%減と、全国と同様、大幅な減少となっておりますが、その後、6月は629件で対前年同月比0.2%減、7月は632

件で対前年同月比4.3%減と推移をしております。

○西村 賢議員 全国的ではないにしても、本県にもこの状況が来ているということであり、来年以降の出生数の減というのが非常に心配されますが、しっかりとケアできる部分はしていただきたいと思っております。

続きまして、不妊治療について質問いたします。

重松議員からも質問がありましたが、2018年に体外受精で生まれた子供の数は、過去最多の5万6,979人。体外受精で生まれる子供の数は年々増え、16.1人に1人が体外受精で生まれた計算になり、今後も不妊治療の担う役割は大きくなると思われまます。

菅総理が政策目標として掲げた「不妊治療の保険適用」について、先日の新聞報道では、「2022年に保険適用の拡大を目指す」とあり、今後、保険適用のカバーする範囲を検討すると思われまます。

この10月に、日本生殖補助医療標準化機関の理事長である蔵本ウイメンズクリニックの蔵本院長と意見交換を行い、不妊治療についての知見を伺ったところであります。

現在、不妊治療には、夫婦の症状に合わせた「オーダーメイド治療」が一般的であり、中でも体外受精など高度生殖医療は、関連経費を含めると、1回でも数十万円から100万円もかかる場所もあります。

一部、助成制度もありますが、夫婦の所得や年齢の制限があり、適用される場合でも、受診回数や金額の上限などがあります。また、女性側が治療に専念するため離職するケースなど、継続して妊活をしていくことは、夫婦共々負担が大きいのが実情であります。

このような多額の費用や心身の負担がかかる不妊治療に対し、今後、国が保険適用を拡大し、それによって助かる方々が増えること、また子供を授かれることを期待いたしますが、国の制度設計いかににかかわらず、本県独自の不妊治療対策にはどのようなものがあるのか、福祉保健部長に伺います

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県が単独で実施している不妊治療関係の対策としましては、まず、体外受精など特定不妊治療の一環として行う男性不妊治療のうち、過去に凍結・保存した精子の融解費用に対する助成を行っており、その額は1回につき最大5万円となっております。

また、妊娠後に流産や死産を繰り返し、結果的に子供を持たない不育症の治療に対し、1回の妊娠期間につき最大8万円を助成しております。

さらに、保険適用となる不妊治療や人工授精など、一般不妊治療費を助成する市町村に対し、その一部を補助しており、令和元年度は13市町村を対象としております。

○西村 賢議員 昨年でも、県全体で約900名の方が特定不妊治療の助成を受けていると聞きました。また、その総額は1億6,500万円ぐらいというふうに聞いております。

しかし、これらの助成制度に該当する方は全体の一部であり、先ほど申し上げたような夫婦の多額の負担を考えますと、助成金自体は「妊活の背中を押してくれる」程度であるとも考えられます。

所得制限や年齢制限の緩和について、県はどう考えているのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、不妊治療は1回の治療費が高額であ

り、また、複数回にわたり治療が必要になる場合も多く、経済的負担から治療を継続できず、妊娠を諦める方も少なくないと聞いております。

このような中、現在国において、所得制限の撤廃など現行の助成制度の拡充が検討されており、県としましては、今後の国の動向を注視しながら、必要な準備を進めてまいります。

○西村 賢議員 この不妊治療の助成に対しては、様々な意見があると思います。年齢の問題、所得制限の問題、たくさんあると思いますが、1人でも多くの子供を授かれる家族が増えていくことを期待して、また県も後押しをしていただきたいと思います。

次に、細島港の整備について伺います。

いよいよ来年には、志布志道路、都城－志布志間の開通によって、志布志港へのアクセス向上が図られるとのことですので。喜ばしいことである一方で、東九州の貨物集荷の競争が激しくなります。本県の重要港湾細島港は、現在16号岸壁を整備中ではありますが、次の目標である大水深岸壁の18号岸壁の整備は、進捗が見えない状況にあります。

その中で、今、世界的なゼロカーボンの動きに県内企業も対応し始め、旭化成は、延岡市にある自社の石炭火力発電を、2030年までにゼロにする計画を発表しました。実現すると、現在、細島港の輸入貨物の3割を占め、年間45万トンを受け入れている石炭が、10年後にはかなり少なくなるのではと予想されます。

さらに、ゼロカーボン政策を訴えている米国のバイデン政権誕生など、昨今の世界のゼロカーボンの急展開を考えた場合、さらに前倒しされる可能性もあり、近い将来には石炭輸入自体がゼロになるのではとも考えられます。

細島港における取扱貨物の減少が及ぼす港湾整備計画への影響と、代替貨物の確保について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 細島港港湾計画は、平成28年2月に改定しまして、今後15年ほど先の取扱貨物などを見込みまして、将来の整備や利用の方針を定めたものであります。

取扱貨物量は、約380万トン前後で、近年、ほぼ横ばいで推移しておりますが、議員御指摘のとおり、仮に石炭の取扱量の減少が進みますと、港湾計画に基づく整備への影響が懸念されるところであります。

一方で、ローロー船の大型化やコロナ禍にあっての11月の台湾コンテナ航路の再開、さらには、高速道路網等の整備による交通ネットワークを生かした機能の強化など、港を取り巻く環境も変化してきております。

これらの変化を踏まえ、代替貨物の確保につきましては、近年急増している林産品をはじめ、県内貨物を確実に取り込むとともに、新たな貨物の発掘に向けて、ポートセールス活動に努めてまいります。

○西村 賢議員 続けますが、報道によりますと、この数か月で、海上コンテナ不足により国内の輸出入が大変な状況になっていると聞きます。

日向市内の海運業者に聞きますと、杉丸太を今、細島港から台湾へ40フィートコンテナで輸出していますが、空コンテナ不足により約4割落ち込んでいるそうです。また、コンテナ不足に伴い、海上コンテナ運賃も数週間で値上がりし、通常より3割から6割ほど値上がりになっているそうです。

また、同社は宮崎県内の畜産農家に牧草を輸入販売しておりますが、現在、輸出国である

オーストラリアからの入荷が1か月遅れ、さらに新規契約にも支障が出てきている状況であり、志布志や博多、神戸などの同業他社も、全てが同じ状況にあるようであります。この状況が続けば、宮崎県の畜産農家は、餌不足と運賃転嫁による価格高騰の懸念があります。

世界経済の動きの中で、中国から欧米への輸出が集中し、コンテナを集めるため、より高い船運賃を中国の荷主が支払うためであり、それが国内のコンテナ不足の一因となっているようであります。

これは宮崎県だけの問題ではなく、国際的な問題でもありますが、世界的な運賃の高騰、コンテナ不足の影響について、県の現状認識を県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 海上コンテナにつきましては、アジアからアメリカ向けの輸送が増加し、コンテナが集中しておりますことから、議員御指摘のとおり、世界的にコンテナの運賃高騰や不足が報道されているところでございます。

県内の複数の事業者を確認したところによると、一部の貨物には、その影響が出始めている状況にありますが、県全体で見ますと、現在のところ限定的でありまして、大きな影響には至っていないものと考えております。

しかしながら、世界的なコンテナ不足の状況が長引くようであれば、本県への影響も懸念されますことから、関係者と常に情報を共有し、今後の動向について注視してまいりますとともに、引き続きコンテナ貨物の確保に努めてまいります。

○西村 賢議員 我々も要望活動等、いろいろ行っておりますけれども、そのときに、国が港湾整備を行う際には、その港湾の取り扱う貨物

が増えているのか、また今後、その港湾のニーズがあるのかを、整備計画を進める上で重要な指標としていると思います。

石炭輸入の減少、また、今後の慢性的なコンテナ不足による輸出輸入量の減少は、細島港の今後の整備に大きく影響すると思います。県はしっかりと対策を講じて、港湾整備が進むように御尽力いただきたいと、要望申し上げます。

次に、細島港の整備計画の中に、細島商業港周辺の公園化があり、その中で、プレジャーボートが停泊できる小型船だまりの早期整備を望む声があります。

細島商業港は天然の良港であり、水深も確保できることから、愛好家から見ると、この港はとても人気があるようであります。しかし、既に停泊できる空きスペースがないそうで、利用者からは、「港湾内の一部スペースに浮き桟橋を設置するだけで、安価で係留する船を増やせるのではないか」との声が上がっています。

細島商業港の小型船だまりの整備状況、また周辺の緑地の整備状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） 細島港商業港地区では、にぎわいや港に親しむ空間を創出するために、小型船だまりや緑地の整備を行うこととしておりまして、これまで、商業港の活性化に向けて、地元関係者で構成します協議会で意見交換を行ってまいりました。

小型船だまりにつきましては、整備予定地の背後を、現在チップ置場として使用しておりまして、当分の間、貨物の積卸場として利用せざるを得ない状況にあります。

このため、地元の意見等も踏まえまして、まずは、「みなとオアシス」に登録されました「海の駅ほそしま」周辺を緑地の一部として整

備することとしており、現在、駐車場やトイレについて、レイアウトやデザインなどを検討しているところでございます。

今後とも、地元の意見を伺いながら、地域活性化につながる港となるよう、整備に努めてまいります。

○西村 賢議員 先ほど、愛好家の方の話もありましたけれども、今、県内の港には、ゲスト船を含めて、プレジャーボートを停泊する余裕があるのか。港によっては、所有者が不在になり放置されている船が邪魔であるなど、廃船問題が発生しているとも聞きます。放置されると、陸上に引き揚げ処分しない限り、港に放置状態になってしまいます。

直近では、平成30年に国が、県内のプレジャーボートを管理するための調査を行ったと聞きますが、結果、県内の港における違法係留や取締りはどうなっているのか、現在の船舶の管理状況はどうかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（明利浩久君） プレジャーボートにつきましては、全国的に利用が増加しまして、無秩序な係留等が問題となったため、本県では、平成22年度以降、地元と調整の上で、順次、係留施設の使用許可制を導入し、管理しております。

現在、港湾・漁港合わせまして38港中36港で許可制を導入し、停泊場所を確保しておりますが、今年9月末時点で、1,202隻が県の管理する係留施設を利用しており、そのうち、許可を受けていない不法係留が36隻、許可は受けているものの使用料を支払っていないものが25隻あります。

このため、取締り等につきましては、海上保安庁など関係機関と連携して指導を行うとともに

に、撤去命令や差押え等の法令に基づく対応も行っております。

県としましては、所有者不明の放置艇対策なども進め、全ての方々が港を安全に利用できるよう、適正な管理に努めてまいります。

○西村 賢議員 この不法係留対策というのが、今後重要になってくると思いますし、高齢化によって、もう使わない船がずっと係留されていくというのも、また問題になってくるかと思えます。

また一方で、プレジャーボートの方などを含めて、港を利用したいという方々の声もありますので、その駐車場問題ではないんですが、船がしっかりと停泊できるよう、問題を解決していただきたいと思えます。

次に移ります。次に、日向はまぐり碁石の振興について伺います。

囲碁の愛好者は世界中に4,000万人いると言われて、世界中で親しまれております。その囲碁で使う白い碁石は、日向市の特産である「はまぐり碁石」であります。ちなみに黒い碁石は、「那智黒」と呼ばれる三重県熊野産の黒石が原料です。高品質な碁石は、国内のみならず海外にも輸出され、高い評価を得てきました。

日向市の碁石生産の歴史は、明治時代から、お倉ヶ浜で取れるハマグリを採取し、加工して行ってきました。しかし、1970年頃からハマグリ採取量が減り、メキシコ産に依存。それもメキシコでの環境保全の高まりから、海外原料も高騰して、まとまった量の輸入が難しい状況にあります。今は、過去の原料の在庫で切り盛りしている状況のようです。

以前は、碁石組合も10社程度ありましたが、半数以下となり、組合自体も現在では解散、職人の高齢化や経営の存続など、この碁石製造の

伝統文化の継承の上でも危惧される状況にあります。

今、国においては、伝統的工芸品産業の支援を行っており、指定要件を満たすものを、経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定しています。伝統的工芸品には「伝統証紙・伝統マーク」を発行し、国がお墨つきを与えているわけですが、これは国内外で信用を得る上でも、製品を売り込む際にも重要なマークであります。

この国の伝統的工芸品に指定されるため、県の記録によりますと、平成5年、26年前に一度、この「はまぐり碁石」が申請を行ったようですが、当時は認定に至らなかったようであります。

当時は、碁石製造からの歴史が86年目ぐらいであったことから、伝統工芸としての100年以上とする条件に満たなかったからではないかと推測されますが、現在では112年を超え、その部分は条件を満たしております。

しかしながら、申請には工芸品の産地組合等からの申請に基づくとあり、組合が解散した現在では、なかなか申請することもできません。

県は伝統的工芸品として、「日向はまぐり碁石」を認定していただいておりますが、県が後ろ盾となって、国の伝統的工芸品としての指定に向けた支援ができないのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 「日向はまぐり碁石」は、県の伝統的工芸品に指定されておきまして、伝統技術の継承や地域産業の振興の観点から、後世に伝えていくべき貴重な財産であると認識しております。

御質問にありました国の伝統的工芸品は、国の実施要領におきまして、「製造技術又は技法が100年以上の歴史を有すること」あるいは、

「製造する事業者が10以上又は従事者が30人以上」など5つの指定基準が定められております。「日向はまぐり基石」につきましては、この全ての基準を満たしている状況にはないのではないかと考えられるところであります。

このため、国の指定基準の具体的な運用方法、あるいは事業者の実態を把握する、そういったことをやりますとともに、他県における同様の事例の有無について調査等を行い、要件緩和など、国への要望につなげてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 他県の事例を出すのはばかられますけれども、他県によっては、もう1社しかない産業が認定されているところもあるようです。物自体ではなくて、どうにかそのハードルをクリアすれば、伝統ある「はまぐり基石」をしっかりと認めていただけるのではないかと、期待するところであります。県当局におきましては、何とかお力添えを賜りますようお願いをしたいと思います。

その原料でありますハマグリは資源確保についての質問を行います。

基石づくりで使用するハマグリは、10年以上生育したものが必要であり、長期間生き抜いた大きなハマグリが必要であります。日向市のお倉ヶ浜では、様々な要因からハマグリが取れなくなり、禁漁区を設け、日向市もその間、様々な資源回復活動を行っており、もしかすると今、資源も回復しているのではないかと淡い期待を持っていますが、現在のハマグリは資源状況について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 議員の御質問にありました本県産のハマグリについては、チョウセンハマグリとっておりますが、統計資料がある昭和40年以降、漁獲量が10トン以上

となる期間が3回ほどございましたが、それ以外の期間は1トン程度で低迷しているところでございます。

また、昭和43年に県が日向市沿岸の一部に設定いたしましたハマグリ漁の禁止区域におきましても、資源は回復しておらず、さらに、茨城県や千葉県などの主要な産地におきましても、本県と同様に漁獲量が低迷しております。

これらのことから、近年の資源低迷につきましては、水温や餌の量などの海洋環境の影響が大きいと考えられますが、過去と同様、年によっては一時的に増える可能性も予想されているところでございます。

○西村 賢議員 日向市が平成27年より、波打ち際を調査する「坪刈り調査」を行っております。そこでは、「稚貝の生育個体数は低水準だが、出現個体数が微増傾向にある」との報告があります。さらに、「長年行われていないけれども、ハマグリは生息域のより深い水域を、船舶等を用いた「けた曳き」による調査を行ってほしい」という声も上がっています。

けた曳きによる生息調査ができないのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) チョウセンハマグリは生息状況につきましては、現在、日向市と漁協により、波打ち際での稚貝の調査が行われておりますが、来年度以降、沖合域においても状況を把握するため、「けた」と呼ばれます、かぎ爪のついた漁具を船舶で引っ張って海底の貝類を採取する、いわゆる「けた曳き」調査の実施が検討されていると伺っております。

県といたしましては、調査実施に当たりましては、水産試験場から必要な機材の提供や、技術的な指導を行うなど、しっかり協力してまい

りたいと思っております。

○西村 賢議員 かつて日向市では、平成15年頃まで稚貝の放流を行い、資源確保に取り組んでいたようであります。現在では稚貝放流はやっていないようではありますが、稚貝放流を中止しているその理由と稚貝放流の再開ができるのか、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 稚貝の放流につきましては、日向市と漁協が、議員御指摘のように平成15年まで行っておりましたけれども、放流用稚貝の産地である茨城県での不漁により、稚貝の入手ができなくなったことや、それまでの放流による漁獲量の増加が見られなかったことから、その後は行われておりません。

現在、日向市は、波打ち際での生息状況調査や密漁の監視、資源保護の啓発活動を行っておりますが、今後も、これらの取組を継続するとともに、調査の拡充を検討するなど、放流以外の取組を進める方向であると伺っております。

本県のチョウセンハマグリは、再び一時的に増える可能性もございますので、県といたしましては、こういった兆候をしっかりと捉え、適切に利用できるよう、日向市や漁協と協力・連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この稚貝の研究というのも、非常に大事なテーマかと思えます。県においても水産試験場がありますので、こういった貝の増減、ハマグリが増減に対しては、しっかりと研究していくということをお願いしたいと思います。

また、このハマグリ資源につきましては、昔から山が海をつくといいですか、やはり山のいろんな有益な物質が海に流れて、それで貝が生育していったのではないかなと、私も思う

ところがあります。しっかり山をつくっていくということも重要ではないかなと思います。

最後の質問になりますが、日本棋院の発表では、近年、囲碁の愛好家が増えているということでもあります。延期された国民文化祭の囲碁大会の成功も期待するところではありますが、囲碁は頭の発達にもよいと言われており、子供たちにもっと囲碁について知ってもらう必要もあるかと思えます。

今後の囲碁文化の振興のため、学校現場の取組の中で、県内高校生の囲碁部の活動の現状について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 宮崎県高等学校文化連盟が例年行っております調査では、5月1日現在、囲碁部を設置している県内の高校は、私立高校を含め12校であり、総部員数は56名となっております。

各校とも、全国高等学校総合文化祭等の上位大会出場を目指し、日々、練習に取り組んでいるところでもあります。

昨年度、本県で開催されました全九州高等学校総合文化祭の囲碁部門では、女子の個人戦におきまして、都城泉ヶ丘高校の生徒が優勝するなど、優秀な成績を上げているところでございます。

○西村 賢議員 ありがとうございます。すごく優秀な方もいらっしゃるということで、今後も期待ができますが、私自身は小学生の頃から、「はまぐり碁石」が日向の名産だということは知っておりましたけれども、囲碁自体のルールには非常に疎い部分もあります。

これから私も勉強していきたいと思いますが、この碁石の問題というのは喫緊の課題であります。県当局におかれましても、この碁石の振興のためにお力添え賜りますようお願い申

し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の横田照夫です。日向市と都農町で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。防疫措置、殺処分作業などに出させていただいております県職員をはじめ関係者の皆様に、心から感謝とねぎらいの気持ちを表させていただきまして、一般質問に入らせていただきます。

まず、菅首相の政策に関連して質問させていただきます。

8月28日、安倍首相は、持病悪化のため総理大臣の職を辞任すると表明されました。そのことを受け、9月16日に衆参両議院で行われた総理大臣指名選挙におきまして、菅義偉氏が第99代総理大臣に指名され、正式に菅新内閣が誕生いたしました。

菅首相は、就任以来、次々と新たな政策を打ち出しておられ、行政の縦割り、既得権益、あしき前例主義を打ち破って、規制改革を全力で進めるとも言ってこられています。知事が変わった場合でも、新知事の公約に沿って長期計画等をつくり直し、全庁挙げてその実現に向けて動いていきますが、それと同じように、菅首相の政策も全省庁挙げて取り組むことになると思います。

そこで、知事は、こういう菅首相の思い、政策をどのように判断されているのか、知事の所感をお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、あとの質問は質問者席からさせていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

現在、我が国では経済・社会のグローバル化

や高度情報化の進展によりまして、社会構造や経済情勢が大きく変化をしております。さらに、新型コロナの発生によりまして、想像以上のスピードで、新たな経済社会、そして国民の意識に変化が生じてきております。

従来の制度や枠組みの見直しを含め、これらに早急に対応することが、大きな行政課題となっております。

このような中、菅政権が目指しておられます様々な規制緩和が進み、同時にデジタル化が加速する社会づくりは、我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するとともに、国民の社会生活環境を維持改善するために、大変重要な取組であると考えております。

未曾有の国難に直面している今日、議員御指摘の行政の縦割りなどの課題を乗り越え、国民共通理解のもとに必要な取組を進め、将来の我が国の発展を見据えた、コロナと共に生きていく新しい社会を、関係者や関係機関が一体となって構築していくことが重要であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○横田照夫議員 本県においても、いわゆる縦割り行政の弊害により、県政の課題の解決が思うように進まない実態があるのではないかと思いますが、それを解消するためにどのように取り組んでいるのかを、知事にお尋ねします。

○知事(河野俊嗣君) 行政課題は複雑多様化しております。これに的確に対応した戦略的な政策を実行していくためには、庁内の様々な部局の職員が一体となって、分野横断的な取組を進める必要があります。

このため、各部局長等を構成員とする庁議を定期的に開催し、諸施策の総合調整を図りますとともに、部局をまたがる重要政策の実施に当たりましては、私や副知事をトップとする「本

部会議」を設置して、課題の認識や情報の共有化を図り、方向性を一つにして取り組んでいるところでもあります。コロナしかり、鳥インフル対応しかり、また様々な交通、物流の問題しかり、様々なテーマで設置をしております。

また、職員には、自らの業務の枠や前例にとられない柔軟な発想が求められますので、様々な分野の職場を経験させるとともに、研修なども活用しながら、幅広い視野を持った職員の育成にも努めているところでもあります。

さらに、横の連携という観点からは、国や市町村との協力関係も重要と考えております。今後とも、組織や分野を超えた取組を進めることによりまして、直面する複雑多岐にわたる諸課題の解決に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 先日、河野太郎行革担当大臣は、高知市の図書館を視察されたそうです。この図書館は、県立と市立を一体化させたもので、県と市の共同運営は全国初の形態だそうです。こういうところを視察されたことを考えますと、国は、県と市町村間の縦割り行政も視野に入れているということではないでしょうか。

コロナの新規感染者の発表が県と宮崎市に分かれているのも、何とも分かりづらいです。県民にとって分かりやすい行政になるように努力をしていただくよう、お願いいたします。

菅首相は就任以来、行政のデジタル化に向けて障害となる規制を見直す意向を表明していましたが、10月7日の第1回規制改革推進会議で、全省庁を対象に、押印廃止などの行政手続の見直しに向けた方針を近日中に取りまとめるよう指示されました。

このことを受けて、全国の自治体でも判こ廃止の動きが加速しており、都道府県と主要都市の8割が決定もしくは検討を始めたということ

です。本県でも日南市が、市民が提出する申請書類などへの押印を段階的に廃止すると発表しました。

こういった動きに対して、全国でも有数の判こ産地である山梨県議会は、印章制度の維持を求める意見書を全会一致で可決し、テレワークを推進する上で、押印が阻害要因になっているとの論調を挙げ、「印章産業が不当におとしめられている」と訴え、判こが全て不要といった誤った認識を与えないよう、的確な周知を求めているそうです。

自民党有志でつくる判こ議連も、「拙速で行き過ぎた脱判こにより、押印に対する国民の信頼が揺らいでいる」と異議を唱えています。

私も、印章技能士会の皆さんと親交をいただいておりますので、今回の動きを「判こ屋さん」がどのような気持ちで見られるのだろうかと考えると、切なくなります。

知事は、この「脱判こ」の動きをどのように受け止めておられるのか、また、宮崎県庁として、押印制度を今後どのような方向にもっていく考えなのかをお伺いします。

○知事（河野俊嗣君） コロナ対応が課題となる中で、テレワークの推進とデジタル時代に向けた取組の一環としまして、行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しが求められているところでもあります。

このうち、河野大臣が強く進めておられる押印の廃止が、「脱判こ」ということで注目されておりますが、これは、あくまでも行政手続の簡素化・効率化の手段の一つでありまして、我が国の社会経済の中で、印章制度そのものがなくなるわけではないと認識をしておりますし、長年にわたり培われた文化としての印章というものの、例えば美術の世界では篆刻というものが

あったりします。それは大切に守っていくべきものであろうかと考えております。

この「脱判こ」のようなキーワードというのは、非常にインパクトがある一方で、誤解を与えかねないものだとすることを改めて感じます。以前、ペーパーレスという言葉について御質問をいただいたことがありまして、省資源の観点からは非常に重要な取組であるにしろ、紙が必要ないものであるかのような印象を与えてしまうということで、しっかりとその辺の丁寧な説明が必要であらうかと考えております。

県としましては、今回の社会的な要請を踏まえ、申請書等への押印につきまして、必要性等を十分検討した上で、厳格な本人確認や、債務保証の意思確認を要するものなど、必要な押印は維持するとともに、県民の利便性向上につながるよう、支障のないものについて廃止することとし、オンライン化の推進等、行政手続の簡素化・効率化を図ってまいります。

○横田照夫議員 ありがとうございます。

菅首相は、所信表明演説の中で、「2050年までに国内の温室効果ガス排出をゼロにする」と宣言されました。EUは、既に「50年実質ゼロ」を掲げており、中国も60年までに「実質ゼロ」とする目標を掲げたほか、アメリカのバイデン次期大統領も、温暖化対策に積極的に取り組む姿勢を見せております。

我が国も、ようやく2050年という具体的な年限を示して、地球温暖化対策に取り組むということだと思えます。また、衆議院では、先週19日の本会議で、自民党の古川禎久議員が、「超党派気候非常事態宣言決議実現を目指す会」の事務局長として宣言採択を進めてきた、「気候非常事態宣言」が採択され、「一日も早い脱炭素社会の実現に向けた取組の強化」が宣言され

ています。

そこで、2050年ゼロカーボンについて、知事の意気込みをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 気候非常事態とも言われるような現在の厳しい状況におきまして、地球温暖化対策は世界共通の課題であります。CO₂などの温室効果ガス排出量の実質ゼロに取り組むことは、将来世代に対する責務としても大変重要であると考えております。

このため、現在策定中の第四次宮崎県環境基本計画の重点プロジェクトとしまして、「2050年ゼロカーボン社会づくり」を掲げまして、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入拡大」「森林吸収量の維持」「環境保全を支える人材づくり」の4つを柱として施策を展開していくこととしております。

国におきましては、エネルギー基本計画の見直しや、再生可能エネルギー拡大につながる技術革新、グリーン投資への支援のほか、優遇税制の検討など、実現に向けた動きが加速していくものと思われまます。

県としましても、こうした動きに的確に対応するとともに、本県の恵まれた自然環境や、豊かな森林を最大限に生かしながら、実質ゼロ達成に向け、積極的に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 政府は、目標の達成に向けて再生エネルギーの議論を加速させるとともに、電気自動車の急速充電設備よりも遅れている水素ステーションの設置拡大など、排出量の削減を促進するための具体的な政策を打ち出す方針だということです。

自動車業界は、脱炭素社会の実現に向けたイノベーション創出の取組を加速させるようです。経団連が発表した二酸化炭素排出ゼロを目指す「チャレンジ・ゼロ」宣言には、トヨタ自

自動車や日産自動車、マツダ、三菱自動車のほか、多数のサプライヤーなども参加を決めたそうです。

燃料電池車の低コスト化につながる技術開発や、電気自動車を組み込んだ社会インフラづくりなど、企業主導の技術革新を通じて、カーボンフリー社会の実現に貢献するという事です。

こういうことを考えますと、水素社会に向けて、すごいスピードで変革が起こっていくのではないのでしょうか。

私はこれまで、宮崎大学の太陽光発電を利用した水素製造の研究が実用化できるレベルにあるということから、宮崎県を水素製造と燃料電池製造の生産拠点にできないものかと考えてきましたが、宮崎大学の教授は、「政府の方針が電気自動車の方にベクトルが向いているので、水素製造や燃料電池製造に向かうのかどうかは不透明だ」と言われ、残念な思いがしました。でも、今回のことで、ベクトルは間違いなく水素製造の方にも向いてきたと思います。

そこで、改めて質問しますが、宮崎県も水素製造と燃料電池製造の拠点化等に取り組むべきと考えますが、総合政策部長の県としての考えをお聞きかせください。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、平成30年1月に「みやざき水素スマートコミュニティ構想」を策定しまして、家庭用燃料電池の普及促進のほか、議員から御紹介のありました、宮崎大学における太陽光を活用した水素製造の研究支援といった、本県ならではの取組などを実施してきております。

このような中、今般、国におきまして、2050年までに温室効果ガスを実質ゼロにする方向性が示されたことにより、今後は水素の活用につ

いても大きく前進することが期待される場所でもあります。

水素エネルギーの本格的な普及には、低コスト化などの課題がありますが、県といたしましては、引き続き、大学や産業界との連携を図りながら、県内の技術を生かした新たな産業の創出等を目指し、水素の利用促進や製造技術の実用化に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 本県に新たな産業を興して、県民に夢と希望を与えたいものだと思います。関心を持ってくれる企業の掘り起こし等も含めて、御努力をお願いいたします。

もう一つ、温室効果ガスに関連して、フロン類の回収について質問します。

冷蔵庫などの冷媒には、以前は特定フロンが使われていましたが、オゾン層を破壊することが分かり、使用が規制されました。その代わりに広く使用されるようになったのが、オゾン層を破壊しない代替フロンです。しかし、代替フロンは、最大で二酸化炭素の1万倍もの温室効果があるということが分かり、2016年に新たに規制対象になりました。

そこで、「フロン排出抑制法」が改正され、本年4月1日に全面施行され、これまでできなかった、県による解体工事場所への立入検査が可能になるなど、フロン類取扱いの規制がさらに厳しくなりました。

国としての「2050年までに温室効果ガス排出をゼロにする」という方針が出された以上、改正フロン法に基づいて、フロン類回収に向けてより適切に対応すべきだと考えますが、環境森林部長、いかがでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のように、今回の法改正によりまして、同法に基

づく建物の解体工事場所への立入検査が可能となりましたことから、解体の届出を受けます土木事務所などから、業務用エアコン等が残っているとの情報提供を受けた場合や、保健所の巡回パトロールのときに立入検査を行うことといたしております。

また、機器を廃棄する際のフロン類回収済み証明書の交付及び、その確認の義務づけや罰則の強化など、法改正の内容につきましては、業務用エアコン等の使用者やリサイクル業者などに対し、説明会等により周知を図ったところであり、さらに、これら関係者への立入検査などで、改正内容が適正に履行されているか、確認や指導等を行うことといたしております。

今後とも、法改正の趣旨等を踏まえた適切な対応に努めることにより、フロン類の確実な回収を促進してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 よろしく願いいたします。

次に、事業承継について伺います。

本県でも、近年、企業の休廃業・解散が高い水準で推移していることから、2015年に宮崎商工会議所が「宮崎県事業引継ぎ支援センター」を、さらに2018年には「宮崎県事業承継ネットワーク」を立ち上げ、円滑な事業承継の推進に努力をしてくれておられます。

企業の休廃業・解散が進むと、県内の雇用や経済にとつともなく大きな影響が出てまいりますので、事業承継を推進していくことは極めて重要なことだと思います。

そこで、これまでの県内における事業承継の取組実績について、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 平成27年8月に開設されました「事業引継ぎ支援センター」では、第三者承継を中心に、マッチング

等の支援を行っておりまして、本年10月末までの累計で、359件の企業譲渡の相談を受け、成約に至った件数は78件となっており、年々、順調に支援実績を伸ばしているところであります。

また、平成30年4月に立ち上げられました「事業承継ネットワーク」では、商工団体や金融機関等の関係機関が、親族内承継を中心に支援しておりまして、後継者の有無などをヒアリングする「事業承継診断」を、昨年度までの2年間で4,770件実施しております。

そのうち、支援を希望された約2,100件につきましては、順次、課題の整理などの個別の支援が継続して行われているところであります。

○横田照夫議員 今回のコロナ禍の影響で、企業はさらに厳しい状況に追い込まれているのではないのでしょうか。これまでは給付金とか支援金等で何とかつないできた企業も、景気低迷等での発注減少などで、これからのほうが受ける影響は大きいのではないかと感じます。

コロナ禍の影響で、今後の企業の存続をどのように見通しているのかを、商工観光労働部長にお尋ねします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 新型コロナを要因といたします負債額1,000万円以上の県内企業の倒産は、今年度は10月末時点で5件あります。倒産件数全体を見ましても、例年と比べて低い水準で推移しておりまして、現状では、各種の資金繰り支援策等が、事業継続に一定の効果を発揮しているものと考えております。

一方で、民間の信用調査会社が、7月に九州・沖縄の企業を対象に調査したところによりますと、新型コロナの影響が長引いた場合、廃業を検討する可能性のある中小企業は6.77%に上るとされておりまして、これは、昨年の本県の

休廃業率である2.12%の3倍を超える数値となっております。

このため、今後、業績回復の見通しが立たない状況となれば、企業の倒産や休廃業の増加の可能性があるというふうに懸念をしているところでございます。

○横田照夫議員 当然、事業承継にも今回のコロナ禍が影響を及ぼすのではないのでしょうか。特に小規模事業者は、新型コロナウイルス感染症の拡大と影響の長期化から売上げは急減し、事業継続が危ぶまれる状況にあるのではないかと思います。

このような危機的状況下で、事業継続や事業承継の推進、IT化の推進など、小規模事業者の持続的発展につなげるためにも、その身近な相談機関である商工会の人員増強などにしっかりと取り組むべきではないかと考えますが、県の考えを商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 商工会は、小規模事業者にも最も身近な支援機関として、地域経済を下支えするとともに、地域振興にも寄与するなど、各地域において大きな役割を担っていただいております。

特に今年度は、国や県、市町村の新型コロナウイルス対策事業の実施主体となるなど、その重要性が再認識されたところであります。また、新型コロナウイルスからの事業回復に加えて、事業承継やICT活用推進など、新たな課題に対応していく指導力の強化も求められております。

このため、県といたしましては、商工会や市町村とも意見交換を行いながら、これからの商工会の在り方、あるいは経営指導の在り方等について、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひともよろしく願いいたします。

昨年度の新規事業で「農業経営者資源承継モデル構築事業」がありました。この事業では、離農者等の有する施設、技術、経験等の農業経営資源を、就農希望者等に円滑に引き継ぐための仕組みづくりを進めることとしていました。

また、同じく新規事業の「沿岸漁業経営資源承継円滑化事業」でも、中古漁船等の有形資源のデータベース化と就業希望者とのマッチングにより、新規就業者への漁船等の承継を進めるというものでした。どちらの事業も、就業時の初期投資の軽減と早期の所得確保を図り、希望者が就業しやすい環境を整備することを目的としておりました。

そこで、両事業のこれまでの成果・実績はどうであったのか、また、それらの成果・実績を受けて、今後どのように事業展開していくのかを、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（大久津 浩君） 承継事業につきましては、まず農業では、中古ハウスや畜産施設の改修及び技術等の移転を支援いたしまして、この2年間で21件の経営資源が新規就農者に引き継がれ、そのうち16件は経営本体も承継されております。

また漁業では、中古漁船や養殖資材等の導入を支援いたしまして、同じく12件の経営資源が新規就業者等に引き継がれ、うち7件が経営承継されております。

県といたしましては、この取組をさらに推進するため、市町村や関係団体と連携しまして、施設や技術等の円滑な承継を支援するマニュアル整備や、担い手協議会等を核とする地域単位でのマッチングの仕組みづくりを現在進めております。

さらに農業では、中古施設等の取引価格試算アプリを、漁業では、リタイア漁師等の技術伝承アプリを現在開発中でございまして、今後とも、多様な担い手が農水産業へ就業できる環境整備に、積極的に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 農業にしても漁業にしても、成果が出ているということをお大変うれしく思います。新規就業者が地域に溶け込むことも大事ですので、その方面でもしっかりとした取組をお願いしたいと思います。

我が国の高齢化問題は、医療機関にも大きな影響を及ぼしているようです。開業医の高齢化が加速し、後継者がいないために、やむを得ず廃業する医療機関が増えているそうです。診療所における60歳以上の医師の割合は、47.3%と半数近くに上り、一般企業であれば定年を迎え引退する年代が半数近くを占めています。

帝国データバンクの調査では、ちょっと古いのですが、「2014年医療機関の休廃業・解散動向調査」によると、休廃業・解散した医療機関は、前年度比12.7%増の347件で、集計を開始した2007年度以降で最多となったそうです。

病院、診療所、歯科医院等、全業態で増加していますが、特に診療所の休廃業・解散が圧倒的に多いようです。休廃業・解散に至った医療機関の代表の年齢は、60歳以上が74.8%を占めており、高齢化がその原因と考えられますが、医療法人の解散件数など本県の状況を、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県では、昨年度、9医療法人が解散しておりますが、解散の理由は、理事長の健康面の問題により診療の継続が困難となったものが5法人、理事長の高齢化によるものが2法人、理事長の死亡によるものが2法人となっております。

平成30年度も、9医療法人が解散し、このうち理事長の健康面の問題によるものが5法人、理事長の高齢化によるものが2法人、収支の悪化によるものが2法人となっております。

○横田照夫議員 健康面の問題というのが多いようですが、これも高齢化によるものじゃないでしょうか。一代で築いた、また先代から継承した大事な診療所を、後継者がいないために存続できないことは、当事者はもちろん、地域の患者にとっても不幸なことです。

また、身近な診療所がなくなったことで、救急病院を軽症患者が多く受診するようなことになると、医療崩壊にもつながるのではないのでしょうか。そういうことを防ぐためにも、休廃業・解散するような診療所にも事業継承を推進することが必要ではないかと考えます。

診療所の廃業は、地域住民にとっても切実な問題なので、第三者による継承開業で診療所が存続できるのであれば、地域医療にも大きな貢献となります。企業の事業承継と同じように、診療所等が廃業する場合に第三者による継承開業を推進するシステムを早急に構築する必要があるのではないかとと思いますが、どのようにお考えかを福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 診療所等の事業承継につきましては、県事業引継ぎ支援センターでは、個人開設の医療機関も対象とされております。

また、県医師会において、事業承継税制等をテーマとしたセミナーを開催されていると伺っており、今後も、医療機関の事業承継が円滑になされるよう、県医師会等とも意見交換してまいります。

○横田照夫議員 聞いたところによると、医療機関で事業引継ぎ支援センターに相談があった

事例はないということです。県としては、診療所の開設を認可する立場にあるので、直接関わることは難しいとのことですが、県医師会や事業引継ぎ支援センターとも連携して、医師と廃業・解散する予定の診療所等とのマッチングを図り、地域から診療所がなくならないよう努力をしていただきたいと思います。

次に、奨学金返還支援事業について伺います。

新型コロナウイルスが、学生にも大きな影響を及ぼしているようです。親の収入減で仕送りが減少したり、アルバイト収入がなくなったりして、退学を検討している学生が2割以上いるそうです。

学費の高騰や仕送りの減少を埋め合わせてきたのが、日本学生支援機構などの奨学金です。しかし、これらの奨学金は原則全て「貸与」であり、そのうちの7割が有利子です。貸付けを受けている学生は、全体の4割に上っており、卒業時には250万円から350万円の借金を背負っているそうです。しかも、就職しても非正規雇用が4割近くのため、卒業後の返済が重くのしかかっているそうです。そのため、自己破産したり、結婚や出産を断念するケースも多いと聞きます。

本県でも、県内の大学等に在籍する学生の奨学金貸与率は5割を超えていて、奨学金の返済支援が重要な課題となっているようです。

そこで、本県では、県内企業に就職した若者が在学時に貸与を受けた奨学金の返済を、産業界と共に支援することにより、本県の地域や産業を担う若者の県内への就職と定着を促進する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」を実施しています。平成29年度から令和6年度までの8か年にわたって、毎年40名、合計320名の

支援をするということですが、これまでの実績を総合政策部長に伺います。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の影響などにより、経済的に困難な状況にある大学生等にとりまして、奨学金制度は学業を継続するための大切な支えとなっております。

一方で、就職後に始まる奨学金の返還につきましては、多くの若者にとって大きな負担であると認識しております。

このため本県では、将来を担う若者の負担を軽減し、県内企業への就職と定着を図る観点から、平成29年度に「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」をスタートさせ、奨学金の返還支援を行っているところであります。

これまでの支援対象者数の実績でございますけれども、平成29年度が19名、平成30年度が32名、そして令和元年度が50名となっております。

○横田照夫議員 新型コロナウイルスの影響により、親の仕送りやアルバイト収入の減少で退学を考えている学生もいる中、奨学金の返還を県から支援してもらえるのであれば、新たに貸与を受けてみようという学生も増えるのではないのでしょうか。

このような大変な状況だからこそ、この事業の支援対象者を増やすことはできないものかと考えますが、総合政策部長いかがでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 本事業は、議員からもございましたとおり、平成29年度を初年度として、毎年度40名、8年間にわたって合計320名を支援する制度設計としておりますが、令和元年度は、支援予定人数を超える50名を支援対象とするなど、若者の県内定着を促進する観点から、柔軟に制度を運用しているところで

あります。

来年度以降に就職を控える大学生等が、安心して学業に取り組むことができますよう、今後とも、社会情勢や学生・企業のニーズを踏まえながら、年度ごとの支援対象者数を調整するなど、適切な制度運用に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 コロナ禍の影響で退学を余儀なくされる学生が少しでも少なくなるよう、御努力をお願いいたします。

次に、農業経営収入保険について、農政水産部長に伺います。

9月6日に九州に最接近した台風10号は、接近時の勢力は過去最強クラスで、最大瞬間風速80メートルの猛烈な勢いに発達すると予報でしたが、奄美諸島に接近した頃から急速に弱まりました。もし、予想された勢力で接近していたら、本県農業にもどれだけの大きな被害が出ていたか分かりません。

農業には、そういう自然災害や、農家の経営努力ではどうしても避けられない様々なリスクがあり、そういうリスクが収入減少をもたらし、経営を圧迫します。そこで、平成31年1月から、農家の収入減少を補償するための収入保険制度が開始されました。

これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でしたが、この収入保険は、品目の限定は基本的になく、価格低下なども含めた収入減少をサポートするものです。

具体的には、農家ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割が補填されます。保険料は、当然農家負担もありますが、国庫補助もあります。農家の経営を守る総合的なセーフティーネットと言え

ます。

今年の1月に日本政策金融公庫が行った調査では、この収入保険に加入済み、もしくは加入予定と回答した割合は44.6%だったそうです。本県の現在の加入状況をお聞かせください。

○農政水産部長(大久津 浩君) 農業経営収入保険を、より強力に推進しますため、県、農業共済組合、関係団体などによる「収入保険推進協議会」を、今年8月までに、県段階と各地域に設立したところでございます。

当協議会では、野菜や果樹、花卉といった重点推進品目を定めまして、未加入者への戸別訪問を中心に、加入推進に積極的に取り組んでいるところでございます。

こうした取組の結果、10月末現在の加入状況は、申込み手続中のものも含めまして2,049経営体となり、本年3月末時点と比較いたしまして694経営体増加しております。

○横田照夫議員 肉用牛肥育経営に牛マルキン制度があり、相場下落等によって牛1頭当たりの所得が赤字になった場合、その赤字幅の9割が補填されて、経営をサポートしています。直近でも、コロナ禍による相場下落で大きな赤字が出ましたが、牛マルキンの補填により経営が救われているという現状があります。

そこで、改めて、コロナ禍での牛マルキン制度の状況と肥育農家への支援状況について伺います。

○農政水産部長(大久津 浩君) 牛マルキンにつきましては、新型コロナの影響により、枝肉価格が大幅に低下し、4月以降継続して交付金が交付されております。

また、肥育経営支援といたしまして、国は、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予や、交付単価算定方法の見直しに加えまして、肥育農家

の経営体質強化に向けました奨励金を交付しております。

さらに、本県独自の緊急的な対策といたしまして、肥育経営改善のための飼料や、肉質分析等の体制強化を行うとともに、国内需要の回復等を見据えた肥育素牛導入の奨励金を交付しているところでございます。

現在、和牛肉は、量販店やネットでの販売等が好調で、枝肉・子牛価格ともに回復基調ではございますが、県といたしましては、引き続きコロナ禍での影響等を注視しながら、生産者の皆様が安心して経営に取り組めるよう支援してまいります。

○横田照夫議員 牛マルキンによって多くの肥育農家が救われているように、収入保険制度がセーフティーネット機能を十分に発揮するためには、より多くの農家が加入する必要があると思いますが、さらなる加入推進に向けた県の取組についてお伺いします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 頻発します気象災害や植物の疫病、さらには新型コロナウイルスの影響など、あらゆるリスクに備える観点から、農業経営収入保険に、より多くの生産者に加入していただくことが大変重要と考えております。

このため、7月議会で予算措置いたしました「農業経営収入保険加入拡大重点対策事業」では、JA部会などの生産者団体を通じて、制度の勉強会や加入意向に関するアンケート調査などを実施いたしまして、制度に対する理解の醸成と、集団加入の推進に現在努めているところでございます。

また、次期長期計画の中におきましても、収入保険や、先ほどの牛マルキンなど、農業セーフティーネットの充実による、危機事象に負け

ない営農体制の強化を施策の柱に位置づけまして、今後とも安心して営農できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひ、収入保険推進協議会を中心に、理解の醸成と加入推進に御努力いただきますようお願いいたします。

次は、国スポに向けた競技力向上について、教育長にお聞きします。

2026年に開催予定だった国民スポーツ大会宮崎大会は、コロナウイルスの影響で2027年に延期になりました。

先日、スポーツ振興対策特別委員会で、延岡星雲高校のアーチェリー部の取組を視察調査しましたが、何とも心もとありませんでした。

宮崎大会は1年延期されたとしても、もう目の前に来ているのに、各競技団体の国スポへの取組・熱意はまだまだ感じられないという意見も聞きます。

地元での開催に手を挙げた以上、天皇杯獲得に向けて最大限の努力をすべきだと考えます。現時点での競技力向上に向けた取組の状況をお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 本県では現在、競技力向上対策本部を中心に、推進計画に基づき、選手の育成・強化や指導者養成といったソフト面や、練習施設や備品の整備といったハード面について、計画的・戦略的に事業を推進しているところであります。

具体的な選手強化につきましては、各競技団体が、国民スポーツ大会での目標達成に向けた強化計画等を策定し、強化練習や遠征試合等を計画的に実施しているところであります。

また、国民スポーツ大会の本県開催がお話にありましたが、1年延期されたことを受けまして、各競技団体には、ターゲットエージの発掘

・育成等を含めて、見直しをお願いしているところでもあります。

今後とも、天皇杯獲得という大きな目標を目指し、競技団体等と協議を重ねながら、また機運の醸成も図り、さらなる競技力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 私は、小林秀峰高校とその周辺の取組に大きな関心を持っています。小林秀峰高校には、ハンドボール部と新体操部という、何度も全国優勝を経験した全国トップレベルの部活動があります。両種目の特徴は、どちらも小中高を通した一貫体制が取られているということです。

ハンドボールは、小林秀峰高校の選手の多くが、小林市立三松中学校ハンドボール部の出身だし、三松中のほとんどの選手が、小学校のときにハンドボールを始めているそうです。さらに、地域を挙げた連携が盛んで、小林秀峰の選手が中学生を指導したり、三松中の選手が小学生と練習試合をするなど、垣根を越えた交流がレベルの向上につながっているそうです。

全国レベルにある三松中ハンドボール部は、教諭である顧問と、外部指導者である監督の2人体制で指導をしているそうです。監督はN T T勤務で、ボランティアで指導に当たり、全国の頂点が見えるレベルにまでに引き上げたそうです。

小林市では、毎年、新体操演技会が開かれています。前回の宮崎国体の4年前に、体操競技実演会として始まったこの新体操演技会は、県内外から、高校や大学の強豪チームや個人選手が出演する「男子新体操の祭典」ということで、小林市に根づいていて、その華麗な演技を見ようと、多くの観客で埋まるそうです。

当時、小林秀峰高校の前身である小林工業高

校の器械体操部の監督だった方が、1977年に新体操部に切り替えられ、指導者として国士舘大学OBを呼び、その2年後に開催された宮崎国体で、初優勝を勝ち取られたそうです。わずか3年目の快挙でした。

国体を機に全国上位の常連になった小林工業高校は、後の小林秀峰高校も含めて、全国制覇は高校総体4回、選抜大会6回、国体3回を数えます。小林体操協会副会長は、「全国に先駆けて小中高の一貫した育成体制を確立できたのが、強豪であり続けた要因だ」と言っておられるそうです。

地元就職した卒業生が指導者になり、20年ほど前に、小林中学校とえびの市立上江中学校に新体操部ができ、未就学児から所属できるジュニアクラブもできて、高校の新入生は経験者ばかりで、最初から高い水準での練習が可能になったということです。

このように、小中高一貫指導体制を取ることが競技力向上につながると考えますが、県の考えをお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 少年競技力向上を図る上で、小中高が連携した一貫指導体制のもと、計画的・継続的に強化を図っていくことは、大変有効なことであると認識しております。

このため現在、県教育委員会では、競技力の高い中学校を競技力向上拠点校として指定し、高校の強化指定校と中高一貫指導体制による強化を図っているところでもあります。

今後は、小学生等のジュニアクラブ等と拠点校や強化指定校を連携させ、小学生から高校生まで継続した指導体制のさらなる充実に向け、競技団体と共に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 小中高一貫指導体制がいかに競技力向上につながるかは、小林秀峰高校の実例で明らかです。

現在、中高一貫競技力向上拠点校として、中学校で18校、14競技、28部が指定されているようですが、高校の強化指定校との間でどのような形で連携を取っているのかをお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 議員御指摘のとおり、指導力のある指導者の下、中高6年間で選手の強化に取り組むことは、大変重要であると考えております。

そのため、中学校の拠点校の指導者には、県教育委員会が行う高校の強化指定校の顧問研修会に参加を求め、トップレベルの指導法を学ぶとともに、中高の指導者が一緒になって選手を育成・強化しようとする意識がより高まるよう取り組んでいるところであります。

また、拠点校においては、強化指定校と合同練習を行い、高校の指導者から中学生が直接指導を受けるなどの、中高一貫した指導体制の充実を図っているところであります。

○横田照夫議員 国スポで総合成績を上げるためには、未普及競技に力を入れることも大事と聞きます。

現在、国スポ競技種目で、本県中学校に部活動がない競技が21あります。未普及競技の競技力強化を図るためにも、先ほどの強化指定校と同じように、強化をしようとしている高校の近隣の中学校に、それらの部活動を設置することが有効ではないかと考えます。

例えば、アーチェリーは延岡青雲の近くの東海中に、なぎなたは宮崎南の近くの本郷中にといった具合に部活動を設置したらどうでしょうか。

県では、本年度から「未普及競技選手育成事

業（ひむかサンライズプロジェクト）」を通じて、県内の中学校に部活動がない国スポ正式競技の強化を支援していくということですが、どのような支援になるのか、未普及競技の中学校部活動設置についても含めて、考えをお聞かせください。

○教育長（日隈俊郎君） 天皇杯を獲得するためには、未普及競技の強化も大変重要な課題であると認識しております。

そのため、県教育委員会といたしましては、お話にありましたが、今年度より「ひむかサンライズプロジェクト」として、小中学生を対象に、強化練習会やオリンピックなどを招聘した講習会等を行い、未普及競技のジュニア選手強化を図っているところであります。

また、競技団体等におきましても、幅広く選手を確保するため、ジュニアクラブ等を立ち上げ、選手の育成・強化に取り組んでいただいておりますが、中学校部活動の設置につきましても、強化策の一つとして有効な手段であると考えられることから、市町村教育委員会と連携し、実情に応じ対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひ、市町村教育委員会と思いを一つにして、しっかりと連携して競技力向上に取り組んでいただければと思います。

次は、国宝指定についてお尋ねします。

宮崎県には、残念ながら国宝が1つもありません。全国で国宝がないのは、徳島県と本県の2県だけです。西都原西方の大地にある百塚原古墳群から出土した「金銅馬具類」は国宝になっていますが、東京の五島美術館所蔵となっており、宮崎県の国宝とはなっておりません。

宮崎県には、国富町萬福寺の「木造阿弥陀如来及両脇侍像」をはじめ、22の国指定重要文化

財があります。

佐土原に「大光寺」という、1335年に岳翁長甫というお坊さんが創建した古刹があります。鎌倉時代から室町時代にかけての後醍醐天皇の時代です。大光寺には、「木造騎獅文殊菩薩及脇侍像」と「乾峯土曇墨蹟」「木造乾峯土曇坐像」「木造岳翁長甫坐像」の4つの国指定重要文化財があります。

乾峯土曇は、鎌倉時代の名僧で、大光寺を創建した岳翁長甫の師と言われている人です。この4つの国指定重要文化財は、いずれも室町時代のもので、地元からは「これのうちの1つでも国宝に指定されないものか」という声があります。

本県に国宝が1つもないことは、何とも寂しいし、情けないです。22ある国指定重要文化財の中で、どれか1つでも国宝に指定してもらうことはできないでしょうか。

文化財が国宝に指定されるまでの流れと本県における可能性について、教育長にお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 国におきましては、我が国にとって歴史上、芸術上、また学術上価値の高い美術工芸品などの「有形文化財」のうち、重要なものを「重要文化財」に指定し、その中で世界文化の見地から、特に価値の高いものを「国宝」に指定しているところでありませ

これらの指定については、文部科学大臣が国の文化審議会に諮問し、専門調査会の検討を経て審議会の答申を受けた後、文部科学大臣が指定することとなっております。現在、本県の国指定重要文化財は22件ありますが、お話にありましたとおり、国宝はございません。

県としましては、これらの文化財につきまし

て、さらなる評価をいただくためにも、文化庁の調査官に見ていただく機会を設けるなど、文化庁に対して、本県の文化財情報の提供を行うとともに、県内で眠っている文化財の掘り起こしにも引き続き取り組むなど、国宝指定の可能性について、鋭意探ってまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 何としても、最後の県にはなりたくないですね。五島美術館の金銅馬具類を戻してもらうことが一番早道じゃないかと言う人もおられますが、そういうわけにはいかないですね。

今の説明では、文化庁の調査官に何回も見てもらって、文部科学大臣に推挙してもらうことが大事だと感じますので、そういう機会を数多くつくっていただきますよう要望いたします。

路面標示についてですが、最近、車を運転していて、センターラインや横断歩道、停止線などの路面標示が消えているのを感じていて、質問しようと考えていましたが、初日の野崎議員の質問に警察本部長が答えられましたので、要望だけにとどめ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました（拍手）

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後1時0分開議

○丸山裕次郎議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕（拍手） 郷中の会の有岡です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、県議会議員として、10年という節目を迎え、これまでの一般質問を通しての成果と課題について、再度見直してみました。その中から、幾つかの質問を再度お尋ねいたします。

それでは、知事の政治姿勢について質問してまいります。

私が20代の頃、地元役場の職員時代に宮崎県においては、「新ひむかづくり運動」が提唱され、「何でも挑戦、みんなが参加」を合い言葉に、県職員の皆さんも積極的に活動され、エネルギーギッシュなイメージがありました。

私の自宅にある先月のカレンダーの標語に、「何事も結果を考え過ぎると 決断力も実行力も鈍る」とあります。現在は議員の立場ではありませんが、県職員の皆さんと接する中で感じるのは、慎重な上に慎重、保守的な姿です。

その原因の一つとして、私はエコクリーン問題があると考えております。これまで何度も取り上げていますが、平成13年度の設計の段階から、安全管理意識が欠落し、地盤の弱い場所に、くいを打たないプレキャスト工法を採用したことが最初の間違いです。

そこで、平成17年当時のエコクリーン公社の役職員が作成した総括文書では、平成17年2月に行われた浸出水調整池における水張り試験について、漏水があり、県に報告しています。そのとき、県は特段の指導はせず、「あまり沈下や漏水と言わないほうがいい」と言動を注意されたとあります。

現場からの声に耳を傾け、県が適切に対応していれば、調整池の破損等の問題は生じなかったと総括されていますが、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、調整池の破損から2年遡った平成15年、浸出水調整池施工業者が独自にボーリング

調査を行った結果、地盤沈下が起きる危険性を察知し、くいを打たなければ地盤沈下のおそれがあるので、くいを打つべきと公社に進言したが、くい打ちをしないプレキャスト工法で工事を進めました。

平成15年当時、施工業者から公社に、安全対策のため工法の変更について進言があったことを、知事は承知していたのかをお伺いいたします。

続いて、職員のメンタルダウン防止について総務部長にお伺いします。

平成28年6月の一般質問で、職員のメンタルダウン防止について副知事にお伺いし、ストレスチェックの導入などを伺いました。現在、職員のメンタルダウン防止について、どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

以上、壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

エコクリーンプラザみやざきにおける浸出水調整池の水張り試験時の対応についてであります。

エコグリーンプラザみやざき問題につきましては、弁護士等の専門家から構成される外部調査委員会におきまして、専門的かつ客観的な立場から真摯に検討いただき、その結果を調査報告書にまとめていただいたところであります。

この報告書では、宮崎県環境整備公社は、県に対し、水張り試験で漏水が確認された旨を報告、その対応策として、防食材を防水・防食材に変更し止水することを説明し、説明を受けた県職員は、憂慮されるような状況ではないとの認識であったことが記載されておりますので、職員は、公社の判断を尊重したものと考えてお

ります。

次に、施工業者から公社への工法変更に係る進言についてであります。

外部調査委員会の調査報告書に、施工業者の事実申立て内容として、「沈下が予想されたので支持杭又は地盤改良杭等の検討をお願いした」と記載されていることは承知をしております。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（吉村久人君）〔登壇〕 お答えします。職員のメンタルダウン防止の取組についてであります。

まず、未然防止を図るための一次予防として、職員の年齢や職位に応じたメンタルヘルス研修会や、全職員を対象としたストレスチェックと、その結果に基づく個別相談や職場環境改善指導等を実施しているところであります。

さらに、二次予防として、不調の早期発見に努めるため、こころの健康相談専門員や精神科医等による面接相談を行うなど、職員が相談しやすい体制を整えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

まず、エコクリーン問題について再度、知事に質問をしてみたいです。

令和2年3月に公社がまとめましたエコクリーンプラザみやざき問題の取りまとめを精査してみると、エコクリーン問題の経緯の中で、「平成17年2月調整池の水張り試験を実施、にじみを確認」とだけあります。

実際は、平成16年10月から漏水を確認していた中で、にじみを確認したと書かれていますが、知事が答弁された工事については、記載されていません。このように、公社のまとめに対しても、大切な核心部分が記載されていない状

況です。

そこで、6月の質問でも申し上げた、平成21年「きちんとした公社による内部調査もせず、告訴された5人の職員に理事会での弁明の機会すら与えられず」とあります。

やはり、当事者の話を聞くことが必要なプロセスと考えますが、知事の御見解をお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 当事者への意見聴取につきましては、当時、外部調査委員会におきまして、当事者を含む公社役職員や業者などの関係者から、事実申立書を受領し、事実聴取を行うなど、十分かつ丁寧な調査を進めていただいたところであると、理解をしております。

○有岡浩一議員 当事者によりますと、外部調査委員会の意見聴取は、一方的な任意調査であり、外部調査委員長のコメントでは、「任意調査で個人の責任の範囲まで踏み込めなかった。関係者の処分の際は、公社等において取り組まれない」とあります。

そこで、再度知事にお伺いいたします。

令和元年8月に、平成17年当時の役職員と県の担当課長が面会した際、話の内容を知事にしっかり報告してほしいとおっしゃっています。担当課長からどのような報告があったのか、お伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） エコクリーンプラザみやざき問題につきましては、これまでも、適宜、担当課から報告を受けているところであります。

当時の役職員との面会につきましても、一連の問題に対する県民へのおわび、平成17年当時の浸出水調整池をめぐる公社の様子、外部調査委員会の調査や刑事告訴における県や公社の対応に対する考え、また、エコプラザ問題につい

て、総括を求めるなどの発言があったと報告を受けたところであります。

○有岡浩一議員 知事からるる答弁いただきました。まずは、来年3月の県によるエコプラザ問題についての総括、そういった報告を待ちたいと思います。今後の再発防止ということをご大きな課題にしておりますので、公社のまとめ、17年の役職員の総括、県による総括を今後とも整理していきたいと考えております。

次に、総務部長に再度、職員のメンタルダウン防止の取組についてお伺いいたします。

職員自身、御本人が一次予防・二次予防の段階の判断は難しく、職員一人一人に必要な取組をつなぐために、どのような周知を行っているのかお伺いいたします。

○総務部長(吉村久人君) 職員のメンタルダウン防止の取組につきましては、各所属の所属長等への説明会や、職員に対するメンタルヘルス研修会において、取組体制の説明を行うとともに、全庁掲示板により、毎月、相談窓口に関する案内を行っているところであります。

今後、メンタルダウンの未然防止並びに不調の早期発見に努め、職員一人一人が、悩みやストレスを抱え込まず、相談窓口等を気軽に活用できるよう、様々な機会を捉えて周知してまいります。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。職員の皆さんお一人お一人が、宮崎県の、そして宮崎県を支える大切な宝であります。ぜひとも、相談窓口等を気軽に活用できる職場になってほしいと願っております。

次に、福祉保健部長にお伺いいたします。

平成27年度に開所された児童心理治療施設「ひむかひこぼえ学園」について、平成29年6月に質問しました。その後の児童の入所及び受

入れ体制について、お伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 児童心理治療施設につきましては、社会生活への適応が困難となった児童に、必要な心理治療や生活指導を行うことを目的としており、施設職員には、専門的な知識や高い処遇力が求められることから、心理士や看護師などの専門職を手厚く配置することとなっております。

県といたしましては、平成27年度に開所されてから、児童相談所などの関係機関を交えた連絡会議を開催するとともに、段階的に児童を入所させるなど、職員の知識や経験の蓄積を図りながら、円滑な施設運営を支援してきたところです。

当初、4名からスタートした入所児童につきましては、令和2年11月1日現在で18名となっております。引き続き、職員の処遇力向上を目的とした研修機会の確保など、受入れ体制の充実に向けて、必要な支援や助言を行ってまいります。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。子供たちの虐待という問題が今、大きく取り上げられておりますが、子供たちの明るい未来を願い、子供虐待防止オレンジリボンたすきリレーが宮崎でも取り組まれております。オレンジリボンは児童虐待防止の象徴として、活動の広がりを期待しております。

次に、里親制度について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。本県の登録数及び委託児童数の現状についてお伺いいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 保護者による養育が困難であるなど、社会的養育を必要とする児童が健やかに成長していくためには、より家庭的な環境の下で養育されることが重要であります。

県では、里親等への委託を推進しており、令和元年度末時点の登録里親数は131世帯、里親に委託されている児童数は45人となっております。

○有岡浩一議員 ただいま、令和元年度の登録里親数が131に伸びている、委託児童数が45人とありましたが、平成24年は登録里親数は111ということで、確かに伸びております。しかし、委託児童数は66人だったものが45人に減ってきているという現状です。

登録里親数が年々増えている中で、委託児童数が減少しているということは、一つの課題ではないかと思っておりますが、里親制度の普及啓発に向けた県の取組について、再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 里親制度の普及啓発としまして、県では、インターネットやテレビ・ラジオ等を利用した啓発イベントを実施するほか、10月の里親月間には、県内の大型ショッピングセンターで、チラシの配布等の広報活動を行っております。

また、NPO法人に委託して開設した「里親普及促進センターみやざき」と、児童相談所や児童養護施設とが連携し、里親に関心のある方を対象に、説明会や相談会、出前講座を開催しております。

引き続き、里親制度の理解促進及び里親登録者数の拡大に向けた啓発活動に、関係機関と一体となって取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 関係機関と取り組むことは大切ですが、実態として、サポートやマッチングを行うケースワーカーの負担が大きいと伺っております。

そこで、全国的には委託児童数が伸びている中で、他県が取り組んでいる里親制度専門ケー

スワーカーの取組等も検討すべきと感じました。子供たちに明るい未来を届けるためにも、今後とも御検討をお願いいたします。

次に、農政水産部長にお伺いいたします。

本年1月に農業視察を兼ねて、ニュージーランドのロトルア市を訪問してまいりました。花卉農園で地熱・温泉を利用したガーベラ温室栽培や、キウイフルーツ農園などを視察しました。恵まれた環境を生かした農業や、海外からの多くの季節労働者を使った大規模農業が展開されていまして。

現在、新型コロナウイルスの影響で人材確保が難しいと思いき、調べてみると、人手不足の解消策として、キウイフルーツの収穫ロボットが登場していました。このように、その土地その環境の中で知恵を絞り、工夫し、難局を乗り越えています。

そこで、宮崎県の農産物の生産現場において、病虫害対策や安全安心な農産物の安定生産に取り組む、宮崎方式ICMを調べてみました。基礎の部分は、土づくりや適正な施肥・かん水があり、微生物や天敵による病虫害への対策など、総合的な作物管理による高収量・高品質な作物生産が、儲かる農業の実現につながっています。

そこで、宮崎方式ICMについて、これまでの取組の効果と今後の展開をお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県では、宮崎方式ICMの取組を推進するため、キュウリやピーマンなどの本県の主要9品目におきまして、品目別ICMの指標を作成いたしますとともに、実証圃の設置や研修会開催への支援等を通じ、速やかな普及に努めているところでございます。

現在、キュウリやピーマンなどの施設野菜では、基本技術として定着しつつありまして、宮崎市内の促成キュウリ栽培では、複合環境制御技術と組み合わせまして、県平均収量の1.5倍を達成するなど、収量や品質の大幅改善につながった、複数の優良な生産集団も生まれているところでございます。

今後とも、JAや関係機関一体となりまして、宮崎方式ICMの実践をより多くの産地や品目に普及・拡大し、稼げる農業の実現に向けて、しっかり取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 都市部のお店に何うと、宮崎の農産物はおいしいと大変評判がいいようです。今後とも、おいしい農産物の生産基地として、宮崎方式ICMの普及拡大を期待しております。

次に、種苗法の改正についてお伺いいたします。昨日、前屋敷議員からも質問がありましたが、今国会で本日成立した種苗法の改正の概要について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 種苗法の改正につきましては、日本で開発されたイチゴやブドウなどの優良品種が不正に海外に持ち出されて産地化されるなどの事例を踏まえまして、育成者の知的財産権を守るとともに、新たな市場として輸出に活路を見いだす日本農業への影響を回避する観点から、今国会におきまして、議員御指摘のように、本日午前中に改正法が成立したところでございます。

主な改正内容といたしましては、育成者が品種登録時に海外流出を防止するため、国内外での栽培地域を限定できるようになります。また、農家が登録品種の収穫物の一部を次期作のために使う自家増殖につきましては、許諾制を必要とする内容等が盛り込まれたところでござ

います。

○有岡浩一議員 再度お伺いいたしますが、本日成立した改正種苗法は、来年4月1日施行予定ですが、本年6月の高橋議員の一般質問でも、一般品種が全体の9割程度を占めていて許諾制の対象にならないなど、全体像が分かりづらいために、関係者が不安を持っているようです。

そこで、今回の種苗法改正について、どのように周知されていくのか、再度お伺いいたします。

○農政水産部長(大久津 浩君) 種苗法の改正につきましては、農業者等から不安の声もあることは承知しております。これは、改正に伴う影響の範囲や程度についての丁寧な説明が十分ではなかったことも一因であると考えております。

このため県といたしましては、引き続き法改正に係る情報収集に努めますとともに、本県での国によります早期の説明会の開催と、さらに説明会での、農家はもとより関係者への丁寧な説明を求めるなど、改正内容を速やかに周知してまいりたいと考えております。

また県では、総合農業試験場におきまして、米や野菜、花、お茶等の品種を育成しておりますので、今後も優良な品種の育成に努めるとともに、法改正により許諾制の対象となる登録品種につきましては、許諾料や手続等が農業者の大きな負担とならないように、しっかり対応してまいります。

○有岡浩一議員 次の質問に参ります。景観形成の促進について、県土整備部長にお伺いいたします。

昨年5月に、国土交通省のガーデンツーリズム登録制度に「宮崎花旅365」が登録されるな

ど、宮崎らしい景観形成が進められているようです。そこで、観光ホスピタリティ（おもてなしの心）の推進として、本県の美しい宮崎づくりについての取組の現状をお伺いいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 美しい宮崎づくりは、県民や事業者と行政が連携し、本県の魅力ある景観を県民共有の財産として守り、創り出し、活用する取組であります。

このため県では、魅力ある景観づくりに取り組む方々を、美しい宮崎づくり活動団体として登録の上、支援を行っております。現在、その団体数は130を超え、年々、活動の輪が広がってきております。

また、新たな取組として、宮崎駅西口と中心市街地を結ぶ高千穂通りを、四季折々の草花で彩り、居心地のよい空間にする「花みちプロジェクト」を立ち上げ、今月6日には、地域の方々がチューリップの球根を自ら植える、参加型イベントを予定しております。

県としましては、引き続き、景観行政団体である市町村と連携しながら、県民や事業者との協働による美しい宮崎づくりに、全庁的に取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 美しい宮崎づくりが、多くの県民の皆さんに参画していただき、オール宮崎の活動になり、県民の自信と誇りへと発展されることを期待しております。

次に総合政策部長に、デジタル化推進についてお伺いいたします。

多くの皆さんが、国の動向としてデジタル庁の創設に期待し、社会全体のデジタル化がどのように推進されるのか、関心が高くなっています。その中で、デジタル化の基盤となる光ファイバーの整備状況は、全国平均を下回っている現状だと認識しています。

そこでまず、今後の整備状況についてお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、社会全体のデジタル化が大きな課題となる中、その基盤となる光ファイバーなどの高速ブロードバンド環境の整備が一層重要になってきております

このような中、光ファイバーの世帯カバー率でございますが、全国が98.8%、それに対しまして、本県は95.1%となっております。一部の市町村において整備の遅れが見られるところでもあります。

このため県では、国に対しまして、支援制度の拡充を要望していたところでございますが、今年度、国の補正予算におきまして、要件の緩和や大幅な増額が行われたところでもあります。

こうした状況を踏まえまして、県では市町村に対し、制度の活用を働きかけたところでございます。こういったことで、来年度にかけまして、県内の家庭用光ファイバーの整備は、ほぼ完了するものと考えております。

○有岡浩一議員 家庭用光ファイバーがほとんどの世帯に普及するということが、大変期待しておりますし、普及の見込みがなかった地域の方々は、子供たちが帰って来られる、若い人たちが地域に差がなくなることによって定住できると、そういったことも含めて、今後大きく期待していきたいと思っております。

それでは、次の県立産業技術専門校について、商工観光労働部長にお伺いいたします。

先日、地元企業の経営者と会話をする機会がありまして、その経営者は、若手を育てることの大切さを訴えられました。特に、県立産業技術専門校の卒業生を採用したいと取り組んでい

るそうですが、既に就職が決まっています採用できなかつたと聞きました。

大変人気があるようです。ありがたいことではありますが、求人のニーズがある中で、定員充足率が100%になっていないと伺いました。定員充足率の状況と入学生確保に向けた取組について伺います。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県立産業技術専門校の入校時の定員充足率は、平成27年度までは80%台を維持しておりましたけれども、平成28年度に80%を割り込み、29年度、30年度は65%となったところであります。

このため、推薦枠の拡大など入試制度の見直し、広報媒体を活用した情報発信や高校等への訪問活動の強化、さらには、新たに施設見学会を実施するなど、様々な対策に取り組んでいるところであり、ここ2年間は80%台を回復しております。

今後、即戦力となる人材のニーズはますます高まると考えておりますので、実践的な各種資格が取得でき、就職にも強いといった県立産業技術専門校の魅力をしっかりと周知しながら、入校生の確保に向けて取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 ぜひ、入校生の確保に取り組んでいただきまして、確実に求人のニーズがあり、宮崎で活躍してもらえる人材が1人でも多く巣立ってもらえることは、大切な取組です。関係者の努力に感謝するとともに、今後の発展を期待しております。

次に、消防指令業務（119番）の共同運用について、危機管理統括監にお伺いいたします。

本年3月、大分県では、県及び県内18市町村が消防指令業務の共同運用に関する協議を行い、県内119番の通報を一手に受ける共同指令センターの整備を進めることとしています。都道

府県単位での一元化は、全国初の試みとなります。令和6年4月からの運用開始を目指すとあります。

そこで、本県の消防指令業務の共同運用についての取組をお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防指令業務の共同化につきましては、平成30年4月に改正された消防の広域化に関する国の基本指針に基づきまして、消防本部や市町村と検討を行い、令和6年4月1日を目途に、非常備町村も含めた県全体を一つの区域とする消防指令業務の共同化を目指すことを盛り込んだ県の広域化推進計画を、平成31年3月に策定いたしました。

この計画を踏まえまして、県消防長会を中心として、県も加わり、共同化の実現に向けた検討・協議を行ってきているところであり、現在、先ほど議員からの御質問にありましたとおり、先進県であります大分県の事例も参考にしながら、検討すべき課題等について整理しているところでございます。

県といたしましては、今後とも、共同化の実現に向け、協議が進展するよう、必要な助言や情報提供を行ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 大分県の事例も参考にしているだけということですが、どういうメリットがあるのか、なかなか分かりづらいと思うんですね。そういった意味では、119番通報を一手に引き受けることによって、消防指令業務の共同化のメリットが、どういうものがあるのか、せつかくの機会ですので、詳しく御紹介いただければと思っております。危機管理統括監、お願いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 消防指令業

務の共同化によるメリットといたしましては、まず、情報の一元化により、近隣消防本部間での連携が強化され、現場到着時間の短縮効果のほか、大規模災害時の相互応援の円滑化などが期待されております。

また、指令業務職員配置の効率化によりまして、現場配置職員の増強が図られますとともに、消防指令システムの整備費や維持管理費が効率化できることなどが挙げられます。

○有岡浩一議員 大分県が一步進んで取り組んでおります。その中で、宮崎県におきましても、現場の消防署職員の皆さん、または市町村長の理解をいただき、よりよい形で取り組んでいただき、安心安全な地域づくりに努めてもらうことを希望いたします。

次の質問に入らせていただきます。

11月3日、文化の日に、文化財防災の番組を見ていると、熊本県の文化財レスキューの話題がありました。熊本県は、熊本地震以来、毎年のように大きな自然災害に遭い、多くの歴史資料が被害を受けたようです。災害ごみとして廃棄される前に、熊本県では文化財レスキューを行い、水につかった古文書など934点の救出につながったそうです。

そこで、文化財の被災に備え、地域において、未指定も含めた文化財の把握やレスキュー人材の育成が必要と考えますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 県教育委員会では、これまで、県内の文化財に関する様々な調査を行ってきたところでありますが、全てを網羅するには至っておらず、保護すべきものが残されているものと認識しております。

災害時には、それらも含め、レスキューの対象になると思われまますので、地域の貴重な財産

を守るためには、まずは市町村がその所在を把握することが大変重要であり、様々な機会を通じて、しっかりと協議してまいりたいと考えております。

また、文化財が被災した場合には、情報収集や救出等の場面において、地域住民の方々の協力が不可欠となりますので、文化財のレスキュー活動に関する展覧会や、県民を対象としたワークショップを実施し、災害時に協力をいただけるよう、意識の醸成等に努めているところであります。

今後とも、市町村や関係機関・団体と連携し、県民の理解と協力をいただきながら、文化財を守る取組を進めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 文化財のレスキューということで考えてみますと、どこにどういった文化的価値のあるものがあるのか、場所をまず把握しておくことが大切だというふうに言われておまして、これは県だけでやれるものではなく、市町村または地域の古文書等を含めて所有者、こういった人たちを把握する必要があります。そういった意味で私の経験では、地元の町史編さんとか、そういう編さん作業に携わったときに、いろんなところでどういうものがあるということを調査したことがあります。

そういった意味で、現場の市町村の中では、かなり情報を持っていると思うんですね。そういったものをもう一度整理して、災害時には支援ができるということをしつかり伝えて、再度そういう未指定の文化財も含めた管理を、今やっておく必要があるというふうに思っています。

教育長に再度質問しますが、市町村の協力を得てそういう体制を取ったときに、そういった

災害が発生した際、本県の文化財レスキュー体制というのは現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 災害時に文化財が被災した場合、県教育委員会では、総合博物館や県立美術館をはじめとする県内の文化施設から、学芸員などの専門職員を派遣し、文化財を速やかに保護し、安全な場所に運んだ上で、応急処置を施すこととしております。

また、災害の規模が大きくなりますと、県をまたいだ専門家などの支援も必要となりますので、九州知事会の政策連合項目の一つにもなっております九州・山口ミュージアム連携の取組の中で、文化財の種類に応じた専門家を派遣する広域的な相互支援の体制づくりも進めているところであります。

○有岡浩一議員 この文化財レスキューの体制の中で、一番の財産というか必要なものは、やっぱりマンパワーだと思っています。そういった意味では、経験者または県庁のOBの方、そういったいろんな方に協力してもらって、地域の中で協力してもらえる体制をつくっていく。そういった意味では、まだこれから徐々にではあるでしょうけれども、取り組んでいただきながら、この文化財のレスキューという、人命を助ける、そしてその後にもまたこういったものを保存するための取組をするという、今後大きな災害に向けてのそういった準備を進めていただきたいと思います。

では、項目としては最後の質問になりますけれども、県立宮崎病院の話をお伺いいたします。

先月、県立宮崎病院の停電が起きました。いろいろな話題がある中で、やはり最も危機管理にしっかり取り組まなければいけない病院にお

いて、電気が止まってしまうという事態が起きたことは、大変憂慮すべきこととあります。まず、基本的なことですが、停電を想定した訓練は実施されていたのかをお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 県立宮崎病院では、毎年、消防訓練や防災訓練を実施して、災害や停電など、非常時における職員の動きや患者への対応等について確認を行ってまいりました。

しかしながら、そうした訓練は、非常用電源が正常に作動することを前提としていたため、今回の事故のような、予備電源の喪失までは想定しておりませんでした。訓練での想定が十分ではなかったと認識しております。

○有岡浩一議員 今回の停電事故を教訓に、各県立病院の訓練マニュアルの見直しや、防災対策に関する情報共有が必要ではないかと考えますが、病院局長の御所見をお伺いいたします。

○病院局長（桑山秀彦君） 今回の停電事故を受けまして、県立3病院の訓練に係るマニュアルを再確認しまして、非常時の対応として不足していた内容を加えるなど、改定を行っているところであります。

また、情報共有の点に関しましては、これまでも、各県立病院で実施した施設設備の点検結果や、BCP訓練などの状況、さらにその反省点や課題などを3病院で情報共有してまいりましたが、今回の件を踏まえますと、いまだ不十分だと考えますので、さらに情報共有の取組の強化を図ってまいります。

○有岡浩一議員 今回の案件につきましては、やはり病院局だけの問題ではなくて、訓練をすることが目的となっていないかということ、もう一度検討すべきではないかと思っております。訓練のための訓練ではなくて、やはり目的

をしっかりと持って取り組むこと、そのことを全庁的に再点検すべきだと考えております。

訓示ばかり申し上げておりますが、先ほどのカレンダーの標語について、もう一言つけ加えさせていただきますが、この標語を1か月間見ておりました。「何事も結果を考え過ぎると決断力も実行力も鈍る」という、この下のほうにコメントがあるんですね。「世の中の物事というものは、いつも自分の予想通りに運ぶとは限らない。先々のことを幾らあれこれ考え、心配してみても、所詮その時になってみないと分からないもの。事の途中で予想外の事態になれば、そのときに全力で対処できる準備と覚悟を持っていけばいい。」と。

エコクリーンプラザの話をしました。その場その場で想定外の事故が起き、それに向かって現場の職員は全力で対応したと。そのことを我々は感謝すべきだと思っておりますし、その覚悟を持って取り組んでいращやる、そういうこれからの若い職員も含めて、しっかりとした準備と覚悟を持って、これからの県政に邁進されることを期待しております。

最後に、新型コロナウイルス対策や鳥インフルエンザ対応に御尽力いただいている多くの皆様方に感謝を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で一般質問は終わりました。

○丸山裕次郎議長 次に、今回提案されました議案第1号から第33号までの各号議案を、一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

◎ 議案第30号から第33号まで採決

○丸山裕次郎議長 まず、収用委員会委員及び収用委員会予備委員の任命の同意についての議案第30号から第33号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第30号から第33号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

◎ 議案第1号から第29号まで及び請願委員会付託

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第29号までの各号議案及び新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日3日から8日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、9日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時43分散会

12月9日（水）

令和 2 年 12 月 9 日 (水曜日)

午前10時0分開議

出 席 議 員 (38名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷 中 の 会)
2 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
3 番	来 住 一 人 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
5 番	武 田 浩 一 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 の り こ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	岡 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
16 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
17 番	渡 辺 創 (県 民 連 合 宮 崎)
18 番	岩 切 達 哉 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県 民 の 声)
28 番	河 野 哲 也 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
29 番	田 口 雄 二 (県 民 連 合 宮 崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	日 高 博 之 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
公 安 委 員 長	江 藤 利 彦
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	緒 方 文 彦
人 事 委 員 長	濱 砂 公 一

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太

◎ 常任委員長審査結果報告

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに選挙管理委員及び同補充員の選挙であります。

まず、議案第1号から第29号までの各号議案、請願第4号から第6号までの各号請願、並びに継続審査中の請願第2号及び第3号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第5号については賛成多数により、請願第2号については賛成少数により、そのほかの議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和2年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するもので、99億2,100万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金87億800万円余、県債9億7,900万円余、財産収入2億100万円

あります。この結果、補正後の一般会計の予算規模は7,029億4,100万円余となります。

このうち、総務部の補正予算は、一般会計で200万円余の増額であり、特別会計と合わせた補正後の予算額は2,706億6,600万円余となります。

次に、公の施設の指定管理者の指定についてであります。

今回の議案に係る宮崎県男女共同参画センター、県立芸術劇場、宮崎県東京学生寮の指定管理者の公募については、それぞれ1者のみの応募状況となっております。

このことについて委員より、「指定管理候補者の選定において、類似事業の実績等が評価の審査項目に含まれているが、指定管理者が長期間同一だった場合、その指定管理者のみ加点がなされるなど、新規参入者に不利に働くことが考えられることから、見直しを検討すべきではないか」との意見があり、当局より、「審査に当たっては、類似事業等の実績がなかった場合においても、それを補える対策の提案があれば評価する方針であった。今後の対応については、関係部局と協議しながら検討してまいりたい」との答弁がありました。

また、委員より、「今回のように応募者が1者と想定される場合、指定管理候補者の指定管理料提案額と県が定めた基準価格に差がないことがあるため、住民サービスの質を確保した上で、応募者との随意契約による価格交渉など、経費節減の手法についても検討すべきではないか」との意見があり、当局より、「現時点では、制度上、公募を前提に候補者の提案額で契約することになっており、これまでも制度の工夫・改善を図ってきたところであるが、競争性の確保や経費節減については課題であると認識

しているため、関係部局と協議し、今後の指定管理者選定の在り方について検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、経費節減は指定管理者制度の目的の一つであることから、今後、より一層の競争性の確保に向けて取り組んでいただくなど、指定管理者選定の在り方について多角的に検討していただくよう要望します。

次に、宮崎県犯罪被害者等支援条例（仮称）の骨子（案）についてであります。

このことについて当局より、「犯罪被害者等が早期に被害から回復し、日常生活を取り戻すことができるよう、社会全体で犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない支援を行う体制づくりを進めるため、条例を制定する」との説明がありました。

これに対して委員より、「犯罪被害者等が、周囲からの心ない言動等による二次被害に苦しむことのないよう、条例の制定に当たっては、制定の背景や県民の責務等について、犯罪被害者等のみならず、全ての県民に向けた周知・啓発に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、宮崎県情報化計画素案についてであります。

このことについて委員より、「国においてデジタル社会の実現に向けた取組が急速に進められている中で、市町村をはじめ、地方が取り残されてしまうのではないかと感じているが、県は今後どのように取り組んでいくのか」との質疑があり、当局より、「県においても、情報化推進計画の策定を前倒しするなど、スピード感を持って取り組んでいるところであり、宮崎県市町村IT推進連絡協議会による市町村との連

携も図っていることから、今後、国から示されるデジタル化計画で必要となる対応等について、市町村と連携しながらしっかり取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「中山間地域が多い本県においても、全ての県民がデジタル化の恩恵を受けることができるよう、県が先頭に立って情報収集に努め、市町村と連携しながら、本県におけるデジタル化の在り方について、引き続き検討していただきたい」との要望がありました。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、厚生常任委員会、図師博規委員長。

○図師博規議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件及び新規請願1件の計7件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、保険薬局従事者への慰労金支給をはじめとする新型コロナウイルス感染症対策に関する経費等について措置するものであり、一般会計で73億800万円余の増額でありま

す。この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は2,666億8,100万円余となります。

次に、議案第16号から第18号に係る公の施設の指定管理者の指定についてであります。

これは、それぞれ宮崎県福祉総合センター及び県立母子・父子福祉センター、県立視覚障害者センター、県立聴覚障害者センターにおいて、令和3年4月から3年間の指定管理者の指定をするものであります。

このことについて委員より、「公の施設の指定管理者制度の利点として、施設管理における費用対効果や住民サービスの質の向上などが見込まれるが、その効果を施設の利用者が実感できているのか」との質疑があり、当局より、「各施設でアンケート調査を行っており、定期的にその報告を受けているが、例えば「利用しやすくなった」「施設の予約方法が簡易になった」など、おおむね満足との評価をいただいているようである。また、改善の要望があったものについても、利用者の声を真摯に受け止め、可能な限り対応するなどサービスの向上に努めていただいているものと受け止めている」との答弁がありました。

また、複数の委員より、応募状況が全ての施設において1者のみとなっている要因や、応募者を増やすために行った具体的な取組内容について質疑があり、当局より、「視覚障害者センターや聴覚障害者センターにおいては、点訳や手話通訳等の資格など、高い専門性を有したスタッフの確保が必要であることが大きな要因であると考えている。福祉総合センターは年度によって応募状況が異なるが、ホームページ等様々な媒体で広報を行っていることに加え、企業に対しては、ダイレクトメールの送付や、応募が見込まれる企業の直接訪問などの取組を実

施したところである」との答弁がありました。

次に、新型コロナウイルス感染症の診療・検査医療機関についてであります。

このことについて委員より、「受診や相談する医療機関に迷う場合の相談先として、新型コロナウイルス感染症受診・相談センターが設置されているが、受診可能な医療機関のリストについて、当センターとの情報共有は進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「相談センターには、受診可能な医療機関及び紹介の許可が得られている医療機関の名簿を提供している。判断に迷う場合には、ぜひ活用していただきたい」との答弁がありました。

また、委員より、「できるだけ身近な医療機関で診療・検査をしたいというニーズもあることから、医師会等と連携し、可能な限り対象医療機関を増やすべきだと考えるが、最終的に目標としている医療機関の数ほどの程度か」との質疑があり、当局より、「当初は、1日最大4,500件の検査を行うために200以上を当面の目標としてきたが、現在約350の医療機関が確保できたところである。今後も引き続き医師会等と協力し、対象医療機関を1つでも多く増やすよう取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

次に、病院局の補正予算についてであります。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う費用を計上するものであり、医療従事者等への特殊勤務手当として病院事業費用6,900万円余や、患者の受入れ体制を強化するための医療機器整備費用として資本的支出7,000万円を増額するものなどであります。

この結果、補正後の病院事業費用は368億円余で、資本的支出は189億6,400万円余となりま

す。

次に、県立宮崎病院の停電に係る経過についてであります。

このことについて委員より、「非常用電源の点検は日頃からきちんとしていたのか。仮に点検していたのなら、なぜこのようなことが起こったのか」との質疑があり、当局より、「当院で定めている保安規程に基づき、非常用発電機については年に2回、通常の電気設備全般については毎月点検を行っているところである。常用から非常用電源への切替えについては、通常自動で行われるが、正常に行われなかった場合には手動での切替えを行うよう訓練していた。しかし、今回、全館停電の早期解消に注力していたため、手動による切替えを行うことの判断が遅れてしまった」との答弁がありました。

病院機能の存続には、電源の確保は最も基本的なことであります。当委員会といたしましては、点検・整備に係るマニュアルを再度見直し、非常時において的確に対応できる体制を整えるなど、再発防止に向けた取組を徹底していただくよう、強く要望いたします。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願います。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、商工建設常任委員会、武田浩一委員長。

○武田浩一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査をい

たしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、議案については全会一致により、請願第3号については賛成多数により決定しました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で9,000万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は614億9,500万円余となります。

このうち、「みやざき学び旅」促進事業についてであります。

これは、新型コロナウイルスの感染拡大により落ち込んだ観光需要の回復を図るため、教育旅行の実施に係るバス費用等を支援するものですが、補助申請件数が当初の見込みを上回ることから、増額補正するものであります。

このことについて委員より、「当初の見込みと同じ規模で補正予算を計上されているが、どの程度の利用を見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「現在、県内の学校のうち70校程度が修学旅行先を検討しており、また、県外の学校においても数千人泊規模で本県での修学旅行が検討されている」との答弁がありました。

また、別の委員より、旅行商品を企画した旅行会社に対して、改めて開発費を助成する理由について質疑があり、当局より、「県内での修学旅行の造成に不慣れな旅行代理店に対してインセンティブを示すことで、旅行商品の造成に意欲的に取り組んでいただくことを目的としている」との答弁がありました。

当委員会としましては、県教育委員会や観光関連事業者と連携して、この予算を確実に執行していただくことで、コロナ禍における観光関連産業の活性化につなげていただくよう要望いたします。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億6,600万円の増額、特別会計で3億5,800万円の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は939億1,100万円余となります。

このうち、県立青島亜熱帯植物園及び宮崎県総合運動公園の指定管理者の指定についてであります。

このことについて委員より、「他の施設と異なり、応募者が1者のみであったのはなぜか」との質疑があり、当局より、「亜熱帯植物園の管理には、専門的な植栽管理能力が必要であることから、他の事業者の応募がなかったものと考えている」との答弁がありました。

また、委員より、「植物園と運動公園を併せた委託となると、規模の大きい事業者でなければ管理が難しいと考えるが、施設ごとに分けて公募することはできないのか」との質疑があり、当局より、「複数の事業者がグループで管理することもできるので、公募の時点でその点もしっかりと周知してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、一定の競争原理が働く中で指定管理者を決定することが、県民サービスの質の向上につながると考えることから、次回の指定における課題の一つとして検討していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「商工観光振興対策及

び土木行政の推進に関する調査」については、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、環境農林水産常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外6件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で3億2,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は239億4,600万円余となります。

次に、今回新たな指定管理者を指定する環境森林部所管の公の施設についてであります。

このうち、ひなもり台県民ふれあいの森について、委員より、「現在、当該施設は九州北部からの利用者が増加するなど、人気のスポットとして注目されており、キャンプシーズンである夏場の利用者は多いが、オフシーズンである冬場の利用者は少ない。冬場の集客が課題であると思うが、利用促進についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「屋外の施設であるため天候の影響を受けやすく、特に厳寒期の集客が課題であることから、冬ならではのイベントや現在注目されているたき火

を楽しむキャンプなど、関係機関や利用者の意見を参考にしながら、冬場の利用促進につながる取組を進めてまいりたい」との答弁がありました。

これに対して委員より、「テレワーク環境も整備されたことから、ワーケーションによる活用を含めて、PRの仕方を工夫するなど、年間を通じた利用促進の取組をお願いしたい」との要望がありました。

また、別の委員より、指定管理者の公募の応募状況について質疑があり、当局より「積極的な広報に努めるとともに、募集期間を2か月間とするなど、応募しやすい環境の整備に努めたところであるが、結果的にどの施設も前回と同じく1者のみの応募となったことから、適正な価格を積算するなど、引き続き新規参入がしやすい環境の整備を進めていきたい」との答弁がありました。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億1,900万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は493億2,000万円余となります。

次に、本県で発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応状況についてであります。

このことについて委員より、「川などの渡り鳥が休む水辺が近くにあると発生しやすいのか」との質疑があり、当局より、「本県を含めた全国での発生状況を見ても、農場の周辺の渡り鳥が飛来するようなため池や河川などの水辺の近くで多く発生していることから、関連性が高いと考えている。そのため、近くにため池があるなどリスクが高い農場については、通常的全戸巡回に加えて、10月以降に改めて立入りをを行うなど、指導を強化している」との答弁があ

りました。

これに対して委員より、「渡り鳥が水辺に集まらないような対策はできないのか」との質疑があり、当局より、「以前、ため池の水を抜くことにより、渡り鳥が近づかないよう管理者への協力依頼を行ったことがあるが、結果的に効果的な対策とはならなかった。また、渡り鳥は直接鶏舎の中に入らないので、媒介するものがあると考えているため、引き続き農場への指導を行うなど、防疫体制の強化をしていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、本県は全国有数の養鶏王国であり、鳥インフルエンザの発生は、畜産業のみならず、県内経済への影響も非常に大きいことから、原因をしっかりと究明するとともに、関係機関ともより一層連携を強化しながら、防疫をさらに徹底していただくよう要望いたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次は、文教警察企業常任委員会、岩切達哉委員長。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願2件の計5件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、請願第6号については賛成多数によ

り、その他の議案については全会一致で決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で8億1,100万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,136億5,600万円余となります。

このうち、宮崎海洋高等学校進洋丸代船建造事業についてであります。

この事業は、建造から15年が経過し、経年劣化が進んでいる現船に代わり、新しい実習船を債務負担行為により令和4年度までに建造するものであります。

このことについて委員より、「県民の財産として、実習船を有効活用すべきと考えるが、実習等に使用する期間以外の実習船の活用について、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「小中学生の体験乗船など、これまでの利活用は継続しながら、実習船の機能を使った災害時における水や電気の供給といった、新たな利活用を計画してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会としましては、新しい実習船について、実習の効果を高めると同時に、十分な利活用が図られるよう要望します。

次に、宮崎県学校教育計画懇話会「最終まとめ」についてであります。

この懇話会における、新しい時代に向けた本県教育の方向性や、これからの高等学校教育の在り方に関する協議結果について報告がありました。

このうち、県立高等学校の適正規模の考え方

について、複数の委員より、「これまでは、高等学校の適正規模は4学級から8学級であるとの見解であったが、この懇話会の「最終まとめ」を踏まえて、県教育委員会としてはどのように考えているのか」との質疑がありました。

このことについて当局より、「高等学校の適正規模を下回るという理由だけで統廃合を進めるということではなく、今後、様々な意見を踏まえて検討し、県教育委員会としての考え方を最終案という形で取りまとめてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、高等学校の配置については、慎重な議論を要する案件であると考えることから、今後の協議結果について、適宜報告していただくよう要望します。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件のほか、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○丸山裕次郎議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。まず、来住一人議員。

○来住一人議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日本共産党を代表いたしまして、議案第5号「宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論いたします。

条例の改正の目的は、平成18年度より森林環境税として、県民税均等割の超過課税の実施の適用期間が令和2年度分となっているものを、令和7年度まで5年間延長しようとするものであります。

住民税の均等割の内容であります。私が住む都城市の均等割は5,500円であります。このうち2,000円が、この条例のいう県民税の均等割であります。この2,000円の中の1,000円がいわゆる住民税、残る1,000円の中の500円が県森林環境税、さらに残る500円が東日本復興税であります。

県森林環境税の税収であります。令和元年度のベースで、個人均等割分が2億5,700万円、法人県民税均等割が5,900万円、合わせて約3億1,600万円であります。

我が党が同意できない第一の問題点は、令和6年度より政府が、森林環境税として同額の500円を住民税の形で課税・徴収することが決定されております。税の名称も税の目的も額も徴収方法も、現在の県森林環境税と同一のもので、この条例の改正によって、令和6年、7年は県民は二重に森林環境税を納税する結果となるものであります。

国の森林環境税の譲与は、県に1億1,600万円、市町村に4億6,100万円、合わせて5億7,700万円であります。県独自の森林環境税と国からの譲与の用途についてはすみ分けをすると言われておりますが、そのような理由をもって、税の二重取りを合理化することはできるも

のではないと思います。県条例はきっぱり廃止することを要求するものです。政府は法人についての森林環境税は課税しないのでありますから、延長するなら法人に係る部分だけにすべきであると思います。

森林環境を守り振興することを決して軽視するものではありません。必要な事業に必要な財源を措置することは当然であり、森林環境の保全等の事業と森林環境税の二重の課税は、同じ次元で議論すべきものでないことは明瞭であります。

もう一つの問題点であります。これは条例改正の反対の理由に直結するものではありませんけど、本来、税というのは、納税者である県民が、税の目的を理解し、自覚して納入し、国政や地方行政に参加する重要な形態であろうと思います。しかし、県民税の均等割の中に含まれるこうした目的税がどれほど自覚されているのか、調査したことはありませんけど、一考する必要があると思います。県森林環境税が創設されたのは、今から14年前のことです。都城市の納税通知書には市民税均等割の内訳が示されておりますけど、大変小さな文字でほとんど読まれないのではないかと思います。

こうした問題点を含んでおり、同意できないものであります。

以上で討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○丸山裕次郎議長 次に、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。日本共産党を代表いたしまして、請願についての討論を行います。

委員長報告では継続審査となっております。請願第2号「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願」が

不採択に、第3号「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願は、引き続き継続審査とされました。

また、新規請願第6号「新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願」が継続審査とされましたが、今議会での採択を求めるものではありません。

いずれの請願も、このコロナ禍の下で厳しい状況にさらされている学生や労働者、密な状況の中での授業を余儀なくされている子供たちを守る立場での請願です。

学生に関しては、宮崎はもとより全国で、生活や学業に困難を抱える大学生を応援しようと、地域の方々も加わって、学生応援緊急食料支援プロジェクトなどが取組み、広がりを見せています。

各会場では、学生が次々と訪れ、お米や野菜、果物、カップ麺などの食料品、洗剤やトイレットペーパーなどの日用品を持ち帰っています。来場した学生たちからは、「実習時間が減った。就職活動も不安だ」「オンライン授業ばかりで理解が追いつかない」「バイト先が潰れ仕事がなくなった」「実家にも帰れない」「親の収入が減り、仕送りを頼めない」「父親が人員整理で会社を辞めてから仕送りがなくなり、1日の食費を500円に抑えている」「もう一度給付金を支給してほしい」などなど、学生の厳しい生活実態が語られています。

国会では、政府の「学生支援給付金」の再追加配分の表明もありましたが、この制度の申請基準を緩和して、もっと多くの学生を対象にすることが求められているように、まさに学生支援の抜本的な拡充の必要性が迫られています。

本請願は、「日本の未来を担う学生たちに、勉学を諦めさせることのないように、政治の役割が求められている」として、「国が支援を強めることは、将来への不安を抱える学生に対し、学び続けることを励ますメッセージになる」と、県議会へ意見書提出を求めたものです。不採択にするなどは、学生の置かれた現状に背を向けるものではないでしょうか。

労働者についても、10月の完全失業率は3.1%と悪化し、新型コロナウイルス感染拡大による経済低迷が続く中、失業者の増加が止まらない状況にあります。

県内でも今後の解雇予想が危惧されています。こうした状況の中で、とりわけ非正規の青年労働者などが、「今後も働き続けられるのか」という不安にさらされています。コロナの感染拡大が止まらない現在、さらなる解雇や雇い止めにつながりかねず、雇用調整助成金など現制度の拡充や雇用を支える新たな制度の創設など、労働者に対する支援の抜本的拡充は必至となっています。

また、新規請願の「少人数学級を求める請願」については、何より子供たちの学ぶ権利を保障するための環境整備において、特別支援学級なども含め、学級編制基準を縮小し、現在30人学級の1・2年生を除き、まず、全ての学年で一斉に35人学級にすることを、その実現根拠も示して求めています。

さらに、国に対して、コロナ禍の下で安全・安心な教育環境を整えるためには、学校再開後に行われた分散登校で示された20人学級を、国の制度として計画的に学級編制基準を縮小していくこと、それに伴う教員の増員は国庫負担で対応することなどの意見書提出を求めています。

文科省が来年度予算の概算要求に少人数学級の検討を盛り込みました。義務教育標準法を改正して正規の制度化を目指す方向です。全国で取り組まれている少人数学級の実現を求める運動が、地方議会の意見書採択にもつながり、政府を動かしています。鹿児島県議会も全会一致での採択を行っています。また、我が党の国会質問にも、萩生田文科大臣は、「皆さんと協力しながら頑張りたい。不退転の決意で取り組む」と答弁されるなど、少人数学級実現の方向性が見え始めています。

教育長にも直接文科省に要望に出向いていただいておりますが、コロナ禍の今だからこそ、より少人数学級の必要性和学びの環境を整えることの重要性を併せ、将来を担う子供たちに、少人数学級で安全・安心、豊かな学びの保障を実現するために県議会も尽力することが求められていると思います。

県議会として、請願で届いた学生や青年労働者の実情、子供たちの置かれている現状をしっかりと受け止めること、請願者の思い、県民の思いを受け止めることは、県議会の責務です。請願者の意思を尊重し、各請願の採択を切に求めて討論といたします。以上です。(拍手)

[降壇]

○丸山裕次郎議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

◎ 議案第5号採決

○丸山裕次郎議長 これより採決に入ります。

まず、議案第5号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第1号から第4号まで及び第6号から第29号まで採決

○丸山裕次郎議長 次に、議案第1号から第4号まで及び第6号から第29号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第2号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第2号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

◎ 請願第4号及び第5号採決

○丸山裕次郎議長 次に、請願第4号及び第5号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

令和2年12月9日

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。
よって、両請願は委員長の報告のとおり採択と
することに決定いたしました。

宮崎県議会議長 丸山裕次郎 殿
提出者 議会運営委員長 山下 博三
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定に
より提出します。

記

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第3号及び第6号について一括お諮りいたします。

両請願を、委員長の申出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○丸山裕次郎議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りいたしました請願を除く、閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

議員発議案第1号

小規模事業者に対する支援及び商工会の拡充・強化に関する意見書

議員発議案第2号

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

議員発議案第3号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

◎ 議員発議案第1号から第3号まで
追加上程、採決

○丸山裕次郎議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第3号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第3号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

◎ 議員発議案送付の通知

○丸山裕次郎議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

議員発議案第1号から第3号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 選挙管理委員及び同補充員の選挙

○丸山裕次郎議長 次に、選挙管理委員及び同補充員の任期が本年12月27日をもって満了となりますので、地方自治法第182条の規定により、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

選挙の方法については、議会運営委員会の決定どおり、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議ありませんので、議長において指名いたします。

まず、選挙管理委員を指名いたします。

黒木正一氏、有村文雄氏、茂雄二氏、町元真也氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の当選人とすることに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員の補充員を指名いたします。

日高勝弘氏、大久保貴司氏、小川真弓氏、亀田博昭氏、以上の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました4名を、選挙管理委員の補充員の当選人とし、補充員の順位は、指名の順位とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○丸山裕次郎議長 御異議なしと認めます。よって、以上の4名が選挙管理委員の補充員に当選されました。

◎ 閉 会

○丸山裕次郎議長 以上で、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

本年も、あと20日余りを残すのみとなりました。本年は、新型コロナウイルス感染拡大により、国内外で様々な影響が生じた1年でありました。

来る年がよい年となりますよう祈念いたしますとともに、執行部及び議員各位におかれましては、これからも一層御自愛の上、新たな年を御健勝で迎えられることを心から祈念申し上げます。

これをもちまして、令和2年11月定例県議会を閉会いたします。

午前10時53分閉会

資 料

令和2年11月定例県議会日程

20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
11.20	金	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 立皇嗣の礼に伴う賀詞奉呈 議員の辞職許可 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
21	土	休 会	(閉 庁 日)			
22	日					
23	月				(閉 庁 日) 勤 労 感 謝 の 日	
24	火				(議 案 調 査)	一般質問通告締切 12:00
25	水					
26	木	本会議	一 般 質 問			
27	金					
28	土	休 会	(閉 庁 日)			
29	日					
30	月	本会議	一 般 質 問	請願締切 16:00		
12.1	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
2	水			議会運営委員会 9:30		
3	木	休 会	常 任 委 員 会			
4	金				議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)	
5	土					
6	日					
7	月				特 別 委 員 会	議会運営委員会
8	火				(議 事 整 理)	
9	水				本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 選挙管理委員及び同補充員の選挙 閉会

宮崎県議会議長 丸山 裕次郎 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和2年11月定例県議会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）
- 議案第2号 令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第3号 令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第4号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 工事請負契約の変更について
- 議案第9号 工事請負契約の変更について
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第11号 財産の処分について
- 議案第12号 損害賠償額の決定について
- 議案第13号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第14号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第15号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第17号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第18号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第19号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第23号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第29号 当せん金付証票の発売について
- 議案第30号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第31号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第32号 収用委員会予備委員の任命の同意について
- 議案第33号 収用委員会予備委員の任命の同意について

（文書取扱 財政課）

一般質問時間割

11月26日(木)

順序	会派	質問者	時間	備考
1	県民連合宮崎	田口 雄二	10:00~11:00	
2	自由民主党	坂口 博美	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	野崎 幸士	13:00~14:00	
4	公明党	河野 哲也	14:00~15:00	

11月27日(金)

順序	会派	質問者	時間	備考
5	自由民主党	山下 寿	10:00~11:00	
6	県民連合宮崎	満行 潤一	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	武田 浩一	13:00~14:00	
8	自由民主党	安田 厚生	14:00~15:00	

11月30日(月)

順序	会派	質問者	時間	備考
9	公明党	重松幸次郎	10:00~11:00	
10	自由民主党	脇谷のりこ	11:00~12:00	休憩
11	県民の声	井上紀代子	13:00~14:00	

12月1日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
12	県民連合宮崎	渡辺 創	10:00~11:00	
13	自由民主党	内田 理佐	11:00~12:00	休憩
14	日本共産党	前屋敷恵美	13:00~14:00	

12月2日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
15	自由民主党	西村 賢	10:00~11:00	
16	自由民主党	横田 照夫	11:00~12:00	休憩
17	郷中の会	有岡 浩一	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第10号)	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第3号	令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算(第2号)		可決			
第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第5号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	可決				
第6号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第7号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例				可決	
第8号	工事請負契約の変更について			可決		
第9号	工事請負契約の変更について			可決		
第10号	財産の取得について					可決
第11号	財産の処分について					可決
第12号	損害賠償額の決定について		可決			
第13号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第14号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第15号	公の施設の指定管理者の指定について	可決				
第16号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第17号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第18号	公の施設の指定管理者の指定について		可決			
第19号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第20号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第21号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第22号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第23号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第24号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第25号	公の施設の指定管理者の指定について				可決	
第26号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第27号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第28号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第29号	当せん金付証票の発売について	可決				

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第2号	「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願	不採択				
第3号	「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願			継続		
第4号	高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願					採択
第5号	臨床研修を継続するための財政支援についての請願		採択			
第6号	新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願					継続

閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和2年11月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第3号 「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業常任委員会	請願第6号 新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第10号）	12月9日・可 決
〃 第2号	令和2年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第3号	令和2年度宮崎県立病院事業会計補正予算（第2号）	〃
〃 第4号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	宮崎県森林環境税条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	宮崎県情報公開条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第9号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第10号	財産の取得について	〃
〃 第11号	財産の処分について	〃
〃 第12号	損害賠償額の決定について	〃
〃 第13号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第14号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第15号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第16号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第17号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第18号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第19号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第20号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第21号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第22号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第23号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第24号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第25号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第26号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第27号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第28号	公の施設の指定管理者の指定について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第29号	当せん金付証券の発売について	12月9日・可 決
〃 第30号	収用委員会委員の任命の同意について	12月2日・同 意
〃 第31号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第32号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
〃 第33号	収用委員会予備委員の任命の同意について	〃
議員発議案 第1号	小規模事業者に対する支援及び商工会の拡充・強化に関する意見書	12月9日・可 決
〃 第2号	日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書	〃
〃 第3号	不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書	〃

議 員 発 議 案 等

議員発議案第1号

小規模事業者に対する支援及び商工会の拡充・強化に関する意見書

我が国の中小企業のうち8割以上を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用、生活を支える存在として重要な役割を果たしており、その持続的発展によって我が国経済を牽引する役割を担っている。

しかしながら、現下の新型コロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化により、小規模事業者の売上げは急減し、このままでは事業継続が危ぶまれる状況にある。

このような状況において、小規模事業者にあっては、新たな生活様式への対応、危機的状況下での事業継続、事業承継の推進、IT化の推進など、今後の成長及び持続的発展のために取り組むべき課題も山積している。

このような課題の解決を図るためには、小規模事業者自らの努力はもとより、小規模事業者にとって身近な経営相談機関である商工会の適切な助言及び支援が極めて重要となるが、商工会においては必要となる人員が不足しており、施策の迅速かつ円滑な対応に支障が生じている状況にある。

よって、国においては、我が国経済を支えている小規模事業者を支援するため、次の事項が実現されるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化していることから、売上回復や雇用維持をはじめとする小規模事業者に対する支援の拡充・延長を図ること。
- 2 商工会の人員を増員し、小規模事業者支援体制の抜本的強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿	
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿	
内	閣	総	理	大	菅		義	偉	殿	
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿	
総		務	大	臣	武	田	良	太	殿	
経	済	産	業	大	梶	山	弘	志	殿	
内	閣	官	房	長	官	加	藤	勝	信	殿

議員発議案第2号

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

全国知事会は、平成30年に政府に対して「米軍基地負担に関する提言」を提出したのに引き続き、本年11月5日にも同提言をとりまとめた。

47都道府県の知事が、住民の生活に直結する重要な問題として、日米地位協定の抜本的見直しや、訓練の制限、基地の縮小・返還の積極的促進を行ったことは、極めて重いものである。

さらに今回は、新型コロナウイルス感染症防止対策について、最善の措置をとることを求め、関係自治体に対する迅速な情報提供を求めている。

奇しくも10月26日から日米共同訓練が新田原基地において実施される際、基地内に建設した宿泊施設を利用せず、米軍人約200人が基地外のホテルに宿泊することとした際、国の情報提供について十分とは言えず、県民の不安を倍増させたところである。

よって、国に対し、国民の生命・財産や領土・領海を守る立場からも、全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」を踏まえた以下の事項について取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 飛行訓練など、基地の外における米軍の演習・訓練については、必要最小限とすること。
- 2 日米地位協定を抜本的に見直し、米軍機の飛行について国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記すること。また、米軍人による事件・事故についても実効的な防止策を提示すること。
- 3 米軍が自衛隊基地を利用して行う訓練については、十分な情報提供を迅速に行い、周辺自治体の理解と、住民の不安を払拭した上で実施すること。また、騒音の防止、安全の確保、万一事故が発生した場合、速やかに関係自治体に情報提供するなど、十分な配慮を行うこと。
- 4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	菅義偉殿
総務大臣	武田良太殿
外務大臣	茂木敏充殿
防衛大臣	岸信夫殿
内閣官房長官	加藤勝信殿
沖縄基地負担軽減担当大臣	河野太郎殿
(沖縄及び北方対策)	

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年に不妊治療の一つである体外受精及び顕微授精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かった。これは実に16人に1人が体外受精及び顕微授精で生まれたことになる。また、治療件数も45万4,893件と過去最高となった。

国においては平成16年度から、年1回10万円を限度に助成を行う「特定不妊治療助成事業」が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきている。また、不妊治療への保険適用もなされてきたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られている。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めているが、保険適用の拡大および所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題である。

そこで、政府におかれては、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療の保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように十分配慮すること。具体的には、現在、保険適用の助成対象となっていない「人工授精」をはじめ、特定不妊治療である「体外受精」や「顕微授精」さらには「男性に対する治療」についてもその対象として検討すること。
- 2 不妊治療の保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象とした経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立できる環境をさらに整備するとともに、相談やカウンセリングなど不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月9日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	大	島	理	森	殿
参	議	院	議	長	山	東	昭	子	殿
内	閣	総	理	大	菅		義	偉	殿
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
厚	生	労	働	大	田	村	憲	久	殿

天皇陛下におかせられましたは

皇嗣文仁親王殿下の立皇嗣の礼をあげさせられ

皇位継承者としての地位を宣明されましたことは

国民ひとしく慶賀にたえないところであります

ここに宮崎県議会は県民を代表して

謹んでお祝いを表します

令和二年十一月二十日

宮崎県議会

皇嗣殿下におかせられましたは

立皇嗣の礼をあげさせられましたことは

国民ひとしく慶賀にたえないところであります

ここに宮崎県議会は県民を代表して

謹んでお祝いを表します

令和二年十一月二十日

宮崎県議会

請 願 一 覽 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	—	1	1	
厚 生	1	—	1	
商 工 建 設	—	1	1	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	2	—	2	
計	3	2	5	

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第4号	受理年月日	令和2年11月27日
請願の件名	<p>高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願</p> <p>(要旨) 高等学校における演劇鑑賞教室実施に関する請願</p> <p>(理由) 学校単位で授業の一環として行われる演劇鑑賞教室の全国的な傾向は、鑑賞予算を確保出来る学校と、困難な学校と二極化が進行し、「授業時間確保」の問題も絡み、全体として減少しています。公益社団法人日本劇団協議会（以下劇団協議会）正会員による高校公演数の推移を見ると1980年代後半に年間1,460公演を超えていましたが2018年には3分の1以下の441公演にまで減少しています。</p> <p>都道府県別の演劇実施校の公演数ランキングを見てみると宮崎県は上位10位内（2014～2017年）では2016年に鑑賞校19校（10公演）で7位に入っていますが、この他の年ではランク外になっています。またみやざき文化振興ビジョンでは、「多くの県民が子どもの文化体験の充実を期待する一方で、学校における文化芸術に触れる機会が不足しています」と「成果と課題」の「主な課題」（P11）のなかで指摘されています。</p> <p>学校での演劇鑑賞は終戦の翌年1946年から始まりました。後に青少年期に演劇を鑑賞することは教育の目的である「人格の形成」をより豊かにしていく機会として教育の場でも認識され、他の芸術分野に先んじて全国の学校に広がったという歴史があります。</p> <p>演劇鑑賞教室の困難さは年々益していますが、しかし「総合芸術」と言われる演劇が今の教育に果たしている役割はそれと逆に高まっているということを公演当日の様々な反応や送られてくる感想で実感しています。</p> <p>今回、高校における演劇鑑賞教室に拘る訳は、小学校・中学校は文化庁「文化芸術による子供育成総合事業」によって一定程度その鑑賞と体験が保障され、県内の小中学校・特別支援学校でも本事業による芸術鑑賞・体験を実施されています。ところが高校</p>		

はこの事業の対象外となり、支援の手がほとんどないのが実態なのです。そこで劇団協議会では、全国の都道府県に向けて高校の演劇鑑賞教室への支援を求めていく活動を始めています。

本請願は、みやざき文化芸術ビジョンの理念をより豊かに具体化していく方向でもあるかと思えます。この支援要請は他に「文化芸術基本法」「子どもの権利条約」「1999年ユネスコ第30回総会事務局長アピール」に基づいています。

ついては

- 1、県内の高等学校が演劇鑑賞教室を開催出来るように支援をしていただきたい。
 - 2、各市町村による青少年対象の文化芸術活動充実に向け、一層の支援をしていただきたい。
- 以上、二点要望します。

紹介議員	井本 英雄 日高 陽一
------	------------------

新規請願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	令和2年11月30日
請願の件名	<p>臨床研修を継続するための財政支援についての請願</p> <p>(要旨)</p> <p>本県の地域医療を担う医師を養成・確保するためには、臨床研修を安定的に実施することが重要であります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、臨床研修を実施する医療機関においても、その経営状況は厳しく、臨床研修の継続が困難となる恐れがありますので、臨床研修を継続するための財政支援がなされるよう請願します。</p> <p>(理由)</p> <p>新型コロナウイルス感染症が拡大するなか、医療現場においては、新型コロナウイルス疑い患者や有熱者の対応などに、医療従事者が一丸となって奮闘しています。</p> <p>本県では、臨床研修について、基幹型臨床研修病院7施設と、その協力病院が研修医の受入を担っており、特に、小児科領域の幅広い疾患を多数経験できる外来・入院機能を持った協力病院は数少なく、極めて貴重な存在となっております。</p> <p>研修医の受入は、今後の地域医療を担う医師を育成する上で、大変重要である一方、研修医の受入は、指導医や他のコメディカルがマンツーマンで研修・指導を行うなど、通常業務に加えてかなりの労力を要するものであります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も、臨床研修病院の厳しい経営状況が続くならば、研修医の受入が困難となる可能性があることに御配慮いただき、臨床研修を継続するために必要な財政支援がなされるようお願いいたします。</p>		
紹介議員	<p>横田 照夫 河野 哲也 渡辺 創 前屋敷 恵美</p> <p>有岡 浩一 井上 紀代子</p>		

新規請願

			文教警察企業常任委員会
請願番号	請願第6号	受理年月日	令和2年11月30日
請願の件名	<p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>(要旨)</p> <p>新型コロナウイルス感染症から子どもを守り、学ぶ権利を保障するために少人数学級を求める請願</p> <p>宮崎県の公立小中学校の学級編制基準等について、以下のことを請願します。</p> <p>①小学3年生～6年生と中学2年生～3年生でも上限35人学級を実施すること。</p> <p>①-2></p> <p>小学1、2年生の上限30人学級と、小学3年生以上での上限35人学級を、正式な、宮崎県の学級編制基準とすること。</p> <p>②宮崎県の特別支援学級の学級編制基準を上限6人とすること。</p> <p>③宮崎県の複式学級の学級編制基準を上限14人とすること。 (小学1年生を含む場合の規定は、現行の8人。)</p> <p>④中学校の複式学級は、解消すること。(事例がきわめて少ないため)</p> <p>⑤オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ること。</p> <p>⑥国に対して、次の2点について意見書を提出すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学2年生以上中学3年生までの全学年で、上限35人学級を法律の改正によって行う。 ・新型コロナウイルス感染防止のため、20人以下学級を展望した少人数学級をすすめる。 <p>(理由)</p> <p>はじめに、請願項目①～④について説明します。</p> <p>宮崎県では現在、小学校1、2年生が上限30人、中学1年生が上限35人ですが、それ以外の学年では上限40人です。小学2年生から3年生に変わる時、1学級減や、場合によっては2学級減となるなどして、学級当たりの人数が急激に増えるということが多々見受けられます。従来から「せめて35人学級を実現してほしい」</p>		

という保護者や教職員の願いがありました。

2020年に入り、新型コロナウイルス感染症が広がる中で、文部科学省の提起した「学校の新しい生活様式」は、教室での子ども同士の距離を2メートル確保するために、教室あたりの児童生徒数は20人程度とする必要があるとされました。長期間の学校休校のあとに行われた「分散登校」は、この指導の下に行われました。一つの学級を半分に分けて、時間をずらして授業が行われましたが、現在では、元通りの学級のまま授業が行われています。新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員の命と健康を守るためには、宮崎県の学級編制基準を上限20人とする必要があります。そうすれば、すべての学級が20人以下となるからです。

昨年2019年度の宮崎県の公立小中学校の状況は、小学校では35%、中学校では29%がすでに20人以下となっています。一方、超過密な36人以上の学級が小学校で9%、中学校では17%もありました。

「調べる会・宮崎」（ゆとりある教育を求め全国の教育条件を調べる会・宮崎）が行った2017年度の実態調査では、現状の教員定数の使い方を変えれば、特段の増員を要さずとも、単式学級を上限35人、複式学級を上限14人、特別支援学級を上限6人とすることは十分に可能だということが判明しました。

国の加配定数である「指導方法工夫改善定数」やそれが基礎化された定数は、少人数学級に転用することができます。実際、宮崎県の小1・小2の「30人学級」や中1の「35人学級」は、この定数を転用して行われていますが、転用せずに「一部教科での少人数授業」に使われている定数が、小中学校合わせると309人分ありました。また、国の基礎的定数と県の基礎的配置数との差（その分は使われていない）が139人分ありました。合計で448人分の“使える定数”があるのです。

小学校の小学3年生以上の学年すべてで「35人学級」を実施するためには118学級を増やし、中学校では53学級増やす必要があります。小学校で複式学級を14人以下とするには7学級、中学校で複式をすべて解消するには5学級増やす必要があります。特別支援学級を6人以下とするには小学校で45学級、中学校で7学級増やす必要があります。それから、これらの学級数が増えることに伴って増やされる教員の数が小学校では17人、中学校では33人となります。ですから、増やさなければならぬ教員の数は合計285人となります。すでに見た通り、現行の定数で少人数学級化に使える定数が448人分あるのですから、定数の使い方を変える

だけで、特段の定数を増やさなくても実現可能なのです。

以上のことから、請願項目の①では、来年度2021年度から、宮崎県の学級編制基準を小学校3年生以上の全ての学年で一斉に上限35人とするを求めます。そして、請願項目の①-2では、現行の小学1・2年生の30人も正式に県の学級編制基準とすることを求めます。現状では、基準は変えずに運用で行われており、そのために国の標準より1クラスの人数を少なくして増えた学級数が、学級数に応じてプラスされる教員数の決定に、反映されていないからです。

また、複式学級の上限16人、特別支援学級の上限8人というのは、子ども同士の距離の点から言えば問題がないのですが、これらの学級編制基準についても従来から、複式学級はせめて上限14人に、特別支援学級はせめて上限6人に改善してほしいと要望がありました。

ですから、請願項目の②では、特別支援学級の編制基準を6人とすること、請願項目の③では、小学校の複式学級の編制基準を14人とすることを求めます。また、請願項目の④では、中学校の複式学級については、事例が少ないので、解消することを求めます。

次に、請願項目⑤について説明します。

9月30日に公表された文部科学省の次年度予算概算要求書を見ると、「少人数学級」の実施へ振替可能な加配定数を、ごく一部の学校での小学校高学年の教科担任制へ2000人分転換（すでに今年度、2000人分転換済み。）することが明示されているのに対して、少人数学級の具体的な人数については曖昧で、必要な予算額も明示されていません。また、少人数指導（一部の教科の授業時間だけを少人数にすること。）とICT（情報通信技術）を組み合わせる制度へ、教育予算の重点を移し変えようとしています。

宮崎県下の学校においても、すでに全校児童生徒にタブレットが配布される学校があるなど、オンライン授業に対応した予算の執行が進められています。しかし、オンライン教育が主となる学校制度では、子どもの健全な成長発達には保障できません。仮想空間での学習だけでは、体感を伴った現実の深い理解を得ることはできません。発育途上の未成熟な子どもたちの心身への電磁波の与える影響も心配です。オンライン授業に過度に頼ることなく、人間的なふれあいのもとで子どもの成長発達の権利を保障する、教育環境の整備を図ることを求めます。

請願項目⑥について、宮崎県議会として国に意見書を提出して

ほしい理由は以下のとおりです。

全国の調査の結果でも、上限35人学級は来年2021年度から全学年で一斉に実施可能であることが分かりました。まずは、国の制度として法改正による35人学級の実現を求めます。

新型コロナウイルス感染症から子どもと教職員を守るためには、上限20人学級が必要です。宮崎県で今すぐに20人学級を実施するには、1,200程度の教室が必要ですが、現在の余裕学級は700ほどです。また、教員を1,300人ほど増やさなければなりません。それらを宮崎県独自に増やすのは、財政的にかなり負担が大きくなります。国庫負担制度を伴ったもので対応する必要があると考えます。来年度、35人学級が全学年で一斉に実施された後、コロナ禍の下でも安全・安心な教育環境を整えるには、国の制度としての20人学級実施に向けて計画的に学級編制基準を縮小していく必要があります。以上の2点について、宮崎県議会から国に対する意見書を提出することを求めます。

紹介議員

前屋敷 恵美 満行 潤一

継 続 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第2号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) すべての学生を対象にした学生支援として、学費の一律半額免除を求める意見書を国に提出することを求める請願。</p> <p>(理由) 「アルバイトが一斉解雇された。新しい求人も無い」(22歳、宮崎市)「親からの仕送りも頼めなくて困っている」(18歳、宮崎市)「アルバイトの収入が減りそう」(18歳、都城市)「バイトができなくてギリギリの生活をしている」(22歳、延岡市) — コロナ禍の下での学生の深刻な実態です。 新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも学生生活に影響を及ぼしています。とりわけ、アルバイト収入の減少や親の収入減によって、少なくない学生が今後の学生生活を見通せなくなっており、日本の未来を担う全ての学生たちに勉学を諦めさせることのないように、政治の役割が求められています。 県内でも、緊急の就学支援金や授業料免除での支援などの独自の対策をとる大学も生まれており、コロナ禍の下、学生への経済的支援の必要性は明らかです。一方で、こうした大学独自の支援も、大学の予算だけではコロナ禍の下、全ての学生に学びを保障することが困難となっています。こうした努力をさらに広げ、すべての学生を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。 5月につくられた国の「学生支援緊急給付金」制度は、対象が43万人で学生全体の約1割であり、支援額も10～20万円と、金額も対象も狭く、厳しい申請基準のために申請前に「学生が諦めてしまう」事態が起こっています。こうしたことから、学生への直接支援を一部に限定せず、すべての学生を対象にした抜本的な支援に発展させることが求められています。 「オンライン授業」の下で新たな経済的負担が生まれるとともに</p>		

に、利用できない学校施設、授業の課題の多さ、友人と切り離させる孤独感など、多くの学生がこれまでにない不安や不満、強いストレスにさらされています。さらなる感染拡大も危惧される中で、後期も通常通りには学生生活を送ることができないことは明らかであり、国が支援を強めることは、将来への不安を抱える学生に対し、学び続けることを励ますメッセージにもなります。

こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「学生に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。

紹介議員

前屋敷 恵美 来住 一人

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第3号	受理年月日	令和2年9月11日
請願の件名	<p>「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」の採択を求める請願</p> <p>(要旨) 青年労働者の雇用を維持し生活を支える対策をいっそう強めるよう求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 「家にいる時間が増えたため、光熱費の請求額が増えた」(22歳、都城市)「業績悪化による解雇の可能性が高く、就職もすぐに見つかる気がなくて不安」(28歳、宮崎市)「2月から自営業を始めたけれど、収入がなくて諦めた」(33歳、宮崎市)ーコロナ禍の下での青年労働者の深刻な実態です。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大は、この宮崎県でも青年労働者の雇用、生活に影響を及ぼしています。不当な派遣切りや雇止め、就業時間が減り収入が減るなど少くない青年労働者が厳しい生活を余儀なくされています。日本の未来を担う全ての青年労働者が仕事や生活そのものを諦めることがないように、政治の役割が求められます。</p> <p>宮崎県としても、「雇用維持・人材育成と事業継続のための支援」を行っています。また、新型コロナウイルス感染拡大により職を失った労働者を雇用するなどの独自の対策を行っている市町村も生まれており、コロナ禍の下、青年労働者への経済的支援の必要性は明らかです。国が雇用調整助成金の上限を引き上げ、労働者が申請することができる制度にし、その特例を延長したことは多くの青年労働者が求めていたことです。こうした努力をさらに広げ、全ての青年労働者を支えるものにしていくためには国の役割が決定的です。</p> <p>「新型コロナウイルス感染拡大の影響で解雇・雇止めされた労働者が見込みを含め5万人を超えた」という厚生労働省の調査結果が示すように、今後さらに感染が広がれば、こうした青年の状況は一層深刻なものになると考えられます。新型コロナウイルス</p>		

	<p>感染症の拡大を理由に仕事を失ったり、生活できない青年労働者を一人でも出してはなりません。</p> <p>こうした理由から、貴議会におかれましては、国に対し「労働者に対する支援の抜本的拡充を求める意見書」を提出するようお願いいたします。</p>
紹介議員	前屋敷 恵美 来住 一人

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容	
11月20日	金	本 会 議	議長挨拶 開 会 会議録署名議員指名（山下博三議員、坂本康郎議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 立皇嗣の礼に伴う賀詞奉呈の件 議員の辞職許可（高橋 透議員） 議案第1号～第33号上程 知事提案理由説明	
11月21日	土	休 会	(閉庁日)	
11月22日	日			
11月23日	月			(閉庁日) 勤労感謝の日
11月24日	火			(議案調査)
11月25日	水			
11月26日	木	本 会 議	議席の一部変更 一般質問（田口雄二議員、坂口博美議員、野崎幸士議員、 河野哲也議員）	
11月27日	金		一般質問（山下 寿議員、満行潤一議員、武田浩一議員、 安田厚生議員）	
11月28日	土	休 会	(閉庁日)	
11月29日	日			
11月30日	月	本 会 議	一般質問（重松幸次郎議員、脇谷のりこ議員、井上紀代子議員）	
12月1日	火		知事発言 一般質問（渡辺 創議員、内田理佐議員、前屋敷恵美議員）	
12月2日	水		一般質問（西村 賢議員、横田照夫議員、有岡浩一議員） 議案第30号～第33号採決（同意） 議案・請願委員会付託	
12月3日	木	休 会	常任委員会	
12月4日	金			
12月5日	土		(閉庁日)	
12月6日	日			
12月7日	月		特別委員会	
12月8日	火		(議事整理)	

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
12月9日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第5号に反対）（来住一人議員） 討論（請願第2号不採択、第3号、第6号継続に反対）（前屋敷恵美議員） 採決（議案第5号）（可決） 採決（議案第1号～第4号、第6号～第29号）（可決） 採決（請願第2号）（不採択） 採決（請願第4号、第5号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号～第3号追加上程、採決（可決） 選挙管理委員及び同補充員の選挙 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 丸 山 裕 次 郎

宮 崎 県 議 会 副 議 長 徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 山 下 博 三

宮 崎 県 議 会 議 員 坂 本 康 郎